

(案)

# 香取市地域防災計画

(令和2年度修正)

- |       |                     |         |
|-------|---------------------|---------|
| 第 1 編 | 総                   | 則       |
| 第 2 編 | 震                   | 災 編     |
| 附 編   | 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 |         |
| 第 3 編 | 風                   | 水 害 等 編 |
| 第 4 編 | 大規模事故等編             |         |

香取市防災会議



## 第1編 総則編

第1章 計画の目的及び構成	総-1
第1節 計画の目的	総-1
第2節 計画の構成	総-2
第2章 計画の基本的な考え方	総-3
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総-3
第2節 地域防災力の向上	総-4
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点	総-5
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総-6
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-7
1 香取市	総-7
2 千葉県	総-7
3 指定地方行政機関	総-9
4 自衛隊	総-11
5 消防機関	総-11
6 指定公共機関	総-12
7 指定地方公共機関	総-13
8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者	総-14
9 市民及び事業所等	総-15
第4章 地勢概要等	総-16
1 地勢	総-16
2 災害の発生状況	総-18

## 第2編 震災編

第1章 総 則	震-1-1
第1節 地震対策の基本的視点	震-1-1
第2節 想定地震と被害想定	震-1-3
1 想定地震、想定条件	震-1-3
2 被害の概要	震-1-3
第2章 震災予防計画	震-2-1
第1節 防災意識の向上	震-2-1
1 防災教育	震-2-1
2 過去の地震災害教訓の伝承	震-2-2
3 防災広報の充実	震-2-3
4 自主防災体制の強化	震-2-4
5 防災訓練の充実	震-2-6
6 調査・研究	震-2-8
第2節 火災予防対策	震-2-9
1 震災出火の防止	震-2-9
2 建築物不燃化の促進	震-2-10
3 防災空間の整備・拡大	震-2-11
第3節 消防計画	震-2-12
1 消防体制・施設の強化	震-2-12
2 消防用施設の整備	震-2-12
3 救急救助体制の整備	震-2-12
4 相互の応援体制	震-2-13
5 消防思想の普及	震-2-13
第4節 建築物の耐震化等の推進	震-2-14
1 建築物等の耐震化対策等	震-2-14

2	ライフライン施設	震-2-15
3	市街地の整備	震-2-18
4	道路及び交通施設の安全化	震-2-19
第5節	液状化災害予防対策	震-2-20
1	液状化対策の推進	震-2-20
2	ライフライン施設、公共施設の液状化対策	震-2-20
3	液状化対策の広報・周知	震-2-20
第6節	土砂災害予防対策	震-2-21
1	土砂災害の防止	震-2-21
2	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	震-2-22
3	急傾斜地崩壊対策等	震-2-23
第7節	要配慮者等の安全確保対策	震-2-25
1	避難行動要支援者への対応	震-2-25
2	要配慮者全般への対応	震-2-27
3	社会福祉施設等における防災対策	震-2-29
4	外国人への対策	震-2-29
第8節	情報連絡体制の整備	震-2-30
1	情報の収集・連絡体制	震-2-30
2	災害通信基盤の整備	震-2-30
3	警察における災害通信網の整備	震-2-32
4	東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	震-2-33
5	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	震-2-33
6	KDDI事業所等における電気通信サービスの整備	震-2-33
7	ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備	震-2-33
8	非常通信体制の充実強化	震-2-33
9	アマチュア無線の活用	震-2-33
10	その他通信網の整備	震-2-33
第9節	備蓄・物流計画	震-2-34
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備	震-2-34
2	給水体制の整備	震-2-37
第10節	緊急輸送体制	震-2-39
1	緊急輸送体制の整備	震-2-39
2	輸送体制の整備	震-2-40
3	緊急通行車両	震-2-40
第11節	防災施設等の整備	震-2-41
1	避難施設の整備	震-2-41
2	市防災拠点等の整備	震-2-43
第12節	帰宅困難者等対策	震-2-44
1	帰宅困難者の定義	震-2-44
2	一斉帰宅の抑制	震-2-44
3	帰宅困難者等の安全確保対策	震-2-45
4	帰宅支援対策	震-2-45
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組	震-2-46
第13節	防災体制の整備	震-2-47
1	効果的な応急活動のための事前対策	震-2-47
2	業務継続体制の確保	震-2-47
第3章	震災応急対策計画	震-3-1
第1節	災害応急活動体制	震-3-1
1	災害警戒本部の設置 <第2配備体制>	震-3-1
2	災害対策本部の設置 <第3配備体制>	震-3-2

3	職員の動員・配備	震-3-13
4	災害救助法の適用手続等	震-3-14
第2節	情報収集・伝達体制	震-3-17
1	通信体制	震-3-17
2	通信手段の確保	震-3-19
3	気象官署の地震に関する警報及び情報	震-3-20
4	被害情報等収集・報告	震-3-23
5	災害時の広報	震-3-30
6	災害時の広聴	震-3-34
第3節	避難計画	震-3-35
1	計画方針	震-3-35
2	実施機関	震-3-35
3	避難の勧告又は指示等	震-3-35
4	警戒区域の設定	震-3-38
5	受入れ計画	震-3-40
6	避難所の開設・運営	震-3-43
7	感染症対策	震-3-47
第4節	要配慮者等の安全確保対策	震-3-49
1	在宅要配慮者に対する対策	震-3-49
2	社会福祉施設等における対策	震-3-50
第5節	消防・救助救急・医療救護活動	震-3-52
1	消防活動	震-3-52
2	救助・救急	震-3-54
3	水防活動	震-3-55
4	危険物等の対策	震-3-56
5	医療救護	震-3-56
第6節	交通の確保・緊急輸送対策	震-3-61
1	道路等の応急対策	震-3-61
2	交通関係情報の収集・伝達	震-3-62
3	緊急交通路の確保	震-3-62
4	市の緊急輸送に関する実施体制	震-3-63
5	緊急輸送に必要な手続き	震-3-65
6	道路啓開	震-3-66
7	震災発生時における運転者のとるべき措置	震-3-66
8	ヘリコプターによる緊急輸送	震-3-67
第7節	救援物資供給活動	震-3-68
1	応急給水	震-3-68
2	食料品等の供給体制	震-3-70
3	生活必需品等の供給体制	震-3-72
4	燃料の調達	震-3-74
5	県の実施体制	震-3-74
6	広域実施体制	震-3-74
第8節	広域応援の要請	震-3-75
1	県に対する応援要請	震-3-75
2	市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請	震-3-75
3	被災市区町村応援職員確保システム	震-3-78
4	民間団体等に対する協力要請	震-3-78
5	受援計画の策定	震-3-78
6	広域避難者の支援要請又は受入れ	震-3-79
7	労働力の確保	震-3-79

第9節	自衛隊への災害派遣要請	震-3-81
1	自衛隊の災害派遣基準等	震-3-81
2	自衛隊派遣要請手続き	震-3-81
3	災害派遣部隊の受入体制	震-3-83
4	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要	震-3-84
5	災害派遣部隊の撤収要請	震-3-85
6	経費の負担	震-3-85
7	自衛隊の即応態勢	震-3-85
第10節	学校等の安全対策・文化財の保護	震-3-86
1	市教育委員会	震-3-86
2	学校	震-3-86
3	授業料等の減免・育英補助の措置	震-3-89
4	社会教育施設	震-3-89
5	文化財等	震-3-90
第11節	帰宅困難者対策	震-3-91
1	帰宅困難者の定義	震-3-91
2	想定される事態	震-3-91
3	帰宅困難者対策の実施	震-3-91
4	帰宅困難者等の把握と情報提供	震-3-92
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	震-3-92
6	徒歩帰宅支援	震-3-92
第12節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	震-3-94
1	保健活動	震-3-94
2	防疫対策	震-3-96
3	死体の捜索処理等	震-3-97
4	動物対策	震-3-99
5	清掃及び障害物の除去	震-3-100
第13節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	震-3-106
1	被災建築物の応急危険度判定の実施	震-3-106
2	被災宅地危険度判定の実施	震-3-106
3	応急仮設住宅の供与等	震-3-107
4	り災証明書の交付体制の確立	震-3-109
第14節	ライフライン関連施設等の応急復旧	震-3-110
1	上水道	震-3-110
2	下水道	震-3-111
3	電力施設	震-3-111
4	ガス施設	震-3-114
5	通信施設	震-3-115
6	放送機関	震-3-118
7	鉄道施設	震-3-118
8	その他公共施設	震-3-120
9	その他の施設等	震-3-120
第15節	ボランティアの協力	震-3-123
1	災害ボランティアセンターの設置	震-3-123
2	ボランティアの活動分野	震-3-124
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	震-3-124
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	震-3-125
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	震-3-125
6	ボランティア受入体制	震-3-126
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	震-3-126

第16節	自主防災活動	震-3-128
1	自主防災組織の活動体制	震-3-128
2	自主防災活動の主な内容	震-3-128
第17節	社会秩序の維持等に関する対策	震-3-130
1	社会秩序の維持	震-3-130
2	物価の安定、物資の安定供給	震-3-130
第4章	震災復旧計画	震-4-1
第1節	被災者生活安定のための支援	震-4-1
1	被災者の生活確保対策	震-4-1
2	個人被災者への資金援助等	震-4-3
3	税等の徴収猶予及び減免	震-4-5
4	被災農林漁業者に対する災害資金の融資	震-4-6
5	被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知	震-4-6
6	義援金の受入及び配分	震-4-6
第2節	ライフライン関連施設等の復旧計画	震-4-8
1	計画的復旧・復興の基本方針	震-4-8
2	復旧・復興計画の実施方法	震-4-8
3	公共施設等災害復旧計画	震-4-8
4	生活関連施設等の復旧計画	震-4-9
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	震-4-14
1	激甚災害特別財政援助法	震-4-14
2	通常の災害時における財政援助等	震-4-15
3	災害復旧事業に係る市の財政措置	震-4-16
第4節	災害復興	震-4-17
1	体制の整備	震-4-17
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	震-4-17
3	想定される復興準備計画	震-4-17
4	復興対策の研究、検討	震-4-18

## 第2編 附編 東海地震に係る対応計画

第1章	総則	震-東-1
第1節	計画策定の趣旨	震-東-1
第2節	基本方針	震-東-2
1	計画の内容	震-東-2
2	計画の範囲	震-東-2
3	前提条件	震-東-2
4	計画の実施	震-東-2
5	計画の位置付け	震-東-2
第3節	今後の課題	震-東-3
第2章	香取市の業務	震-東-4
第3章	事前の措置	震-東-5
第1節	東海地震に備え事前に促進すべき事項	震-東-5
1	防災関係機関の事前の措置	震-東-5
2	事業所等に対する指導及び協力要請	震-東-7
第2節	広報及び教育	震-東-8
1	広報	震-東-8
2	教育	震-東-9
第3節	地震防災訓練	震-東-10
1	総合防災訓練	震-東-10

2	市民、事業所が実施する訓練	震-東-10
第4章	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	震-東-11
第1節	東海地震注意情報の伝達	震-東-11
1	伝達系統及び伝達手段	震-東-11
第2節	活動体制の準備等	震-東-13
1	災害警戒本部の設置 <第2配備体制>	震-東-13
第3節	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	震-東-14
第5章	警戒宣言発令に伴う対応措置	震-東-15
第1節	活動体制	震-東-16
1	災害対策本部の設置 <第3配備体制>	震-東-17
2	災害対策本部の運営の設置運営	震-東-17
3	職員動員・配備計画	震-東-18
第2節	警戒宣言の伝達及び広報	震-東-20
1	警戒宣言の伝達	震-東-20
2	警戒宣言時の広報	震-東-21
3	広聴活動	震-東-24
第3節	水防・消防等対策	震-東-25
1	市	震-東-25
2	発災後に備えた資機材・人員等の輸送体制	震-東-25
第4節	上下水道、電気、ガス、通信等対策	震-東-26
1	上水道対策	震-東-26
2	下水道対策	震-東-27
3	電気対策	震-東-27
4	ガス対策	震-東-28
5	通信対策	震-東-29
第5節	学校・社会福祉施設等対策	震-東-31
1	学校対策	震-東-31
2	社会福祉施設等	震-東-31
第6節	避難対策	震-東-33
1	避難計画	震-東-33
2	受入れ計画	震-東-35
第7節	救護救援・防疫対策・保健活動対策	震-東-37
1	医療救護対策	震-東-37
2	防疫対策	震-東-37
3	保健活動対策	震-東-37
第8節	その他の対策	震-東-39
1	市が管理、運営する施設対策	震-東-39
2	市税及び介護保険料の納付等に関する措置	震-東-39
第6章	市民等のとるべき措置	震-東-40
第1節	市民のとるべき措置	震-東-40
第2節	自主防災組織のとるべき措置	震-東-43
第3節	事業所のとるべき措置	震-東-44

### 第3編 風水害等編

第1章	総 則	風-1-1
第1節	市域の保全	風-1-1
1	治 水	風-1-1
第2章	風水害予防計画	風-2-1
第1節	防災意識の向上	風-2-1
1	防災教育	風-2-1

2	過去の風水害等災害教訓の伝承.....	風-2-3
3	防災広報の充実.....	風-2-3
4	自主防災体制の強化.....	風-2-4
5	防災訓練の充実.....	風-2-6
6	調査・研究.....	風-2-8
第2節	水害予防対策.....	風-2-10
1	山林等の治山に関する事業.....	風-2-10
2	河川改修等の治水事業.....	風-2-10
3	浸水想定区域の調査及び周知.....	風-2-11
4	要配慮者利用施設等の避難計画の作成.....	風-2-12
5	道路災害による事故防止.....	風-2-12
6	気象、河川流量等の観測測定.....	風-2-12
7	洪水予報と警戒レベル.....	風-2-13
8	農作物等の水害予防対策.....	風-2-13
9	電力施設洪水対策.....	風-2-14
10	通信施設水害防止対策.....	風-2-15
11	下水道施設の水害防止対策.....	風-2-15
第3節	土砂災害予防対策.....	風-2-16
1	土砂災害防止法に基づく対策の推進.....	風-2-16
2	土砂災害に対する警戒避難体制の整備.....	風-2-18
3	防災知識の普及啓発.....	風-2-19
4	県土保全事業の推進.....	風-2-20
第4節	風害予防対策.....	風-2-22
1	台風・竜巻等に関する知識の普及啓発.....	風-2-22
2	街路樹、公園樹の風害予防対策.....	風-2-24
3	農作物等の風害防止対策.....	風-2-24
4	電力施設風害防止対策.....	風-2-26
5	通信施設風害防止対策.....	風-2-27
第5節	雪害予防対策.....	風-2-28
1	道路雪害防止対策.....	風-2-28
2	農作物等の雪害防止対策.....	風-2-28
3	通信施設雪害防止対策.....	風-2-29
第6節	火災予防対策.....	風-2-30
1	災害出火の防止.....	風-2-30
2	火災に強い市街地.....	風-2-31
第7節	消防計画.....	風-2-34
1	消防体制・施設の強化.....	風-2-34
2	消防用施設の整備.....	風-2-34
3	救急救助体制の整備.....	風-2-34
4	相互の応援体制.....	風-2-35
5	消防思想の普及.....	風-2-35
第8節	要配慮者等の安全確保対策.....	風-2-36
1	避難行動要支援者への対応.....	風-2-36
2	要配慮者全般への対応.....	風-2-38
3	社会福祉施設等における防災対策.....	風-2-40
4	外国人への対策.....	風-2-40
第9節	情報連絡体制の整備.....	風-2-41
1	情報の収集・連絡体制.....	風-2-41
2	災害通信基盤の整備.....	風-2-41
3	警察における災害通信網の整備.....	風-2-43

4	東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	風-2-43
5	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	風-2-44
6	KDDI(株)における電気通信サービスの整備	風-2-44
7	ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備	風-2-44
8	非常通信体制の充実強化	風-2-44
9	アマチュア無線の活用	風-2-44
10	その他通信網の整備	風-2-44
第10節	備蓄・物流計画	風-2-45
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備	風-2-45
2	給水体制の整備	風-2-48
第11節	緊急輸送体制	風-2-50
1	緊急輸送体制の整備	風-2-50
2	輸送体制の整備	風-2-51
3	緊急通行車両	風-2-51
第12節	防災施設等の整備	風-2-52
1	避難施設の整備	風-2-52
第13節	帰宅困難者等対策	風-2-55
1	帰宅困難者の定義	風-2-55
2	一斉帰宅の抑制	風-2-55
3	帰宅困難者等の安全確保対策	風-2-56
4	帰宅支援対策	風-2-56
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組	風-2-57
第14節	防災体制の整備	風-2-58
1	効果的な応急活動のための事前対策	風-2-58
2	業務継続体制の確保	風-2-58
第3章	災害応急対策計画	風-3-1
第1節	活動体制の確立	風-3-1
1	災害警戒本部	風-3-1
2	災害対策本部	風-3-2
3	職員の動員・配備	風-3-12
4	災害救助法の適用手続等	風-3-13
第2節	情報収集・伝達体制	風-3-16
1	通信体制	風-3-16
2	通信手段の確保	風-3-18
3	気象情報の受領・伝達	風-3-19
	水防警報	風-3-24
5	被害情報等収集・報告	風-3-27
6	災害時の広報	風-3-34
7	災害時の広聴	風-3-37
第3節	避難計画	風-3-39
1	計画方針	風-3-39
2	実施機関	風-3-39
3	避難の勧告又は指示等	風-3-39
4	警戒区域の設定	風-3-45
5	受入れ計画	風-3-46
6	避難所の開設・運営	風-3-49
7	感染症対策	風-3-53
第4節	要配慮者等の安全確保対策	風-3-55
1	要配慮者に対する対策	風-3-55
2	社会福祉施設等における対策	風-3-56

第5節	消防・救助救急・医療救護活動	風-3-58
1	消防活動	風-3-58
2	救助・救急	風-3-60
3	水防活動	風-3-62
4	危険物等の対策	風-3-64
5	医療救護	風-3-65
第6節	交通の確保・緊急輸送対策	風-3-69
1	道路等の応急対策	風-3-69
2	交通関係情報の収集・伝達	風-3-70
3	緊急輸送路の確保	風-3-71
4	市の緊急輸送に関する実施体制	風-3-71
5	緊急輸送に必要な手続き	風-3-73
6	道路啓開	風-3-74
7	ヘリコプターによる緊急輸送	風-3-74
第7節	救援物資供給活動	風-3-76
1	応急給水	風-3-76
2	食料品等の供給体制	風-3-78
3	生活必需品等の調達供給	風-3-80
4	燃料の調達	風-3-81
5	県の実施体制	風-3-81
6	広域実施体制	風-3-81
第8節	広域応援の要請	風-3-83
1	県に対する応援要請	風-3-83
2	市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請	風-3-83
3	被災市区町村応援職員確保システム	風-3-86
4	民間団体等に対する協力要請	風-3-86
5	受援計画の策定	風-3-86
6	広域避難者の支援要請又は受入れ	風-3-87
7	労働力の確保	風-3-87
第9節	自衛隊への災害派遣要請	風-3-89
1	自衛隊の災害派遣基準等	風-3-89
2	自衛隊派遣要請手続き	風-3-89
3	災害派遣部隊の受入体制	風-3-91
4	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要	風-3-92
5	災害派遣部隊の撤収要請	風-3-93
6	経費の負担	風-3-93
7	自衛隊の即応態勢	風-3-93
第10節	学校等の安全対策・文化財の保護	風-3-94
1	市教育委員会	風-3-94
2	学校	風-3-94
3	授業料等の減免・育英補助の措置	風-3-97
4	社会教育施設	風-3-97
5	文化財等	風-3-98
第11節	帰宅困難者対策	風-3-99
1	帰宅困難者の定義	風-3-99
2	想定される事態	風-3-99
3	帰宅困難者対策の実施	風-3-99
4	帰宅困難者等の把握と情報提供	風-3-100
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	風-3-100
6	徒歩帰宅支援	風-3-100

第12節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	風-3-102
1	保健活動	風-3-102
2	防疫対策	風-3-104
3	死体の捜索処理等	風-3-105
4	動物対策	風-3-108
5	清掃及び障害物の除去	風-3-108
第13節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理の供与	風-3-114
1	被災建築物の応急危険度判定の実施	風-3-114
2	被災宅地危険度判定の実施	風-3-114
3	応急仮設住宅の供与等	風-3-115
4	り災証明書等の交付体制の確立	風-3-117
第14節	ライフライン関連施設等の応急復旧	風-3-118
1	上水道	風-3-118
2	下水道	風-3-118
3	電力施設	風-3-119
4	ガス施設	風-3-122
5	通信施設	風-3-122
6	放送機関	風-3-125
7	鉄道施設	風-3-125
8	公共施設	風-3-126
9	その他の施設等	風-3-127
第15節	ボランティアの協力	風-3-129
1	災害ボランティアセンターの設置	風-3-129
2	ボランティアの活動分野	風-3-129
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	風-3-130
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	風-3-130
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	風-3-131
6	ボランティア受入体制	風-3-132
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	風-3-132
第16節	自主防災活動	風-3-133
1	自主防災組織の活動体制	風-3-133
2	自主防災活動の主な内容	風-3-133
第17節	社会秩序の維持等に関する対策	風-3-135
1	社会秩序の維持	風-3-135
2	物価の安定、物資の安定供給	風-3-135
第4章	災害復旧計画	風-4-1
第1節	被災者生活安定のための支援	風-4-1
1	被災者の生活確保対策	風-4-1
2	個人被災者への資金援助等	風-4-3
3	税等の徴収猶予及び減免	風-4-5
4	被災農林漁業者に対する災害資金の融資	風-4-6
5	被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知	風-4-6
6	義援金の受入及び配分	風-4-6
第2節	ライフライン関連施設等の復旧計画	風-4-8
1	計画的復旧・復興の基本方針	風-4-8
2	復旧・復興計画の実施方法	風-4-8
3	公共施設等災害復旧計画	風-4-8
4	生活関連施設等の復旧計画	風-4-9
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	風-4-13
1	激甚災害特別財政援助法	風-4-13

2	通常の災害時における財政援助等	風-4-14
3	災害復旧事業に係る市の財政措置	風-4-15
第4節	災害復興	風-4-16
1	体制の整備	風-4-16
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	風-4-16
3	想定される復興準備計画	風-4-16
4	復興対策の研究、検討	風-4-17

#### 第4編 大規模事故等編

第1章	総則	大-1-1
第1節	基本方針	大-1-1
1	計画の目的	大-1-1
2	火災及び交通の主な概要	大-1-1
第2節	活動体制	大-1-3
1	配備基準	大-1-3
2	配備体制の決定者	大-1-4
3	災害対策本部の組織及び運営	大-1-4
4	職員の動員	大-1-4
第2章	大規模事故等対策計画	大-2-1
第1節	大規模火災対策計画	大-2-1
1	基本方針	大-2-1
2	予防計画	大-2-1
3	応急対策計画	大-2-3
第2節	林野火災対策計画	大-2-5
1	基本方針	大-2-5
2	予防計画	大-2-5
3	応急対策計画	大-2-5
第3節	危険物等災害対策計画	大-2-7
1	危険物（消防法）	大-2-7
2	高圧ガス	大-2-9
3	火薬類	大-2-11
4	毒物劇物	大-2-12
第4節	航空機災害対策計画	大-2-14
1	基本方針	大-2-14
2	予防計画	大-2-14
3	応急対策計画	大-2-14
第5節	鉄道災害対策計画	大-2-20
1	予防計画	大-2-20
2	応急・復旧計画	大-2-20
第6節	道路災害対策計画	大-2-22
1	基本方針	大-2-22
2	道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	大-2-22
3	危険物等を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画	大-2-24
第7節	大規模停電災害対策計画	大-2-26
1	基本方針	大-2-26
2	予防計画	大-2-26
3	応急対策計画	大-2-27
第8節	放射性物質災害対策計画	大-2-30
1	基本方針	大-2-30

2	放射性物質事故の想定	大-2-30
3	放射性物質事故予防対策	大-2-31
4	放射性物質事故応急対策	大-2-31
第9節	火山噴火災害対策計画	大-2-36
1	基本方針	大-2-36
2	噴火の想定	大-2-36
3	降灰の応急対策	大-2-36
4	復旧計画	大-2-37

## 資料編

【資料1】	各部の災害予防事務	資-1
【資料2】	香取市災害警戒本部事務分掌	資-3
【資料3】	香取市災害警戒本部員	資-5
【資料4】	震度階級表	資-6
【資料5】	地震情報等伝達系統	資-8
【資料6】	気象予報等の基準	資-9
【資料7】	気象予報警報等伝達系統	資-14
【資料8-1】	広報体制	資-15
【資料8-2】	災害時に利用可能な無線局	資-16
【資料9】	NTT 災害用伝言ダイヤルを利用した安否確認	資-19
【資料10-1】	災害危険指定一覧（重要水防箇所）	資-20
【資料10-2】	災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）	資-26
【資料10-3】	災害危険指定一覧（土砂災害（特別）警戒区域）	資-28
【資料10-4】	災害危険指定一覧（山地災害危険地区）	資-33
【資料11】	応急給水設備等（市保有分）	資-34
【資料12】	市有車両一覧	資-35
【資料13】	災害時緊急通行車両一覧	資-35
【資料14】	指定緊急避難場所及び指定避難所	資-37
【資料15】	要配慮者施設	資-41
【資料16】	臨時ヘリポート	資-48
【資料17】	災害拠点病院	資-49
【資料18】	市内医療機関（医師会所属）	資-50
【資料19】	市内歯科医療機関（歯科医師会所属）	資-52
【資料20】	市内医薬品等調達先（薬剤師会所属）	資-54
【資料21】	指定文化財一覧	資-55
【資料22】	消防力の現況	資-62
【資料23】	警察施設の状況	資-64
【資料24】	火葬場・葬祭事業者一覧	資-65
【資料25】	電力施設	資-66
【資料26】	千葉県建設業協会香取支部	資-66
【資料27】	香取市防災会議委員名簿	資-67
【資料28】	災害対策関係機関一覧	資-68
【資料29】	市関係施設電話番号	資-70
法—1	香取市防災会議条例	資-72
法—2	香取市災害対策本部条例	資-73
法—3	香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程	資-74
法—4	香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱	資-76
法—5	災害報告取扱要領	資-78
法—6	災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用	資-82
法—7	局地激甚災害指定基準	資-84

法—8	激甚災害指定基準	資-85
協定	災害時協定一覽	資-87
様式	自衛隊災害派遣要請書等	資-92

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 1 編 総 則



# 目 次

<b>第1章 計画の目的及び構成</b> .....	<b>総-1</b>
第1節 計画の目的.....	総-1
第2節 計画の構成.....	総-2
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>総-3</b>
第1節 減災を重視した防災対策の方向性.....	総-3
第2節 地域防災力の向上.....	総-4
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点.....	総-5
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し.....	総-6
<b>第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b> .....	<b>総-7</b>
1 香取市.....	総-7
2 千葉県.....	総-7
3 指定地方行政機関.....	総-9
4 自衛隊.....	総-11
5 消防機関.....	総-11
6 指定公共機関.....	総-12
7 指定地方公共機関.....	総-13
8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者.....	総-14
9 市民及び事業所等.....	総-15
<b>第4章 地勢概要等</b> .....	<b>総-16</b>
1 地勢.....	総-16
2 災害の発生状況.....	総-18



# 第1章 計画の目的及び構成

## 第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市域に係る防災に関し、香取市防災会議が定める計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、平成25年の台風26号、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風と度重なる災害に見舞われ、本市は大きな被害を受けてきた。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている。

このような大規模災害の教訓等を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、市民や事業所等の役割を明らかにし、地震災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

## 第2節 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第 1 編	総 則
第 2 編	震 災 編
附 編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第 3 編	風 水 害 等 編
第 4 編	大 規 模 事 故 等 編

の各編をもって構成している。

第1編 総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成24年度修正において新設したものである。

第2編 震災編は、地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第2編 震災編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編 風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編 大規模事故等編は、大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、火山噴火災害など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。なお、この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本市では、これまでに様々な地震災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えていくものとする。

## 第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、市は家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、市民は災害の教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織など共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

さらに、民間団体等と市・県との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、市や県をはじめとする防災関係機関においても、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、同時発生災害や地震、風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

### 第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、今後更なる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布など、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

## 第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

## 第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務等を処理するものとする。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

### 1 香取市

- (1) 市防災会議、市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 避難の勧告、指示及び誘導に関すること
- (5) 災害の防除と拡大防止に関すること
- (6) 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
- (7) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (8) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (9) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (10) 災害時における文教対策に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
- (15) 被災者生活再建支援に関すること
- (16) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (17) 市の管理に係る河川、道路及び橋梁の保全に関すること
- (18) 水防に関すること
- (19) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- (20) 農作物の被害調査及び被害対策に関すること
- (21) し尿収集処理やごみ処理に関すること
- (22) 埋火葬に関すること

### 2 千葉県

#### 【防災危機管理部・香取地域振興事務所】

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること

- (4) 災害の防除と拡大の防止に関する事
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関する事
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- (8) 被災県営施設の応急対策に関する事
- (9) 災害時における文教対策に関する事
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関する事
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (13) 被災施設の復旧に関する事
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- (17) 被災者の生活再建支援に関する事
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

【県警本部（香取警察署）】

- (19) 被災者の救出及び避難に関する事
- (20) 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関する事
- (21) 交通規制に関する事
- (22) 防犯その他社会秩序の維持に関する事

【香取土木事務所】

- (23) 県の管理に係る河川、道路及び橋梁の保全に関する事
- (24) 水防に関する事

【香取健康福祉センター】

- (25) 医療施設の保全に関する事
- (26) 医療及び助産救護に関する事
- (27) 防疫その他保健衛生に関する事

【香取農業事務所】

- (28) 農地並びに農業施設の整備及び保全に関する事
- (29) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事
- (30) 農作物の被害調査及び被害対策に関する事

【県立佐原病院】

- (31) 看護に関する事
- (32) 医療・助産に関する事
- (33) 医療品に関する事

### 3 指定地方行政機関

#### (1) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

#### (2) 関東財務局千葉財務事務所

- ア 立会関係
  - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- イ 融資関係
  - (ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
  - (イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- ウ 国有財産関係
  - (ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
  - (イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
  - (ウ) 地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
  - (エ) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
  - (オ) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
  - (カ) 市又は県が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係
  - (ア) 災害関係の融資に関すること
  - (イ) 預貯金の払戻し及び中途解約に関すること
  - (ウ) 手形交換、休日営業等に関すること
  - (エ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
  - (オ) 営業停止等における対応に関すること

#### (3) 関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- コ 被害農業者に対する金融対策に関する事

#### (4) 関東地方整備局

管轄河川の計画工事及び管理並びに災害予防、災害応急対策に関する事

##### ア 災害予防

- (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- (イ) 通信施設等の整備に関する事
- (ウ) 公共施設等の整備に関する事
- (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事

##### イ 災害応急対策

- (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
- (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
- (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
- (エ) 災害時における復旧資材の確保に関する事
- (オ) 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事等に関する事
- (カ) 災害時における応急復旧資材の確保に関する事
- (キ) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関する事
- (ク) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
- (ケ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事

##### ウ 災害復旧等

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

#### (5) 東京航空局成田空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

#### (6) 国土地理院関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事
- ウ 地殻変動の監視に関する事

#### (7) 東京管区気象台【銚子地方気象台】

- ア 気象、地象、水象気の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

#### (8) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

### 4 自衛隊

#### (1) 災害派遣の準備

- (ア) 防災関係資料の基礎調査に関すること
- (イ) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- (ウ) 防災資材の整備及び点検に関すること
- (エ) 本計画、県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること

#### (2) 災害派遣の実施

- (ア) 人命、身体又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- (イ) 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

### 5 消防機関

香取広域市町村圏事務組合消防本部（以下、「消防本部」と呼ぶ。）

【佐原消防署、小見川分署、山田分遣所、栗源分遣所、十六島出張所、香取市消防団】

- (1) 消防施設・消防体制の整備に関すること
- (2) 救急体制の整備に関すること
- (3) 防災に関する訓練、教育、広報に関すること
- (4) 消防及び救助活動に関すること
- (5) 災害情報の収集・伝達に関すること
- (6) 水防活動の協力、援助に関すること
- (7) 被害者の救出及び避難に関すること

## 6 指定公共機関

### (1) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

- ア 電気通信施設の整備に関する事
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

### (2) 日本赤十字社千葉県支部

- ア 医療救護に関する事
- イ こころのケアに関する事
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関する事
- エ 血液製剤の供給に関する事
- オ 義援金の受付及び配分に関する事
- カ その他応急対応に必要な業務に関する事

### (3) 日本放送協会

- ア 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
- エ 被災者の受信対策に関する事

### (4) 東日本高速道路(株)

- ア 東関東自動車道路の保全に関する事
- イ 東関東自動車道路の応急復旧工事の施工に関する事
- ウ 災害時における緊急交通路の確保に関する事
- エ 災害時における緊急通行路の確保に関する事

### (5) 成田国際空港(株)

- ア 災害時における空港の運用に関する事
- イ 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事
- ウ 帰宅困難者対策に関する事

### (6) 東日本旅客鉄道(株)

- ア 鉄道施設等の保全に関する事
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- ウ 帰宅困難者対策に関する事

### (7) 日本通運(株)

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

### (8) 東京電力パワーグリッド(株)

- ア 災害時における電力の供給に関する事
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

**(9) KDDI(株)**

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

**(10) 日本郵便(株)**

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
  - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
  - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
  - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
  - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
  - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する  
こと
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

**(11) ソフトバンク(株)**

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

**(12) 福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)**

- 災害時における物資の輸送に関すること

**7 指定地方公共機関**

**(1) 一般社団法人千葉県エルピーガス協会**

- ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

**(2) 公益社団法人千葉県医師会**

- ア 医療及び助産活動に関すること
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

**(3) 一般社団法人千葉県歯科医師会**

- ア 歯科医療活動に関すること
- イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

**(4) 一般社団法人千葉県薬剤師会**

- ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

**(5) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム**

- ア 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

- (6) 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会  
災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

## 8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 一般社団法人香取郡市医師会
  - ア 医療及び助産活動に関する事
  - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
- (2) 一般社団法人香取匝瑳歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関する事
  - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事
- (3) 香取郡市薬剤師会
  - ア 医薬品の調達、供給に関する事
  - イ 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関する事
- (4) 一般社団法人千葉県接骨師会
  - ア 医療活動に関する事
  - イ 接骨師会と医療機関との連絡調整に関する事
- (5) 佐原商工会議所、香取市商工会
  - ア 市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
  - イ 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関する事
- (6) 病院等医療施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
  - イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
  - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
  - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事
- (7) 学校法人
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
  - イ 災害時における児童生徒の保護及び誘導
  - ウ 災害時における応急教育計画の確立及び実施
  - エ 被災施設の災害復旧に関する事
- (8) 社会福祉施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
  - イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
- (9) 社会福祉法人香取市社会福祉協議会
  - ア 要配慮者の支援に関する事
  - イ 災害ボランティアセンターの運営に関する事
  - ウ その他災害応急対策についての協力に関する事

#### (10) 危険物取扱施設等の管理者

- ア 安全管理の徹底に関する事
- イ 防護施設の整備に関する事
- ウ 災害時における防災活動に関する事

### 9 市民及び事業所等

#### (1) 市民

- ア 自らの生命、身体及び財産の被害を最小限に食い止めるため以下の事項を行う
  - (ア) 気象警報・注意報発表時のとるべき行動の確認
  - (イ) 食料・飲料水等の備蓄
  - (ウ) 非常持出品の準備
  - (エ) ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策
- イ 市民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- ウ 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること

#### (2) 自主防災組織

- ア 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関する事
- イ 情報の収集伝達に関する事
- ウ 避難誘導、救出救護、避難所の運営に関する事
- エ 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関する事
- オ 市及び県が行う被害状況調査等の災害対策への協力に関する事

#### (3) 事業所

- ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めること
- イ 地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- ウ 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- エ 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること

#### (4) ボランティア団体

平時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

## 第4章 地勢概要等

### 1 地勢

#### (1) 自然的条件

##### ア 位置及び面積

本市は、千葉県の北部（東経 140° 29' 38"、北緯 35° 53' 51"）に位置し、市域は東西 21.2 km、南北 22.7 km の広さがあり、その総面積は 262.35k m<sup>2</sup> である。市の北部は茨城県潮来市、茨城県神栖市、茨城県稲敷市に、南部は千葉県香取郡多古町、匝瑳市、旭市、東部は香取郡東庄町、西部は香取郡神崎町、成田市に隣接している。

##### イ 地勢

本市の地勢は、市の北部に水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は山林や畑を中心とした標高 30m から 50m の下総台地の一部を占めており、栗山川水系栗山川が流れている。

北部の河川は、利根川水系の利根川、常陸利根川、横利根川、与田浦川、小野川、香西川、大須賀川、下八間川、黒部川、玉川、小堀川、清水川、中川等があり、沿岸は低地な水田がひらけている。自然公園には水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園がある。

##### ウ 気象

市は、内陸部にあり、おおむね平坦な地形であることから、年間を通じて雨量は少なめで、6月の梅雨期並びに9月、10月の秋雨期にややまとまった降雨がみられる。

月平均気温は、年間 3℃～25℃の範囲で推移しており、最低気温と最高気温の差も 10℃弱であり、比較的温暖な気候である。また、風速は平均で 2.1m/s、3～5月が比較的強く、11～1月の冬季が比較的弱くなっている。

平成 27 年から令和元年にかけての年平均気温は、平成 29 年の 14.2℃が最も低く、平成 30 年の 15.3℃が最も高い。観測期間中の最高気温は平成 30 年 8 月の 36.5℃、最低気温は平成 30 年 1 月の -7.8℃となっている。

平成 27 年から令和元年にかけての年間の降水量は、平成 27 年が 1,414.5 mm と少なく、令和元年の 1,982.0 mm が最も多くなっている。令和元年の風向きは 12 月～3 月は北西、4 月～10 月は南東にかけての風向きが多く、各月の平均風速は 2.0m/s である。

##### エ 地形地質

本市の地形は、利根川以北の低湿地、利根川以南の平坦地、南部の台地に概ね分けることができる。利根川沿い及び利根川以北は、利根川の沖積作用によってできた低湿地帯で、多くの水路が存在する平坦地である。低地の地形は、自然堤防、砂州・砂堆、氾濫平野、谷底平野、後背湿地、埋立地等に区分される。

地質は、利根川沿い及び利根川以南の平坦地は砂、粘土からなる沖積層で、大部分が水田として活用されている。利根川沿いに分布する砂堆、自然堤防では砂質系の堆積物、小野川等に分布する後背湿地では粘性土質の堆積物となり、氾濫平野では砂・シルトが卓越する。また埋立地では砂質だが、人為的堆積物であるため軟弱地盤となっている。

南部は下総台地の一部で標高 30m から 50m の高さがあり、台地面は各斜面から細い谷によって深く刻み込まれている。この台地の地質は更新世に堆積した洪積層からなり、粘土層の上に成田層の砂層が重なり、さらにその上は火山灰が堆積風化した地層が覆っている。利根川以南は洪積台地が見られるが、地勢は概ね平坦である。

## (2) 社会的条件

### ア 人口

本市の人口は、平成 7 年以降減少の一途をたどっており、平成 27 年 10 月 1 日現在では 77,499 人となっている。

世帯数は、平成 27 年 10 月 1 日現在では 27,294 世帯である。一世帯当たりの人員数は、都市化の進展に伴う単身世帯の増加や、核家族化の進行によって減少し、平成 27 年は 2.84 人／世帯となっており、今後も減少していくものと思われる。

人口、世帯、世帯当たり人員（各年10月1日）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人 口 (人)	93,275	93,544	90,943	87,332	82,866	77,499
世 帯 数 (世 帯)	24,505	25,993	26,752	27,264	27,309	27,294
世帯当たり人員 (人／世帯)	3.81	3.60	3.40	3.20	3.03	2.84

資料：国勢調査報告

### イ 年齢別人口

年齢区分別の人口は、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にある。

平成 27 年の年少人口割合は 10.4%、老年人口割合は 32.8%で、平成 2 年と平成 7 年の間に、年少人口と老年人口の割合が逆転し、急速に少子高齢化が進んでいる。

年齢区分別人口の推移（各年10月1日）

上段：実数 下段：構成比	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
年少人口 (0～14 歳)	16,866 (18.1)	14,891 (15.9)	12,802 (14.1)	10,917 (12.5)	9,457 (11.4)	7,992 (10.3)
生産年齢人口 (15～64 歳)	62,003 (66.5)	61,310 (65.5)	58,469 (64.3)	54,688 (62.6)	50,131 (60.6)	43,739 (56.6)
老年人口 (65 歳以上)	14,400 (15.4)	17,342 (18.5)	19,668 (21.6)	21,707 (24.9)	23,178 (28.0)	25,544 (33.1)

資料：国勢調査報告

## 2 災害の発生状況

### (1) 地震災害

本市のある千葉県は、太平洋プレート、北米プレート及びフィリピン海プレートという3つのプレートが重なり合う地域であり、プレート境界型をはじめとする地震が多く発生する場所となっている。

江戸時代初期から現在まで千葉県に影響を及ぼした主な地震は表1のとおりであり、特に大きな被害をもたらした大正関東型地震（M7.9程度）の発生間隔は、約220年、元禄型地震（M8.1程度）の発生間隔は約2,300年とされている。（地震調査研究推進本部 平成16年）また、これらの大規模地震以外に千葉県を含めた南関東地域では約24年間隔でM7程度の地震が発生するとされている。（地震調査研究推進本部 平成16年）

なお、駿河トラフ沿いの『東海地震』については、いつ発生してもおかしくない状況にあるとされ、もし、発生した場合は、本市では震度5強以下のゆれが想定されている。（中央防災会議 平成13年）

#### 地震発生状況

年月日	緯度・経度	被災地域 [震央地名]	規模 M	被害状況
1703.12.31 元禄16年	34° 7' N 139° 50' E	江戸・関東諸国 (元禄地震)	7.9 ～ 8.2	地震動・津波により甚大な被害。千葉県南部を中心に死者6,534人。家屋全壊9,610棟。
1895.1.18 明治28年	36° 1' N 140° 4' E	霞ヶ浦周辺	7.2	局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。佐原町では倒壊家屋1棟、その他土蔵の破損等数十。
1897.1.17 明治30年	36° 2' N 139° 9' E	千葉県南東部	5.6	(利根川流域で障壁に多少の亀裂が生じる)
1902.3.25 明治35年	35° 9' N 140° 5' E	千葉県佐原町付近	5.6	きわめて局所的な地震で、佐原で壁土の墜落あり。
1909.3.13 明治42年	34° 5' N 141° 5' E	千葉県北東部	6.7	銚子付近で地盤の亀裂、家屋傾斜2棟、煙突の挫折あり。
1921.12.8 大正10年	36° 0' N 140° 2' E	千葉県北部	7.0	千葉県印旛郡で土蔵破損数箇所、道路に亀裂を生ず。千葉、成田、東京でも微小被害があった。
1923.9.1 大正12年	35° 2' N 139° 3' E	関東地方南部 (関東大震災)	7.9	千葉県全体で、死者1,335人、負傷者3,426人、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流出71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流出は布良の津波によるもの。
1928.5.21 昭和3年	35° 40' N 140° 04' E	千葉県北西部	6.2	(江戸川河口付近で土壁の亀裂・崩壊あり)
1950.9.10 昭和25年	35° 16' N 140° 32' E	千葉県東部	6.3	一宮町の堤防に地割れを生ずる。その他電線切断等の微小被害あり。
1987.12.17 昭和62年	35° 22' N 140° 30' E	千葉県中央部 (千葉県東方沖)	6.7	千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16戸、半壊家屋102棟、ブロック塀等の倒壊2,792箇所が発生した。山武、長生郡、市原市を中心に崖崩れ、道路の亀裂、堤防の沈下、地盤の液状化等が多数発生。崖崩れに伴う住民の避難市内では、瓦屋根等の破損家屋613棟、ブロック塀15箇所、学校敷地等で液状化発生。

年月日	緯度・経度	被災地域 [震央地名]	規模 M	被害状況
1988. 3. 18 昭和 63 年	35° 40' N 140° 30' E	東京都東部	6.0	千葉県内で崖崩れ 1 箇所、その他に道路の亀裂等軽微な被害があった。
1989. 2. 19 平成元年	36° 01' N 139° 54' E	千葉・茨城県	5.6	千葉、茨城両県で軽傷 2 名、火災 2 件、他に塀・壁・屋根瓦、窓ガラスの破損あり。
1989. 3. 6 平成元年	35° 42' N 140° 43' E	千葉県北部	6.0	震央に近い多古町・佐原市等で水道管の破裂、屋根瓦の落下等の建物 1 部損傷 12 戸、農業用水施設破損 10 箇所。
2000. 6. 3 平成 12 年	35° 41' N 140° 45' E	千葉県北東部	6.1	東金市、八日市場市、多古町で瓦破損、水道管破損等被害があった。
2011. 3. 11 平成 23 年	38° 0' N 142° 9' E	東北地方・関東地方 (東北地方太平洋沖)	9.0	千葉県全体で死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 名、全壊 798 棟、半壊 9,989 棟 県内外において地盤の液状化等が多数発生。
2012. 3. 14 平成 24 年	35° 45' N 140° 56' E	千葉県東方沖	6.1	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害が出た。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また、銚子市及び香取市において、一時約 14,800 軒以上に断水が発生した。
2018. 7. 7 平成 30 年	35° 1' N 140° 6' E	千葉県東方沖	6.0	被害なし
2019. 5. 25 令和元年	35° 3' N 140° 3' E	千葉県北東部	5.1	長南町で震度 5 弱を観測したほか、千葉県の広い範囲で震度 4～1 を観測した。この地震による人的被害は、軽傷 1 人（千葉市）で、建物被害はなし。

※ 主な被害は県内の被害。規模はM(マグニチュード)。県内の被害が特定できない場合は( )内に全体の被害を記述。

ア 阪神・淡路大震災について(参考)

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、震度7を記録し、諸機能が高度に集積する都市を直撃した直下型地震であり、各方面において甚大な被害をもたらした。

行政機関等については、庁舎等の建物の損壊、通信機能の途絶、交通機関の寸断等により中枢機能が自ら被災し、迅速かつ十分な応急活動が行えない問題が露呈した。

阪神・淡路大震災の概要

発生位置	北緯 34 度 36 分、東経 135 度 02 分、深さ 16km	
発生時刻	平成 7 年 1 月 17 日 5 時 46 分	
地震規模	マグニチュード 7.2	
各地の震度	震度 7 神戸市須磨区鷹取、長田区大橋、兵庫区大開、中央区三宮、灘区六甲道、東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川のほぼ帯状の地域、及び宝塚市の一部、淡路島の東北部の北淡町、一宮町、津名町の一部地域 震度 6 神戸、洲本 震度 5 豊岡、彦根、京都	
被害概要	人的被害	死者 6,425 名（関連死 904 名含）、行方不明者 2 名、負傷者 43,772 名（消防庁調べ。平成 8 年 12 月 26 日現在）
	住家	全壊約 11 万棟、半壊 14 万 7 千棟
	交通	鉄道：13 社で不通、道路：27 路線 36 区間で通行止、港湾：埠頭の沈下で使用不
	ライフライン	水道：約 123 万戸の断水、下水道：8 処理場に損傷、停電：最大 約 260 万戸、工業用水道：最大 289 社の受水企業の断水、都市ガス：約 86 万戸で供給停止、電話：交換設備の障害により約 29 万件の障害、家屋の倒壊・ケーブルの焼失により
	公共土木施設	直轄管理河川で 4 河川の堤防や護岸等に 32 箇所の被害 府県・市町村管理河川で堤防の沈下、亀裂等の被害 西宮市の仁川百合野町で地すべりにより死者 34 名
	農林水産業	農地、ため池等の農業施設など被害総額 900 億円

資料：平成9年度版防災白書（国土庁）

阪神・淡路大震災時における旧佐原市の主な支援状況

内 容	
○ ゴミ処分の支援	（西宮市 平成 7 年 2/13～2/19、実員 2 人、延べ 14 人）
○ 災害援護金貸付事務の支援	（尼崎市 " 4/16～4/22、実員 1 人、延べ 7 人）

イ 新潟県中越地震について（参考）

平成 16 年 10 月 23 日（土）17 時 56 分頃、新潟県中越地方において、以下に示すとおり最大震度 7 を記録する大規模な地震が発生した。更に、18 時 11 分、18 時 34 分頃にも、同地域において最大震度 6 強を記録する地震が発生した。

新潟県中越地震の概要

発生位置	北緯 37 度 17 分、東経 138 度 52 分、深さ 13km	
発生時刻	平成 16 年 10 月 23 日 17 時 56 分	
地震規模	マグニチュード 6.8	
各地の震度	震度 7 川口町 震度 6 強 小千谷市、山古志村、小国町 震度 6 弱 十日町市、魚沼市、長岡市、栃尾市、川西町、刈羽村、他 震度 5 上越市、南魚沼市、見附市、他	
被害概要	人的被害	死者 67 名、負傷者 4,805 名
	住家	全壊約 2,802 棟、半壊 11,971 棟
	交通	鉄道：8 区間で運転中止、信越新幹線脱線、道路：関越道、北陸道、国道、県道、市町村道多数通行止
	ライフライン	水道：約 13 万戸の断水、停電：最大 約 40 万戸、都市ガス：約 5 万戸で供給停止、電話：交換設備の障害により約 5 千回線不通、新潟県への通信に輻輳が発生したため、固定、携帯電話とも通信規制

資料：気象庁

ウ 東北地方太平洋沖地震について（参考）

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分頃、東北から関東にかけての東日本一帯において、以下に示すとおり最大震度 7 を記録する大規模な地震が発生した。地震の規模を示すマグニチュードは 9.0 で、大正関東地震（1923 年）の 7.9 や昭和三陸地震（1933 年）の 8.4 を上回る日本観測史上最大であるとともに、世界でもスマトラ島沖地震（2004 年）以来の規模で、1900 年以降でも 4 番目に大きな巨大地震であった。

東北地方太平洋沖地震（千葉県）の概要

発生位置	北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、深さ 24km	
発生時刻	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分	
地震規模	マグニチュード 9.0	
各地の震度	震度 7 宮城県栗原市 震度 6 弱 成田市、印西市 震度 5 強 東金市、旭市、神崎町、多古町、白子町、香取市、山武市、千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市若葉区、千葉市美浜区、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市、白井市、栄町、鋸南町	
被害概要	人的被害	死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 名 (千葉県調べ：平成 24 年 6 月 1 日現在情報)
	住家	全壊約 798 棟、半壊 9,989 棟、床上浸水 157 棟、床下浸水 725 棟
	交通	鉄道：県内全線で運転中止、道路：県内高速道路全線、九十九里有料道路、東金九十九里有料道路(下り)、銚子連絡道路、流山有料道路国道、県道、市町村道多数通行止
	ライフライン	水道：約 17 万 7 千戸の断水、停電：最大 約 35 万 3 千戸、都市ガス：約 8 千戸で供給停止、電話：固定、携帯電話とも通信規制 (自衛隊：銚子市、香取市、勝浦市、いすみ市、南房総市、九十九里町、横芝光町、一宮町、白子町、御宿町にて給水活動)

資料：千葉県

(2) 風水害

風水害発生状況

災害年月日	西 暦	被 害 状 況
昭和 10 年 9 月下旬	1935 年	利根川の水位は明治 43 年よりも+1.5m。至る所決壊。
13 年 9 月上旬	1938 年	利根川洪水。計画高水位を大きく上回る。
16 年 7 月下旬	1941 年	利根川洪水。佐原では昭和 10 年の水位を超える。
23 年 9 月 15 日	1948 年	アイオン台風により利根川が増水、小貝川堤防決壊。
25 年 8 月上旬	1950 年	利根川洪水。佐原では昭和 16 年の水位を超える。
33 年 7 月 27 日	1958 年	利根川が増水、小野川溢水。災害救助法発動。
46 年 9 月 6 日～7 日	1971 年	台風 25 号により死者 18 名、負傷者 6 名、家屋全壊 37 棟、半壊 13 棟、床上浸水 69 棟、床下浸水 260 棟、崖崩れ 566 箇所。
平成 3 年 9 月 8 日～9 日	1991 年	台風 15 号では、最大時間雨量 88.5 mm を記録し、利根川が増水、小野川・根本川の溢水、及び大須賀川周辺で床上浸水 62 棟、床下浸水 458 棟、家屋全壊 1 棟、家屋半壊 2 棟、崖崩れ 116 箇所発生、避難勧告 3 地区 41 世帯。その後も、10 月にかけて、台風 18 号及び秋雨前線・台風 21 号により被害が続発した。
平成 11 年 10 月 27 日の大雨	1999 年	東海沖を発達した低気圧が通過した影響で、関東で局地的豪雨となる。佐原では、18 時頃から強くなり、21 時までの 3 時間で 256 mm、最大時間雨量 153 mm (20 時) を記録。死者 1 名、床上浸水 61 棟浸水建物 1,300 棟超、崖くずれ 16 箇所、小野川溢水、市道・農道などに損壊多数。
平成 13 年 10 月 10 日の大雨	2001 年	21 時から 22 時の時間雨量は、佐原 70mm、岩部 65 mm、小見川 65 mm を記録。累積雨量は小見川 235 mm、佐原 232 mm の激しい雨となる。栗源で土手崩れによる住家一部破損、佐原で床上浸水 2 棟、床下浸水 154 棟 (山田、小見川、栗源含む) がけ崩れ 38 件、道路被害多数。
平成 14 年 10 月 1～2 日	2002 年	台風 21 号は川崎市、柏市付近を通過し、銚子地方気象台で最大瞬間風速 52.2m を記録 (観測史上最大)。死者 1 名 (感電死)、軽症者 1 名、住家全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部破損 41 棟、倒木等被害多数。3 世帯が自主避難した。
平成 15 年 10 月 13 日の大雨	2003 年	局地的雷雨により、軽症 1 名、住宅半壊 2 棟、一部破損 5 棟の被害を記録。佐原、小見川の一部で停電となる。
平成 16 年 10 月 8～10 日 台風 22 号と大雨	2004 年	秋雨前線と台風 22 号により、佐原では時間 61 mm の雨量を記録。床上浸水 2 棟、床下浸水 10 棟、がけ崩れ 10 箇所、山田で避難勧告 25 世帯、佐原、小見川、山田自主避難 11 世帯
平成 16 年 10 月 20 日	2004 年	台風 23 号と秋雨前線に伴う大雨により、床下浸水 1 棟、小見川、山田で自主避難 3 世帯。
令和元年 9 月 9 日の台風 15 号	2019 年	台風 15 号の影響により千葉県では猛烈な風が吹き、非常に激しい雨が降った。香取市の最大 1 時間降水量は 42.0 mm、総降水量は 144.5 mm を観測した。また、最大風速は 22.3m/s、最大瞬間風速は 37.0m/s を観測し、共に観測史上 1 位の値を更新した。 住宅被害約 3,300 棟、停電軒数約 33,300 軒、倒木被害約 200 箇所、農作物被害約 6 億 7,000 万円等の被害が発生した。

災害年月日	西 暦	被 害 状 況
令和元年 10月12日～13日 台風19号	2019年	<p>台風19号の影響により、千葉県では非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。</p> <p>香取市では、12日に日最大瞬間風速32.2m/sを観測し、10月の極値を更新した。</p> <p>また、市では、初めて市内の利根川浸水想定区域内の約4万8千人に対し、避難勧告を発令したほか、土砂災害警戒区域に居住する住民約1,400人に対しても避難勧告を発令した。</p>
令和元年 10月25日の大雨	2019年	<p>10月25日、低気圧の影響により千葉県では強い風が吹き、猛烈な雨が降った。香取市の1日の総降水量は161.5mmを観測した。これに伴い、市は、土砂災害警戒区域に居住する住民に対し、避難勧告を発令したが、山田地域で3件の土砂崩れが発生し、家屋に被害が出た。</p>

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 2 編 震 災 編

### <第 1 章 総 則>



# 目 次

第1章 総 則 .....	震-1-1
第1節 地震対策の基本的視点 .....	震-1-1
第2節 想定地震と被害想定 .....	震-1-3
1 想定地震、想定条件 .....	震-1-3
2 被害の概要 .....	震-1-3



# 第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

## 第1節 地震対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

### 1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

今後想定すべき巨大地震に対しては、減災の視点に重点を置き、市民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、市民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。その上で、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要である。

### 2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本市においても、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、上下水道や電気、ガスなどのライフライン、教育施設、農地・農業用施設などに被害があった。

一方、市、県、ライフライン事業者等の震災の対応状況や、被災者の避難所生活の状況等の検証から様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

### 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震を前提とした計画であること。

国の中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。これらの結果を踏まえ、今後の地震対策は、過去に発生した地震像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

## 第2節 想定地震と被害想定

県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年東日本大震災）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、マグニチュード8クラスの大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、2,300年程度とされているが、本県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施した。

### 1 想定地震、想定条件

近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の4つの地震について調査した。

条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。

No.	想定地震名	マグニチュード <sup>1)</sup>	震源の深さ <sup>※</sup>	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50 km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28 km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43 km	プレート内部	
4	三浦半島断層群	6.9	約14 km	活断層	

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

### 2 被害の概要

国は、南関東地域直下で今後30年間に70%程度の確率で発生するマグニチュード7程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成25年度公表）。

本県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定した。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。

#### (1) 地震動（ゆれ）

千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などに震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。なお、震度7の地域はない。

#### (2) 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速8m/秒の場合で、建物の全壊・焼失棟数は約8万1千棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約2万7千人の死傷者が発生すると予測される。

#### (3) 液状化危険度

東京湾沿岸の浦安市から千葉市にかけての埋立地や、利根川や江戸川沿いの低地部、養老川や小櫃川沿いの谷底低地の一部において、危険度が高いと予測される一方で、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

#### (4) 交通施設

緊急輸送道路の被害箇所は、約2,600箇所と予測され、主に震度6弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、57バースで被害が発生すると予測される。

#### (5) ライフライン

上水道は、最大約250万人の生活等に支障が生じ、電力は最大約49%の供給が停止し、都市ガスは約47万9千戸で影響があると予測される。

#### (6) 避難者

避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災1日後に約30万人、2週間後にはピークとなり避難者数は、約80万人となり、1ヶ月後でも約50万人が避難生活を送ると予測される。

#### (7) 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内全ての公共交通機関が停止した場合、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約73万6千人と予測される。また、県外で帰宅困難者となる県民は、東京都で64万5千人、埼玉県で3万6千人、神奈川県で3万6千人、茨城県で2万4千人となる。

鉄道利用者を対象とした主要駅別の帰宅困難者数は、舞浜駅・新浦安駅で約3万2千人、千葉駅で約3万1千人と予測される。

#### (8) 大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その施設への1日当たりの平均来訪（利用者）を滞留者数として設定すると、成田国際空港で約10万2千人、東京ディズニーリゾートで約8万6千人と予測される。

#### (9) エレベーター閉じ込め台数

約2,500台のエレベーターで閉じ込めにつながりうるエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼12時で約1,900人と予測される。

#### (10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約 8 兆円と予測される。

#### (11) 津波による被害

東北地方太平洋沖地震（2011 年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、この震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、この領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（マグニチュード 8.2）を想定し、その津波による被害量を算出した。この想定地震の津波シミュレーションでは、銚子市で最大津波高 8.8m と予測され、避難行動の有無や避難開始時間を設定し、全員が発災後すぐに避難を開始する条件では、死者数が約 10 人と予測される一方で、早期に避難を開始しない条件では、死者数が約 5,600 人と予測される。また、建物被害は、全壊約 2,900 棟、半壊約 6,700 棟と予測される。

なお、元禄地震（1703 年）及び延宝地震（1677 年）は、ともにマグニチュード 8 クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高 8.3m 程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高 8.4m 程度と予測されている。

被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しない。

#### (12) その他

東日本大震災を受け、平成 23 年 12 月 27 日に開催された国の中央防災会議で修正された防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。

また、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の 1 つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果の概要（県全域）

		千葉県北西部直下地震		
地震の規模及び タイプ等	規模	マグニチュード7.3		
	タイプ	プレート内部		
	震源の深さ	約 50 km		
	震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。		
建物被害	全壊・焼失棟数	約 81,200	棟	
	半壊棟数	約 150,700	棟	
施 交 設 通	道路	被害箇所	約 2,600 箇所	
	港湾施設	港湾の被害箇所数	57 箇所	
ラ イ フ ラ イ ン	電力 都市ガス LPガス 上水道 下水道	供給停止率	約 49 %	
		停止戸数	約 479,000 戸	
		機能障害世帯数	約 82,100 世帯	
		機能支障人口	約 2,500,400 人	
		影響人口	約 184,600 人	
死 傷 者 数	死者数	揺れ(倒壊等) 急傾斜地崩壊 火災 ブロック塀等の転倒のほか	約 660 人 約 10 人 約 1,400 人 約 30 人	
		小計	約 2,100 人	
		重傷者	揺れ(倒壊等) 急傾斜地崩壊 火災 ブロック塀等の転倒ほか	約 3,000 人 — 人 約 660 人 約 430 人
			小計	約 4,100 人
	軽傷者		揺れ(倒壊等) 急傾斜地崩壊 火災 ブロック塀等の転倒ほか	約 18,600 人 約 10 人 約 1,700 人 約 690 人
			小計	約 21,000 人
		死傷者数合計		約 27,200 人
		避難者数	1日後	約 298,300 人
	2週間後		約 806,600 人	
	帰宅困難者数 (昼 12時)	県内	約 736,400 人	
県外で帰宅困難となる県民		約 741,000 人		
合計		約 1,477,000 人		
エレベーター停止台数		約 2,500 台		
建物 ライフライン	住宅、家財、償却資産、棚卸資産	約 7.13 兆円		
	電力、通信、都市ガス、上・下水道	約 0.47 兆円		
交通施設	道路、鉄道、港湾	約 0.39 兆円		
その他公共土木施設		約 0.15 兆円		
経済被害合計		約 8.14 兆円		
震災廃棄物	体積	約 7,789,300 m <sup>3</sup>		

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速8m/sです。  
 ※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果の概要（香取市）

		千葉県北西部直下地震		
地震動	最大震度階級	震度 6 強		
建物被害	全壊・焼失棟数	約 590	棟	
	半壊棟数	約 2,800	棟	
ライフライン	都市ガス	停止戸数	－ 戸	
	LP ガス	機能障害世帯数	約 1,800 世帯	
	上水道	機能支障人口	約 16,000 人	
	下水道	影響人口	約 680 人	
死傷者数	死者数	揺れ(倒壊等)	－ 人	
		急傾斜地崩壊	－ 人	
		火災	－ 人	
		ブロック塀等の転倒のほか	－ 人	
	小計	－	人	
	重傷者	揺れ(倒壊等)	約 40	人
		急傾斜地崩壊	－	人
		火災	－	人
		ブロック塀等の転倒ほか	－	人
	小計	約 40	人	
軽傷者	揺れ(倒壊等)	約 450	人	
	急傾斜地崩壊	－	人	
	火災	－	人	
	ブロック塀等の転倒ほか	－	人	
小計	約 450	人		
死傷者数合計		約 490	人	
避難者数	1 日後	約 1,700	人	
	2 週間後	約 5,500	人	
帰宅困難者数 (昼 12 時)	ゾーン（香取市・神崎町）内	約 9,200	人	
	ゾーン（香取市・神崎町）外で帰宅 困難となる市民・町民	約 16,400	人	
	合計	約 25,600	人	
エレベーター停止台数		－	台	
震災廃棄物	体積	約 73,400	m <sup>3</sup>	

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の 18 時、風速 8 m/s です。  
 ※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

平成19年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

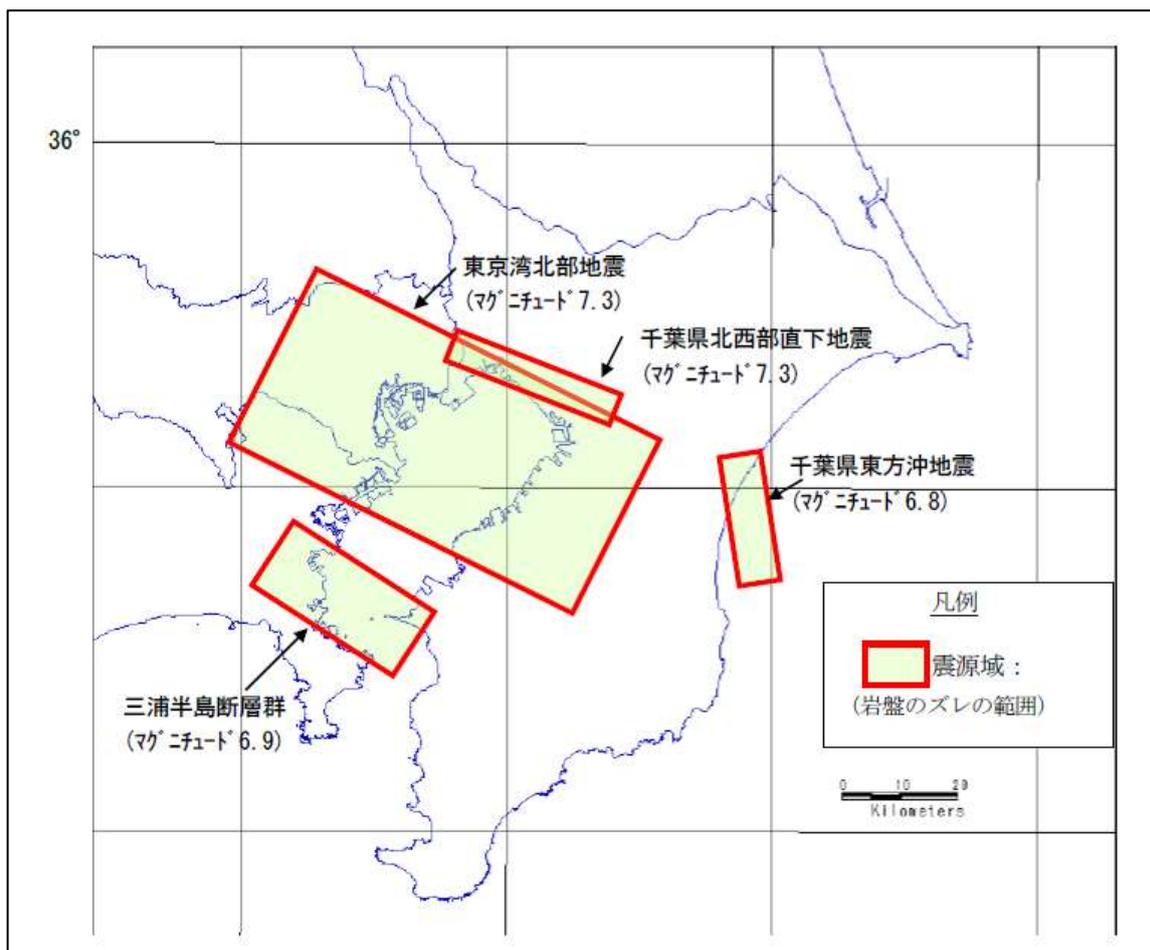
		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震		
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9	
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層	
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km	
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%	
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟	
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟	
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟	
	交通施設	道路橋梁※3	大規模損傷(通行止め)	0 箇所	0 箇所	1 箇所
			中規模損傷(通行止め)	31 箇所	0 箇所	2 箇所
			小規模損傷(交通規制)	417 箇所	20 箇所	103 箇所
	鉄道橋梁	損壊	5 箇所	— 箇所	— 箇所	
		港湾施設	港湾・漁港の被害	25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力 都市ガス LPガス 上水道 工業用水 下水道	停電戸数	203,999 戸	286 戸	19,767 戸
			停止戸数	374,533 戸	— 戸	— 戸
漏洩戸数			23,667 戸	35 戸	1,483 戸	
断水戸数			1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸	
被害箇所数			60 箇所	1 箇所	3 箇所	
影響戸数			64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸	
人的被害			死者数	揺れ(全壊・半壊)	913 人	0 人
	火災	365 人		0 人	4 人	
	急傾斜地崩壊	59 人		17 人	11 人	
	ブロック塀等の転倒	54 人		20 人	5 人	
	小計	1,391 人		37 人	88 人	
	負傷者数	揺れ(全壊・半壊)	36,099 人	682 人	2,455 人	
		火災	1,655 人	0 人	50 人	
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人	
		ブロック塀等の転倒ほか 屋内収容物の転倒等	1,893 人 1,176 人	685 人 112 人	170 人 117 人	
		小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人	
死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人		
避難者数	1日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人		
	1ヶ月後	610,880 人	6,448 人	30,225 人		
帰宅困難者数(昼12時)	県内から県内	356,794 人	315,169 人	175,110 人		
	東京都+他県から県内 合計	731,022 人 1,087,816 人	261,867 人 577,036 人	686,418 人 861,528 人		
エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,597 台	3,512 台		
大規模集客施設の滞留者(昼12時)	成田国際空港	約20,000 人	— 人	— 人		
	東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000 人	— 人	— 人		
	幕張メッセ	約7,500 人	— 人	— 人		
直接経済被害	建物	住宅、家財、償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円	
	ライフライン	電力、都市ガス、上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円	
	交通施設	道路、鉄道、港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円	
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円	
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m <sup>3</sup>	245,563 m <sup>3</sup>	796,334 m <sup>3</sup>	
	タンクのスロッシングの高さ(最大)		3.00 m	0.50 m	1.82 m	

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/sです。

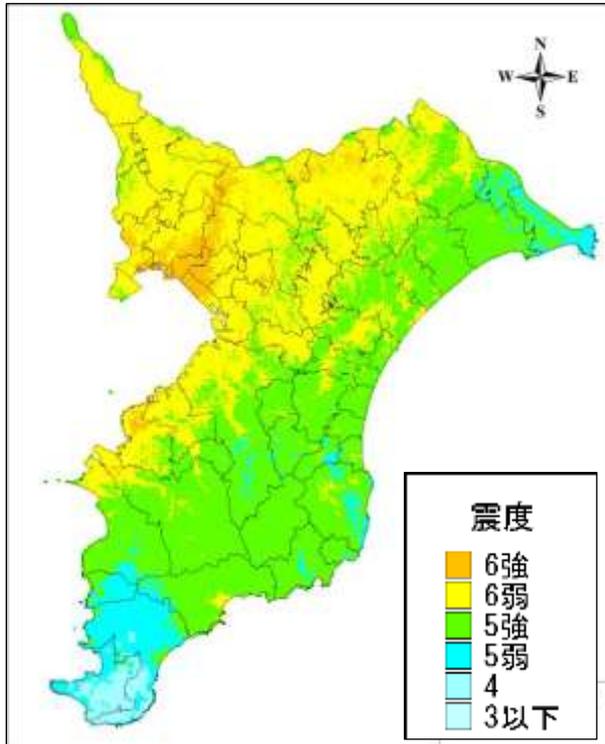
※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

※3 道路橋梁について、大規模損傷は2ヶ月半、中規模損傷は1ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は1ヶ月程度の交通規制。

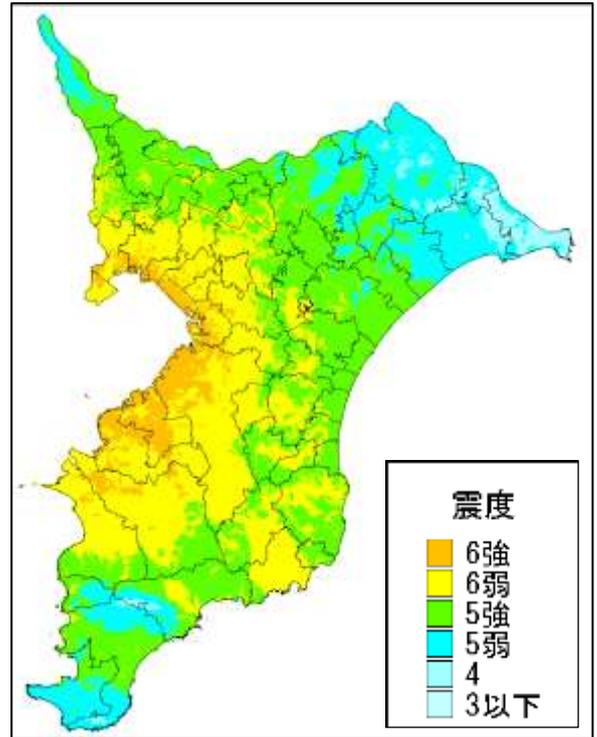
# 被害想定対象地震の震源域



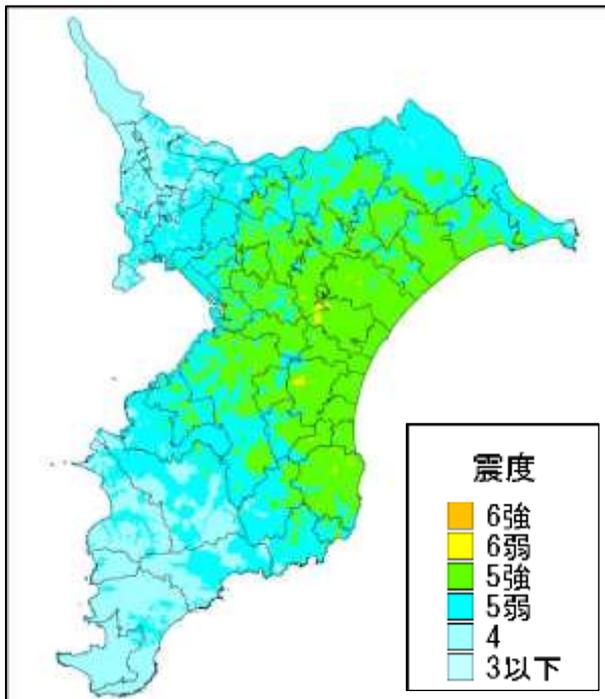
震度分布図



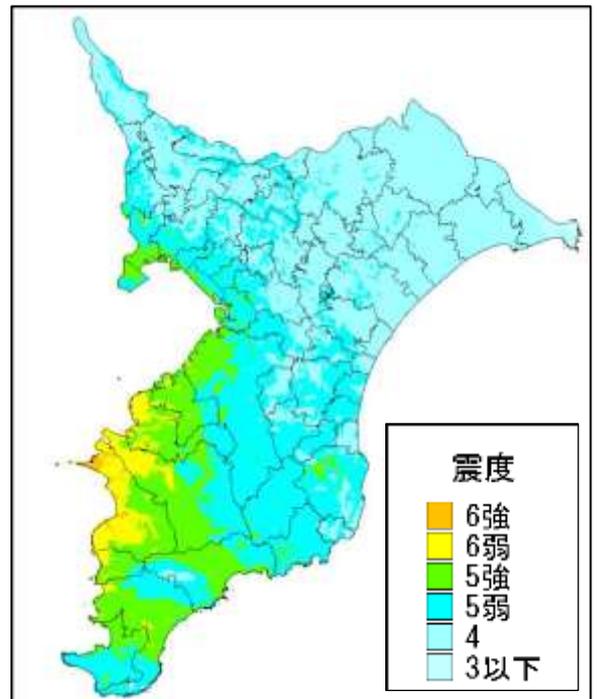
千葉県北西部直下地震 (マグニチュード 7.3)



東京湾北部地震 (マグニチュード 7.3)

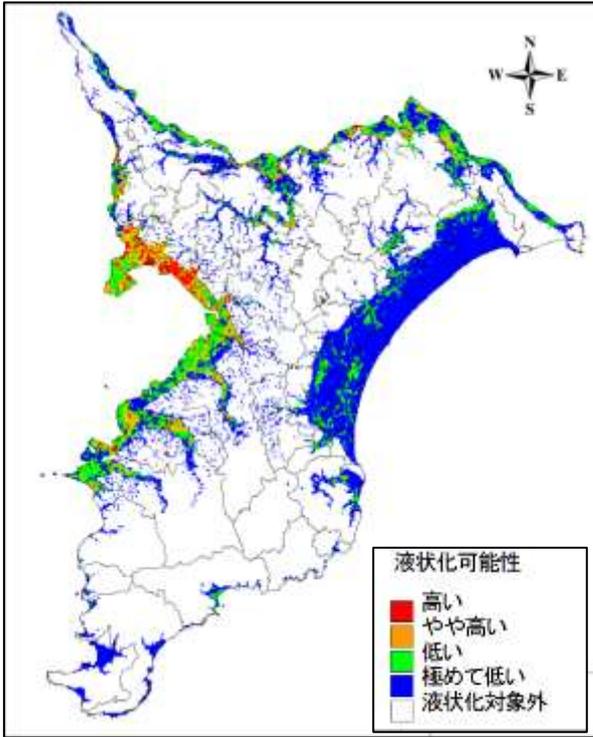


千葉県東方沖地震 (マグニチュード 6.8)

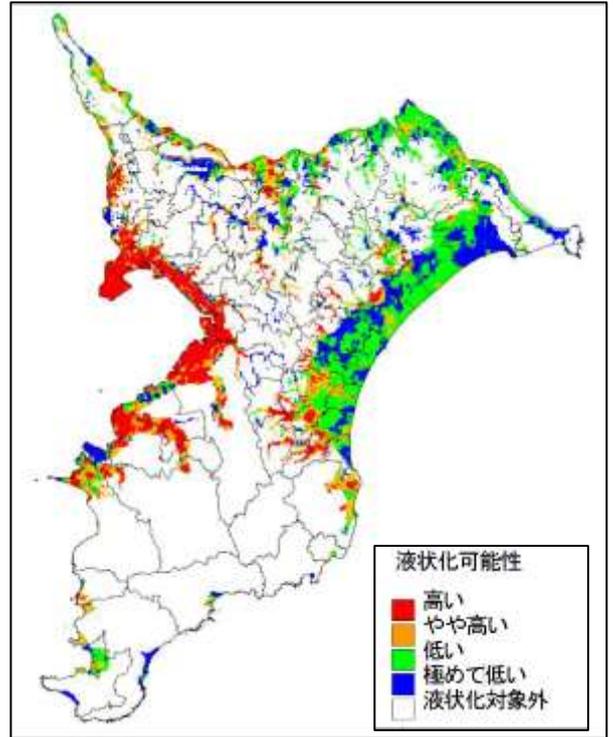


三浦半島断層群の地震 (マグニチュード 6.9)

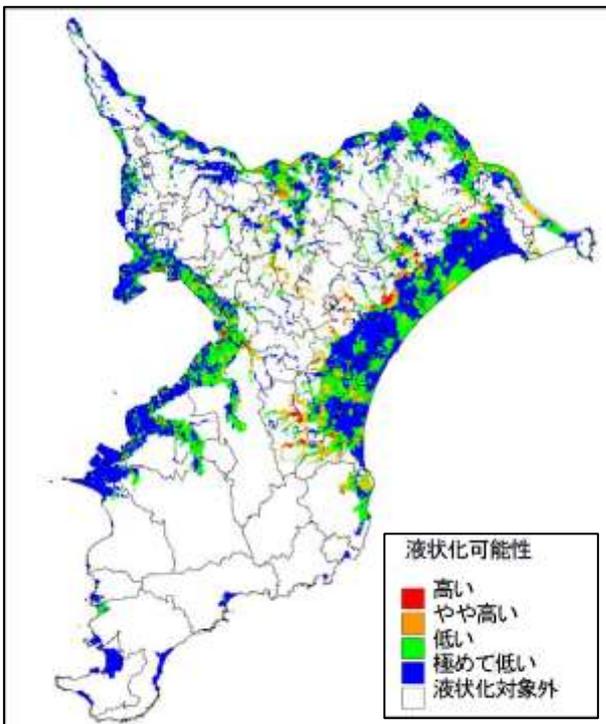
# 液状化危険度分布図



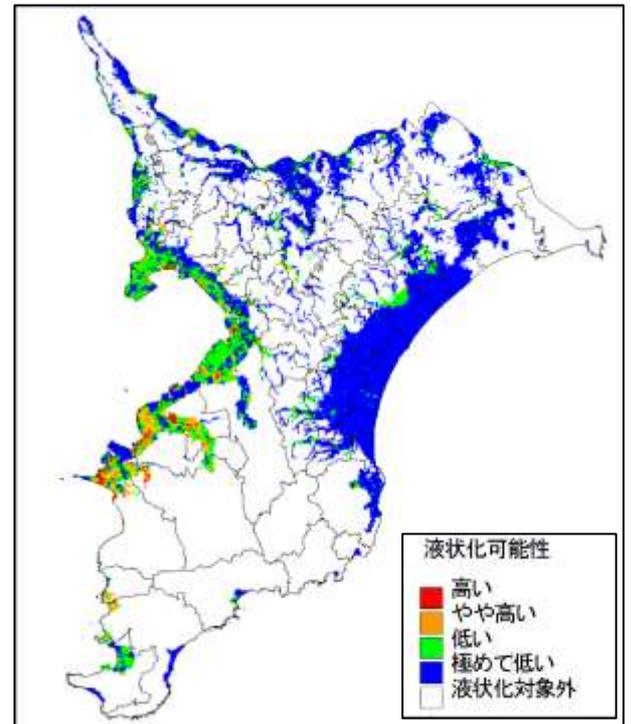
千葉県北西部直下地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

第 2 編 震 災 編

<第 2 章 震災予防計画>



# 目 次

第2章 震災予防計画 .....	震-2-1
第1節 防災意識の向上 .....	震-2-1
1 防災教育 .....	震-2-1
2 過去の地震災害教訓の伝承 .....	震-2-2
3 防災広報の充実 .....	震-2-3
4 自主防災体制の強化 .....	震-2-4
5 防災訓練の充実 .....	震-2-6
6 調査・研究 .....	震-2-8
第2節 火災予防対策 .....	震-2-9
1 震災出火の防止 .....	震-2-9
2 建築物不燃化の促進 .....	震-2-10
3 防災空間の整備・拡大 .....	震-2-11
第3節 消防計画 .....	震-2-12
1 消防体制・施設の強化 .....	震-2-12
2 消防用施設の整備 .....	震-2-12
3 救急救助体制の整備 .....	震-2-12
4 相互の応援体制 .....	震-2-13
5 消防思想の普及 .....	震-2-13
第4節 建築物の耐震化等の推進 .....	震-2-14
1 建築物等の耐震化対策等 .....	震-2-14
2 ライフライン施設 .....	震-2-15
3 市街地の整備 .....	震-2-18
4 道路及び交通施設の安全化 .....	震-2-19
第5節 液状化災害予防対策 .....	震-2-20
1 液状化対策の推進 .....	震-2-20
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策 .....	震-2-20
3 液状化対策の広報・周知 .....	震-2-20
第6節 土砂災害予防対策 .....	震-2-21
1 土砂災害の防止 .....	震-2-21
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 .....	震-2-22
3 急傾斜地崩壊対策等 .....	震-2-23
第7節 要配慮者等の安全確保対策 .....	震-2-25
1 避難行動要支援者への対応 .....	震-2-25
2 要配慮者全般への対応 .....	震-2-27
3 社会福祉施設等における防災対策 .....	震-2-29
4 外国人への対策 .....	震-2-29
第8節 情報連絡体制の整備 .....	震-2-30

1	情報の収集・連絡体制.....	震-2-30
2	災害通信基盤の整備.....	震-2-30
3	警察における災害通信網の整備.....	震-2-32
4	東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備.....	震-2-33
5	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備.....	震-2-33
6	KDDI 事業所等における電気通信サービスの整備.....	震-2-33
7	ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備.....	震-2-33
8	非常通信体制の充実強化.....	震-2-33
9	アマチュア無線の活用.....	震-2-33
10	その他通信網の整備.....	震-2-33
第9節	備蓄・物流計画.....	震-2-34
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備.....	震-2-34
2	給水体制の整備.....	震-2-37
第10節	緊急輸送体制.....	震-2-39
1	緊急輸送体制の整備.....	震-2-39
2	輸送体制の整備.....	震-2-40
3	緊急通行車両.....	震-2-40
第11節	防災施設等の整備.....	震-2-41
1	避難施設の整備.....	震-2-41
2	市防災拠点等の整備.....	震-2-43
第12節	帰宅困難者等対策.....	震-2-44
1	帰宅困難者の定義.....	震-2-44
2	一斉帰宅の抑制.....	震-2-44
3	帰宅困難者等の安全確保対策.....	震-2-45
4	帰宅支援対策.....	震-2-45
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組.....	震-2-46
第13節	防災体制の整備.....	震-2-47
1	効果的な応急活動のための事前対策.....	震-2-47
2	業務継続体制の確保.....	震-2-47

## 第2章 震災予防計画

### 第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の震災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、日頃から震災時に沉着に行動できる力を身につけることが最も必要なことであるため、市、県、防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等を基に可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織、各事業所等の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への広報に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努めるものとする。

#### 1 防災教育

##### (1) 市職員

災害発生時に応急対策実行の主体である市職員には、次の事項に関する防災教育を行い、災害に関する知識の習得とこれらの知識に基づく適切な判断力の向上を図るものとする。教育の方法は、研修会、現地調査、防災訓練等のほか、職場における活動マニュアルの策定及び検証の実施等により行うものとする。

- ア 市の防災対策
- イ 防災知識の習得
- ウ 指定職員としての適切な判断力の向上
- エ 特殊技能の取得

##### (2) 防災上重要な施設

###### ア 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。

また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

###### イ 危険物等施設における防災教育

危険物等を取り扱う施設の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図るものとする。

###### ウ 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、要配慮者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時に協力が得られるよう連帯の強化に努める。

エ ホテル、旅館等における防災教育

ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。

また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

オ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、災害発生時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行うものとする。

カ 防災関係機関における防災教育・訓練

防災関係機関は、職員に対し災害発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市または県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定める計画に基づいて訓練を実施するものとする。

### (3) 学校

学校においては、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒に対する防災教育の充実を図り、災害発生時の対応などの理解を深めることが必要である。

防災教育を充実させるため、特に次の事項に留意する。

ア 防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育のカリキュラム化・体系化に努め、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置づける。

イ 家庭や地域と連携した防災教育及び防災訓練の在り方を実践研究する。

ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるとともに、児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。

エ 各地域の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組などについての理解を深めさせる。

オ 自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけさせる。

カ 教職員（市職員を含む）用に災害発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。

キ 防災訓練において、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練などに活かす。

ク 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急看護等の実践的な技能の修得の推進を図る。

## 2 過去の地震災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模地震災害の教訓を後世に伝えていくため、地震災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧でき

るよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら地震災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

### 3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、市、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者等に周知すべき知識を重点的に知らしめるとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものの活用を図る。

#### (1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水の備蓄
  - (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水
  - (イ) 液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料等
- ウ 非常持出品の準備
  - (ア) 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の衛生用品等
  - (イ) 救急箱、三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等
  - (ウ) 懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話・スマートフォン用の充電機器等の防災用品
  - (エ) マスク、手指消毒用アルコール、体温計等の感染症対策用品
  - (オ) 季節に応じた非常持出品（夏季用：汗拭きシート、クールスカーフ、ひんやりジェルマット等、冬季用：毛布、ホッカイロ、温かい服装等）
- エ 福祉器具、紙おむつ等要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- オ 大規模停電に備え、電気を使用しない暖房機器や灯油等の燃料の備蓄
- カ 自動車へのこまめな満タン給油
- キ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- ク 緊急地震速報の活用方法
- ケ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明
- コ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- サ 上下水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- シ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ス 防災学習（自助・共助・公助についての考え方、停電時の備えについて等）
- セ 帰宅困難者の心得
- ソ 地震保険の制度

#### (2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施

エ 企業の事業継続計画（BCP）

### （3） その他一般的な知識

- ア 地震、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

### （4） 普及・啓発の方法

市民等に対する啓発活動は次のような方法で行う。また情報提供のための施設、機材の充実に努めるものとする。

- ア 広報紙に防災や危険箇所に関する記事の掲載
- イ 防災ビデオの貸出し
- ウ 市ウェブサイト等による配信
- エ パンフレット、チラシ等の作成・配布
- オ 防災に関する講演会、説明会等の開催

### （5） 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

## 4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

### （1） 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方により、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

また、要配慮者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して個別計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃、地域活動に大きな役割を果たしている地域住民の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える自治会、住民自治協議会、消防団、民生委員・児童委員、学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であるため、これを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

### 自主防災組織の活動形態

平時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</li> <li>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</li> <li>3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</li> <li>4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</li> <li>5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、感染症対策物資、消火用・救助用・防災資機材、非常用電源や非常用発電機の燃料等の確保）</li> <li>6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</li> <li>7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</li> </ol>
発災時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）</li> <li>2 出火防止、初期消火</li> <li>3 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>4 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</li> </ol>

## （２）事業所防災体制の強化

### ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、商業施設等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うため、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防火対策として防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練を実施するため、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

### イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に

被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

#### ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

## 5 防災訓練の充実

市及び関係機関は、地震発生時における行動の確認、関係機関及び市民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

特に、避難所の運営については、発災時に地域住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

### (1) 防災訓練の種別

#### ア 市が実施する主な訓練

防災訓練については、訓練内容をより実践的で充実したものとしていくよう努めるとともに、市民、自主防災組織、NPO・ボランティア団体、事業所等は、これらの訓練に積極的に参加し、知識・技術を身につけるよう努めるものとする。

##### (ア) 総合防災訓練

市防災会議に属する機関及び市民・事業所等の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、ウの分野別訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。

##### (イ) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとするため、災害時応援体制の内容が的確に実行でき、かつ協定締結自治体の協調体制を確立・強化するために、広域防災訓練を協定締結自治体と共同で実施する。

##### (ウ) 分野別訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて関係機関と連携して実施するものとする。

#### a 非常参集訓練

勤務時間外の地震発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員が非常参集する訓練を実施する。実施については、期間をある程度特定したうえで予告なしに行うことも検討する。

#### b 災害対策本部設置運営訓練

地震発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するため

に、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

c 通信訓練

近隣の自治体、関係機関等の協力を得て、通信可能な市町村、関係機関の把握及び職員の通信運用の習熟を図ることを目的とした通信訓練を実施する。

d 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

e 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部、消防団等と共同で、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。

f 災害救助訓練

災害救助と救護を円滑に遂行するため、災害救助を実施する防災関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、物資輸送、炊き出し等の訓練を行う。

g 避難訓練

市民の協力を得て、避難勧告、誘導、避難所の設置等の訓練を警察機関と共同で実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者（学校、保育園、宿泊施設等）は、毎年、消防本部等と協力して避難訓練を実施する。

h 地域防災計画、各活動マニュアルによる机上訓練

応急対策の実施機関は、各応急対策計画及び各種活動マニュアルについてあらゆる条件設定のもとでシミュレーションを行い、計画の不備・課題を検証するものとする。

イ 市民主体の防災訓練

地震発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。各家庭、自主防災組織等は、市の実施する訓練に準じ、独自で被害地震を想定した訓練を企画、実施するとともに、市はそれに対し積極的に支援するよう努めるものとする。

ウ 事業所等

各事業所等においては、収容人員等の人命保護のために防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

## (2) 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には評価を行い、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、多様なケースを想定し参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ、実践的なものとなるよう工夫する。

## 訓練実施における留意事項

- 被害の想定を明らかにする
- 訓練の実施時間（夜間等）を工夫する
- 要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる
- 運動会等のイベント、通常会議の招集等に訓練の要素を取り入れる

(イ) 防災関係機関と共同して、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

### イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて、マニュアル等の見直しを行う。

## 6 調査・研究

市は今後の地震対策の充実強化を図るため、阪神大震災や東日本大震災などの事例を中心に各種資料の収集に努めるとともに、市民と事業所など地域ぐるみで進める災害対策の在り方及び自治体間の広域応援体制等について調査・研究に努めるものとする。

### (1) 地震資料の収集・整理

地震対策の調査・研究のため次の資料の収集に努めるものとする。

- ア 過去の地震災害調査報告書
- イ 先進地域の地震対策資料等
- ウ 地盤・液状化の観測結果等、自然科学の基礎的研究に関する報告書

### (2) 自主防災組織等の研究

自主防災組織の育成・強化等の方策に関して、有識者・住民リーダーを含めた研究体制の確立に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の育成・強化
- イ 消防団の育成・強化
- ウ 事業所等の災害対策
- エ 防災訓練の在り方
- オ 防災まちづくり

### (3) 広域防災体制の研究

広域相互応援協定の実効性を高めるため、その締結先等と活動体制、情報連絡体制、必要な施設・資機材等の整備に関して法制度を含め問題点を整理し、必要に応じて県・国へ解決に向けての提言を行うものとする。

## 第2節 火災予防対策

大正関東地震による死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化、建築物の不燃化促進等について必要な事項を定める。

### 1 震災出火の防止

#### (1) 出火の防止

##### ア 一般家庭に対する指導

自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

消防本部は、消防法第9条の2及び香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）による住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置を指導する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する

##### イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう指導を強化し、職場における管理体制の確立を図る。

##### ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査を実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期する。

##### エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、消防本部は、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

##### オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取り扱う学校、病院、企業、研究所等への立入検査を定期

的に実施し、保管の適正化の指導を行い、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により混触発火が生じないように管理の徹底に努めるよう指導する。

#### カ 消防同意制度

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

### (2) 初期消火の推進

消防本部は市の協力のもと、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、事業所等、自治会、自主防災組織等に対し、次の対策を指導するものとする。

ア 防災パンフレットを作成して、各種訓練、集会を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動の向上を図る。

イ 消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。

ウ 消防本部は、消防法第4条に規定する予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防の指導の徹底を図る。

### (3) 延焼拡大の防止

#### ア 消防水利の確保

市は、消防水利の基準を満たすよう、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、震災時においても消火活動が行えるよう地域の実情にあった効果的な配置に努める。

##### (ア) 防火水槽

防火水槽については、各地域で消防水利の充足率の低いところへ計画的に整備を図る。

##### (イ) 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

#### イ 上水道施設の耐震化

地震時の消火栓の被害を軽減するため、老朽管の布設替え等により耐震性の向上に努める。

#### ウ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、消防本部は市の協力のもと、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

(資料-22 消防力の現況)

## 2 建築物不燃化の促進

### (1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

#### ア 準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域において、準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。準防火地域は、商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

なお、準防火地域の指定に当たっては、市内の該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ 準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

### 市の防火地域・準防火地域指定状況

防火地域	準防火地域
—	51ha (小見川, 北, 佐原イ, 野田, 本郷の各一部)

#### (2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

### 3 防災空間の整備・拡大

#### (1) 都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

#### (2) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

#### (3) 河川の整備

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

## 第3節 消防計画

消防本部は市の協力のもと、同時多発火災、交通障害等により消防活動が困難となる災害に対処するため、消防力の整備指針に基づき消防力の強化を図る。

### 1 消防体制・施設の強化

#### (1) 常備消防の強化

消防本部は市の協力のもと、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、消防力の増強を図っていく。

#### (2) 消防団の充実・強化

消防本部は市の協力のもと、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、次のような取組を推進するとともに、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

また、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

- ア 消防団に関する市民意識の高揚
- イ 消防団総合整備事業等を活用した消防団の活性化と機動化
- ウ 消防団員の待遇や福利厚生の実施
- エ 機能別団員・分団の採用の推進
- オ 消防団と自主防災組織との連携強化

### 2 消防用施設の整備

#### (1) 消防庁舎

消防庁舎については、消防本部が行う再配置計画に基づいて実施する。

#### (2) 消防車両

車両整備基本方針に基づいて、車両及び資機材は使用年数を定めて、計画的に整備を図る。

#### (3) 消防団の施設・資機材等

- ア 消防団の消防ポンプ等の計画的な整備
- イ 消防団拠点施設の整備

#### (4) 消防通信施設の整備

- ア 消防本部通信網の整備
- イ 消防団通信網の整備

### 3 救急救助体制の整備

消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。市民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

#### 4 相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第 39 条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用に基づく相互の連絡体制等を常に把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

また、「千葉県消防広域化推進計画」（平成 31 年 3 月）に基づいた迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

#### 5 消防思想の普及

- (1) 各種の行事において消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋 2 回の火災予防運動を実施する。（各 1 週間）
- (3) 消防大会及び操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

なお、住宅火災による死者数の低減のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

## 第4節 建築物の耐震化等の推進

昭和30年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地のなかには、道路、公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガス等のライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

### 1 建築物等の耐震化対策等

#### (1) 建築物の災害予防

##### ア 防災上重要な建築物の災害予防

##### (ア) 既存施設の対策

建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された公共建築物については、震災時の安全性の向上を図るため、必要に応じて、耐震診断及び耐震補強と設備の更新に努めるものとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、平成25年改正）及び「千葉県耐震改修促進計画」（平成31年3月一部改訂）に基づき、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置づけ、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。

##### (イ) 新規施設への対策

新たに公共建築物等を建築する際には、建物の形状、地盤状況、地形等及び災害時の施設の役割を考慮し、必要に応じて耐震強度を割り増すなど防災性の強化に努める。

##### イ 一般建築物の災害予防

(ア) 市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の事項等について広報等を活用して誘導・啓発に努める。

- a 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修等
- b 新耐震基準施行以前に建築された特殊建築物の耐震診断
- c がけ地近接等危険住宅移転事業計画の策定、移転事業の推進
- d 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による被害を防止するための安全確保
- e ブロック塀等の倒壊を防止するための安全確保

##### (イ) 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修について市民からの相談を受付ける窓口を設置する。

## (2) 高層建築物における対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進に努める。

### ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

### イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

## (3) ブロック塀等の安全対策

県と連携して、ブロック塀等の適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等の所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

## (4) 落下物防止対策

建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、県と連携し、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

## (5) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

市は、県や民間の建築関係団体と連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

## (6) 応急危険度判定体制の整備

大規模な地震災害発生後に速やかに応急危険度判定活動が実施できるよう、香取市震前判定計画を策定し実施体制の整備を図る。

## 2 ライフライン施設

各生活関連施設について、耐震性の強化を中心として、地震に強い施設の整備を進める。電気、ガス、電話等の各施設については、各防災関係機関が防災業務計画に基づき施設の安全化に努めるものとする。

### (1) 上水道の安全化

上水道施設の安全性の確保のために施設の耐震性を図っていく。

#### ア 上水道施設・設備の整備及び安全性の確保

上水道施設ごとに優先度を検討し、補強等の耐震性向上対策を講ずる。また、施設の新設・改良計画に合わせ上水道施設の災害予防対策を推進する。

(ア) 取水口・取水ポンプ井・導水管路の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震整備補強を行う。

(イ) 着水井・薬品沈殿池・急速濾過池等の常時監視を実施して保守に努めるととも

に、耐震整備補強を行う。

(ウ) 老朽管の布設替えにあたって管路の耐震化を進めていく。

(エ) 復旧資材の備蓄を行う。

(オ) 水道管路図、給水台帳等の整備を行う。

## (2) 下水道の安全化

災害による被害を最小限にとどめるため、市は施設及び管渠の点検を行い現状を把握し、不良部分については補修または改修に努める。

また、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備が被害を受けにくいものとする必要がある。特に重要管路や老朽施設の更新にあたっては、十分耐震性の向上に配慮する。

### ア 重要施設の耐震性の強化

(ア) 処理場・ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の維持管理に努め、機能保全のための対策を行う。

(イ) 管路施設

既存の流入管渠及び幹線管路等については、更新時に耐震性を考慮し布設替えを行う。また未整備地域については、国土交通省の耐震設計指針に基づき整備を図る。

### 公共下水道事業計画

整備済み（令和元年度末）	789.74ha
現事業認可計画	1,059ha
全体計画	1,962ha

### イ 安全性の確保対策

(ア) 下水道台帳の整備

災害発生時における被害調査、復旧時の対策に迅速に対応できるよう、下水道台帳の適切な更新を行い、地理に不慣れな応援者でも対応できるよう台帳の電子化を図る。

(イ) 災害対策資材の整備

所管の資材だけでは対応できないことが予想されるため、できる限り資機材の備蓄に努める。

(ウ) 関係機関等との協力体制の整備

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材の備蓄についての協力体制の整備を図る。

(エ) 維持管理体制の強化

維持管理については、施設の保守点検を計画的に実施し不良箇所発見に努める。

## (3) 廃棄物処理体制の確立

大規模地震災害時等には、大量の廃棄物の発生が予想されることから施設の機能が

停止もしくは破壊が生じることを防ぐよう施設の強化を図る。

また、中間処理施設の整備によるごみの減量化を図るとともに次期最終処分場の早期確保に努めるものとする。

**(4) 電力施設の安全化【東電ホールディングス (HD)、東電フュエル&パワー (FP)、東電パワーグリッド (PG) 及び東電エナジーパートナー (EP)】**

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

**(5) ガス設備の安全化【(一社)千葉県LPガス協会】**

災害により製造所・供給所の施設または導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・ガス中毒事故の二次災害発生が予想されるため、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

**(6) 電信電話施設の整備【東日本電信電話(株)】**

電気通信施設の公共性にかんがみ災害発生時においても、重要通信を確保できるよう日頃から設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、これらに付随する通信網システムについても信頼性の向上をさらに促進する。

**東日本電信電話(株)が実施する事項**

**ア 建設設備**

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6(弱・強)に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

**イ 局外設備**

**(ア) 土木設備**

a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

**(イ) 線路設備**

a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

**ウ 局内設備**

(ア) 交換機等は、キャビネット型設備(自立型)の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

(イ) 通信設備の周辺装置(パソコン等)については、転倒防止対策を実施する。

### 3 市街地の整備

#### (1) 住環境の整備

都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保を図るため、地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた住環境の整備を推進する。

##### ア 密集市街地

本市の密集市街地については火災延焼の危険地域もあることから、道路・公園等の公共空間の確保に努め、住環境の改善を進める。

##### イ 重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区

重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区については、町並みの保全とともに防災機能をもった道路、空地等の確保に努める。

#### (2) 文化財等の災害予防

文化財は貴重な国民的財産である。文化財保存のためには万全の配慮が必要であることから、保護対策を推進するほか、予想される地震対策の強化とともに指導体制を整える。

また、文化財の所有者若しくは管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理にあたるものとする。特に香取神宮や重要伝統的建造物群保存地区に対しては、次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

#### 文化財建造物等の防災対策の推進

- ・所有者または管理者に対しての文化財保護についての指導及び助言
- ・防災施設の設置促進とそれに対する助成
- ・自主防災組織の育成及び指導
- ・重要伝統的建造物群保存地区総合防災計画の策定及び実施の推進

##### ア 施設設備等

自動火災報知設備の設置、漏電火災報知器の設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備の取付けを推進するとともに、防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設を推進する。

##### イ 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

##### ウ 保護思想の普及及び訓練

(ア) 文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

(イ) 消防本部は、文化財について防火査察及び防火訓練あるいは図上訓練を実施する。

#### 4 道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

また、震災時においても、救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

##### 当面、計画されている事業

区 分	事業名	事業の概要	整備予定年度
緊急輸送道路	街路事業	緊急輸送道路整備	H28～30年

## 第5節 液状化災害予防対策

平成23年3月に発生した東日本大震災では、利根川沿いの低地を中心として、市内で広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による直接的な人的被害はほとんどなかったものの、住宅の傾斜等により、めまいや吐き気などの健康被害が生じることがあり、二次的被害が発生することが考えられる。

また、大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地震動により、多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じたことから、液状化対策を推進していく。

### 1 液状化対策の推進

上下水道施設等のライフラインや道路・橋梁・河川の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、市民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

### 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

#### (1) 上水道、下水道、道路・橋梁施設

液状化の被害を防止する対策に努める。

#### (2) 河川

通常、河川では、大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策に努める。

### 3 液状化対策の広報・周知

#### (1) 液状化現象に関する知識及び東日本大震災で液状化した地区のマップの広報・周知

東北地方太平洋沖地震の本震及び30分後の余震により、香取市内では千葉県東方沖地震での被害範囲を大きく上回る広い範囲で地盤の液状化現象が発生した。

このため、市の液状化対策検討委員会作成の資料を、市民に広報・周知することにより、これからの災害に備えるとともに、これから先の世代に液状化被害を伝えていく材料とする。

#### (2) 住宅の液状化対策工法の周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。市の液状化対策検討委員会作成の資料を参考に、液状化現象発生のリスクがある地域の住宅建築に際しては、地盤調査を入念に行い、液状化現象を抑制・低減する基礎構造とするよう広報する。

## 第6節 土砂災害予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置について調整を図る。

### 1 土砂災害の防止

#### (1) 災害危険箇所等の調査把握等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）、砂防法及び地すべり等防止法等に基づき土砂災害の防止に努めるものとする。

##### ア 土砂災害危険箇所の調査把握

市及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止しその被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

##### イ 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて市民への周知に努めるものとする。

#### (2) 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

##### ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として、土砂災害防止法施行令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

## 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害の恐れのある土地を公示</li> <li>・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を記載</li> <li>・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保）</li> <li>・住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可</li> <li>・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告</li> </ul>

### イ 土砂災害警戒区域等における危機回避のための対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された地区に対し、次の対策を実施する。

- (ア) 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。
- (イ) 防災マップ等による土砂災害に関する知識の普及や避難訓練を実施する。
- (ウ) 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。
- (エ) 宅地や要配慮者関連施設の開発行為は、基準を満たしたのものに限って許可する。
- (オ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努める。

## 2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

### (1) 土砂災害に関する情報の収集

市及び県は、土砂災害危険箇所等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測される時は、随時に防災パトロールの実施や市民、警察、消防団等からの情報収集により、当該箇所での災害発生兆候についての的確に把握するものとする。

### (2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害の発生に対し、情報等の伝達、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるように、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

- ア 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した情報等の伝達、警戒、避難誘導、救護等の方法を明確化し、市民への周知徹底を図るものとする。

イ 土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生のおそれや危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定し、的確に避難勧告等を発令する。

特に避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

ウ 要配慮者施設が土砂災害警戒区域内にあり、市地域防災計画に名称及び所在地が定められている場合、その所有者又は管理者には、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられており、市は計画作成や訓練の実施について、周知及び指導・助言を行うものとする。

エ 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

### 3 急傾斜地崩壊対策等

#### (1) 急傾斜地崩壊対策

##### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、市町村と協議のうえ、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

(資料-10-2 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）)

#### <千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

(ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

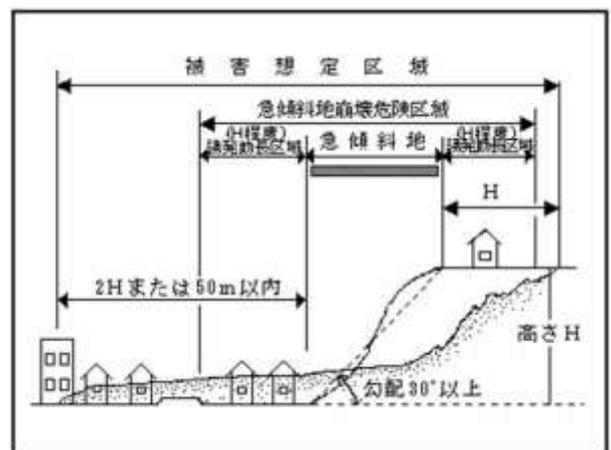
(イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれがあるもの

##### イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。



#### ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

#### エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

### (2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

(資料-10-4 災害危険指定一覧(山地災害危険地区))

### (3) 宅地災害の防止

県は、宅地及び建築確認申請において、当該建物等が危険区域内等にある場合には必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導・助言を行う。

#### ア 災害危険区域内の指定

急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊による危険の著しい区域については、建築基準法第39条に基づき、災害危険区域に指定して建築制限を図る。

#### イ 宅地造成行為への指導

宅地造成工事許認可の際に、建築基準法第39条の災害危険区域等に基づき、擁壁、排水施設等の安全性について指導、助言等を行う。

#### ウ 既成宅地への安全対策

建築確認の際に、建築基準法の技術基準に基づき、敷地の安全性を確保するよう指導する。

#### エ 液状化要対策地域での災害防止対策

液状化による被害の防止対策のための資料作成や広報・啓発を行う。

## 第7節 要配慮者等の安全確保対策

高齢化、核家族化や国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人など災害対応能力の弱い人々の犠牲が目立っており、阪神淡路大震災や東日本大震災においても、多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。

このため、在宅中あるいは外出中の要配慮者等の災害発生時における安全確保を図るため、地域における要配慮者及び避難行動要支援者の支援体制の確立について必要な事項を定める。

### 1 避難行動要支援者への対応

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

#### (1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、下位計画として香取市避難行動要支援者避難支援計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成等

##### ア 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、香取市見守りネットワーク事業の推進等災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

なお、把握にあたり、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、体制づくりを行う。

(ア) 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、基準に該当する者をリストアップし、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、平時から要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても、可能な限りその把握に努めるものとする。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組も必要である。

##### イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (ア) 避難行動要支援者名簿記載対象者

本市における避難行動要支援者名簿への記載対象となる者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者とし、概ね次に掲げる者のうち在宅の者とする。

- a 70歳以上の高齢者（ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者等）
- b 身体障害者（児）のうち、障害の程度が1級もしくは2級のもの
- c 知的障害者（児）のうち、その障害の程度がA判定のもの
- d 精神障害者のうち、その障害程度が1級もしくは2級のもの
- e 要介護3以上の認定を受けているもの
- f 香取市見守りネットワーク事業利用者
- g 支援が必要な特定医療費（指定難病）受給者
- h 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
- i 自力での避難が困難な妊産婦や乳幼児
- j その他特に災害時において支援が必要なもの

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- j 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(エ) 市における情報の適正管理

避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最小限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最小限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防本部、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会（又は自主防災組織）、その他市長が認めるものに対して、事前に避難行動要支援者の同意を得たものの情報について提供することができる。

また、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。情報の提供は、印刷し紙媒体の交付により行うものとする。

## エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

### (ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

### (イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、福祉担当部署は、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

## (3) 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難行動要支援者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

## 2 要配慮者全般への対応

### (1) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

市は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針や災害時要援護者避難支援の手引き（県作成）を参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

### (2) 避難指示（緊急）等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

### (3) 避難支援等関係者の安全確保

市は、要支援者に対し、避難支援が支援者の任意の協力により行われるものであること、支援者による支援が困難となる場合もあることから要支援者の自助が必要不可欠であることについて、十分に周知することとする。

避難支援関係者は、まずは自らの身の安全に留意して避難支援を行うものとする。

円滑な避難が要支援者、避難支援関係者、双方の安全確保に重要であるため、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の確定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される道路などの危険な場所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

#### (4) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

#### (5) 避難施設等の整備及び周知

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

また、災害時における避難所運営の手引き（県作成）や関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

#### (6) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

#### (7) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組や香取保健所（香取健康福祉センター）、市社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組を促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

#### (8) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

### 3 社会福祉施設等における防災対策

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

#### (1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源及び燃料等を確保しておく。

停電や給水停止時に備え、自家発電設備の点検や整備、受水槽内の水を活用するための構造の把握や、水道管直結水栓の把握・整備、受水槽の耐震化、自己水源の確保などを行う。

#### (2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

#### (3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

### 4 外国人への対策

#### (1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

#### (2) 外国人に対する対応

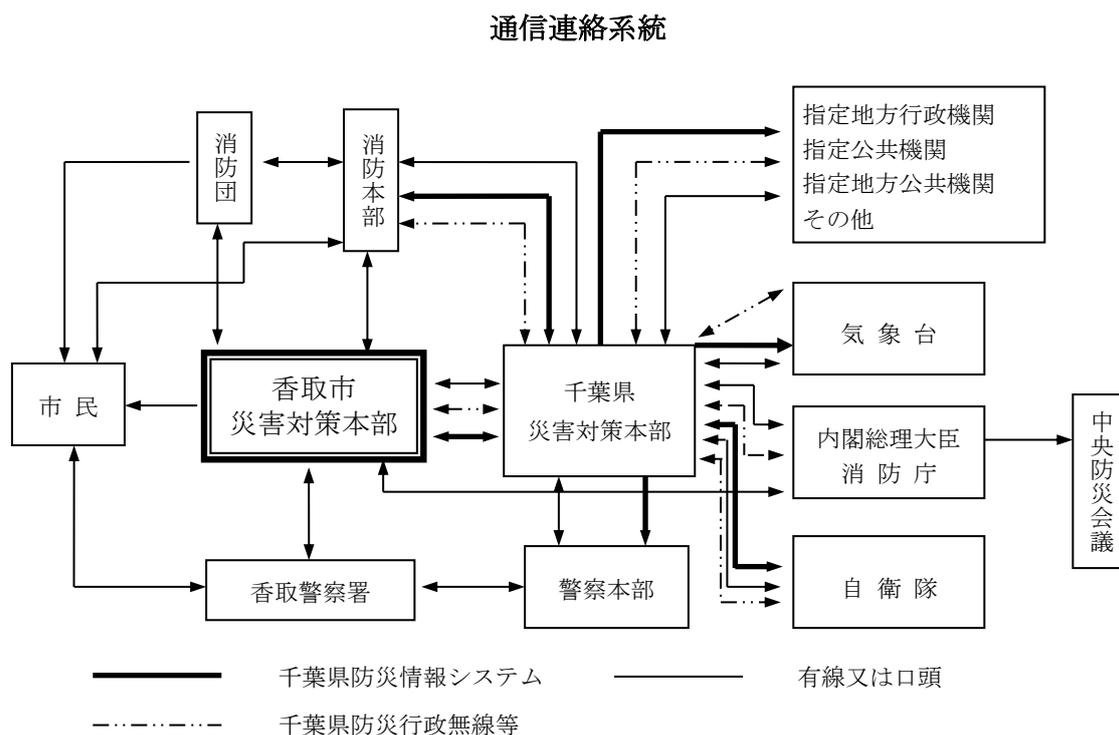
市は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

## 第8節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は次のとおりである。



### 1 情報の収集・連絡体制

情報の収集連絡体制について平時から市民・関係機関との連携を深め、災害時に迅速・正確な情報収集及び応急対策が行われるよう努めるものとする。

- (1) 被害調査における自主防災組織等の市民との協力体制の確立
- (2) 消防本部や警察等の初動時に連携が必要な機関との連絡方法の検討
- (3) 夜間及び休日に発災した場合の被害情報収集体制の確立
- (4) 被害調査の時期及び被害調査の職員動員体制の検討
- (5) 情報系の設備等について、保有機能等の情報の共有化
- (6) 防災行政無線従事者の育成と、訓練等を通じた各通信機器の機能や操作方法の周知
- (7) アマチュア無線従事者との協力体制の確立
- (8) 緊急地震速報伝達機器の整備

### 2 災害通信基盤の整備

#### (1) 市における災害通信施設の整備

##### ア 通信設備の整備

大規模震災時は、通信機器の破損等、不測の事態が発生するおそれがあることから、市は、次の設備等を必要に応じて整備し、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処理を図るものとする。

### 通信施設の整備

- ・市内の防災拠点や関係機関双方向通信が可能な機器の整備
- ・衛星携帯電話・MCA無線等移動系の通信機器の充実
- ・周辺市町との非常通信手段の充実
- ・パソコンやデジタルカメラなど情報整理を迅速に行う機器等の充実

#### イ 市防災行政無線

##### (ア) 固定系

市役所本庁に親局、山田支所、消防本部に遠隔制御装置を置き、市内の子局へ災害発生の場合等の一斉伝達を行う。

また、市内に設置されている子局は一部に難聴地域があるため、現在、戸別受信機等の整備を図っており、防災対策上重要な機関等への戸別受信機の整備を行っている。

なお、市防災行政無線の内容については、防災メール、市ウェブサイト、市フリーダイヤル等により配信する。

##### (イ) 移動系

市役所本庁内に基地局を設置し各移動局との間で、災害情報の収集や指令等に使用している。今後は主要な避難所等へ機器の整備を図るものとする。

(資料-8-2 災害時に利用可能な無線局)

#### (2) 県における災害情報通信施設の整備

##### ア 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

整備概要（無線設備設置機関）

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関に無線設備を設置している。

##### イ 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

##### ウ 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」

を整備し、運用している。

#### エ 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市等が設置した計測震度計の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。

### (3) 施設の地震災害予防

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 通信施設設置については、地震時に被害が少ないと思われる場所と建物を選定する。
- イ 災害時の無線機器の取扱いについては、経験豊富な無線従事者を優先的に配置する。
- ウ 転倒等が予想される機器については壁面への固定等、破損防止措置を講じる。

### (4) 停電対策

#### ア 市

市は、大規模停電時においても、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に市民に伝達できるよう、放送事業者等と連携しながら、その体制及び施設・設備の整備を図る。

- (ア) 基地局等には、停電に備えての自家発電装置（最低3日間の非常用電源）を設置するとともに、発電に必要な燃料を確保しておく。
- (イ) 停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を確保しておくとともに、定期的に保守点検を実施する。
- (ウ) 発災時に電力事業者との停電情報の共有を円滑に行うため、平常時より積極的に連携を図る。

#### イ 電気事業者

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

### (5) 施設の点検整備

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 定期的（年1回以上）な点検及び清掃
- イ 発電機の点検及び清掃
- ウ 予備品の点検
- エ 不良箇所発見の際の即時修理

## 3 警察における災害通信網の整備

- (1) 千葉県警では、警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。
- (2) 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

#### 4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局(衛星系)等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

#### 5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

#### 6 KDDI事業所等における電気通信サービスの整備

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

#### 7 ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

#### 8 非常通信体制の充実強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

#### 9 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平時から連携強化に努めるものとする。

#### 10 その他通信網の整備

インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

## 第9節 備蓄・物流計画

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

### 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

#### (1) 食料等の調達体制

##### ア 市の実施する食料品等の調達体制

備蓄物資支給対象者については、「千葉県地震被害想定調査（平成26・27年度）」を基に算出された避難所生活者を対象者とし、主食（アルファ化米、缶入りパン、高齢者用食（アルファ化米、おかゆ）、簡易食料（ビスケット等）、粉ミルク、飲料水を中心に備蓄を行う。

(ア) 市では、アルファ化米を中心に備蓄し、その他は流通備蓄をできるだけ活用するものとし、協力店舗及び団体の確保と調達に関する制度の確立に努める。

(協定 災害時協定一覧)

(イ) 食料の供給が円滑にできるよう、調理器具、食器類、調味料等の調達体制の確立に努める。

(ウ) 備蓄した非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(エ) 有効期限が近づいた食料及び飲料水については、市の総合防災訓練時に配布するとともに、要望に応じて自主防災組織等の訓練や出前講座の際に配布する。

また、市の様々なイベントで活用することによって、市民の防災意識の高揚を図るほか、防災教育の一環として、小・中学校への配布を検討する。

##### イ 関係機関等による食料品等の調達体制

関係機関等の調達体制は、次のようになっている。市は災害時に円滑に食料等の調達が行われるよう、各機関との情報交換に努めるものとする。

##### (ア) 農林水産省

a 政府所有米穀の緊急の引渡要請に備える。

b 米穀販売事業者、関係業者等の米穀、食料品等の供給可能数量を把握する。

##### (イ) 食料品取扱業者

食料品について、被災地への供給再開が迅速に図られるよう、市内卸売業者からの優先供給体制について、協定の締結に努めるものとする。

##### (ウ) 商工会議所、商工会等

市との災害応急物資の調達に関する協定締結や調達体制の整備に努めるものとする。

(協定 災害時協定一覧)

ウ 市民による食料品等の調達体制

- (ア) 各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、市は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需品を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。
- (イ) 高齢者用、乳幼児等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるため、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう呼びかけるものとする。

エ 事業所等による食料品等の調達体制

- 事業所等の調達体制は、次のように努めるものとする。また、市は備蓄意識の高揚のため周知に努めるものとする。
- 各事業所等は災害発生に備え、市民と同様に在籍の従業員に見合う非常用食料の備蓄を行うよう努めるものとする。

(2) 生活必需品等の調達体制

- ア 生活必需品については、高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

主な生活必需品の備蓄品目例

区分	品目名	
寝具・被覆	毛布、簡易ベッド、肌着、靴下 等	
炊事用具・食器	鍋、包丁、紙皿、割り箸 等	
保育用品	哺乳瓶、紙おむつ、おしりふき 等	
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ 小型発電機、バッテリー 等	
日用品	トイレトーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、タオル、ごみ袋、 スリッパ 等	
感染症対策物資	マスク、体温計、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、 使い捨て手袋、石鹸、ガウン（エプロン）、フェイスガード 等	
季節用品	夏季	扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 等 ※水と並行して、経口補水液（OS1）や塩分タブレット 等塩分も接種できる飲料の備蓄 ※ゼリー等、水分量の多い非常食の備蓄
	冬季	防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 等 ※断熱床マットや保湿性の高いシートの備蓄

- イ 毛布については、長期保存が可能な真空パック入りのものを計画的に購入・備蓄するとともに、その他の物資についても、保存状況や衛生面を考慮しながら計画的に備蓄する。
- また、備蓄物資として適さなくなった生活必需品については、可能な限り再利用す

る。

ウ 市民に対して防災意識の向上を図り、携帯ラジオ、懐中電灯、小型発電機、軍手、タオル、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、ばんそうこう、医薬品・常備薬、マスク、手指消毒用アルコール、体温計、石鹸等の生活必需品の備蓄を行うよう呼びかける。

### (3) 供給体制の整備

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

#### ア 集積拠点

市は、物資の集積拠点について、次の条件に基づき指定する。

(ア) 救援物資等の集積・分類が可能な施設

(イ) 救援部隊等の活動拠点と近距離にある場所

なお、選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

#### イ 供給体制

(ア) 市は、物資の輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。

(協定 災害時協定一覧)

(イ) 市は、集積拠点から避難施設までの輸送方法等について輸送業者等とあらかじめ協議を行っておくものとする。

(ウ) 市は、地区拠点や避難施設に届いた食料等の仕分けや炊き出し等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておくものとする。

(エ) 自主防災組織等は、市との役割分担に基づいて避難所での配布について、あらかじめ地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

(オ) 市は、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、あらかじめ調整しておくものとする。

(カ) 市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うよう努める。

### (4) 資機材の備蓄・点検

市は、災害予防や応急・復旧活動時に有用なブルーシート、土のう、その他の資機材について、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要量を備蓄しておくとともに、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるなど調達体制を整備しておく。

また、災害応急活動を円滑に実施するため、必要資機材等の点検・整備を行うものとし、災害応急活動を実施する関係機関、団体等において、それぞれ実施する。

## (5) 燃料の備蓄

- ア 市は、自家発電設備 72 時間分の燃料備蓄など、燃料備蓄量の増強を図る。
- イ 市は、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

## (6) 水防用資機材の整備

市では、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。今後も、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるように水防用資機材の整備に努める。

## (7) 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

## 2 給水体制の整備

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。

### (1) 備蓄・調達体制の整備

#### ア 災害時の給水量の検討

「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、最小限必要な飲料水として一人 1 日 3 リットルとして 3 日分、4 日目以降、飲料水及び生活用水として一人 1 日 20 リットルとして確保する。

#### イ 市の対策

- (ア) 浄水場・管路等施設の更新と多様な水源の確保に努め、計画的に施設の耐震化を図る。
- (イ) 市民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

#### ウ 各家庭での対策

- (ア) ふろの残り湯の活用を習慣づける。
- (イ) ボトル水等による飲料水の備蓄に努める。
- (ウ) ポリタンクや給水袋等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、地域への提供を含め、その維持確保に努める。

### (2) 供給体制の整備

飲料水等の供給について事前に必要量を算出して発災時の供給体制等の確立を図る。

#### 供給体制の整備

- ・給水計画の策定等、給水体制の確立を図る
- ・給水源の確保、供給量の見直しを行う
- ・被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う
- ・病院、福祉施設等への供給確保を図る
- ・給水タンク、ポリタンクの確保を行う

### (3) 応援体制

市で行う飲料水の供給対策が限界になった場合に備え、他の水道事業体との応援体制の整備を行う。

(協定 災害時協定一覧)

## 第10節 緊急輸送体制

地震による災害が発生した場合、物資や災害応急対策要員等の緊急輸送の迅速な確保を図るため、道路管理者は緊急輸送道路を選定してその整備を図る。

また、道路の損傷等により陸上輸送が困難となる事態に備え、空からの輸送を確立するため、臨時ヘリポートを指定し緊急事態に備えるものとする。

### 1 緊急輸送体制の整備

地震発生時に救助・救急・医療活動、緊急物資の輸送等の緊急輸送活動を迅速に実施し、被害発生防止を図るため、平時における輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

#### (1) 市緊急交通路の指定

災害時の緊急輸送等の重要性を考慮し、事前に次に示す指定要件に基づき、市独自の災害時緊急交通路を指定する。

また、関係機関と協議の上、市が開設する物資集積拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

#### 市緊急交通路の指定要件

- ・香取市域と近隣市町を接続する幹線道路
- ・各避難施設に接続し、応急対策活動上重要な道路
- ・防災拠点・病院等の主要公共施設等を接続する道路

#### (2) 緊急交通路の確保

災害対策に必要な緊急交通路を確保するため、歩行者または車両等に対する交通規制措置及び緊急交通路の確保に関する次の対策について、警察及び道路管理者と事前に協議、情報交換を行っておくものとする。

#### 警察・道路管理者間における協議事項

- ・道路情報の共有化
- ・交通規制の実施要領
- ・交通規制等に関する広報体制
- ・緊急交通路確保の実施体制と資機材の確保

#### (3) ヘリポートの確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市は地域防災計画に位置付けるとともに、次の条件に基づきその確保に努める。

ア ヘリポートは、避難住民の安全性等を考慮し、できるだけ避難所（避難地）と競合しない場所に確保する。

イ 場合によっては市外の施設の使用も考慮するとともに、その利用が図れるよう事前に隣接市町と使用の手続き等について十分に協議を行っておくものとする。

ウ ヘリポートは、広報紙等で市民に周知し、車両の進入防止に努める。

(資料-16 臨時ヘリポート)

## 2 輸送体制の整備

旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平時から運輸業者等と発災時の協力体制について協議しておくものとする。

### (1) 鉄道・バス等の公共交通機関

ア 通常の運行が不可能になった場合の代替輸送体制について

イ 不通区間、運行状況等の広報体制について

ウ 鉄道等による物資輸送体制について

### (2) トラック協会・日本通運（株）及び船舶取扱業者

ア 人員、物資輸送の要請方法について

イ 保有車両等の状況について

ウ 発災時の活動体制について

### (3) 市内燃料供給業者

緊急輸送用車両等の燃料確保・補給について

## 3 緊急通行車両

### (1) 公安委員会への事前届出

交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止または規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会（県警察本部、警察署）に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。

(資料-13 災害時緊急通行車両一覧)

## 第 11 節 防災施設等の整備

地震災害から市民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難施設の整備が重要である。このため、必要な数・規模の避難施設等をあらかじめ整備するとともに、市民に周知徹底を図る。

また、災害応急活動を円滑に行うための防災拠点施設等を整備する計画を進める。

### 1 避難施設の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成 28 年 4 月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力する。

#### (1) 指定緊急避難場所の指定等

##### ア 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

##### イ 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

##### ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるもの

とする。

## (2) 指定避難所の指定等

### ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

### (資料-14 指定緊急避難場所及び指定避難所)

### イ 指定避難所の整備等

市は、学校、公民館等を避難所として指定している。今後、人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うとともに、耐震性を確保し、要配慮者に配慮した避難所の指定について検討するものとする。

避難所等の整備については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 避難所の開設が予定される施設の耐震性・耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、被災住民を収容することが可能な構造又は規模を持って適切に配慮する。
  - (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
  - (ウ) 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備等を整備する。また、必要に応じて電力容量の拡大に努める。
  - (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
  - (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
  - (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
  - (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
  - (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置に努める。
  - (ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
  - (コ) 避難所における新型コロナウイルス等感染症防止対策として、十分な居住スペースの確保や他の人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2mほど確保できるようレイアウトの工夫に努めるものとする。
- また、指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、

避難所として使用できるスペースの最大限拡大や指定避難所となっていない公共施設、自治会が管理する集会施設、企業の福利厚生施設、ホテル等民間宿泊施設の避難所としての活用を検討する。

さらに、地域内の空き家並びに感染者及び避難者の収容可能な施設の洗い出しを行っておく。

- (サ) マスク、体温計、アルコール消毒液、ゴム手袋、石鹼、ウエットティッシュ、ガウン（エプロン）、間仕切り、段ボールベット等の感染症対策物資の十分な備蓄に努める。
- (シ) 飼育動物（ペット）のためのスペース確保に努める。
- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (セ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

### **(3) 避難路の整備**

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

### **(4) 震災対策用貯水施設等の整備**

市は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため、飲料水兼用型耐震性貯水槽等の整備を行う。

## **2 市防災拠点等の整備**

市は、「橘ふれあい公園」について、震災時に地域における災害対策活動の拠点と位置付け、施設の整備充実に努める。

## 第12節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、市内でも、JRの不通や国道51号をはじめとした幹線道路の激しい渋滞により観光客など多くの帰宅困難者が発生し、市民体育館で受け入れを行った。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、県、周辺市町及び関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

### 1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

### 2 一斉帰宅の抑制

#### (1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市及び県は、広報紙、ウェブサイト、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

#### (2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版(web171)、SNS等の新たな情報媒体など、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### (3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やウェブサイトなどを活用して主体的に提供していく。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災

ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

#### (4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自ら準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

### 3 帰宅困難者等の安全確保対策

#### (1) 一時滞在施設の確保と周知

市及び県は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

#### (2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市及び県は、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

#### (3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市及び県は、企業、学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

### 4 帰宅支援対策

#### (1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市及び県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市域内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ウェブサイトや広報紙などを活用した広報を実施する。

#### (2) 搬送手段の確保

市及び県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

## 5 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

## 第13節 防災体制の整備

地震災害に対し、迅速かつ適切に対処できるよう、平時から効果的な応急活動実施のための事前対策を講じておく。

また、大規模地震等の発生時には、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努める。

### 1 効果的な応急活動のための事前対策

#### (1) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

ア 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結推進や災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

イ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 市は、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

エ 市は災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との協定締結も考慮するものとする。

オ 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### 2 業務継続体制の確保

市では、市域に被害が及ぶ大規模地震災害時においても、市が行わなければならない業務を限られた人員、資機材等を効率的に投入し、早期に可能な限り通常レベルに復旧させるための事前対策として「香取市業務継続計画」を平成31年度に策定している。

#### (1) 計画の基本方針

ア 地震による被害を最小限にとどめるために、地域防災計画に定められた応急対策業務を遂行する。

イ 市役所機能が一時停止することによる市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるために、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

ウ 非常時優先業務の継続に必要となる人員の確保及び庁舎・電力・通信等の業務執行環境の確保に努める。

エ 非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的

に休止・縮小する。

オ 30年以内に約70%の確率で発生するとされる、M7クラスの地震発生に備え、平常時から、全庁的な取り組みとして業務継続力の向上に努める

## (2) 非常時優先業務

本計画では、災害対応と通常業務を洗い出したうえで、災害時に優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

非常時優先業務は、災害対策業務と優先すべき通常業務の二つから構成される。

## (3) 計画の点検・見直し

非常時優先業務体制は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、検討を踏まえたものであっても最初から完全な体制が構築できるものとは限られない。

発災時に機能する計画とするために、国や県の動向、地域防災計画の修正を見定めながら変更等があった場合は遅滞なく更新するなどの時点修正を行う。

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 2 編 震 災 編

### <第 3 章 震災応急対策計画>



# 目 次

<b>第3章 震災応急対策計画</b> .....	<b>震-3-1</b>
第1節 災害応急活動体制 .....	震-3-1
1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制> .....	震-3-1
2 災害対策本部の設置 <第3配備体制> .....	震-3-2
3 職員の動員・配備 .....	震-3-13
4 災害救助法の適用手続等 .....	震-3-14
第2節 情報収集・伝達体制 .....	震-3-17
1 通信体制 .....	震-3-17
2 通信手段の確保 .....	震-3-19
3 気象官署の地震に関する警報及び情報 .....	震-3-20
4 被害情報等収集・報告 .....	震-3-23
5 災害時の広報 .....	震-3-30
6 災害時の広聴 .....	震-3-34
第3節 避難計画 .....	震-3-35
1 計画方針 .....	震-3-35
2 実施機関 .....	震-3-35
3 避難の勧告又は指示等 .....	震-3-35
4 警戒区域の設定 .....	震-3-38
5 受入れ計画 .....	震-3-40
6 避難所の開設・運営 .....	震-3-43
7 感染症対策 .....	震-3-47
第4節 要配慮者等の安全確保対策 .....	震-3-49
1 在宅要配慮者に対する対策 .....	震-3-49
2 社会福祉施設等における対策 .....	震-3-50
第5節 消防・救助救急・医療救護活動 .....	震-3-52
1 消防活動 .....	震-3-52
2 救助・救急 .....	震-3-54
3 水防活動 .....	震-3-55
4 危険物等の対策 .....	震-3-56
5 医療救護 .....	震-3-56
第6節 交通の確保・緊急輸送対策 .....	震-3-61
1 道路等の応急対策 .....	震-3-61
2 交通関係情報の収集・伝達 .....	震-3-62
3 緊急交通路の確保 .....	震-3-62
4 市の緊急輸送に関する実施体制 .....	震-3-63
5 緊急輸送に必要な手続 .....	震-3-65
6 道路啓開 .....	震-3-66

7	震災発生時における運転者のとるべき措置.....	震-3-66
8	ヘリコプターによる緊急輸送.....	震-3-67
第7節	救援物資供給活動.....	震-3-68
1	応急給水.....	震-3-68
2	食料品等の供給体制.....	震-3-70
3	生活必需品等の供給体制.....	震-3-72
4	燃料の調達.....	震-3-74
5	県の実施体制.....	震-3-74
6	広域実施体制.....	震-3-74
第8節	広域応援の要請.....	震-3-75
1	県に対する応援要請.....	震-3-75
2	市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請.....	震-3-75
3	被災市区町村応援職員確保システム.....	震-3-78
4	民間団体等に対する協力要請.....	震-3-78
5	受援計画の策定.....	震-3-78
6	広域避難者の支援要請又は受入れ.....	震-3-79
7	労働力の確保.....	震-3-79
第9節	自衛隊への災害派遣要請.....	震-3-81
1	自衛隊の災害派遣基準等.....	震-3-81
2	自衛隊派遣要請手続き.....	震-3-81
3	災害派遣部隊の受入体制.....	震-3-83
4	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要.....	震-3-84
5	災害派遣部隊の撤収要請.....	震-3-85
6	経費の負担.....	震-3-85
7	自衛隊の即応態勢.....	震-3-85
第10節	学校等の安全対策・文化財の保護.....	震-3-86
1	市教育委員会.....	震-3-86
2	学校.....	震-3-86
3	授業料等の減免・育英補助の措置.....	震-3-89
4	社会教育施設.....	震-3-89
5	文化財等.....	震-3-90
第11節	帰宅困難者対策.....	震-3-91
1	帰宅困難者の定義.....	震-3-91
2	想定される事態.....	震-3-91
3	帰宅困難者対策の実施.....	震-3-91
4	帰宅困難者等の把握と情報提供.....	震-3-92
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導.....	震-3-92
6	徒歩帰宅支援.....	震-3-92
第12節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	震-3-94

1	保健活動.....	震-3-94
2	防疫対策.....	震-3-96
3	死体の捜索処理等.....	震-3-97
4	動物対策.....	震-3-99
5	清掃及び障害物の除去.....	震-3-100
第13節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理.....	震-3-106
1	被災建築物の応急危険度判定の実施.....	震-3-106
2	被災宅地危険度判定の実施.....	震-3-106
3	応急仮設住宅の供与等.....	震-3-107
4	り災証明書の交付体制の確立.....	震-3-109
第14節	ライフライン関連施設等の応急復旧.....	震-3-110
1	上水道.....	震-3-110
2	下水道.....	震-3-111
3	電力施設.....	震-3-111
4	ガス施設.....	震-3-114
5	通信施設.....	震-3-115
6	放送機関.....	震-3-118
7	鉄道施設.....	震-3-118
8	その他公共施設.....	震-3-120
9	その他の施設等.....	震-3-120
第15節	ボランティアの協力.....	震-3-123
1	災害ボランティアセンターの設置.....	震-3-123
2	ボランティアの活動分野.....	震-3-124
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体.....	震-3-124
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ.....	震-3-125
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣.....	震-3-125
6	ボランティア受入体制.....	震-3-126
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等.....	震-3-126
第16節	自主防災活動.....	震-3-128
1	自主防災組織の活動体制.....	震-3-128
2	自主防災活動の主な内容.....	震-3-128
第17節	社会秩序の維持等に関する対策.....	震-3-130
1	社会秩序の維持.....	震-3-130
2	物価の安定、物資の安定供給.....	震-3-130



## 第3章 震災応急対策計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路、橋梁の破損、さらには、生活関連施設の機能障害などの被害の発生にとどまらず、人命損傷も予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策の万全を期することとする。

### 第1節 災害応急活動体制

大地震が発生、または発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に応急活動を開始し、市民及び関係機関・団体並びに他市町村・県及び防災関係機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、身体及び財産を守るための応急対策を行うものとする。

#### 1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制>

市域の一部で地震による災害が発生し、またはそのおそれがある場合、被害状況の把握及び災害応急対策を行うため第2配備体制を敷くこととし、災害警戒本部を設置する。(自動設置)

##### (1) 配備の基準(第2配備)

次の基準により配備を敷くこととする。

(ア) 市内の震度計が震度5弱を感震したとき

(イ) 東海地震注意情報の発表を受けたとき

※ 地震時の配備基準以外に、地震による災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときで市長が必要と判断したときに配備を敷くことができる。

##### (2) 災害警戒本部の設置【責任者：総務企画部長】

総務企画部長は、第2配備指令が発令されたとき、速やかに設置する。

##### (3) 災害警戒本部の廃止

市長は、被害情報の収集及び必要な応急活動の結果、災害の拡大が認められない、または終息と判断したときは災害警戒本部を廃止する。

##### (4) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は原則として本庁舎4階庁議室に設置する。

##### (5) 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、警戒本部長を総務企画部長とし、次の関係各課で組織する。警戒本部長不在の場合は、総務課長が任務を代行する。

なお、人員配備に要員の不足が生じるときは必要に応じて人員の補充を行う。

(資料-2 香取市災害警戒本部事務分掌)

## (6) 災害警戒本部の資機材等の確保

事務局は、警戒本部が設置されたとき、警戒本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- 災害処理票・筆記用具の準備及び情報収集、仕分け
- 災害情報収集、仕分け後の関係機関連絡先一覧表
- 防災行政無線等の開設準備
- 災害警戒要員の連絡調整及び動員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の準備
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の準備
- 自主防災組織等との連絡調整
- 避難所開設の判断
- 災害対策本部（第3配備体制）への検討・準備
- 長期化が予想される場合は、食料・飲料水・寝具等の確保

※総務企画部長は事務事項を踏まえて、副市長等を通じて市長に報告する。

## 2 災害対策本部の設置 <第3配備体制>

災害対策本部は、香取市災害対策本部条例の定めるところによるが、大規模地震時には機動的に対応する必要があることから、震度5強以上の大規模地震時には、第3配備を敷き、自動設置する。

### (1) 配備の基準

市域及びその周辺地域で地震による災害が発生し、または地震による災害が発生するおそれがある場合、状況に応じ救助活動及び被害状況の把握、情報の連絡等の応急対策を速やかに遂行するため、次の基準による配備を敷くこととする。

配備体制	地震
第3配備	市内の震度計が震度5強以上を感震したとき 東海地震予知情報が発表されたとき

※ 上記による配備基準以外に、地震による災害が発生したとき、または地震による災害の発生するおそれがあるときで市長が必要と判断したときに配備を敷くことができる。

### (2) 災害対策本部の設置

職員参集後、速やかに災害対策本部を設置する。

### (3) 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

### 災害対策本部の設置及び廃止の通知先及び方法

報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
庁内各部	庁内放送・市防災行政無線・電話・FAX・他
県知事	県防災行政無線・電話・FAX・他
警察署	県防災行政無線・電話・FAX・他
消防本部	県防災行政無線・電話・FAX・他
その他防災関係機関	電話・県防災行政無線・FAX・他
市民	市防災行政無線・ウェブサイト・広報車・他
報道機関	電話・FAX・他
隣接市町	県防災行政無線・電話・FAX・他

#### (4) 災害対策本部の設置場所

ア 災害対策本部は、原則として本庁舎4階 庁議室に設置する。

#### イ 災害対策本部代替施設

本庁舎が被災し、災害対策本部としての機能が確保できないときは、原則として山田支所内に設置する。

#### ウ 標識の掲示等

本部が設置されたときは、本庁舎正面玄関に香取市災害対策本部の標識を掲げるものとする。

#### エ 非常用電源の確保

電気供給停止に備えて、非常電源装置の点検及び燃料を確認する。

#### 非常用電源

設置場所	電力	燃料	連続稼働時間
香取市役所本庁 屋上電気室	375KVA	A重油 5,000リットル	22時間程度

地震時の配備基準

配備体制	配備基準	本部及び組織	配備職員	活動内容
第3配備	1) 市内の震度計が <b>震度5強</b> 以上を観測したとき (自動配備) 2) 市内に地震による災害が発生したとき、またはおそれがあるときで、市長が必要と判断したとき	災害対策本部設置	全職員 (自主参集)	1) 災害に対処する応急対策の実施 2) 被害状況の把握 3) 地震情報の収集 4) 各関係機関への要請 5) その他事務事項
	3) 気象庁が東海地震予知情報を発表したとき (自動配備)			1) 地震情報の収集 2) 災害に対応する地震対策の準備 3) その他事務事項
第2配備	1) 市内の震度計が <b>震度5弱</b> を観測したとき (自動配備) 2) 市内に災害が発生したとき、または震度4以下でも災害の発生が予想されるときで、市長が必要と判断したとき	災害警戒本部設置 (責任者：総務企画部長)	あらかじめ 定めた職員 (自主参集)	1) 被害状況の把握 2) 地震情報の収集 3) 電源・通信機器の確保 4) 今後の対策への検討と準備 5) その他事務事項
	3) 気象庁が東海地震の注意情報を発表したとき (自動配備)			1) 地震情報の収集 2) 今後の対策への検討と準備 3) その他事務事項
第1配備	1) 市内の震度計が <b>震度4</b> を観測したとき (自動配備) 2) 市内で震度3以下でも軽微な災害の発生が予想されるとき	(責任者：総務課長)	あらかじめ 定めた防災 関係職員 (自主参集)	1) 被害や地震情報の把握収集 2) 電源・通信機器の確保 3) 今後の第2配備の検討準備 4) 他の事務事項

## (5) 地域連絡所

各地域の被害情報を迅速に把握し、応急対策を実施するため、あらかじめ指定する場所に地域連絡所を設置する。

地域連絡所	管轄地域	設置場所	電 話
北	利北地区	新島小学校	56-0903

## (6) 地域連絡所の事務分掌

班	職員数	初 動 事 務
総括班	(指定職員)	①連絡所の総合調整に関すること ②地域対策の立案、指示に関すること ③関係機関、団体及び各班の連絡調整に関すること
情報班	(指定職員)	①市民からの被災通報の応対等に関すること ②災害対策本部と連絡所との間の情報通信に関すること ③各活動班への指令伝達に関すること ④通信途絶下における連絡等の伝達に関すること。
避難所運営班	(指定職員)	①市指定避難場所の安全管理に関すること ②避難場所への誘導に関すること ③傷病者の応急救護所等への搬送手配に関すること ④避難場所の開設に関すること ⑤避難民の受入及び安全に関すること ⑥避難民への情報の提供に関すること ⑦災害情報等情報の収集、伝達に関すること

## (7) 指定職員

### ア 指定職員の選任

指定職員として次の職員をあらかじめ指定し、参集場所及び役職、所属を指示しておくものとする。

#### (ア) 初動対応職員

発災直後の混乱期に初動組織をいち早く立ち上げるため、次の条件により選任するものとする。

- ・地域連絡所の周辺に居住する者
- ・ライフライン等（上水道・下水道・道路・保育所）防災上特定の施設職員でない者

#### (イ) 統轄班補助職員

災害対策本部設置後の統轄班の業務を補助するため、次の条件により選任するものとする。

- ・過去に市の防災関係業務を経験した者

- ・ライフライン等（上水道・下水道・道路・保育所）防災上特定の施設職員でない者

イ 指定職員の任務解除

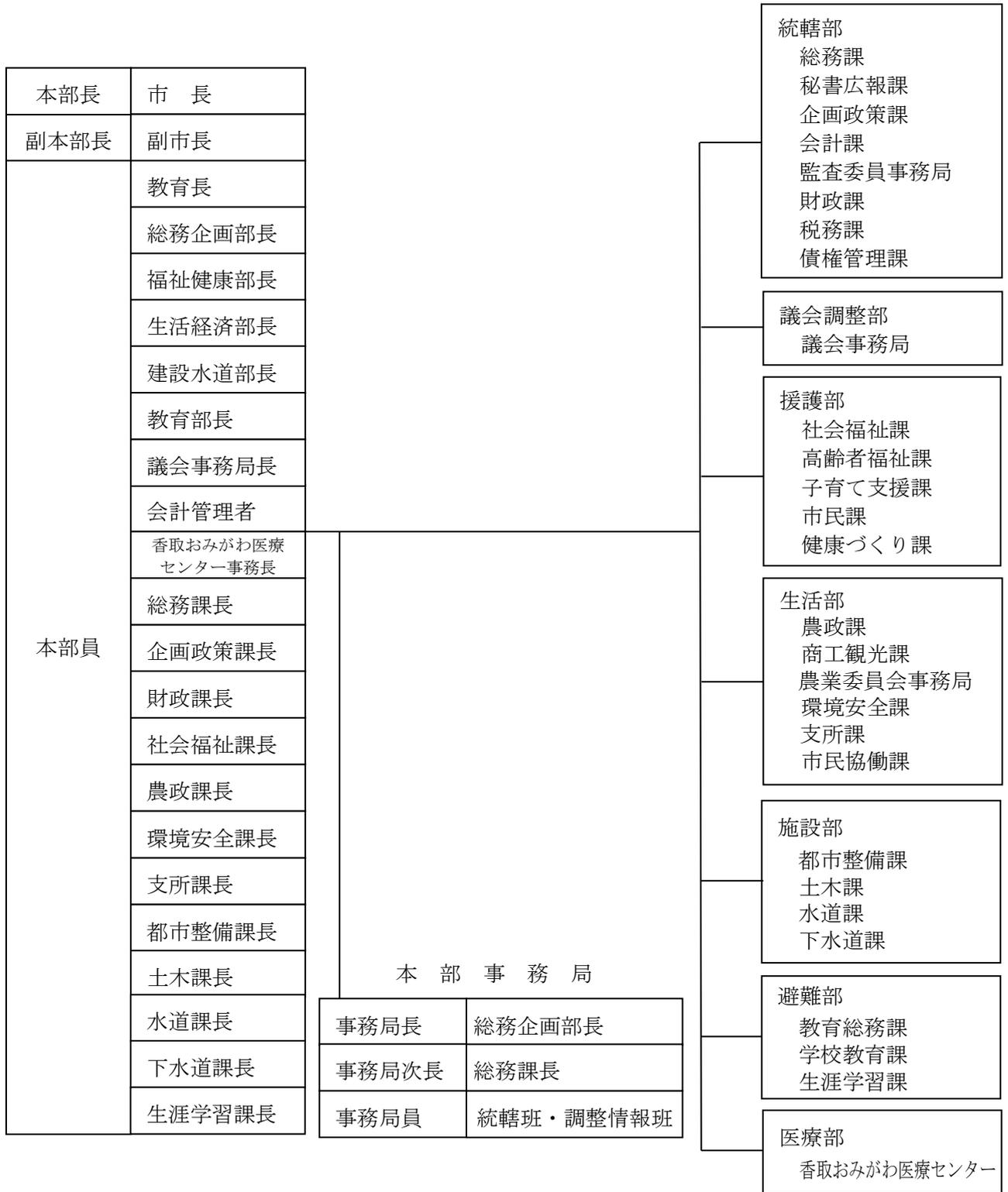
指定職員の任務は、次により解かれるものとする。

- (ア) 人事異動により、防災上特定の施設職員に配属された場合
- (イ) 特定の対策マニュアルが策定された場合
- (ウ) 身体等に故障が発生した場合
- (エ) 居住地が変更になり指定場所へ行くことが困難である場合

ウ 災害時の指定職員の任務解除

- (ア) 各班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、災害対策本部が通常の第3配備に移行した場合
- (イ) 本部長から所属部の活動に戻るよう指示があった場合
- (ウ) その他本部長が必要と認めた場合

(8) 災害対策本部の組織構成



## (9) 災害対策本部 本部会議の設置・運営

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部会議を設置する。

### ア 会議の運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

本部会議は、本部員2名以上の参集をもって会議の開催をすることができる。

### イ 協議事項

本部会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

(ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関する事

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事

(ウ) 避難の勧告・指示・警戒区域の設定に関する事

(エ) 避難所の開設及び閉鎖に関する事

(オ) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への応援派遣要請に関する事

(カ) 災害対策経費の措置に関する事

(キ) 災害救助法の適用に関する事

(ク) その他災害対策の重要事項に関する事

### ウ 消防本部との連携

本部会議に消防長の出席を依頼し、連絡調整を密にして連携を図る。

### エ 関係機関との連携

国、自衛隊、県、警察署、防災関係機関等の長等に対し、必要の応じ出席を依頼し、連絡調整を図る。

(10) 災害対策本部の事務分掌

役職名	事 務 分 掌
本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災会議、本部会議の議長になること</li><li>・ 避難勧告・指示・警戒区域の設定を行うこと</li><li>・ 市民向け緊急声明を発表すること</li><li>・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への支援協力要請を行うこと</li><li>・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li><li>・ 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること</li></ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本部長が不在または本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること</li><li>・ 情報を常に把握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと</li><li>・ 本部長が適宜休養できるよう、本部長の交代要員となること</li></ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当部の職員を指揮監督すること</li><li>・ 本部長・副本部長を補佐すること</li><li>・ 本部長・副本部長が不在または事故があるとき、本部長・副本部長の職務を代理すること</li></ul>

各部各班の事務分掌

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平常時の担当課・班】		事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)	
統轄部 (総務企画部長)	災害対策本部事務局	統轄班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の総合企画及び運営</li> <li>・本部指示事項の伝達</li> <li>・避難勧告等の発令の調整</li> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・事務局内各班との連絡調整</li> <li>・千葉県災害対策本部への連絡調整</li> </ul>	
		職員動員グループ【職員班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員動員及び配備の総合調整</li> <li>・災害対策従事職員の把握</li> <li>・災害派遣職員の受入れ及び配置</li> </ul>	
		情報システムグループ【情報管理班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムの安定稼働及び復旧</li> <li>・庁内 LAN 等通信体制の確保</li> <li>・対策本部端末の稼働確保及び運用</li> </ul>	
		秘書広報班 (秘書広報課長)	秘書グループ【秘書班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長及び副本部長の秘書業務</li> </ul>
		調整情報班 (企画政策課長)	広報グループ【広報広聴班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係広報紙の発行及びウェブサイト等による広報</li> <li>・災害の記録及び活動記録</li> <li>・報道機関等への情報提供及び連絡調整</li> <li>・防災行政無線の運用</li> </ul>
		調整情報班 (企画政策課長)	調整グループ【政策班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部班が実施する応急対策の調整</li> <li>・各部班への集約情報の伝達</li> <li>・各部班との連絡調整</li> <li>・災害見舞者及び視察者の受け入れ</li> <li>・災害復興計画策定の総合調整</li> </ul>
	調整情報班 (企画政策課長)	情報グループ【企画調整班・各部指定員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握、取りまとめ、県への報告</li> <li>・避難者の把握</li> <li>・被災状況図(マップ)の作成</li> <li>・気象情報等の情報収集</li> <li>・国、県等への要望、陳情</li> <li>・他市町村及び関係機関への応援要請及び相互協力</li> <li>・災害対策本部会議の議事録作成</li> </ul>	
	総務班 (総務班長) 【総務班】	電話対応グループ【監査委員事務局・各部指定員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等からの問い合わせ対応(電話)</li> </ul>	
	会計班 (会計課長) 【会計課】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急資機材の調達</li> <li>・災害用備蓄資機材の払出</li> <li>・災害用電話の確保</li> <li>・市民等からの問い合わせ対応</li> <li>・り災証明書の発行</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> </ul>	
	財政班 (財政課長) 【財政課】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の安全確保</li> <li>・庁舎の管理及び安全確保</li> <li>・市有財産被害の取りまとめ</li> <li>・被害額の取りまとめ</li> <li>・災害予算及び資金の運用</li> <li>・災害対策用車両等の確保</li> <li>・燃料の確保</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> </ul>	

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平常時の担当課・班】	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
	調査班 (税務課長) 【税務課、債権管理課】	・災害による家屋被害調査
議会調整部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局次長) 【議会事務局】	・議場における避難誘導 ・市議会及び本部との連絡調整
援護部 (福祉健康部長)	要配慮者支援班 (社会福祉課長) 【社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、市民課】	・災害時要配慮者の支援 ・社協、赤十字社との連絡調整 ・被災者再建支援制度と相談 ・避難所の開設及び管理 ・遺体に対する必要措置 ・社会福祉施設の被害調査 ・部内各班との連絡調整
	医療救護班 (健康づくり課長) 【健康づくり課】	・医療機関、医師会等との連絡調整 ・医療救護所の設営等 ・傷病者等の応急手当及び助産 ・感染症予防及び被災者の健康管理
生活部 (生活経済部長)	食料班 (農政課長) 【農政課、農業委員会】	・応急食料、飲料水等調達、炊出し及び配分 ・部内各班との連絡調整
	物資班 (商工観光課長) 【商工観光課】	・生活物資の調達、配分 ・救援物資の受入れ及び保管
	衛生班 (環境安全課長) 【環境安全課】	・被災地の防疫(衛生関連) ・廃棄物の処理及び清掃 ・仮設トイレの設置等調整
	支所班 (支所課長) 【支所課】	・本部及び関係機関との連絡調整 ・地区内の被災状況の把握及び連絡 ・市民等からの問い合わせ対応 ・被災者支援対応
	市民活動班 (市民協働課長) 【市民協働課】	・自治会等との連絡調整 ・災害ボランティアの受入れ及び連絡調整 ・非常市民相談窓口の開設
施設部 (建設水道部長)	都市復旧班 (都市整備課長) 【都市整備課】	・応急被害対応及び復旧 ・被災建築物・宅地応急危険度判定 ・住宅等の確保(仮設住宅、市営住宅) ・公園、市営住宅、駐車場、駐輪場の被害調査及び復旧 ・部内各班との連絡調整
	土木復旧班 (土木課長) 【土木課】	・応急被害対応及び復旧 ・各施設連絡道路の確保 ・被災現場での交通安全の確保
	下水道復旧班 (下水道課長) 【下水道課】	・下水道(集落排水、地域汚水含む)施設の被害調査及び復旧 ・下水道処理区域の排水対策
	給水水道復旧班 (水道課長) 【水道課】	・応急給水用水の確保及び給水指示 ・水道施設の被害調査及び復旧
避難部 (教育部長)	教育対策班 (教育総務課長) 【教育総務課、学校教育課】	・児童生徒の安全確保 ・部内各班との連絡調整
	教育対応班 (生涯学習課長) 【生涯学習課】	・避難者の受入れ及び避難場所の管理 ・救援物資の保管(物資班との調整含む)

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平常時の担当課・班】		事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
協力部	応援班	各部より	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地災害対策本部設置時の対応</li> <li>・避難所開設時の対応</li> <li>・避難誘導の対応</li> <li>・応急給水の対応</li> <li>・被害家屋調査の対応など必要に応じて</li> </ul>
		指定職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物・宅地応急危険度判定の対応、地域連絡所、支所、統轄班の応援など必要に応じて</li> </ul>

#### (11) 災害対策本部の資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたとき、本部の運営上必要な次の措置を速やかに準備するものとする。

- 災害処理票・住宅地図等の確保
- 防災関係機関連絡先一覧表の確保
- 防災行政無線（移動系含む）の開設
- 通信手段（電話、FAX・携帯電話・アマチュア無線等）の確保
- 災害対策要員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の確保
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- 自主防災組織等との連絡
- 避難所の開設
- 長期化が予想される場合は、食料品・飲料水・寝具・燃料等の確保

#### (12) 現地災害対策本部

本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害現場に現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、現地災害対策本部は災害情報等を収集・分析し、応急対策を行う。

##### ア 組織及び運営

##### (ア) 現地災害対策本部長

- a 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が副本部長または本部員のうちから指名する。
- b 災害対策本部長は、現地災害対策本部を指揮監督する。

##### (イ) 現地災害対策本部職員

運営は、現地災害対策本部長が指名した者で構成する現地災害対策本部職員があたる。

##### イ 事務分掌

- (ア) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- (イ) 災害対策本部への被災状況と応急対策の実施状況の報告
- (ウ) 避難に関する勧告・指示・警告

- (エ) 現地災害対策本部の廃止に関すること
- (オ) その他、本部長の特命事項

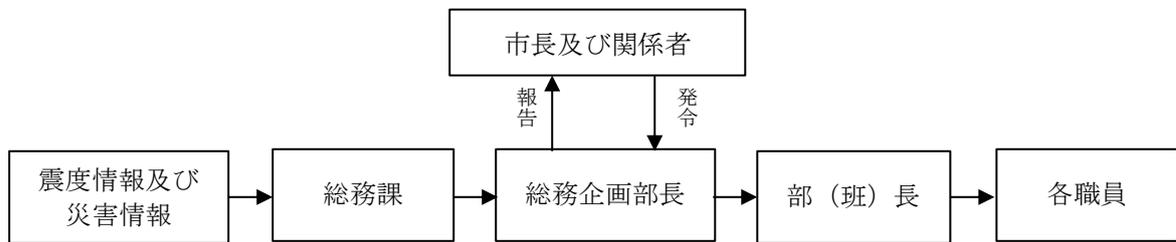
### 3 職員の動員・配備

本部長は、市域で地震災害が発生した場合は、状況に応じ被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、職員に対し次の動員・配備を発令する。

#### (1) 動員の方法

##### ア 勤務時間内

- (ア) 各部（班）長は、配備指令が発令されたときは、事務分掌に基づき、あらかじめ定められた職員を動員する。
- (イ) 配備についての職員は、部（班）長の命令により、応急活動を実施する。
- (ウ) 伝達系統



##### イ 勤務時間外（休祝日・夜間）

- (ア) 各職員は、テレビ・ラジオ等の報道から自ら情報を収集し、動員の命令を待つことなく、震度ごとの配備体制及び事務分掌に基づき、あらかじめ定められた活動体制に就く。
- (イ) 市防災行政無線、職員参集メール等を使用し、職員に参集を呼びかける。
- (ウ) 職員は、安全確認の後、速やかに定められた指定場所へ参集する。なお、参集した者から部（班）長の命令により、応急活動を実施する。

#### (2) 動員から除外する職員

- ア 傷病者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 災害によって重傷を負った者
- ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者
- エ その他、本部長が認める者

#### (3) 動員の区分

各部長は、本部の配備体制別に所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を次の区分により指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図らなければならない。

##### ア 指定職員の動員

指定職員は、あらかじめ定められた場所へ参集し、指示された所属に就く。

##### イ 所属職員の動員

所属する職場へ参集する。

ウ 参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

徒歩、自転車またはバイクの他、最善の交通手段で参集する。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属部（班）長に報告する。応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場を発見した場合には、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 参集時の装備

職員は、着替え、懐中電灯、軍手、雨具などの災害活用に有効なものを持参するなど、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

4 災害救助法の適用手続等

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としたものである。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号～第 4 号の規定により、本市における適用基準は、次のとおりである

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市 80 世帯以上	第 1 条第 1 項 第 1 号
県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 2,500 世帯以上 かつ市 40 世帯以上	第 1 条第 1 項 第 2 号
県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家滅失世帯数が多数*	県 12,000 世帯以上 かつ市 多数	第 1 条第 1 項 第 3 号
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は 受ける恐れがある場合	（知事が内閣総理大臣と事前 協議を行う必要がある）	第 1 条第 1 項 第 4 号

※ 多数：概ね 5 世帯以上とし、市町村の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき

### (3) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### (4) 被災世帯の算定基準

#### ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### イ 住家の滅失等の認定

##### (ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

##### (イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

##### (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

#### ウ 世帯及び住家の単位

##### (ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

##### (イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で

居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

#### (5) 災害救助法の適用手続

##### ア 市

- (ア) 災害に対し、市における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。
- (イ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

##### イ 県

- (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各一部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。
- (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

#### 告 示

〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。

〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇〇〇

#### (6) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

## 第2節 情報収集・伝達体制

地震情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図るため、情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。

### 1 通信体制

#### (1) 連絡責任者

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、災害対策本部に連絡責任者を置く。連絡責任者は、調整情報班長とし、各所属及び関係機関相互の通信連絡を総轄する。

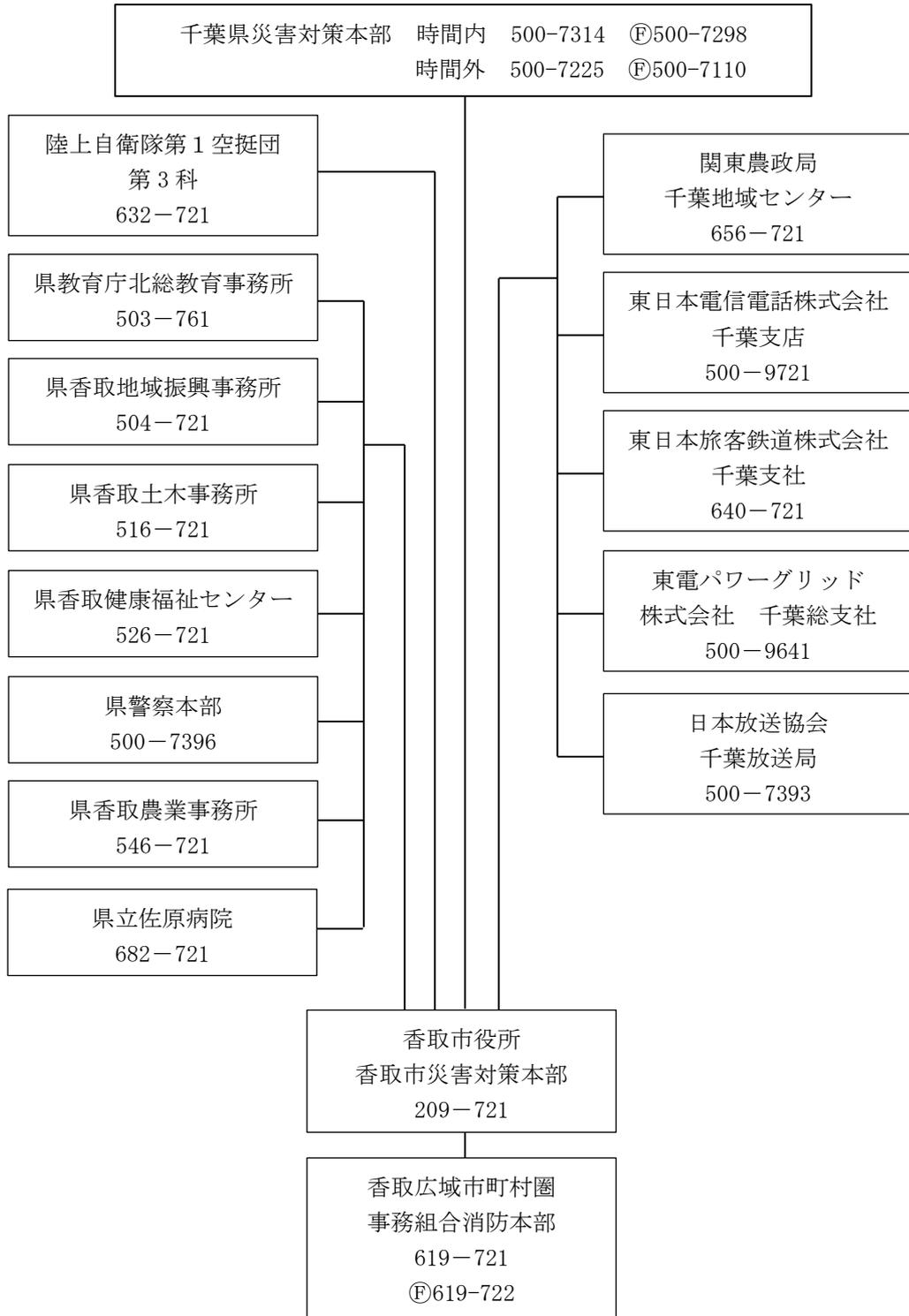
#### (2) 本部連絡員の派遣

- ア 各部（班）は、本部長との連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局に派遣する。
- イ 防災関係機関は、本部との連携強化のため、本部長の要請があった場合、連絡対応者（関係機関連絡員）を本部事務局に派遣する。本部連絡員は、業務用無線機等の有効な通信手段を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

(3) 通信連絡系統

震災時の市本部を中心とする通信連絡系統は次のとおりである。

通信連絡系統（千葉県防災行政無線）



## 2 通信手段の確保

一般電話や携帯電話等は取扱いが容易であるが、災害時には通信の輻湊や施設の被災により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめとする、市保有あるいは民間の無線設備等あらゆる手段をつくして通信・連絡手段を確保するものとする。

### (1) 指定電話・連絡責任者

#### ア 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信用に使用する指定電話をあらかじめ定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

#### イ 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

### (2) 有線通信網の利用

#### ア 災害時優先電話

市は災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局(東日本電信電話(株)千葉支店)の登録を受けた番号の加入電話(災害時優先電話)より行う。

#### イ FAXの利用

市、出先機関、県、防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡により行う。

### (3) 市防災行政無線の活用

#### ア 災害時に利用可能な無線通信

市が利用できる無線通信施設等は次のとおりである。

(ア) 市防災行政無線

(イ) 県防災行政無線

#### イ 県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により、県本部と直接情報連絡を行う。

#### (資料 8-2 災害時に使用可能な無線局)

#### ウ 通信の制約に対する対応策

(ア) 使用できない時

代替の通信手段によるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

(イ) 混雑している時

混雑している時間帯は短時間のため、話中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する場合には、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけて

もらうようにする。

(ウ) 聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も適当な場所に移動する。無線機は1 m移動したり、傾けただけで送受信状態等が大きく変化することもある。

エ 通信の統制

災害発生時には各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

オ 通信の統制の原則

携帯・可搬用無線機からの通信は、すべて本部に対して下記の項目に基づき行うものとする。

- (ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- (イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- (ウ) 子局間通信の禁止の原則（子局間通信が必要な場合は、統制者の許可を得る）
- (エ) 簡潔通話の実施の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）
- (オ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

(4) 通信連絡系統の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通信施設が使用不能の場合、特に緊急を要する事態が生じた場合は、電波法第 52 条の規定により、「非常通信」に使用するものとして、次の機関の協力を得て無線通信施設を使用する。

- ア 香取警察署通信施設
- イ 国土交通省利根川下流河川事務所通信施設
- ウ 東日本旅客鉄道(株)佐原駅通信施設
- エ アマチュア無線施設
- オ 県防災行政無線

3 気象官署の地震に関する警報及び情報

(1) 警報及び情報等の種類

地震に関する警報及び情報等は次のとおりである



## (2) 緊急地震速報

### ア 緊急地震速報の発表

#### (ア) 緊急地震速報の役割

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地点の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報である。

#### (イ) 発表の基準

気象庁は、地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

#### (ウ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、電子メール（生活安全メール、緊急速報メール）等を通して市民に伝達する。

### (3) 情報等の発表

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。千葉県のご地域名は、北西部、北東部、南部で発表。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多数発生した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多数発生した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

注) 各情報に用いる震度について

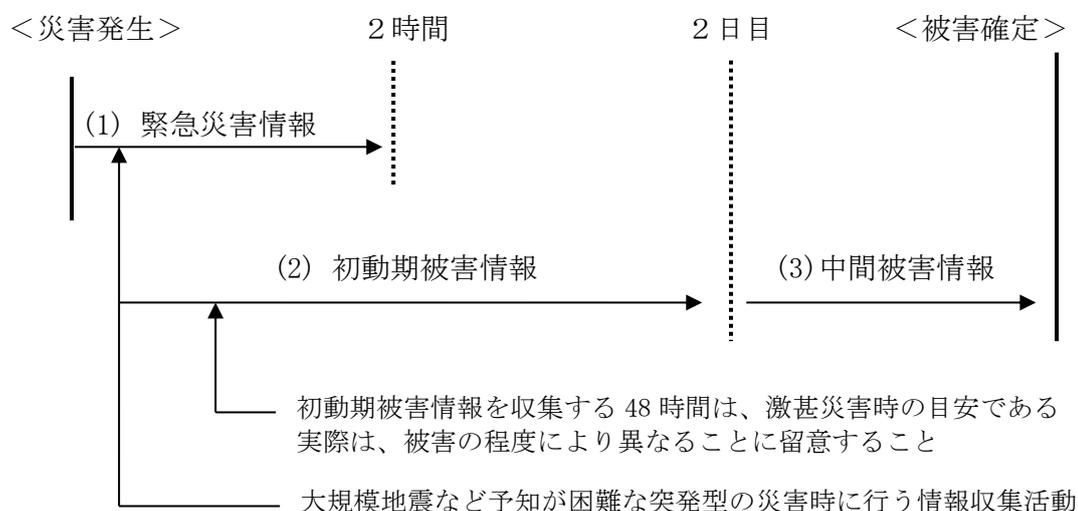
各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(11ヶ所)、千葉市(5ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(平成31年4月1日現在)。

#### (4) 市における措置

市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話(株)から通報又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、市民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する。住民又は警察官から異常現象の通報を受けた場合は、気象庁（銚子地方气象台）その他関係機関に通報する。

#### 4 被害情報等収集・報告

災害情報の収集活動を災害発生からの時間経過に応じ、次のように区分して行うものとする。特に大規模な災害については、緊急性が求められる情報を優先的に収集するものとする。



##### (1) 緊急災害情報の収集

緊急災害情報は大規模地震等、予知が困難な突発型の災害が発生した場合に災害発生から概ね2時間以内に把握する情報と位置づける。被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の判断等に用いることを第一のねらいとする。

##### (2) 初動期被害情報の収集

ア 初動期被害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するための情報とする。

イ そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。

ウ 初動期被害情報の内容

初動期被害情報の収集内容を目的別に次に示す。

- 人命救助に係る情報の収集
- 火災・延焼に係る情報の収集
- 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集
- 広域応援要請に係る情報の収集

エ 初動期被害情報の収集先とその内容は、次のとおりである。

### 初動期被害情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容
1) 警察情報	けが人・生き埋め・死傷者数の概括情報 道路交通情報・交通規制情報
2) 消防情報	火災・延焼情報 危険物漏洩情報 ガス漏れ情報 救急・救助活動情報
3) 土木情報	河川被害情報 道路・橋梁被害情報 崖崩れ、崩壊危険箇所情報
4) 職員参集時収集情報	建物倒壊・火災等、居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 避難等、住民行動情報 避難所開設情報
5) 各被害調査情報	市内の災害情報 避難等、住民行動情報 避難所開設情報
6) ライフライン情報	電気・ガス・N T T・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
7) 庁内各部情報	各部が収集した被害情報 各部の初動対応状況
8) 他市町村被害情報	他市町村の被害概況情報 広域幹線道路等の被害情報

### (3) 中間被害情報の収集【各部（班）】

- ア 各部(班)は、災害発生から概ねの活動が軌道にのった時点で、原則として毎日2回、9時、15時現在の被害情報（情報把握日時、被害内容、被害箇所、人命被害有無、住家被害有無、応急対応の必要性、通報、報告者の部署名・氏名等）を、本部事務局へ報告するものとする。
- イ 調整情報班は、被災状況図作成のための備品を確保し、各部（班）から収集した情報を被災状況図に記入する（紙地図の活用例：紙地図の上にビニールシートを被せ、紙紙面に発生場所を直接記入し、ビニールシートに対処状況を記入する。）。
- ウ 被害状況の調査は、次に掲げる各部・各機関が実施する。また家屋被害調査等、人員の不足や専門的な知識を必要とする調査で市独自の調査が困難な場合は、次の協力機関に対し応援を求めるものとする。

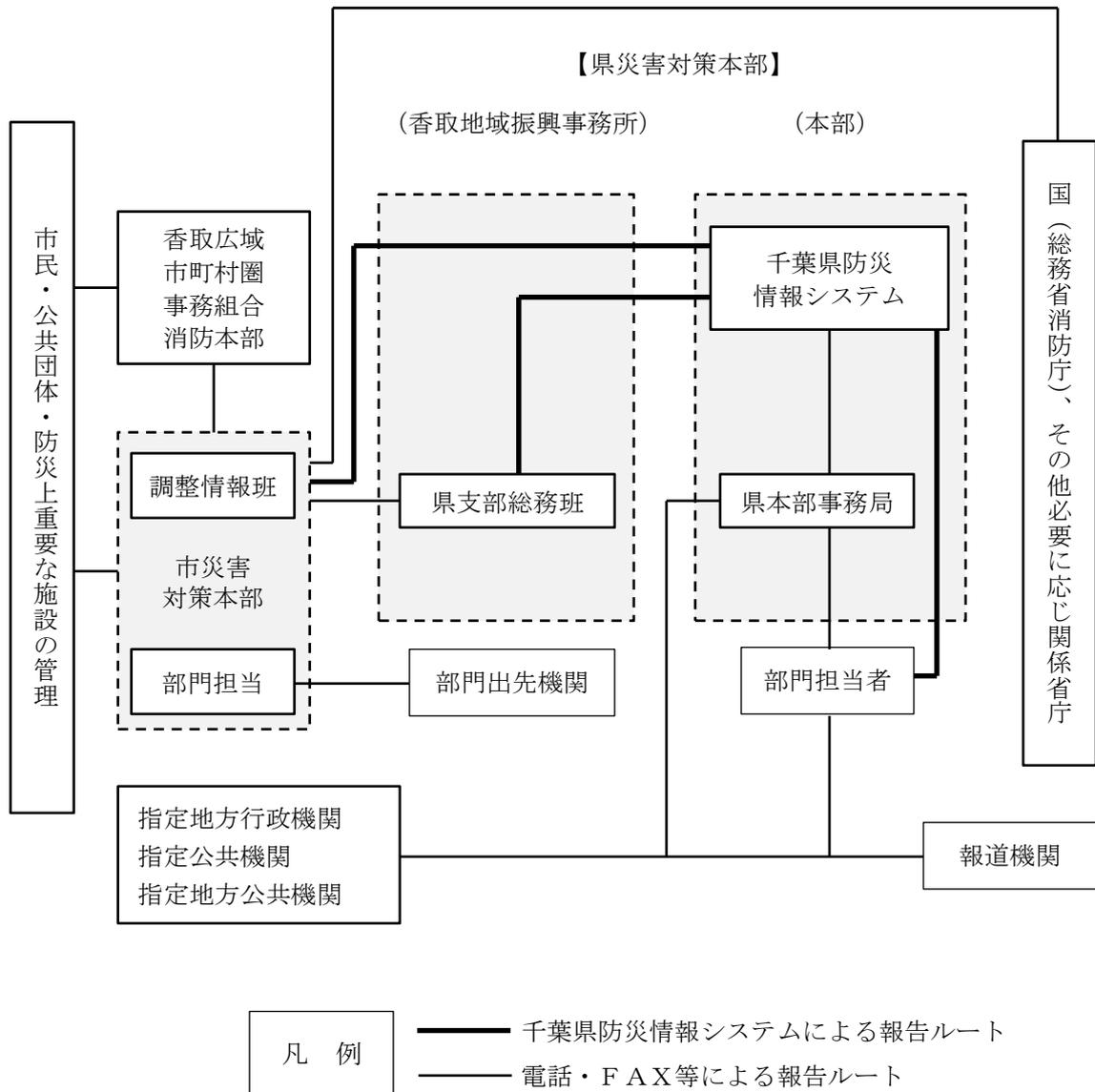
#### 中間被害情報の調査事項と担当

実施担当	調査事項	協力機関
本部事務局	概況速報及び措置情報	県防災危機管理課
	火災速報	消防本部
	避難勧告・指示等避難状況	消防本部
	危険物等の事故による被害	消防本部
	公益事業被害	東日本旅客鉄道(株) 東日本電信電話(株) 東電P G 東日本高速道路(株) (株)NTTドコモ (株)KDDI
調査班	人的被害	香取警察署 消防本部
	住家の被害	消防本部
食料班	農業用施設被害 農・林・畜・水産業被害	佐原農業協同組合 かとり農業協同組合 土地改良団体 佐原・北総・栗山川漁業協同組合 千葉県森林組合香取事業所
物資班	商工関係被害 観光施設被害	佐原商工会議所 香取市商工会 水郷佐原観光協会 水郷小見川観光協会
衛生班	廃棄物処理施設被害	香取広域市町村圏事務組合
医療救護班（救護本部） 要配慮者支援班	感染症関係被害 社会福祉施設被害	香取保健所（香取健康福祉センター）
都市復旧班 土木復旧班	公共土木施設被害	国土交通省利根川下流河川事務所 国土交通省霞ヶ浦河川事務所 香取土木事務所
	水害等速報	国土交通省利根川下流河川事務所 国土交通省霞ヶ浦河川事務所 香取土木事務所
給水水道復旧班	水道施設被害	(公社)日本水道協会千葉県支部
下水道復旧班	下水道施設被害	(公社)日本下水道協会千葉県支部

(4) 被害報告

被害情報等の収集報告の流れは、次によるものとする。

被害状況等の報告系統



## ア 報告すべき災害

- 市域において、災害等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部損壊及び浸水）被害及びがけ崩れ等の発生した災害の場合
- 災害救助法の適用基準に合致する場合
- 市が災害対策本部を設置した場合
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合
- 災害による被害が軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害が発生するおそれがある場合
- 地震が発生し、市内で震度4以上を記録した場合
- その他、災害の状況及び社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

## イ 報告すべき事項

- 災害の原因または種別
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した所在地及び地域
- 被害の状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
  - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - ・主な応急措置の実施状況
  - ・その他必要事項
- 災害による市民等の避難の状況
- 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

## ウ 被害報告の責任者

### （ア） 統轄責任者

統轄部長は、県及び防災関係機関への被害情報の報告を統括する。

### （イ） 実施責任者

調整情報班長は、各部（班長）に被害状況を求め、県に報告する。

### （ウ） 取扱責任者

各部の所管事項に係わる県への報告は、各部の班長がこの計画の定めにより報告する。

## エ 報告の手順等

（ア） 統轄部長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

### （イ） 手順等

- a 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、県防災情報システム（システム端末）または県防災行政無線もしくは電話・ファクシミリにより、県

本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

- b 被害の発生直後は、迅速を第一に「災害緊急報告」の第1報を、以後、詳細が判明のつど「災害緊急報告」を行う。次いで、災害後第1回目の災害総括報告<被害状況速報>及び詳細報告を定時に行う。
- c 「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（平成20年9月17日改正）により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。また、「震度6弱」以上の地震を観測した場合、所定の様式に記入し、ファクシミリにより、県本部事務局（危機管理課）に第1報の報告を、内容に変更が判明があつた場合、第2報の報告を行う。
- d 大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。
- e 報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。
- f 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(ウ) 「確定報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。

県災害対策本部設置前	県災害対策本部設置後
<b>千葉県香取地域振興事務所</b> N T T 電話 0478-54-1311 N T T F A X 0478-52-5529 県防災行政無線 504-721・723 県防災行政無線 FAX504-722	<b>千葉県災害対策本部</b> N T T 電話 043-223-2154 N T T F A X 043-222-1127
<b>千葉県防災危機管理部危機管理課災害対策室</b> (勤務時間内) N T T 電話 043-223-2175 N T T F A X 043-222-1127 県防災行政無線 500-7314 県防災行政無線 FAX500-7110 (勤務時間外) N T T 電話 043-223-2178 N T T F A X 043-222-1127 県防災行政無線 500-7225 県防災行政無線 FAX500-7110	県防災行政無線 500-7304 県防災行政無線 FAX 500-7631

(エ) 休日または夜間時等の勤務時間外において、県に報告できない場合の国（総務省消防庁）への災害緊急報告を行う場合は次のとおりである。

連絡先		一般加入電話	消防防災無線 (県防災行政無線を使用)
勤務時間内	消防庁 応急対策室	電 話 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	電 話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系) F A X 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系)
休日・夜間	消防庁 宿直室	電 話 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553	電 話 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系) F A X 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系)

オ 県に行く被害情報報告の区分と時期及び報告内容は次のとおりである。

報告の種類	報告時期	報告内容
即時報告	定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害に関する情報</li> <li>・住家被害に関する情報</li> <li>・交通規制・道路被害に関する情報</li> <li>・その他の被害に関する情報</li> <li>・避難勧告等に関する情報</li> <li>・物資資源管理に関する情報</li> <li>・避難所・救護所等に関する情報</li> <li>・消防庁が指定する災害に関する情報</li> <li>・道路災害等における情報連絡</li> </ul>
随時報告	情報を覚知した、または県本部事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告	
定時報告	対応が長期化した場合等において、県本部事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前 10 時及び午後 3 時時点の情報を 30 分以内に報告）	

カ 報告の様式及び内容（各部）

各部が県に行く被害情報の報告先は、次に示す表のとおりである。

### 各部が県に行う被害情報等の報告先

報告の種類	報告主管部	報告先
公共土木施設等関係	建設水道部	香取土木事務所
農林業施設等関係	生活経済部	香取農業事務所
商工施設等関係	生活経済部	県商工労働部経済政策課
公立学校施設等関係	教育部	県教育庁企画管理部財務施設課
衛生関係	生活経済部	香取保健所（香取健康福祉センター）
危険物施設等関係	総務企画部	防災危機管理部消防課
社会福祉施設関係	福祉健康部	香取保健所（香取健康福祉センター）
下水道施設関係	建設水道部	県土整備部下水道課
し尿、一般廃棄物処理施設関係	生活経済部	環境生活部循環型社会推進課
水道施設関係	建設水道部	総合企画部水政課

## 5 災害時の広報

地震時における市民の混乱防止や不安をなくすため、被害状況、救援活動状況を市民に対して、できる限り正確に提供するとともに、二次災害の発生を防止するために市民等の協力を得ながら実施する。また、生活再開に必要な情報を提供する。

### (1) 広報内容

地震発生後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について次のとおり定める。

#### ア 地震災害発生直後から初動活動期（概ね 48 時間）

災害発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

## 災害発生直後から初動活動期に広報する内容

広報する災害情報の内容
<b>【混乱防止のための情報】</b>
(1) 市民が状況を判断できるための情報 ① 災害の規模・範囲・内容 ② 概括的な被害状況 ③ ライフライン関連情報 ④ 道路関連（交通規制）情報 ⑤ 鉄道・バス運行状況
(2) 救援活動状況の情報 ① 救援活動情報 ② 人命救助の協力呼びかけ ③ 全国からの救援の状況
(3) 二次災害防止情報 ① 出火防止情報（初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置） ② 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒呼びかけ
(4) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別） ① 避難場所の情報 ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） ③ 要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ ④ 避難時の車の使用制限
(5) 応急対策実施状況 ① 行政の対応状況 ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
(6) その他 ① 死体安置（場所）情報
<b>【生存関連情報】</b>
(1) 医療情報 ① 医療機関の受入情報 ② 臨時開設された医療施設・救護所情報 ③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2) 水・食料の物資情報 ① 水の拠点配給場所 ② 物資等の配給場所 ③ 救援物資等の受入情報

### イ 生活の再開時期

災害の拡大するおそれがなくなり、市民が生活を再開するために、提供する各情報については、市民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

## 生活再開時期に広報する内容

広報する災害情報の内容
<b>【生活関連情報】</b>
(1) ライフライン復旧情報 ① ライフライン施設の復旧状況（回復までの日数） ② 代替燃料・機器に関する情報
(2) 交通・道路情報 ① 鉄道・バス等の復旧情報 ② 道路情報（交通規制・復旧情報） ③ 代替交通機関の情報
(3) 生活の基礎情報 ① 小売店舗、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の営業・浴場情報 ② 避難所・地域での生活情報 ③ 通常の行政サービス情報 ④ 医療情報（病院・診療所・臨時救護所） ⑤ 各種相談窓口情報
(4) 教育関連情報 ① 学校の休校・再開情報
(5) 災害時の行政施策情報 ① 住宅関連情報 ② 被災証明・義援金関連情報 ③ 倒壊家屋・ガレキ処理関連情報 ④ 各種貸付融資制度関連情報 ⑤ 都市計画関連情報 ⑥ 各種式典関連情報 ⑦ 経済活動支援関連情報 ⑧ 見舞金・弔慰金等の支給関連情報 ⑨ 各種減免・軽減・延期措置情報 ⑩ 復興関連情報 ⑪ 二次災害防止啓発関連情報
(6) その他

### (2) 広報手段

ア 市防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

地震災害発生後の市民への呼びかけや避難誘導等、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ、広報を行う。

ウ 個々の職員による広報

- (ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により市民に提供する。
- (イ) 各職員は、広報内容・メモ等を携帯し、市民の問い合わせ等に対応できるようにする。

エ 広報紙による広報

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルート確保に努める。

オ 回覧板による広報

緊急性がなく各自治会や地区毎に地域性に応じた情報を主として、回覧板を活用した情報提供を行う。

カ 市ウェブサイト、SNS等による広報

キ 報道機関を通じた広報

地震災害直後は、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行うこととする。また各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

(ア) ラジオ、テレビによる広報

速報性や同時性を活かした広報を行う。また場合によっては、障害者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

(イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から市独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえるよう要請するものとする。

ク 航空機による広報

必要に応じて、放送設備を有する航空機を保有する機関及び団体に応援を求め、もしくは当該航空機を借り上げて、上空より広報を実施する。

**(3) 報道機関との連携**

ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、本部事務局が対応する。

イ 本部の記者発表は、本部長、副本部長、統轄部長が対応する。

ウ 避難勧告等の緊急送出要請

避難勧告等については、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送を要請する。その場合、県から各放送局へ要請を行うが、緊急の場合は直接各放送局にその旨を伝えるものとする。

**(4) 自主防災組織等との連携**

発災から時間経過とともに市民の情報ニーズが変化していくことから、自主防災組織や避難所運営委員会はそれらの動向を把握して本部に伝えるとともに、広報紙の配布や掲示板への張り出し等に協力するものとする。

**(5) 災害記録の収集・保存**

広報資料は、カメラ・ビデオカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後

は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

## 6 災害時の広聴

地震災害後、あるいは地震災害の状況が沈静化し生活再開期に入った時点で、市は災害後の市民の意識やニーズを把握するため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、応急対策や復旧活動に市民の要望等を反映させていく。

### (1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、たらい回しすることのないよう職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

### (2) 臨時市民相談窓口の開設

ア 市民からの相談・要望などに対応するため、「臨時市民相談窓口」を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 15 時までに本部に報告するものとする。

### (3) 専門相談窓口の開設

災害によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て、次に示すような相談窓口を開設するものとする。

ア 借地・借家関係の法律相談

イ 登記手続きなどの土地建物の登記相談

ウ 減免などの税務相談

エ 雇用保険などの労働保険・社会保険に関する相談

オ 住宅等の応急修繕に関する融資相談

## 第3節 避難計画

地震による災害から市民の生命を保護するため、迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。

### 1 計画方針

災害に際し、危険地域の市民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に受入れ保護する。

また、災害時における香取市避難所運営マニュアルに基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

### 2 実施機関

#### (1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

#### (2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある市民を受け入れるため、学校や公民館等に避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 市のみで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

### 3 避難の勧告又は指示等

(1) 地震の発生に伴う災害による市民等の生命、身体及び財産の保護のため、又は災害

の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節 2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市長の措置（災害全般）

(ア) 避難の勧告・指示は、市長が行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

ただし、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第 60 条）

(イ) 避難の勧告・指示は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難場所へ避難させる必要が生じたときに、市長が行う。

(ウ) 避難の勧告・指示の伝達は、消防長、消防署長または消防団長が行うものとする。

(エ) 市が避難の勧告・指示を行うときは、警察署長、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難の勧告・指示を行う。

(オ) 要配慮者等に対する避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達については、個別計画を策定し、その状況に応じた情報伝達体制を確立するとともに、関係機関（消防団、自主防災組織等）の協力を得て、巡回等による避難情報等の周知を図るものとする。

イ 警察官の措置（災害全般）

警察官は、市長が措置をとることができないと認められるとき、または市長から要請があったとき、もしくは市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときはただちに必要と認める地域の市民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置（災害全般）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に対し、避難の指示をすることができる。

エ 知事等の措置（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

知事等は地震に伴う破堤等による洪水及び地すべり等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示する。

**(2) 避難の勧告又は指示の内容**

市長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

**(3) 避難の措置と周知**

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、次の方法等により市民に対し、その内容の周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

- (ア) 市防災行政無線
  - (イ) 広報紙
  - (ウ) 広報車
  - (エ) サイレン又は警鐘
  - (オ) ツイッター等のSNS
  - (カ) 電話、FAX、登録制のメール
  - (キ) その他速やかに市民に周知できる方法
- イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

#### (4) 避難誘導等

市長は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

##### ア 誘導の順位

誘導者は、誘導にあたって、要配慮者を優先して避難させる。

##### イ 移動の方法

- (ア) 徒歩を原則として、車両による避難を避ける（歩行等が困難な者は除く）。
- (イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。
- (ウ) 広範囲な移送及び孤立した地区の移送等を必要とし、市において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

##### ウ その他留意事項

- (ア) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。
- (イ) 市は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (ウ) 特に危険な場所には、縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。
- (エ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努める。
- (オ) 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (カ) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支

援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の香取市避難行動要支援者避難支援計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

オ 福祉施設入所者の避難

施設管理者及び職員は、施設の応急対策計画等に基づき適切な指示、対策を行い、入所者の生命、身体の安全を図る。

カ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送事業者の応急対策計画等により措置する。

(5) 避難の勧告・指示を行うとき

原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、消防本部、香取警察署等の防災関係機関からの要請も踏まえて、市長が行うことになるが、状況により、様々な場合が想定される。ここでは、局地的な被害による地域を限定した避難を要する場合と大規模地震発生等により広域的な避難を要する場合の二つを想定して、次にまとめる。

ア 局地的な被害による場合

局地的な被害による地域を限定した避難

- 河川の上流が災害被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- 火災が拡大するおそれがあるとき
- 爆発のおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測される時
- がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

イ 広域的な被害による場合

広域的な被害により広域的な避難を要する場合

- 火災が延焼し、広域的に拡大するおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

### 警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第 73 条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、身体及び財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第 23 条の 2
消防吏員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第 63 条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第 28 条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第 21 条
災害派遣を命 じられた部隊 等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第 63 条

## 5 受入れ計画

### (1) 避難所の開設の原則

#### ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）

- (ア) 施設の安全確認と二次災害の防止  
災害発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。
- (イ) 災害情報の収集  
本部は、市民の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。
- (ウ) 市職員の派遣  
避難者の来所が確実な場合、本部は、発災後、要配慮者支援班職員を当該避難所に派遣する。また、開設状況に応じて本部へ応援職員の派遣を求める。
- (エ) 避難所開設の準備  
要配慮者支援班は、避難所開設の準備を行う。
- (オ) 避難者受入れスペースの確保  
施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を市職員に報告する。
- (カ) 避難者の受入れと誘導  
要配慮者支援班は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。
- (キ) 本部へ避難所開設の報告  
要配慮者支援班は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

#### イ 勤務時間外（自主防災組織等の主導による避難者の待機）

- (ア) 避難情報の収集
- (イ) 避難所の要請開設  
自主防災組織のリーダーまたは自治会長は当該避難所に、市職員、施設管理者が配備についていない場合は、市へ避難所の開設を要請する。
- (ウ) 避難者の一時待機措置  
自主防災組織のリーダーまたは自治会長は、市職員または施設管理者が来るまで避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に待機させる。

#### ウ 避難者を受入れできない場合の対応

- (ア) 他避難所への振り分け  
要配慮者支援班は、指定避難所へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを要請する。  
要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。
- (イ) 他避難所への移動  
要配慮者支援班は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

## (2) 避難市民の受入れ

避難市民の受入れについては、市職員及び自主防災組織等が協力し、次の各活動を行うものとする。

### ア 受入れ手順

#### (ア) 施設内への誘導

避難所施設職員及び自主防災組織等は、受入れ施設の安全確認後、混乱が起らないように避難者を速やかに建物内に誘導する。

#### (イ) 避難者への告知

受入れの際、口頭または掲示板への張り出しにより、次の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

a 部屋の占有禁止について

b 近隣の住民同士はなるべく近くになること

#### (ウ) 避難者名簿の作成

a 避難者の受入れの際に、避難者名簿を作成し、避難の状況、病人、負傷者の有無、高齢者、障害者の状況を把握する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるものとする。

b 食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

### イ 受入れの際の注意点

災害が発生した場合、市民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。

また、顔見知りでない人と共同生活を送るという点からも、女性にも配慮し、次の事項に注意して市民の受入れを行う。

#### (ア) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に受入れる。複数階の避難所の場合には、便所に近い場所や1階のフロアにするなど、移動の負担がかからない位置に受入れる。

#### (イ) 近隣住民同士の受入れ

日常近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう市職員、自主防災組織リーダーから声をかける。顔見知り同士が近くにいることで、その後の避難所運営委員会の形成がスムーズに行われるようにする。

#### (ウ) 使用禁止エリアの指定

特に、学校に避難者を受入れる場合には、応急救護や運営委員会等の設置スペース等を確保するため、保健室、職員室、校長室等のエリアへ誘導しないよう留意する。

#### (エ) 受入れスペースの指定

避難した市民の受入れスペースについては、占有場所の2m間隔を確保するとともに、表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

また、段ボールやパーティション等を用いて区画を区切ることは、女性も含めたプライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効であることから、活用を検討する。

### (3) 帰宅困難者の受入れ

通勤・通学者及び旅行者等の避難者（帰宅困難者）は、避難者名簿作成の際に、市民とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

### (4) 要配慮者の受入れ

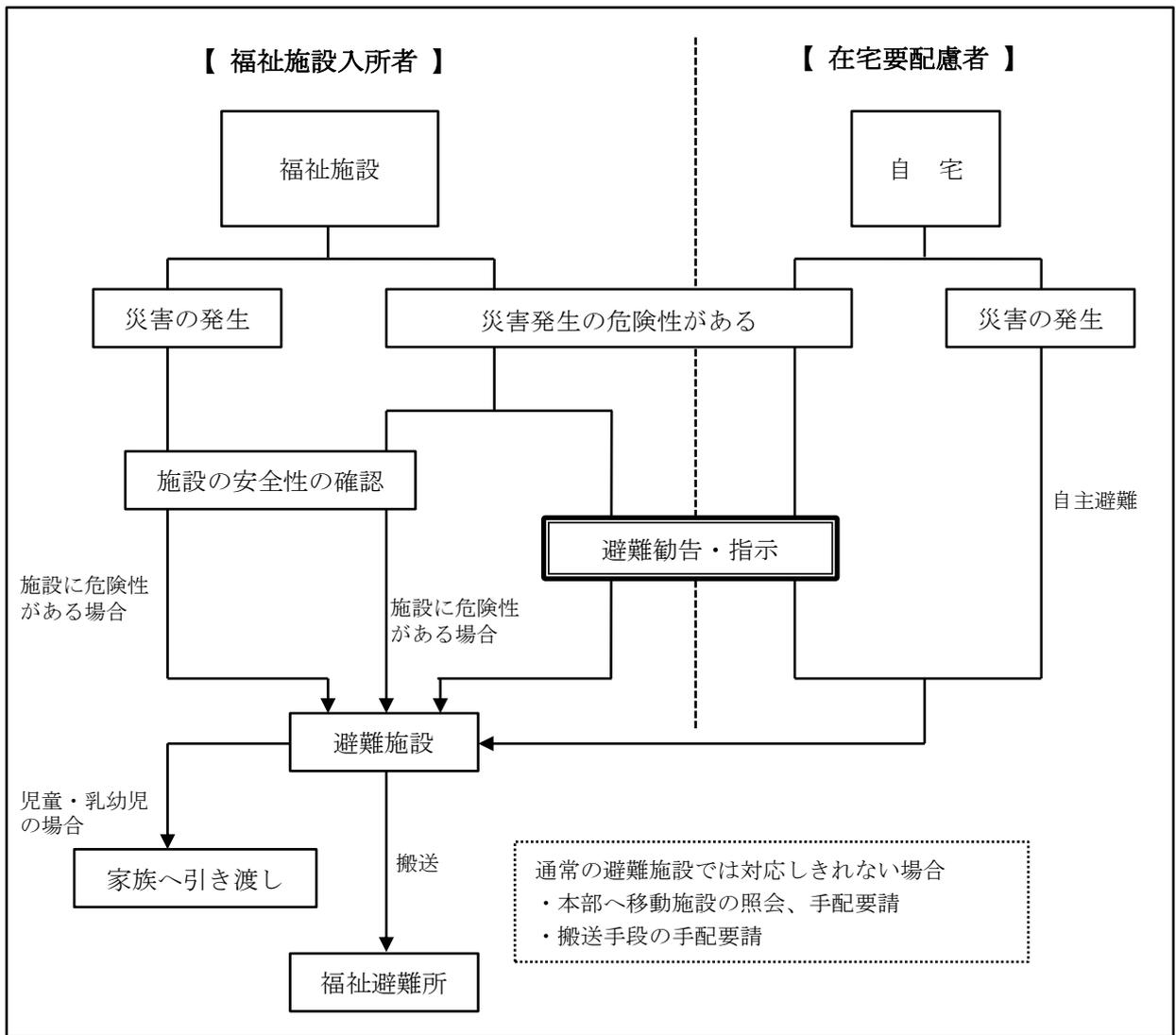
#### ア 福祉施設入所者

- (ア) 各福祉施設管理者は、次ページに示すフロー図に基づき対応をとるものとする。
- (イ) 災害が発生または発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。
- (ウ) 施設が被害を受けた場合または被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の住民と協力し、付近の避難施設へ避難者を移動させる。
- (エ) 施設への受入れにおいては、市職員、自主防災組織等と協力し、優先的に施設へ受入れる。
- (オ) 移動させた避難施設において、要配慮者への対応が困難な場合は、福祉避難所の照会、避難所救護班に対して搬送の手配をそれぞれ要請する。
- (カ) 保育所（園）に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引き渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引き渡しを行う。引き渡した後は、家族と行動を共にさせる。

#### イ 在宅要配慮者

- (ア) 在宅の要配慮者の受入れについては、避難行動要支援者名簿等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。
- (イ) 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。
- (ウ) 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、福祉避難所の照会、手配をそれぞれ要請する。

要配慮者受入れのフロー図



## 6 避難所の開設・運営

### (1) 避難所の開設

#### ア 開設の決定

- (ア) 災害対策本部又は災害警戒本部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。
- (イ) 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。
- (ウ) 勤務時間外の場合には、要配慮者支援班、避難部が鍵を携行して開設する。

#### イ 開設にあたっての留意点

- (ア) 避難所の開設が予定されている施設については、耐震性を確保するとともに、被災市民を受け入れることができる規模をもって適切に配置するよう努める。
- (イ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ウ) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難

所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

- (エ) 学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

#### ウ 避難者の受入れ

援護部及び避難部は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難状況を確認し、調整情報班に報告する。

### (2) 避難所の運営

#### ア 避難所運営態勢

- (ア) 援護部及び避難部は、避難所開設時の受付等の初期対応を行うとともに、開設期間の長期化が見込まれる場合は、自主防災組織、住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会の立ち上げを支援する。
- (イ) 避難所運営委員会の設置後は、原則として自主防災組織・自治会を中心とした避難者の自主運営にて行う。また、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。
- (ウ) 運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢等の症状が現れている場合は、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとる。

#### 避難所運営の分担

避難所運営委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営方法等の決定</li><li>・生活ルールの作成</li><li>・避難所利用者登録票・名簿の作成</li><li>・市からの連絡事項の伝達</li><li>・食料・物資の配給</li><li>・ボランティア等との調整</li><li>・避難者の要望等のとりまとめ</li></ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部との連絡</li><li>・広報</li><li>・施設管理者、ボランティア等との調整</li><li>・避難所運営記録</li></ul>

#### イ 避難者の把握

- (ア) 援護部及び避難部は、避難所運営委員会の協力を得て、避難所利用者登録票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。
- (イ) また、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

#### ウ 避難所生活における配慮

- (ア) 市は、男女別更衣室（更衣テント）や男女別トイレ、授乳スペース（おむつ交換場所）、物干し場所等、女性に配慮した対策を行う。

- (イ) 避難所では多数の人が集まることによる臭いのトラブルも多く、特に女性は敏感なため、必要に応じてアロマオイル（精油）や消臭スプレー等を使用することにより、解消に努める。
- (ウ) 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。
- (エ) 市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (オ) 市は、ペットとの同行避難に備えて、香取市避難所運営マニュアルを参考に、ペットの避難場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。  
また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

## エ 長期対応

市は、避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営の補助や施設管理を分担する。

また、長期生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

### (3) 食料・物資の供給

援護部及び避難部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を食料班及び物資班に請求する。避難所に供給された食料、物資は、避難所運営委員会が配給する。

### (4) 避難施設の設備・物資の充実

市は、避難所生活の環境向上のため、次の設備・物資の充実に努める。

### 必要となる避難所の設備・物資（例）

設備	水道、ガス、電気、電話、トイレ、シャワー、換気設備、除菌・滅菌装置 等
資機材	テレビ、ラジオ、インターネット環境（Wi-Fi 等）、携帯電話の充電設備、事務機器（パソコン、プリンタ、ファクシミリ）、掲示板、非常用発電機、投光器、ブルーシート 等
食料、飲料	食料、飲料水、乳幼児用ミルク、アレルギー対応食 等
生活用品等	毛布、衣類・下着、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、紙おむつ、生理用品、タオル、ごみ袋、スリッパ、燃料（灯油） 等
感染症対策用品	<p>【衛生用品】</p> <p>マスク、体温計、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、石鹸、ガウン（エプロン）、フェイスガード 等</p> <p>【避難所運営用資機材】</p> <p>間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、ビニールカーテン、ブルーシート、仮設トイレ、清掃用具一式、トイレ関連備品一式、扇風機 等</p>
季節用品	<p>【冬季】防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 他</p> <p>【夏季】殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤、スポットクーラー 他</p>

#### （5） 要配慮者への支援

##### ア 避難生活での配慮

援護部及び避難部は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

援護部は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

##### イ 福祉避難所の開設

援護部は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、公共施設及びホテルの借り上げ等により福祉避難所を開設し受入れる。

##### ウ 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所から福祉避難所への移送が必要な場合、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

福祉避難所への移送は、原則、当該要配慮者の家族又は支援者により行う。家族又は支援者による移送が困難の場合、避難支援等関係者が移送を支援する。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

また、市社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

#### (6) 安否情報の提供

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

#### (7) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

##### ア 閉鎖方法

避難者及び施設管理者との十分な協議のもとに閉鎖を判断する。

##### イ 避難者との調整

(ア) 市職員は個別面談や個別調査を実施し、入所者が避難所を出る目安を把握する。

(イ) 市職員は自立へ向けての指導や相談を通じた支援をする。

(ウ) 要配慮者に対して、香取保健所（香取健康福祉センター）等と連携を図り、きめ細かな支援をする。

##### ウ 施設管理者との調整

施設管理者から閉鎖の要望が出された場合は、閉鎖時期等について協議検討する。

### 7 感染症対策【避難所施設、医療救護班、統括班】

避難所のような人が多く集まる場所では、感染症が発生しやすい状況にあり、また、集団で生活をしていることから拡がりやすい環境にある。

このため、感染拡大防止対策として様々な対策を講じるものとする。

#### (1) 避難所の開設

##### ア 可能な範囲で多くの避難所を開設

避難所の避難人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な範囲で多くの避難所開設を図るとともに、企業の福利厚生施設、ホテルや旅館の活用等の検討を図る。

##### イ 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な人に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくことも検討する。

##### ウ 自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている軽症の感染症患者等への対応は、保健福祉部局と十分な連携の上、医療機関やホテル等での療養など適切な対応を事前に検討しておく。

#### (2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

ア 手洗い及び咳エチケットの徹底

手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に感染症対策チラシ等を掲示する。

イ 十分な換気の実施

避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度、換気扇、除菌・滅菌装置等の活用）

ウ 十分な居住スペース及び社会的距離の確保

(ア) 避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保できるよう留意し、ほかの人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2mほど確保する。

(イ) 発熱者、濃厚接触者等については、健康な者の居住スペースから隔離された専用スペース、専用トイレ、独立した動線等を確保するよう努める。

エ 入所時及び定期的な健康チェック

(ア) 避難所受入れ時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理を行うものとする。

(イ) 市民に対し、避難時にマスク、体温計、携帯用消毒液等必要な物資を持参するよう事前に周知しておく。

オ 災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用

(ア) 避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。

(イ) 消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

**(3) 発症時等の対応**

ア 感染が疑われる者が避難してきた場合や避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関に連絡し、検査、入院の調整をする。

イ やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。

また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫を行う。

## 第4節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、地域住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、自力避難が困難な状況である要配慮者に対して、地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難生活状況の確認等、震災時の要配慮者に対する安全対策について必要な事項を定める。

### 1 在宅要配慮者に対する対策

#### (1) 災害発生直後の安全確保

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病等のいわゆる在宅の要配慮者の安全確保は次により行う。

##### ア 避難及び安全の確認

(ア) 家族、近隣住民及び自主防災組織等が協力し、避難誘導を行う。

(イ) 自主防災組織等は、避難所において要配慮者の安全の確認を行い、安全が確保されていない者について、警察官または市職員に連絡する。

##### <確認事項>

- 介護対象者の確認
- 介護者が被災し介護不能となっている要配慮者の確認
- 保護者をなくし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- 日本語が話せない外国人や身よりのない外国人の確認
- 所在がわからない被災者の確認

##### イ 安否の確認

避難所に避難した住民、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の安否確認を行い、本部に報告する。

#### (2) 被災した要配慮者等の生活の確保

ア 市は県及び関係機関と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な措置を講じ、生活を確保する。

(ア) 広域的な専用施設への緊急入居

(イ) 身内による引取り等連絡調整

(ウ) 介護ボランティアを活用したケア体制の確保

イ 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討していくものとする。

ウ 被災した要配慮者等の生活の確保として、市及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (ア) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (イ) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 2 社会福祉施設等における対策

市及び社会福祉施設の管理者は、災害時における要配慮者の安全及び生活の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。

### (1) 災害発生直後の安全確保

施設管理者は、入（通）所者の安全の確保を最優先として次の措置を行う。

#### ア 安否・安全確認

災害発生直後には防災活動隊を編成し、職員による入（通）所者の安否確認と施設の安全確認を行う。

また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の要請を行う。

#### イ 出火防止、初期消火

(ア) 施設管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

(イ) 火災が発生した場合は、消防本部に通報するとともに初期消火にあたる。

#### ウ 情報収集活動

(ア) 関係機関（消防本部、市）、テレビ、ラジオ等からの情報を積極的に収集する。

(イ) 施設の被害状況を放送等により全職員に把握させるとともに、必要な事項を指示する。

#### エ 避難誘導活動

(ア) 避難誘導は自力で避難が困難な者を優先して行う。

(イ) 避難は先頭と最後尾に誘導員を配置して行う。

#### オ 被災報告等

入（通）所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な応援措置を要請する。

### (2) 施設の応急確保措置

#### ア 施設の確保

施設管理者は、入（通）所者の応急保護にあたり、次の事項に留意し、保護の場所の確保を行う。

(ア) 災害を免れた近隣の施設の利用

(イ) 最寄りの公民館等の利用

(ウ) 県や社会福祉法人等が設置する臨時福祉施設の利用

#### イ 入（通）所者の応急保護

施設管理者は、応急保護にあたり次の事項に留意する。

(ア) 医薬品、飲料水、食料、生活必需品等の確保

(イ) 自家発電機等による停電時の対応

(ウ) 保健・衛生面の処置

(エ) 施設職員及び保護者との連絡体制の確立

(オ) 入（通）所者の危険防止措置

(カ) 障害種別等に応じた救護

(キ) 地域住民・災害ボランティアの協力による介護支援体制の確立

**(3) 緊急入所の措置について**

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れにあたっては介護の必要性の高い者を優先するとともに、障害の種別に対応した施設での受入れに配慮するものとする。

## 第5節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

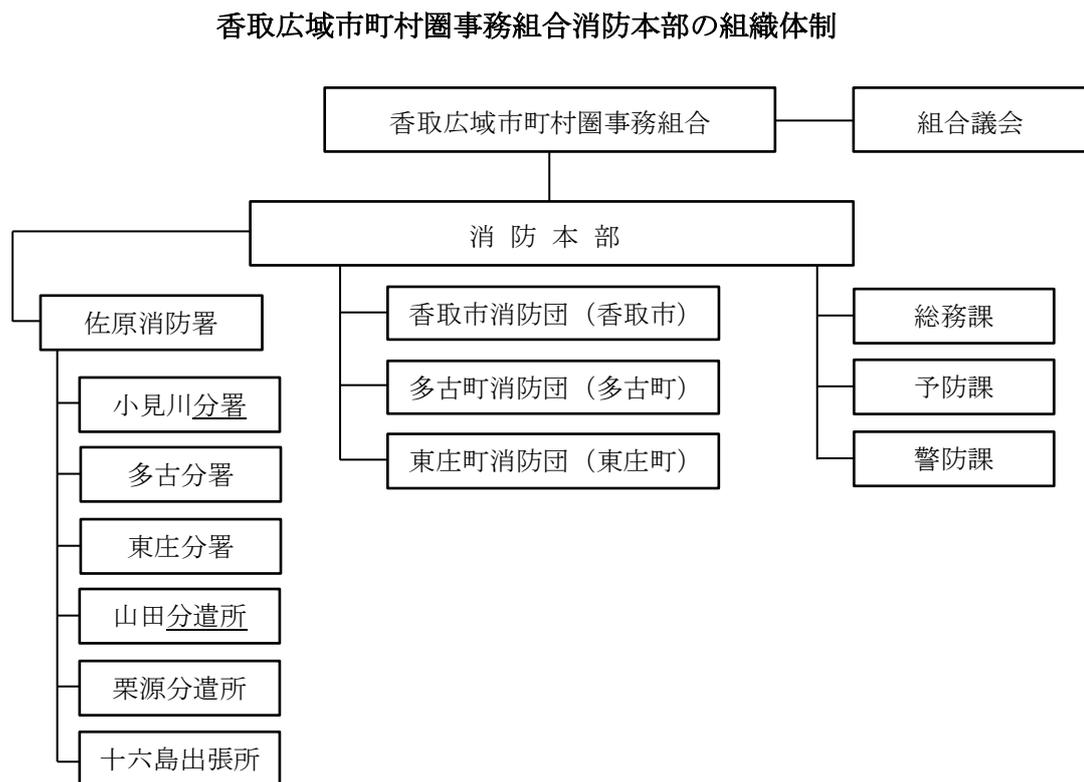
消防本部、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるときは、関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

### 1 消防活動

#### (1) 活動体制

消防署・分署・分遣所・出張所及び消防団は消防本部の指揮下において連携を保つとともに、災害の態様によっては分団単位でも活動できる体制を確立する。



#### (2) 活動方針

地震による被害は、市域の中でも異なる場合がある。それらを考慮し、次の原則に基づき初期活動を行う。

- 被害状況の把握
- 活動要員、各種車両及び救出用資機(器)材の確保
- 全無線局の開局及び各防災関係機関との連絡体制の確保
- 各署所、分散型の火災防御及び救出救護活動体制の確保
- 市民及び自主防災組織等への初期消火、救出活動の協力

### (3) 消火活動の方針

震災時の出火防止と火災の早期鎮火、人命の救出救助及び避難路の安全確保を目的とし、次の基本をもって消火活動にあたる。

- 火災が多発したときは、消防署・分署・分遣所・出張所の消防職員及び消防団員は、全力をあげて消火活動を行う
- 活動体制の確立とともに、消火活動に並行して救助救急活動を行う
- 延焼火災が少ない場合は、救助救急活動を主力に活動する
- 災害が発生し、災害の全体像が掌握できない場合は、被害想定調査に基づく報告書等を活用し、木造建物密集地を主体とした効率的な防御運用を図る
- 災害対策本部に防災関係機関等との災害情報交換に伴う必要な連絡体制を確保するため消防職員を派遣する

### (4) 多角的な消防水利の活用

原則として消火栓の損壊を前提に、次のとおり多角的な消防水利の活用を図る。

- 河川、用水路等の自然水利による活用
- 防火水槽、プール水等の活用
- 建設水道部との協力体制による水道用水の活用

### (5) 消防団の活動

消防団は、次に示す原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模地震による二次的被害の発生を最少限にとどめるように努める。

#### ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を呼びかける。

また、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図るものとする。

#### イ 消火活動

消防隊の活動が及ばない地域における消火活動、あるいは主要避難路の確保のための消火活動については、単独もしくは自主防災組織及び事業所等の自衛消防隊と協力して行う。

#### ウ 情報の収集

地震発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助等を消防本部に通報する。また、当該本部からの指示・命令の伝達を行う。

## エ 救助救急

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置を行うとともに、地域住民、ボランティア組織等と連携して、負傷者等を安全な場所へ搬送するものとする。

## オ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、各管内指揮本部及び関係機関と連絡をとりながら市職員並びに自主防災組織等と連携を図り、市民を安全に避難させるものとする。

### (6) 消防機関相互の応援

消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、本部長に報告するとともに、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」及び「大規模災害消防応援実施計画」に定めるところにより、迅速に応援部隊の派遣を要請するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、応援支援マニュアルに基づく訓練、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

さらに、地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても、消防力に不足の生じることが見込まれる場合、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その協力を得て、消防の任務を遂行するものとされている。

## 2 救助・救急

### (1) 活動体制

ア 大規模地震等により多数の死傷者が発生した場合には、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して迅速かつ効果的な救助救急活動を実施する。

イ 災害発生後初期の救出活動については、現場付近を受け持ち区域とする消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近市民と協力し、救助救出活動を行うものとする。

ウ 災害対策本部は、情報の入手状況から判断して緊急を要する地域に順次救出要員・救出用機材（重機等）を供給するとともに、警察、自衛隊等の活動部隊の出動を要請する。

また、現場指揮本部が設置された場合は、当該本部を指揮並びに情報連絡等の拠点とし必要な活動を行うものとする。

## (2) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動は、次の原則に基づいて行う。

- 傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う
- 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする
- 現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる
- 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先して救助救急活動を行う
- 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先とする
- 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する

イ 救助・救急活動は、次の内容を重視した活動を行う。

- 救急活動にあつては、救護所を設置し医療関係機関、消防団員等と連携し、重病者の救護にあたる
- 応急救護所では、応急処置や傷病者の搬送等の優先度を決定するため、緊急度を区分するトリアージタグを活用する（控滅症候群に要注意）
- 重症者の判定は、バイタルサイン（主に意識、脈拍、血圧、呼吸状態等）のチェック等により行う
- 傷病者の搬送に際しては、救急車、市の車両によるほか、必要に応じ、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づく消防ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターにより行う
- 搬送手段が不足する場合は、市職員、消防団員及び自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送の協力を求めるなど、関係機関との連絡体制の確立を図り効率的な活動を行う

## (3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

## 3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「香取市水防計画」（建設水道部作成）に基づき実施する。

## 4 危険物等の対策

### (1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織等活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

### (2) 火薬類保管施設の応急措置

消防本部は、火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じる。

### (3) 危険物等輸送車両の応急対策

- ア 消防本部
  - (ア) 事故通報等に基づき、その状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
  - (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
  - (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。(消防法に規定する危険物)
- イ 警察署
  - 輸送中の車両については、周辺の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
  - 消防法以外の危険な物（高圧ガス等）の輸送車両については、必要に応じ一時使用停止等の緊急措置命令を発する。
- ウ 日本貨物鉄道(株)
  - 危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

## 5 医療救護

### (1) 情報の収集・提供

市は、県、消防本部、医師会等との連携のもとに次について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況

- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

## (2) 医療救護活動

医療救護活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

### ア 医療班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、または医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、災害対策本部長は、香取地域合同救護本部、(一社)香取郡市医師会及び(一社)香取匝瑳歯科医師会と連絡調整し、医療班の編成及び派遣を要請する。

また、地域内の医療体制で対応できない場合は、県の災害医療本部に対し、医療救護チームの被災地派遣を要請する。

## (資料-18 市内医療機関(医師会所属)、資料-19 市内歯科医療機関(歯科医師会所属))

### イ 救護所の設置

本部長は、医療救護活動を行うにあたり必要があると認めるときは、救護所を設置する。(ただし、地震の場合は香取地域における震度が6弱以上の場合は自動設置とする。)

#### (ア) 設置場所

次に示す施設のうち、危険が及ぶと予想される施設については、代替施設を医療救護班長が再選定する。

救護所設置場所	所在地	電話
佐原コミュニティセンター	香取市佐原イ 211	55-1151
小見川保健センター	香取市羽根川 38	82-1111

#### (イ) 救護所の開設及び運営

- a 災害が発生したときは、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。
- b 災害発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、日赤奉仕団に連絡するとともに、(社)千葉県接骨師会(東部支部香取地区)及び自主防災組織等の協力を得て臨機に対応するものとする。
- c 市長は、必要に応じて、香取地域合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

### ウ 医療救護活動

医療救護活動は、原則として医師の指示において実施する。また、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

#### (ア) 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者は、次のとおりとする。

- a 災害に起因する負傷者

- b 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- c 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- d 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

(イ) 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- a トリアージ（重傷者の選別：治療の優先順位による患者の選別）
- b 診察及び実施可能な応急処置
- c 病院への収容連絡
- d 搬送

(ウ) 救護活動の職務

救護活動は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- a 医療救護活動の記録
- b 負傷者の状況把握
- c 救護病院との連絡調整
- d 死者の取扱いに伴う警察等との連絡調整
- e その他救護所運営に必要なこと

(エ) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ、市と香取地域合同救護本部、医師会等が協議し定めるものとする。

### (3) 搬送体制

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

ア 自主防災組織・市民等による搬送（現場→救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族、自主防災組織・市民等が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（救護所→医療施設、後方医療施設）

救護所のトリアージにより、医療施設での治療が必要な場合は、原則として救急隊による搬送とするが、そのいとまがないときは警察及び自主防災組織・市民等の協力により搬送を行う。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプターにより搬送を行う。

### (4) 助産の体制

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものである。

ア 助産の対象者

(ア) 災害のため助産の途を失った者であること。

(イ) 災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であること。

(ウ) 被災の有無及び経済力の如何を問わないこと。

イ 助産の内容

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前、分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は、医療と同様救護班により実施するものとするが、必要に応じて助産師、産院または一般医療機関の応援、協力を得て行うものとする。

**(5) 医薬品及び医療資機材（以下「医療資機材等」とする。）の確保**

ア 市は、医療資機材等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。

イ 医療救護所等で使用する医療資機材等が不足した場合、市は、香取地域合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

ウ 医療機関においても、あらかじめ医療資機材等を備蓄しておき、不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、香取地域合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

**(6) 消防本部・消防団の活動体制**

ア 医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の確保に努める。

イ 延焼火災が多発し、多数の救助・救急が必要な場合は、火災現場付近を優先する。

ウ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急のある場合は、多数の人命の危険が予測される建物等を優先する。

エ 救命処置を要する重傷者を最優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。

オ 複数の救助・救急が発生している場合には、軽易な救助及び応急救急活動を地域住民等へ応援要請して対応する。

カ 市と連携して重傷者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、基幹医療機関・救命救急センター等への緊急輸送を県に要請する。

キ 現場の状況を把握するとともに、収集した情報を本部へ報告する。

**(7) 自主防災組織・市民等による活動体制**

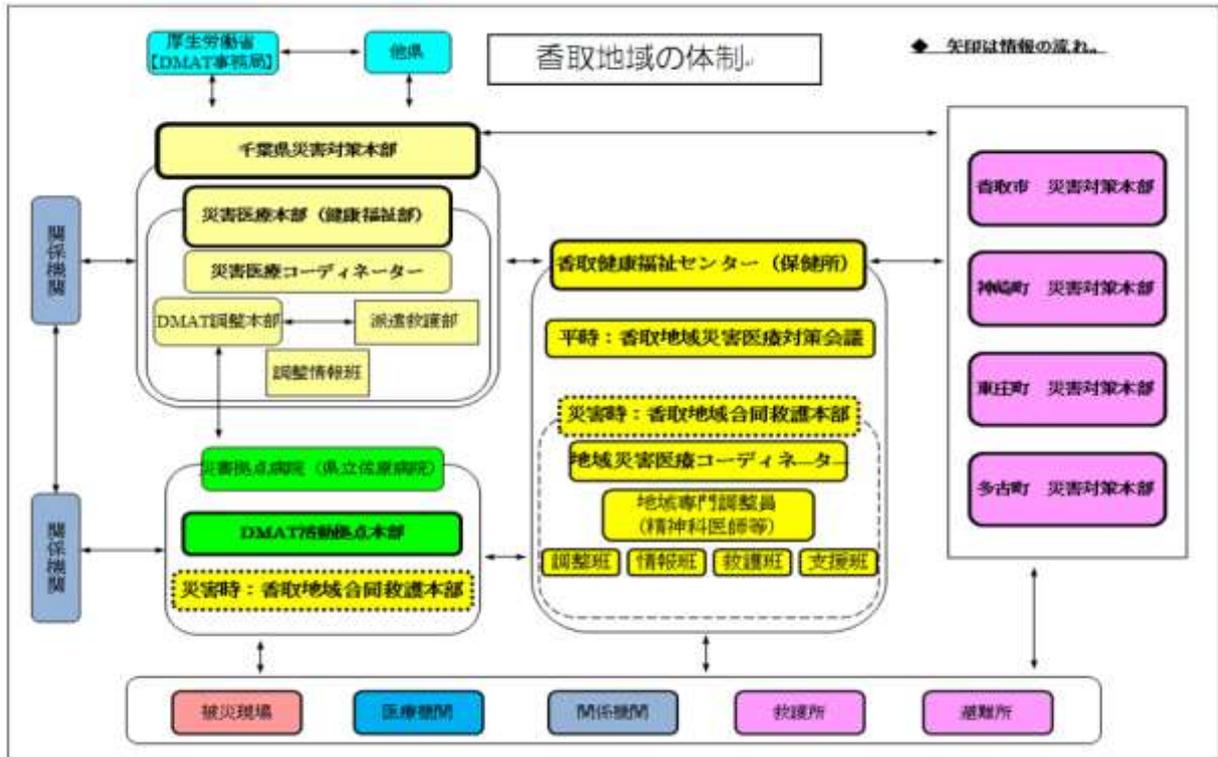
災害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要であることから、自主防災組織・市民等は協力して地域における要配慮者の避難誘導を行うとともに、行方不明者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送等の活動を行い、公的機関による防災活動に対し積極的に協力するものとする。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

ウ 地域内の被害状況等の情報収集

香取地域の医療救護活動の体系図



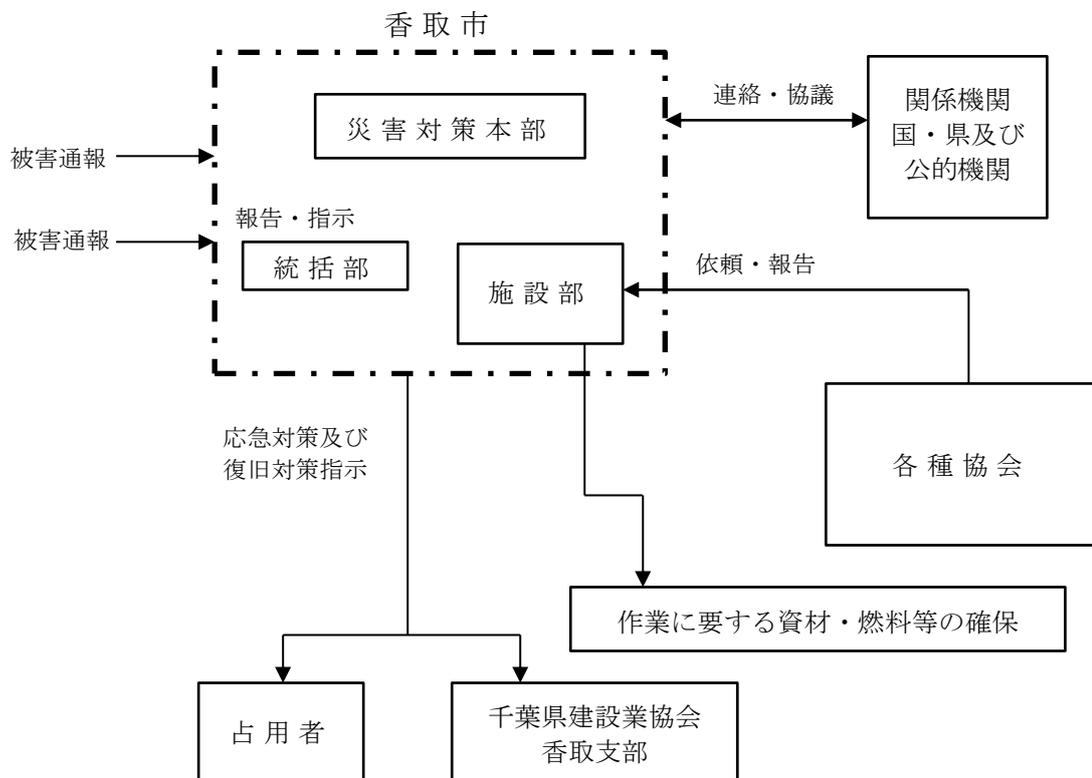
## 第6節 交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、様々な交通の混乱や渋滞等が予想されることから、道路・交通対策を実施し、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

### 1 道路等の応急対策

#### (1) 公共土木施設応急対策フロー

応急対策及び復旧対策を次の体制で実施する。



※各種協会とは、建設コンサルタント協会、地質業協会、測量業協会等

#### (2) 被災状況の把握及び施設点検

ア 地震が発生した場合、市は、橋梁・トンネル等の主要な構造物や落石等の危険箇所  
の緊急点検を行う。

イ 市は、パトロール等の巡視を行い、被災状況の把握の迅速化を図るとともに、千葉  
県建設業協会香取支部等からの情報を収集する。

#### (3) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被災状況、措置状況等の情報を関係機関へ逐次連  
絡する。

#### (4) 緊急措置

市は、道路利用者の安全確保を図るとともに、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

#### (5) 道路規制

ア 市は、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業の実施にあたり道路規制を行う。

イ 道路規制は、可能な限り迅速に行い、状況により危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導を行う。

ウ 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防本部、東電 PG 等は、状況に応じて協力しつつ必要な措置を講じる。

エ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急措置及び道路規制にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援を行う。

#### (6) 応急復旧

ア 応急復旧工事は道路規制後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

イ 市は、千葉県建設業協会香取支部等と連携し、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。

#### (7) 道路占用施設が被災した場合の措置

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該管理者は、道路管理者に通知する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。また、道路管理者は必要に応じて協力支援等を行う。

### 2 交通関係情報の収集・伝達

警察及び道路管理者は、災害発生後直ちに被災地等の道路情報を収集し、速やかに県警察本部及び関係機関に伝達する。

- (1) 道路の被害状況
- (2) 輸送路の確保、交通規制の状況
- (3) 渋滞の状況

### 3 緊急交通路の確保

#### (1) 交通規制の実施

警察は、規制計画に基づき、緊急輸送路確保のため、次の措置を行う。

- ア 被災地内への車両の乗り入れ（流入）規制
- イ 市内幹線道路の交通規制

ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

## (2) 緊急輸送路の確保

道路管理者は、警察、消防、自衛隊、建設関係業者等と連携し、原則2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急輸送路を確保する。

- ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- イ 土砂等の撤去、または陥没・亀裂等の舗装破損の応急措置
- ウ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）
- エ 仮設橋の架橋

## (3) 輸送路及び輸送手段の決定

輸送を行おうとする関係機関は、道路の被災情報などに基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定するものとし、必要に応じ公安委員会（県警察本部）に輸送経路の交通規制等を依頼する。

# 4 市の緊急輸送に関する実施体制

## (1) 緊急輸送計画

市は、災害応急対策のため、輸送活動を行うにあたり、次の輸送対象順位により行う。

- ア 輸送計画にあたっての優先順位
  - (ア) 人命の救助・安全の確保
  - (イ) 被害の拡大防止
- イ 輸送対象

緊急輸送の対象については、発災時における災害の状況を総合的に勘案して、概ね次の3つの段階に区別する。

## 輸送の対象

段階	内 容
第1段階 災害発生から概ね 2日間（48時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資</li> <li>b 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資</li> <li>c 国・県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等</li> <li>d 後方医療機関へ搬送する負傷者</li> <li>e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第2段階 （概ね3日目から 1週間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 上記第1段階の続行</li> <li>b 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資</li> <li>c 生活必需物資</li> <li>d 傷病者及び被災者の被災地外への搬送</li> <li>e 輸送施設の応急復旧などに必要な人員及び物資</li> </ul>
第3段階 （1週間以降）	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 上記第2段階の続行</li> <li>b 災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>c 廃棄物の搬出</li> </ul>

### （2） 輸送拠点の指定及び確保

市は、緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。

### （3） 輸送拠点の機能

輸送拠点における業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等の協力を得て次の業務を行う。

- ア 緊急物資の集積、仕分け
- イ 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活必需品等）の集積、仕分け
- ウ 配送先別の仕分け
- エ ヘリコプター、車両等への積み替え、発送

### （4） 輸送車両の確保

災害時に必要な車両は、原則として市の保有車両をもって充てるものとし、不足する場合は、民間運送業者の協力を得て輸送を行う。

（資料-12 市有車両一覧）

### （5） 県等への要請

市は、市有車両等で不足をきたす場合が生じたときは、次の事項を明示して、県または他の市町村に対し車両の斡旋を要請する。

- |   |             |
|---|-------------|
| ア | 輸送区間及び借上げ期間 |
| イ | 輸送人員または輸送量  |
| ウ | 車両等の種類及び台数  |
| エ | 集結場所及び日時    |
| オ | その他必要事項     |

## (6) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、市内燃料供給業者に依頼し、給油場所を指定し供給する。

## 5 緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受けるものとする。

### (1) 緊急通行車両の確認

市及び公共的団体が所有する緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出によりその都度、公安委員会（県警察本部）、各警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があるため、各機関はあらかじめ各警察署に手続きを行うものとする。

- ア 緊急通行車両の申し出は、警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。
- イ 確認は警察署が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出動時に警察署または交通検問所において標章及び証明書と引き換える。
- ウ 緊急通行車両の使用者は、交付された標章を車両全面左側に掲示し、証明書を携帯する。

### (2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害発生の防止または拡大の抑止のための措置に関するもの

## 6 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

### (1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

### (2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

### (3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

## 7 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

### (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
- ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

### (2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること

- ア 車両を道路外の場所に置くこと
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

## 8 ヘリコプターによる緊急輸送

大規模災害が発生した場合は、被災地域周辺の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には、輸送路の開通までヘリコプター空輸を行う。

### (1) 開設の決定

- ア 臨時ヘリポート開設の決定は、市災害対策本部長の指示による。
- イ 統轄部長及び消防長は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握する。

### (2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、次のように行う。

#### ア 地表面の条件

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい
- (イ) やむを得ず、グラウンド等未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥している時は十分に散水する
- (ウ) 草地の場合は、硬質で丈の低いものであること

#### イ 着陸点の表示

着陸点には、下記基準のHの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに 上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し（または旗）を掲揚もしくは発煙筒をたき安全進入方向を示す。

#### ウ その他の留意事項

- (ア) 離発着時は風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと
- (イ) 救急車、輸送車両の出入に便利なこと
- (ウ) 電話その他の通信手段の利用が可能であること
- (エ) 緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること

## 第7節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給体制について定める。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市の行政機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、市は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

### 1 応急給水

#### (1) 応急給水の実施

ア 飲料水の供給は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市だけでは処理不可能な場合、市長は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」、「(社)日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」により実施する。

#### (2) 給水供給量

ア 災害により水道施設が破壊され、断水し、飲料水が得られない地区の住民に対し、災害発生から3日間は、一人1日3リットルを供給する。

また、4日目以降は次のような目標とする。

イ 供給すべき応急給水量の目標は、災害発生後の期間区分に応じて医療機関や要配慮者について十分に考慮しながら設定する。

なお、規定量を上回る給水を求める市民に対しては、飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し協力を求める。

応急給水量等の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量 <sup>※1</sup>	主な給水方法
地震発生～3日まで	3ℓ/人・日	耐震性貯水槽、タンク車
10日	20ℓ/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ/人・日	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 約250ℓ/人・日	仮配管からの各戸給水 共用栓

資料：「香取市水道ビジョン」（平成22年3月）

### (3) 飲料水の確保

浄水場等に貯留された浄水、市役所等に設置している耐震性貯水槽及び公共施設で設置されている受水槽の滞留水により飲料水を確保する。

#### 浄水場の状況

種 別	水 源	所 在 地	配水池平均貯水量
佐原浄水場	利根川	香取市佐原イ 978	2,660 m <sup>3</sup> (3,800×70%)
玉造浄水場	利根川・地下水	香取市玉造 734-1	2,240 m <sup>3</sup> (3,200×70%)
大畑浄水場	地下水	香取市岩部 869-227	328 m <sup>3</sup> (469×70%)
城山第1浄水場		香取市小見川 4767 - 2	5,180 m <sup>3</sup> (7,400×70%)
城山第2浄水場	利根川・清水川	香取市小見川 4854 - 1	
みずほ台浄水場	地下水	香取市みずほ台三丁目 1-208	420 m <sup>3</sup> (600 m <sup>3</sup> ×70%)
中央浄水場	地下水	香取市荒北 1210-1	287 m <sup>3</sup> (410×70%)

#### 貯水槽の状況

設置施設	所 在 地	タンク貯水量
香取市役所（本庁）	香取市佐原口 2127	100 m <sup>3</sup>
新島中学校	香取市佐原ハ 4428	100 m <sup>3</sup>
小見川市民センター	香取市羽根川 38	100 m <sup>3</sup>
旧府馬小学校	香取市府馬 3429-4	100 m <sup>3</sup>
栗源消防訓練場	香取市岩部 3447	100 m <sup>3</sup>
十四番地区集会所	茨城県潮来市潮来 5294-2	5 m <sup>3</sup>

※十四番地区集会所は、潮来市と共同整備

### (4) 応急給水の実施

#### ア 給水所（拠点）での給水

##### (ア) 給水所（拠点）の設定

給水所（拠点）は、指定避難場所、避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

(イ) 給水所（拠点）での給水は、各家庭において自ら持参した容器により、指定避難場所、避難所のスタッフ、自主防災組織等の協力を得て行う。

##### (ウ) 周知・広報

給水所を設定したときは、統轄部を通じて、市民への広報を要請するとともに、設定場所及びその周辺に「給水所」掲示物を表示するものとする。

また、給水所に被災地の自主防災組織もしくは代表となる市民を指定するよう要請し、掲示物に合わせて表示する。これにより、給水に関する市民からの問い合わせ・要望については、できる限り自主防災組織等の代表者に取りまとめを依頼する。

イ 救急病院等重要施設への給水

救急病院等重要施設（災害拠点病院、人工透析病院、一般病院・福祉施設など）については、援護部（福祉健康部）において連絡調整を行う。応急給水にあたっては当該施設職員の協力のもと実施する。

ウ ボトル水等による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない市民への非常用飲料水袋による給水を行う。

**(5) 給水資機（器）材等の確保**

ア 応急給水資機（器）材の確保

市は、応急給水活動に使用できる車両及び資機（器）材を備蓄するものとする。

イ 一般家庭の残留塩素量の測定

被災した水道施設の復旧後は、残留塩素量の検査を行い、安全を確認する。

**(6) 水質の安全対策**

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

**(7) 応援要請**

給水活動は、可能な限り最善を尽くして行うが、需要に応じ切れないときは、他の自治体、国、県、自衛隊及び民間協力関係機関等の応援を要請するものとする。

**2 食料品等の供給体制**

**(1) 市の実施体制**

食料の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

ア 食料等供給対象者

市は、原則的に次のいずれかに該当する者に対して、食料品の供与を行う。

**食料等供給対象者**

- |  |
|--|
| <p>(ア) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者</p> <p>(イ) 住家の被害によって炊事のできない者</p> <p>(ウ) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせがない者</p> <p>(エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参または調達ができない者</p> <p>(オ) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とする者（災害救助法による救助の対象外のため、市の負担で行う）</p> |
|--|

## イ 供給する主な食料品

- (ア) 米穀、パン、即席麺類、レトルト食品
- (イ) 乳幼児用粉ミルク、牛乳
- (ウ) 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- (エ) 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- (オ) あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- (カ) その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

## ウ 食料の確保

米穀等の主食の確保については、備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達するものとする。

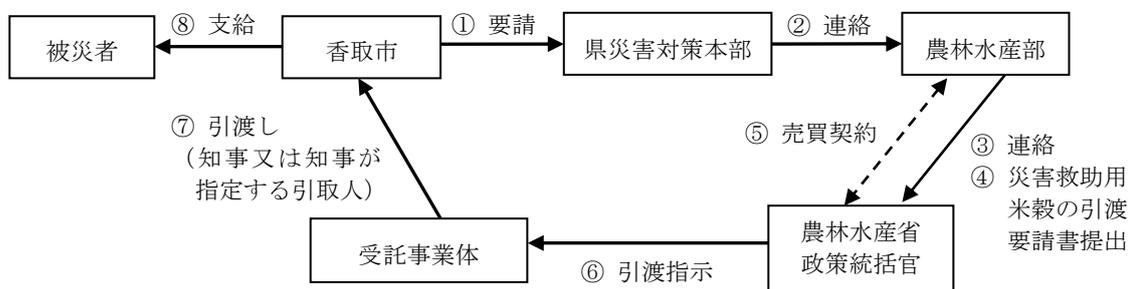
- (ア) 協定業者及び市内取扱業者から米穀等の食料品を購入する。
- (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能なときは、本部長は政府所有米等の供給を受けるため、県に要請する。
- (ウ) 必要に応じて、協定業者及び取扱業者から漬物、佃煮等の副食を調達する。

## エ 政府所有米穀の調達

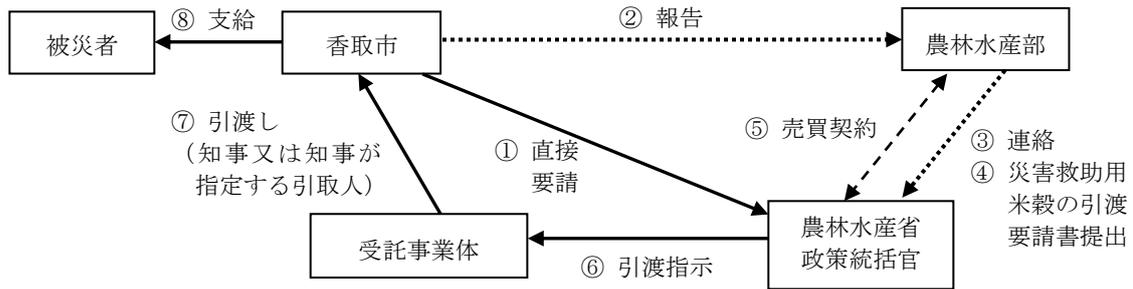
- (ア) 政府所有米穀の調達は、市長が給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引渡要請を行うものとする。
- (イ) 交通通信が途絶し、災害地が孤立して前項の手続きがとれないときは、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、あわせてその旨を千葉県に連絡する。

### 政府所有米穀の受渡し系統図

(市からの要請を受け、県が要請する場合)



(市が直接、要請した場合)



#### オ 供給体制

被災市民に食料を供給するときは、各局面を考慮して供給するとともに、避難所等の供給先には責任者を定めて受入れの確認及び受給の適正化を図り公平に配分する。

(ア) 災害発生から概ね2日間(48時間)

- a 調理を必要としない食料品
- b 要配慮者等の優先

(イ) 災害発生から概ね3日以降

- a ライフラインの復旧状況に合わせ、生鮮食料品などの供給
- b 栄養のバランスを考慮する。
- c 集団炊事の実施

#### カ 炊き出し

市は、炊き出しを実施する場合は、次により行うものとする。

(ア) 炊き出しは、原則として避難所内またはその近くの適切な場所を選び、既存の給食施設を利用、もしくは仮設給食施設を設置して自らまたは委託して行う。

(イ) 炊き出し要員は、自主防災組織、日赤奉仕団、自衛隊等に協力を要請するほか、ボランティアを活用するものとする。

### 3 生活必需品等の供給体制

#### (1) 市の実施体制

##### ア 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、または棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

## イ 生活必需品の範囲等

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（肌着等）
- 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- 食器（茶わん、皿、はし等）
- 保育用品（哺乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）
- 日用品（石鹸、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ等）
- 生理用品
- ラジオ

## ウ 調達体制

- (ア) 備蓄物資のほか、災害時物品等の供給協力締結先等から調達する。
- (イ) 生活必需品の給与又は貸与は、市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- (ウ) 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないとき、または不足が予想されるときは、県または他の市町村に調達、供給を依頼する。

## エ 供給・配分

被災市民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- (ア) 生活必需品を供給するときは、各避難所等にそれぞれ責任者を定めて受入確認及び受給の適正を図る。
- (イ) 市民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。
- (ウ) 要配慮者への優先配分を図る。

## (2) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

災害救助法を適用した場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

### ア 給与又は貸与品目

被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用具、食器及び光熱材料とする。

### イ 給与又は貸与限度額

世帯別に被害の状況に応じて定められている。

### ウ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

### エ 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

## (3) 日赤県支部による支援

日本赤十字社千葉県支部香取市地区は、災害救助法の適用に至らない災害（火災を含む）により住家が全壊（全焼、焼失）、半壊（半焼）、床上浸水の被害を受けた世帯

に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等の見舞品を支給する。

#### 4 燃料の調達

市は、災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、災害時における庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合香取支部及び千葉県石油商業組合佐原支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

#### 5 県の実施体制

県は、市から要請のあった場合や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び生活必需品が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

- (1) 備蓄食料及び備蓄生活必需品の放出、供給
- (2) 食品販売業者、関係企業への供給の要請
- (3) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

#### 6 広域実施体制

##### (1) 他市町村への要請

必要な食料及び生活必需品の調達が十分にできないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に応援を要請する。

##### (2) 県への要請

市は、他市町村などの応援によっても十分な調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

##### 要請項目

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 品目別の調達要請量<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自己の調達可能量</li><li>・ 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量</li></ul></li><li>○ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</li><li>○ 連絡課及び連絡責任者</li><li>○ 荷役作業員派遣の必要の有無</li></ul> |
|---|

##### (3) 県の行う応援要請

- ア 被災地以外の市町村に対しての指示または調整
- イ 自衛隊への要請
- ウ 他の都道府県に対しての要請
- エ 国（農林水産省（食料）、関東経済産業局（生活必需品））に対しての要請

## 第8節 広域応援の要請

大規模震災時には、被害が拡大し市単独では応急対策の実施が困難な事態が想定される。このため、県、他市町村及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

### 1 県に対する応援要請

#### (1) 要請手続き

本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に、応援又は応急措置の実施を要請する。

応援又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理部危機管理課）に対し、電話または県防災行政無線等で連絡し、事後文書にて処理するものとする。

#### (2) 要請事項

要請は、次に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

#### 県への応援要請手続き

要請先	知事（防災危機管理部危機管理課）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあっせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあっせん要請 ③ 県への応援要請または応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	(根拠法令等) 災害対策基本法 第68条

### 2 市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請

#### (1) 県内市町村に対する応援要請

ア 市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町間の相互応援に関する基本協定」に基づき、被災していない市町村に要請を行い、受諾後に応援要請文書の提出を行うものとする。

イ 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

ウ 要請は、次に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

## 県内市町村への応援要請の内容・事項等

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
要請の内容	① 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ ①～⑨に定めるもののほか、特に必要を要する事項	
要請時に明らかにすべき事項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項	（根拠法令等） 災害対策基本法第 67 条 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定

### （２） 指定地方行政機関等に対する応援要請

#### ア 要請手続き

本部長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関及び他市町村に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、または知事に対し、指定地方行政機関、指定地方公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

要請又はあつせんを求める場合は、県に対し電話または県防災行政無線等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

#### イ 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関の長（あつせんを求める場合は県知事）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあつせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあつせん要請 ③ 県への応援要請または応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	（根拠法令等） 派遣：災害対策基本法第 29 条 あつせん：災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

### (3) 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

また、下水道については、県に支援を要請する。

### (4) 応援隊の受入体制【本部事務局、各部】

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞り、災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

#### ア 応援隊事務室の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部内に事務室を設置する。

#### イ 宿泊場所の確保

(ア) 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。

(イ) 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町に依頼し確保する。

#### ウ 車両集結場所等の確保

(ア) 宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保し提供する。

(イ) 不足の場合は、状況に応じ直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

#### エ 燃料確保及び供給

(ア) 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

(イ) 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

#### オ 食料の供給及び炊事施設の確保

他市町村、消防機関等の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うものとするが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

### (5) 資料の提供及び交換

ア 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

イ 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

### (6) 経費の負担

ア 市は、国、都道府県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担については、災害対策基本法施行令第18条に定めることにより負担する。

イ 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるものの

ほか、その都度又は事前に相互に協議して定めた方法による。

### 3 被災市区町村応援職員確保システム

総務省では、平成30年4月より、大規模災害発生時に全国の都道府県の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣のしくみである「被災市区町村応援職員確保システム」を運用している。

市と県は、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、必要と認められる場合は、国へ応援要請を行う。

### 4 民間団体等に対する協力要請

市長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等の長に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

#### (1) 民間団体に対する協力要請事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

#### (2) 応援協力を要請する主な民間団体等

- ア 農業関係団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
- イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、建築士会等の職業別団体
- ウ その他市に対して協力活動を申し出た団体

#### (3) 民間団体等に対する協力要請の方法

大規模な災害が発生した場合には、次の手段により民間団体等への協力要請を行う。

- ア 市防災行政無線による呼びかけ
- イ 広報車による呼びかけ
- ウ 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布、掲示等による呼びかけ
- エ アマチュア無線による呼びかけ
- オ 放送局を通じた呼びかけ

### 5 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

## 6 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請、又は受入れに係る手続を県と協力して円滑に行うものとする。

### (1) 広域避難の調整手続等

#### ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長から協議をうけた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

#### イ 都道府県域を越える広域避難

本市が被災し、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、県に対し、他の都道府県に受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合で、県から市に協議があった場合は、県と調整を行い、受入れ先に決定したときは、広域避難者の受入れを行うものとする。

### (2) 広域避難者への支援

市及び県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

#### ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、避難者を受入れた際に、避難者から避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

#### イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

#### ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入れ先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

## 7 労働力の確保

### (1) 求人の申込み

市長は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、佐原公共職業

安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをするものとする。

## (2) 求職者の紹介

市長からの求人を受理した佐原公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、を最優先で紹介するものとする。

また、市長は、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、佐原公共職業安定所長に求職者の開拓に努めるよう要請する。

## 第9節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣要請手続き、受入れ体制、活動等については次のとおりとする。

### 1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

### 2 自衛隊派遣要請手続き

- (1) 本部長（市長）は、県に対して自衛隊の派遣要請を行うときは、次の事項を明らかにし、統括部長に命じて、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア	提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
イ	提出部数	1部
ウ	記載事項	
	(ア)	災害の状況及び派遣を要請する理由
	(イ)	派遣を希望する期間
	(ウ)	派遣を希望する区域及び活動内容
	(エ)	連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

- (2) 本部長（市長）は、緊急避難や人命救助の場合等、事態が急迫し、知事に要請するいとまがないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し通知する。

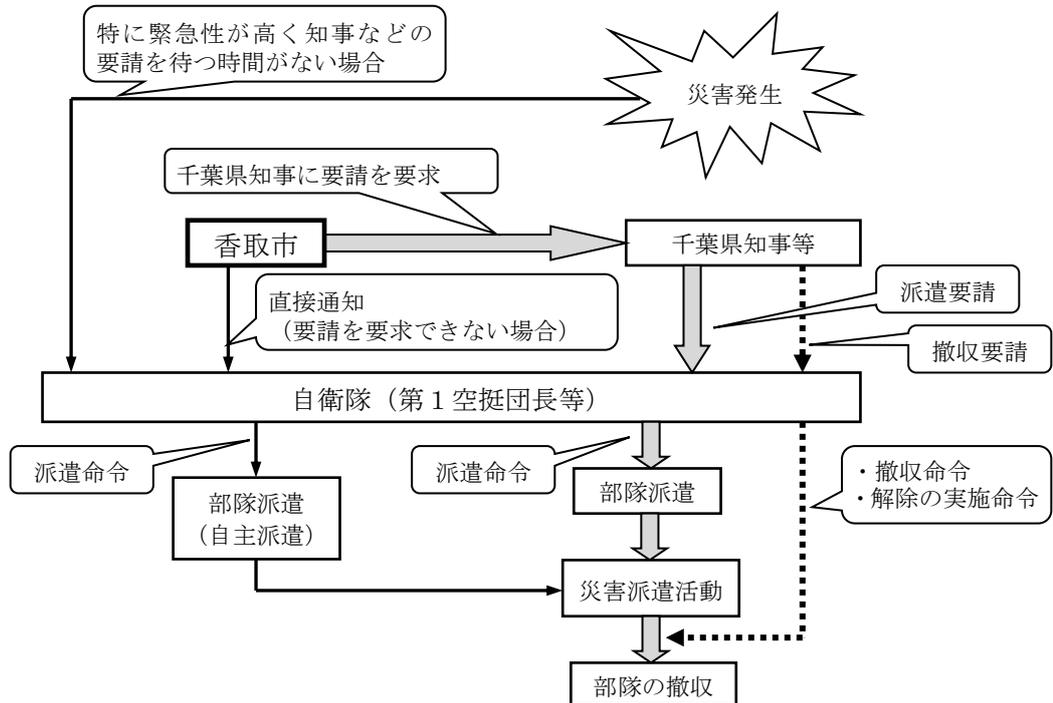
また、本部長（市長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- (3) 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。

この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する

### 要請から派遣、撤収までの流れ



### 要請文書のあて先

区 分	あて先	所 在
陸上自衛隊に対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

(様式-1 自衛隊災害派遣要請書等)

### 自衛隊派遣要請の緊急時の連絡先

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内 (8:00～17:00)	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野駐屯地)	第3科防衛班長 047-466-2141 内線 218、236 防災行政無線 632-721	当直司令 047-466-2141 内線 302 防災行政無線 632-725
海上自衛隊 教育航空集団 (下総駐屯地)	司令部運用幕僚 04-7191-2321 内線 2420 防災行政無線 635-723	当直幕僚 04-7191-2321 内線 2424 防災行政無線 635-723
航空自衛隊 第4補給処 (木更津支処)	総務課企画班長 0438-41-1111 内線 207 防災行政無線 638-721	分屯基地当直 0438-41-1111 内線 225 防災行政無線 638-724

### 3 災害派遣部隊の受入体制

#### (1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

#### (2) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、部隊の活動に支障のないよう十分な措置を講じるものとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 作業箇所及び作業内容</li> <li>イ 作業箇所別必要人員及び必要機材</li> <li>ウ 作業箇所別優先順位</li> <li>エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所</li> <li>オ 作業部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所</li> </ul> |
|--|

#### (3) 受入れ施設等の確保

派遣部隊に対し、次の施設等を確保する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自衛隊事務室</li> <li>イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（河川敷・佐原高校）</li> <li>ウ 車両集結場所等の確保（河川敷・市役所）</li> <li>エ 野営地等〔佐原野球場、山田中央運動広場、栗源運動広場〕</li> </ul> |
|--|

**指揮連絡用ヘリコプター発着場  
(四方向に障害物のない広場のとき)**

機 種	必要地籍 (最小)
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

**4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要**

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して、捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる（消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する）。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常県または市町村等の提供するものを使用する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、または救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 5 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

## 6 経費の負担

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した経費を負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の費用負担は、関係市町村が協議して定める。その内容は概ね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営等及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- エ 天幕等の管理換に伴う修理費
- オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、市と自衛隊が協議するものとする。

## 7 自衛隊の即応態勢

### (1) 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

### (2) 初動対処態勢

#### ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

#### イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

## 第10節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化財的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

### 1 市教育委員会

#### (1) 最優先事項

- ア 文教施設及び社会教育施設等における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に応じた救急計画を立てる。
- イ 学校、社会教育施設等との間で正確な情報収集に努め、応急措置について指示・連絡するとともに、復旧計画を策定する。
- ウ 被害状況等を関係機関等に報告する。

#### (2) 優先事項

- ア 文教施設・社会教育施設等の復旧計画に基づき、本部、災害対策各班と緊密な連携をとり、学校・社会教育施設及び給食施設等の復旧に努める。
- イ 一般市民のための避難所の開設等、市が行う災害対策に対し協力する。このため、長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業再開を期する。
- ウ 被害の状況により、応急プレハブ教室の設置、あるいは最寄りの学校に被災校の児童・生徒を臨時収容するなどの処置をとるものとする。
- エ 学校施設の管理運営及び学校教育に必要な業務用資材、学習用品、その他応急物品の確保を図るとともに、被災児童・生徒等に対する就学援助の措置を学校と連携の上実施し、必要に応じて学校に配布する。

### 2 学校

#### (1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

#### (2) 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
  - (ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
  - (イ) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方

法を検討する。

- (ウ) 市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡体制を確立する。
- (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

### (3) 災害時の体制

各学校は、県の「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）をを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

#### ア 最優先事項

- (ア) 災害の規模状況に応じ、児童・生徒を完全に掌握し、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
- (イ) 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、初期消火と重要物品の搬出等防災に努める。
- (ウ) 災害発生後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員の確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当をする。
- (エ) 被災状況を調査し、市教育委員会へ速やかに報告する。
- (オ) 市教育委員会の指示、または学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。
- (カ) 避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (キ) その他学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (ク) 応急復旧計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

#### イ 優先事項

- (ア) 被害の状況に応じ、市教育委員会と連携の上、臨時休校等適切な措置を講じる。
- (イ) 災害を受けた児童・生徒を学校に収容することが可能な場合は収容することとし、教育の指導体制を整え、応急の教育を行う。
- (ウ) 避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、指導を行うよう努める。
- (エ) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒に対しては被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- (オ) 職員等に不足を生じたときは、市教育委員会を通じて、県教育委員会と連携し、その確保を図る。
- (カ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、市教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努めるとともに、登下校の安全確保等に留意する。

- (キ) 市教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

#### (4) 児童・生徒及びPTA

- ア 被害の状況により、臨時休校等の措置がとられた場合は、学校からの指示連絡に基づき、学習の正常化に努める。
- イ PTAは、組織を通じ、災害復旧に対し協力する。

#### (5) 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

##### ア 実施機関

教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

##### イ 学用品の給与

###### (ア) 学用品の給与を受ける者

- a 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- b 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）
- c 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

###### (イ) 学用品給与の方法

- a 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- b 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- c 実際に必要なものに限り支給する。
- d 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

###### (ウ) 学用品の品目

###### a 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

###### b 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

###### c 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

## (6) 給食施設

### ア 最優先事項

- (ア) 災害発生とともに、規模に応じて、火気の始末をし電源等を切る。
- (イ) 給食施設の被害状況を調査するとともに、緊急給食に備える。
- (ウ) 災害により学校給食用物資（小麦粉・米穀・牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、県や(公財)千葉県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。
- (エ) 施設が被災したときは、継続して利用できる残存施設等について調査を行い、必要な措置をとる。

### イ 優先事項

- (ア) 被災施設については、授業の再開に合わせて、給食が提供できるよう物資の確保と施設の整備を図るものとする。
- (イ) 避難者用米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。

## 3 授業料等の減免・育英補助の措置

### (1) 授業料の減免

- ア 県は、生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。
- イ 市は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

### (2) 育英補助の措置

- ア 県は、被災したことにより、千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。
- イ 市は、香取市奨学資金貸付条例に規定する奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還を猶予をすることができる。

## 4 社会教育施設

### (1) 開館時

- ア 災害発生とともに、火気を始末の上、状況に応じて利用者を適地へ避難誘導し、安全確保に努める。
- イ 避難所等として利用される場合は、その開設・運営に協力する。
- ウ 被害の状況を調査し、速やかに市教育委員会に報告する。

### (2) 閉館時

- ア 災害の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。
- イ 避難所等として利用される場合は、その開設・運営に協力する。
- ウ 被害の状況を調査し、速やかに市教育委員会に報告する。

## 5 文化財等

### (1) 最優先事項

- ア 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。特に重要伝統的建造物群保存地区については、自主防災組織等の協力を得て、出火発生を防ぐための措置をとるものとする。
- ウ 文化財が破損した場合は、速やかに資料等の散逸を防止するための措置をとるものとする。
- エ 盗難防止に努めるものとする。
- オ 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁及び県教育委員会の指導を受けながら実施するものとする。

### (2) 優先事項

- ア 文化財を管理・所有する関係団体等は、災害の原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会及び市を經由し県に報告するものとする。
- イ 文化財を管理・所有する関係団体等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
  - 建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化財的価値が失われないよう措置をとる。
  - 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
  - 記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

## 第 11 節 帰宅困難者対策

平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査では、千葉県北西部直下地震が発生した場合、都内や県内等において、最大で約 147 万人の県民が帰宅困難者となってしまうと予測されている。

本市においても、日々、通勤、通学、旅行等により、周辺地域から多くの人々が流入・滞在していることから、市は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、県等防災関係機関と連携して各種施策を図る。

### 1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

### 2 想定される事態

#### (1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから、心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群集となって、駅等に殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

#### (2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や沿道での水、食料、救護等の需要の発生など帰宅経路における混乱も予想される。

#### (3) 安否確認の集中

地震発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。これによる災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

#### (4) 水、食料、毛布などの需要の拡大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

### 3 帰宅困難者対策の実施

(1) 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市は「むやみに移動をしない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知徹底を図る。

(2) 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル 171）や災害用伝言板サー

ビス等の普及啓発を図る。

- (3) 呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。
- (4) 企業、事業所等に対し、自社従業員や作業員等の一定期間の収容、そのための食料、飲料水及び生活必需品の備蓄と、家族を含めた安否確認等の体制整備を図るよう要請する。
- (5) 大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

#### 4 帰宅困難者等の把握と情報提供

##### (1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

##### (2) 帰宅困難者への情報提供

報道機関等からテレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し提供される地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等の情報提供に併せて、市においても、防災行政無線やエリアメール、緊急速報メール、防災情報メール、SNS、ホームページ等を活用し、帰宅困難者への情報提供を行う。

#### 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

##### (1) 一時滞在施設の開設

市は、一時滞在施設として活用できる所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開放する。

また、市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

##### (2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

##### (3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

#### 6 徒歩帰宅支援

##### (1) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、テレビ・ラジオ放送等により、道路の状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などが提供されるが、市においても、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、防災情報メール、SNS、ホームページ等を活用し、これらの情報提供を行う。

## **(2) 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送**

障害者（児）、高齢者、妊産婦等自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、市は、県や関係機関と連携し輸送手段の確保に努める。

## 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の市民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

### 1 保健活動

市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状況を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援するものとし、「千葉県災害時保健活動ガイドライン」（平成30年9月）に沿って保健活動を展開していく。

#### (1) 巡回健康相談・保健指導

ア 市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し、保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、建物外の車内等で避難生活を送る者も含め健康相談を行う。

イ 巡回健康相談にあつては、関係機関との連携を図り、要配慮者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

#### 巡回健康相談の内容

- 寝たきり者、身障者、乳幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導の実施
- インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- 不安、不眠等のメンタルヘルスへの対応
- エコノミー症候群への対応

ウ 特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

エ 巡回健康相談においては、被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

#### (2) 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な処置を行う。

また、避難所の暑さ寒さ対策を講じることは、体調不良やストレス解消につながることから、季節を考慮した避難所環境の整備充実に努める。

### 避難所の生活環境で留意すべきこと

室内の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に清掃等を行うことに心がける。</li> <li>・避難所内は土足厳禁とし、靴を履き替えられるようにする。</li> <li>・受動喫煙防止のために、体育館、集会場等の避難所では、原則として全面禁煙にする。</li> <li>・避難生活が長期に及ぶと布団にダニが繁殖し広がりやすいため、定期的な清掃のほか、できれば、布団・毛布等の日干しを行うことが望ましい。</li> </ul>
室外の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温の上昇に伴って、避難所のゴミ集積場やぬかるみなどでは、蚊やハエなどが発生しやすくなるため、定期的にゴミ集積場を含めた避難所全体を清掃する。</li> <li>・ゴミを定期的に収集するとともに、ゴミ捨て場を定め、袋を閉じる等害虫等の発生を予防する。</li> <li>・身の回りで蚊やハエを増やさないために、網戸、蚊帳、ハエ取り紙の設置や蚊取り線香、殺虫剤等による防虫対策を行う。</li> </ul>

### 避難所の暑さ寒さ対策（例）

項目		対応等
温度管理	夏季	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気を行い、居住スペースは日陰とし、日差しを遮る工夫をする。</li> <li>・適度に扇風機やクーラー等を使用する。</li> <li>・乳幼児や高齢者等は熱中症になりやすいため、水分の摂取を促す。</li> <li>・夏服を確保し、着替えるよう促す。</li> </ul>
	冬季	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房を使用する場合は換気を心がける。</li> <li>・使い捨てカイロや湯たんぽ等を活用する。</li> <li>・毛布を確保し、重ね着や簡易ベッドでの生活を促す。</li> </ul>

### (3) 栄養指導

市は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

#### ア 炊き出しの栄養管理指導

炊き出しの内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を行う。

#### イ 特定給食施設及び給食施設への指導

市が運営する施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないように指導する。

#### ウ その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の調理方法や栄養面に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

## 2 防疫対策

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

### (1) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市及び県が実施する。

### (2) 防疫体制の確立

ア 市は、災害時の迅速な防疫活動に備え、県に準じて防疫組織を明確化するとともに、緊急連絡網や人員配置等を定めた「防疫活動計画」を策定し、迅速に対応するものとする。

イ 市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう衛生班を組織し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害規模により市のみで対応できない場合は、県の支援を要請し、県が実施する対策と一体的活動を行う。

### (3) 感染症対策

#### ア 検病調査及び健康診断

感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、市は、香取保健所（香取健康福祉センター）が行う検病調査及び健康診断に協力する。

#### イ 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、知事（香取保健所長）は、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行う。ただし、市が実施することが適当として県に命ぜられた場合は、市において行う。

#### ウ 消毒の実施

市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤については、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

(ア) パンフレット等を活用して、台所、便所、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。

(イ) 道路、公園等の清掃、消毒を実施する。

(ウ) 知事の指示があるときは、感染症の病原体に汚染された可能性がある場所の消毒を実施する。

#### エ ネズミ族、昆虫の駆除

市は、県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染されたネズミやハエなどの害虫生物、昆虫等の駆除を行う。

#### オ 感染者患者への措置

(ア) 知事（香取健康福祉センター長）は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、発生状況を調査し、感染症患者が発生した場合においては、

必要に応じて次のような措置をとる。市は、これに協力する。

### 感染症患者への措置

- 発生状況、動向及び原因の調査
- 健康診断
- 就業制限
- 感染症指定医療機関への入院勧告
- 消毒等

(イ) 市は、感染症が疑われる者が避難してきた場合や避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで、避難所から関係機関に連絡し、検査・入院の調整を行う。

(ウ) 避難者等が感染症を発症した場合は、関係機関と連携の上、接触者調査時の協力（濃厚接触者の特定と隔離）、避難所の居室やトイレの取っ手・ドアノブ、蛇口等の共用部分の消毒、その他避難者の移動等に速やかに対応する。

#### (4) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

### 3 死体の搜索処理等

#### (1) 実施主体

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助するものとする。

イ 市のみで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県及び市が場所の選定を行う。

#### (2) 行方不明者の搜索

行方不明者及び死体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む）を搜索する各防災機関の業務は、次によるものとする。

ア 市

(ア) 香取警察署、消防本部、消防団と連携し、行方不明者等の搜索を行う。

(イ) 県に対し搜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に応援要請を行うよう依頼する。

イ 県

被害状況の把握を行い、市からの応援要請依頼に基づき、他都道府県及び自衛隊に応援要請を行う。

ウ 香取警察署、自衛隊等関係機関

(ア) 死体等の搜索を市と協力して行う。

(イ) 香取警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

### (3) 死体の検視(検案)及び処理

死体の検視(検案)、医学的調査、身元確認等の業務及び死体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次によるものとする。

#### ア 市

(ア) 死体が発見されたときは、警察署に連絡し、検視を受ける。

(イ) 市長は、検案医師等について、(一社)香取郡市医師会長、(一社)香取匠瑳歯科医師会長、日赤県支部香取市地区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

#### イ 県

知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

#### ウ 香取警察署

(ア) 各種の法令または規則に基づいて死体の検視を行う。

(イ) 身元不明死体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

#### エ (一社)香取郡市医師会、日本赤十字社

(ア) 検案等その他医学的検査を行う。

(イ) 検視(検案)及び医学的検査を終了した死体について、死体識別のため洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

### (4) 死体の収容・安置

検視、検案を終えた死体の身元確認と身元引受け者の発見に努める。時間を要す場合は次のとおり収容・安置し遺族等に引き渡す。

#### ア 市

(ア) 死体の安置所(寺院、公共施設等)を確保する。

(イ) 搬送車両及び葬祭用品等は、葬祭業者に手配を要請する。

#### イ 香取警察署、自衛隊等関係機関

市と協力し、死体の搬送を行うものとする。

### (5) 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の取扱いについては、次によるものとする。

ア 身元不明死体については、香取警察署その他関係機関と連携し調査にあたる。

イ 歯科医師会に対し、歯型等による身元確認の協力を要請する。

### (6) 死体の埋火葬

引き取り手のない死体及び遺族等が埋火葬を行うことができない場合、応急措置として、市が埋火葬を行う。埋火葬までの一連の業務は次により行う。

ア 埋火葬許可証を発行する。

イ 火葬は北総斎場及びおみがわ聖苑で行う。遺留品がある場合は一時保管する。

ウ 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望がある場合は、確認の上引き渡す。

エ 遺骨の引き取り手がない場合は、本部長が指定する墓地に埋葬する。

#### (7) 災害救助法による救助の基準等

##### ア 死体の捜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの。なお、捜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

##### イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

##### (ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、市長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。ただし、引き取る暇のない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成 25 年号外国家公安委員会規則第 4 号、全文改正）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

##### (イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

##### ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

##### (ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

##### (イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

## 4 動物対策

市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、香取保健所（香取健康福祉センター）及び動物愛護センター等にこれら動物の救助及び保護を要請す

る。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

## 5 清掃及び障害物の除去

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

### (1) 災害廃棄物処理

#### ア 実施者

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長が実施する。

(イ) 市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市のみで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

#### イ 廃棄物の収集と処理

##### (ア) 市の体制

a 災害廃棄物対策組織として、総務、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

b ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

##### (イ) 災害廃棄物の処理方針

###### a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市内の処分場で適正に処分することとする。

###### b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

###### c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

###### d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する

ものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

(ウ) 留意事項等

a 季節別の留意事項

災害廃棄物の処理に当たっては、発生時期（季節や時間帯等）の違いに応じた優先順位の確認（腐敗性廃棄物の迅速な処理等）に努める。

災害廃棄物処理に係る季節別の留意事項（例）

季節		処理方法・留意点
季節	夏季	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物（生ごみ等）の迅速な処理</li> <li>ネズミや害虫の発生防止対策</li> </ul>
	夏季～冬季	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等による二次災害（ごみの飛散等）の対策</li> </ul>
	冬季	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥による火災等</li> <li>強風による災害廃棄物の飛散</li> <li>着火剤など爆発・火災の危険性のある廃棄物の優先的回収等</li> </ul>

b 一般廃棄物と感染廃棄物の分別

生活ゴミ等一般廃棄物と感染廃棄物は分別することとし、使用済のマスク、ティッシュ、手袋等感染につながる可能性の高いものについては、ゴミ袋を二重にし、ゴミ袋の外側をアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムで拭き取るなど、特に慎重に扱うものとする。

(エ) 発生量の予測

本部の収集した発災時の被害情報等により、倒壊家屋、焼失家屋の廃材等、災害廃棄物の発生量を予測する。この場合、原則として、災害廃棄物対策指針（環境省（以下「対策指針」という。）または、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図るものとする。

a 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ連絡する。

b 県は、市からの被害状況報告を取りまとめ、国等の関係機関へ連絡する。

(オ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市は、対策指針または県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(カ) 収集・運搬体制

a 倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の運搬・解体処理については、原則として被災者自らが行うものとする。災害の規模や状況によっては、公費負担制度について県・国と協議する。

b 道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、市が収集・運搬を行う。

c 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・

建設重機や作業員の確保等について建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。

d 積込み現場から集積場所の間の障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。

(キ) 処理体制

各地点で可燃物・不燃物等可能な限り分別し、適正に処理する。

ウ 災害時の生活系ごみ処理

(ア) 被害状況の把握

本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、ごみ排出量を予測する。

a ごみ収集車の収集運搬経路

b 避難状況（避難所の数、避難者の人数等）

c ごみ処理施設の損傷状況

(イ) ごみ処理施設の応急復旧体制の整備

プラントメーカー等関連企業との連絡体制の整備と機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄し、応急復旧体制の整備を図る。

(ウ) 応急収集運搬計画の策定

ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した応急収集運搬計画を速やかに策定する。

(エ) 収集・運搬・処理の応援要請

収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。

(オ) 臨時収集場所の設定

道路の寸断や障害物等により、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所を別途設定する。

(カ) 地域住民の協力

臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、自主防災組織・自治会等に協力を求め実施する。

エ 災害廃棄物に関する啓発・広報

市は、市民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

オ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

## (2) し尿処理

ア し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

イ 被害状況の把握

本部の収集した被災状況等を参考に、次の事項について地区別の被害状況を調査・

把握するとともに、し尿の排出量を考慮して処理を行う。

- バキューム車の収集運搬経路
- 避難所状況
- し尿処理施設の損傷状況

#### ウ 処理施設の応急復旧体制の整備

プラントメーカーとの連絡体制を整備し、機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄する。

#### エ 収集・運搬・処理の応援要請

バキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用については、必要に応じて、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、「地震等大規模災害時における被災建築物の解体除去に関する協定」等により、民間事業者等の協力を求める。

#### オ 仮設トイレの設置

避難場所の開設に併せ、市で備蓄している仮設トイレ又は借上げ仮設トイレを設置する。

また、市の備蓄等では不足する場合、または避難が長期化する場合は、仮設トイレの調達を県及び応援協定締結自治体に要請する。

### 仮設トイレの設置が必要な地区例

- 水洗便所の使用が不能となった地区
- 汲み取り地域でバキューム車による収集が不能となった地区
- 避難所の便所が不足するか、使用不能となった場合 等

## (3) 障害物の除去

### ア 障害物の情報収集

市は、被災地域全域の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について、各関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

### イ 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物が広域かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定するものとする。

### ウ 障害物処理の実施

障害物処理は原則として各施設管理者が実施する。

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。また、市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、

救助に着手するものとする。

(ア) 道路関係障害物処理

- a 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、本部に報告するとともに路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送一次路線から優先して実施する。
- b 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、道路管理者が撤去する。
- c 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に障害物の除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

(イ) 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の通常の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(ウ) 住宅関連障害物除去

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行うものとする。その際、本市のみの体制で障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

なお、障害物の除去の対象となる者及び除去の方法は、次のとおりである。

**障害物の除去の対象となる者**

- 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

**障害物の除去の方法**

- 市は、小規模なものについては自らの組織、労力、機械器具等を用いて処理する。または不足した場合は、建設・土木業者の協力を要請して速やかに行う。
- 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(エ) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて確保される集積場所を検討し、運搬するものとする。

なお、保管が必要な障害物については、それぞれ適切な場所に保管する。

(4) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防

止に係る取扱いマニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課)を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

## 第13節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

### 1 被災建築物の応急危険度判定の実施

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

#### (1) 実施者

ア 被災建築物応急危険度判定は、市が行う。

イ 知事は、判定に必要な支援を行う。

ウ 応急危険度判定士の確保のため、必要に応じ、市内の関係団体及び県に応急危険度判定士の派遣を要請し、その受入れをする。

#### (2) 判定活動

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(一財)日本建築防災協会)に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入り禁止」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定を実施する。

#### (3) 応急危険度判定士の確保

市は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱(平成7年10月制定)に基づき、建築士等の資格を有する市職員について、県が開催する応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるための講習会に参加させ、応急危険度判定士の養成に努める。

### 2 被災宅地危険度判定の実施

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

#### (1) 実施者

ア 被災宅地危険度判定は市が行い、県の協力のもと迅速かつ的確な対応を図る。

イ 被災宅地危険度判定士の確保のため、必要に応じ、地域の関係団体及び県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、その受入れをする。

## (2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、県の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、市内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

## (3) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、県が開催する被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるための講習会への参加について支援し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

## 3 応急仮設住宅の供与等

地震災害により、住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住家の確保ができない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

### (1) 応急仮設住宅の供給

#### ア 実施者

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(イ) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

#### イ 供与の方法

##### (ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

##### (イ) 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

#### ウ 入居

##### (ア) 入居基準

仮設住宅への入居者の選定にあたっては、次の項目を満たす者とする。

### 応急仮設住宅の入居対象者

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a 住家が全壊、焼失、流出した者であること。</li><li>b 居住する住家がない者であること。</li><li>c 自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者であること。</li></ul> |
|---|

※千葉県応急仮設住宅供給マニュアル（以下千葉県マニュアルという。）より）

(イ) 入居希望者の把握（千葉県マニュアルより）

各避難所の責任者に仮設住宅の入居希望者の有無を確認し、避難所ごとに入居希望者を集計し、必要戸数（タイプ別）及び入居者の優先順位を決定する。

(ウ) 入居者の選定方法（千葉県マニュアルより）

応急仮設住宅への入居決定は、被災者を区別することなく、入居要件を満たした入居希望者全員に対して入居決定を行うことを理想とする。

入居決定に当たり、福祉世帯（高齢者・障害者等）については別枠で優先入居させる。

また、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については、抽選を行うことを妨げない。

### 入居者の選定基準

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 65歳以上の者のみの世帯（単身者を含む）</li><li>・ 65歳以上の者と15歳以下の者のみの世帯</li><li>・ 障害者のいる世帯（公営住宅における申込区分で特枠該当者の要件を満たす世帯に限る）</li><li>・ 3歳未満の乳幼児を扶養するひとり親世帯</li><li>・ その他早急に居住の安定を図る必要があると医療・福祉部局等により判定された者がいる世帯</li></ul>
第2順位	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 65歳以上の者がいる世帯</li><li>・ 3歳から15歳以下までの者を扶養するひとり親世帯</li><li>・ 3歳未満の乳幼児のいる世帯</li><li>・ 妊婦のいる世帯</li></ul>

資料：千葉県マニュアル

## (2) 被災した住宅の応急修理計画

災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

### ア 実施者

(ア) 被災した住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が行い、市長は知事を補助するものとする。

(イ) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

### イ 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

## 応急修理の実施対象者

- (ア) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることが出来ない世帯
- (イ) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

### ウ 応急修理の基準

#### (ア) 修理対象

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）するものとする。

#### (イ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

#### (ウ) 修理方法

修理方法は、現地調査に基づき、建設業者に請け負わせ修理する。

#### (エ) 修理期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

### エ 建築業者等の協力要請

(ア) 応急修理が速やかに行われるよう、建設業者の協力を求める。

(イ) 建築資材の調達及び労働者の動員を求める。

## 4 り災証明書の交付体制の確立

- (1) 市は、遅滞なく被災者に災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。
- (2) 県は、市の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市における実施体制の整備に必要な支援を行う。
- (3) 市は、被災時に災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。
- (4) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

## 第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により被害を受けた場合、都市生活機能が著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

### 1 上水道

震災時において、市は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、本市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

#### (1) 被害状況調査

- ア 班編成により被害の状況調査と点検を行う。
- イ 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、導送配水管のバルブを停止する。

#### (2) 応急復旧対策

- ア 応急復旧計画の策定  
被害状況調査結果に基づき、応急復旧計画を策定する。
- イ 工事業者の確保  
地元の土木建設業者、香取市指定給水装置工事事業者の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。
- ウ 機材の確保  
資機材製造業者及び販売店に、資機材の提供の協力を要請する。
- エ 導送配水管等の復旧  
応急復旧計画に基づき、導送配水管等の応急復旧工事を行う。
- オ 臨時給水栓の設置  
応急復旧計画に基づき、臨時給水栓の設置を行う。
- カ 給水管の復旧  
応急復旧計画に基づき、量水器までの給水管の復旧工事を行う。
- キ 広報の実施  
水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。
  - (ア) 被害の状況により給水を停止する場合
  - (イ) 被害の状況により断水のおそれが生じた場合
  - (ウ) 復旧の時期について随時広報を実施

## 2 下水道

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急処置を行う。

### (1) 要員の確保

- ア 被害調査、応急復旧のための要員を確保する。
- イ 周辺自治体及び施設維持管理委託業者、建設業者、香取市下水道排水設備指定工事店等の民間企業の応援を求める。

### (2) 被害状況調査

目視調査により被害状況の確認を行う。

- ア 処理場・ポンプ場  
施設維持管理委託業者と連携し施設全体を調査。
- イ 管路施設  
主に重要な幹線の調査を実施。

### (3) 応急復旧対策

- ア 応急復旧計画の策定  
被害状況の調査に基づき、緊急度、工法等を勘案して、応急復旧計画を策定する。  
その計画に基づき復旧を行う。
- イ 応急対策用資材の確保  
常備するものと緊急時に調達するものに分け、緊急時に調達するものはあらかじめ調達計画を策定する。  
また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。
- ウ 下水道使用不能地域への広報  
被害状況により下水道が使用できないとわかった地域には速やかに広報し、衛生環境の保全に努める。

## 3 電力施設

### (1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド㈱は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

## ア 非常態勢の区分

区 分	情 勢
待機態勢	○ 夜間、休日等非常災害対策要員の出勤に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合
第1非常態勢	○ 被害が発生した場合 ○ 被害の発生が予想される場合
第2非常態勢	○ 大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む)
第3非常態勢	○ 大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ○ 判定会が召集された場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合

## イ 情報連絡

東京電力パワーグリッド(株)成田支社が災害時に実施する情報連絡は、主に次の二系統になる。

- (ア) 災害に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握
- (イ) 市災害対策本部、警察、消防本部等の管内防災関係機関との情報連絡

## (2) 震災時の応急措置

### ア 資機(器)材の調達

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機(器)材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (ア) 現業機関相互の流用
- (イ) 現地調達
- (ウ) 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機(器)材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機(器)材所要数を想定し、当該支社あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努めることとしている。

### イ 人員の動員と連絡の徹底

- (ア) 災害時における動員態勢を確立するとともに、連絡方法も明確にしておく。
- (イ) 社外者に応援を求める場合の連絡態勢を確立し、調整により、市に連絡員を派遣する。

### ウ 震災時における危険予防措置

- (ア) 巡視、点検の実施
- (イ) 応急安全措置の実施
- (ウ) 電力の緊急融通態勢の確認
- (エ) 訪問者、見学者に対する安全措置

なお、震災時といえども需要家サービス並びに治安維持上原則として送電を継続するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、または運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に

連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

### (3) 応急復旧対策

#### ア 被害状況の早期把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、次の事項を含む復旧計画を作成する。

- (ア) 復旧応援隊の必要の有無
- (イ) 復旧応援隊の配置状況
- (ウ) 復旧資機(器)材の調達
- (エ) 電力系統の復旧方法の検討
- (オ) 復旧作業の日程
- (カ) 復旧の完了見込み
- (キ) 宿泊施設、食糧、衛生材料等の手配
- (ク) その他必要な対策

#### イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

##### (ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

##### (イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に配電する配電用変電所

##### (ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

##### (エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

#### ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。

使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項。

エ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

カ 市は、電源車の派遣先の優先順位を事前に決定し、東京電力P Gと情報共有する。

#### 4 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、次の防災対策を実施する

##### (1) 応急復旧活動

(一社) 千葉県L Pガス協会業者は、次の応急復旧活動を行う。

ア L Pガス消費設備の被災状況等の把握

イ L Pガス消費設備の緊急点検作業の実施

##### (2) 市災害対策本部との情報連携

(一社) 千葉県L Pガス協会業者は、大規模地震発生時に、市の情報を的確に入手するため、必要に応じて市災害対策本部に情報収集の人材を派遣するとともに、市からの要請・連絡事項を把握し、迅速・適切な対応を図る。

##### (3) 応援受入れ体制の確保

大規模地震災害が発生した際に、被災した事業者のみでは復旧できない場合は、近隣の同業者や系列・取引関係にある関連事業者等に協力を求め、早期の復旧作業への着手に努める。

##### (4) 二次災害の防止

ア 消費者への安全指導の徹底

(ア) 容器バルブ閉止の周知徹底

(イ) 避難所等におけるL Pガス安全使用の周知徹底

イ 被災地域の危険性の高い場所における消費先L Pガス容器の回収

##### (5) L Pガスの確保、被災者に対するL Pガス供給

(一社) 千葉県L Pガス協会業者は、市からの要請により避難所、学校給食センター等に臨時的なガス供給設備を設置する。

また、地域の安全が確認された後、在宅消費者の応急点検を行う。

## 5 通信施設

### (1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

#### ア 災害時の活動体制

##### (ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

##### (イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

#### イ 発災時の応急措置

##### (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

##### (イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 回線の応急復旧
- g 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

##### (ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「web 1 7 1」の提供開始

#### ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位

にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

### 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

	重要通信を確保する機関 (各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

## (2) (株)NTTドコモ

### ア 震災時の活動体制

#### (ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

#### (イ) 情報連絡体制

震災が発生した場合は、その状況により情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

### イ 発災時の応急措置

#### (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

#### (イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保

- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、ウェブサイト、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

**(3) KDDI (株)**

KDDI (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害発生時には、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

**(4) ソフトバンク (株)**

ソフトバンク (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

**(5) 日本郵便 (株)**

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再

開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

## 6 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

## 7 鉄道施設

### (1) 地震緊急即応体制

災害発生と同時に、市は速やかに情報連絡体制の確立を行うとともに、東日本旅客鉄道(株)佐原駅・小見川駅は、運転規制等適切な初動措置を実施し、次のような乗客の安全確保を図る。

#### 運転規制

機関名	運転規制の内容
東日本旅客鉄道(株)	<p>地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値(カイン)による。</li> <li>運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。</li> <li>SI 値が一般区間で 12 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。</li> <li>SI 値が一般区間で 6 以上 12 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。</li> </ol>

#### 乗務員の対応

機関名	乗務員の対応
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は直ちに列車を停止させる。</li> <li>列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。</li> <li>列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡をとりその指示を受ける。</li> </ol>

## その他の措置

機関名	その他の措置
東日本旅客鉄道(株)	1 旅客誘導のための案内放送 2 駅員の配置手配 3 救出、救護手配 4 出火防止 5 防災機器の操作 6 情報の収集

### (2) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

機関名	避難誘導方法
東日本旅客鉄道(株)	1 駅における避難誘導 (1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。 (2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 (1) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。 (2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 イ 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

### (3) 事故発生時の救護活動

地震により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

救護活動は原則として次のとおり行われる。

機関名	救護活動の内容
東日本旅客鉄道(株)	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策本部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

## 8 その他公共施設

公共施設は災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、機能を確保するため速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。応急対策は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立ち必要最小限の応急復旧等、適宜の措置を講じる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、教育施設等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (2) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 施設管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

## 9 その他の施設等

### (1) 河川及び治山施設応急対策

#### ア 河川管理施設

##### (ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、震災後の増水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、震災直後の点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を実施する。

##### (イ) 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

##### (ウ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講じるとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の必要な措置を実施する。

##### (エ) 危険物等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

##### (オ) その他の河川管理に関する事項の調整

災害直後は、同時に多発する被害のため、応急対策に係る調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

#### イ 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

##### (ア) 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による地すべり、急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び

各防止施設に被害が生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難勧告等の手段により安全の確保に努める。

(イ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(ウ) 地すべり防止施設の管理に関する事項の調整

その他地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び砂防施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(資料-10-2 災害危険指定一覧(急傾斜地崩壊危険区域指定箇所))

(資料-10-3 災害危険指定一覧(土砂災害(特別)警戒箇所))

(資料-10-4 災害危険指定一覧(山地災害危険地区))

ウ 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(2) 農業基盤施設

ア 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 農地及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、または施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事

(イ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプによる当該地域の排水

(ウ) 農地等の地すべりまたは亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(エ) 農地等の地すべり、ため池堤の損壊等により人家、公共施設等に直接被害を与え、または与えるおそれがある場合は警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

(3) 農作物・家畜及び関連施設

ア 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と連携の上、農作物・家畜及び生産関連施設(農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設)の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

イ 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めるときは、二次災害防止のため関係農業団体及び農家に対し、土砂災害等による農舎・園芸施設・畜舎等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による市民への危害防止等について指導または指示を行う。

ウ 応急対策

(ア) 農作物及び農業用施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

(イ) 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、または関係機関に要請等を行う。

- a 死亡家畜の円滑な処分
- b 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- c 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

## 第15節 ボランティアの協力

市は、大規模震災時において、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、市災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が中心となって運営されることが望ましく、県社会福祉協議会と市社会福祉協議会との間で「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、市及び県はその運営を支援する。

さらに、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、市は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 1 災害ボランティアセンターの設置

#### (1) 市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、社会福祉協議会は市と協力して、必要に応じ市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、市社会福祉協議会が行うことができる。

#### (2) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

#### 本市に係わる広域災害ボランティアセンター(VC)の設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
千葉広域災害VC	千葉、印旛、香取地域	県総合スポーツセンター（千葉市）

## 2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

### (1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

### (2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

## 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

### (1) 個人

- ア 被災地周辺の市民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

### (2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部香取市赤十字奉仕団
- イ 市社会福祉協議会
- ウ 小見川無線クラブ
- エ その他ボランティア団体・NPO法人等

#### 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

市は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

##### (1) 平時におけるボランティア意識の啓発

ア 「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日まで）を中心に実施される講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

イ 「防災の日」（毎年9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施される防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、市民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

ウ 防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや、地域におけるボランティア活動の重要性についての市民の理解と活動への参加の促進を図る。

##### (2) 災害時における参加の呼びかけ

市は、大規模な災害が発生した際には、本部長（市長）の指示に基づき、次の手段により、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により、電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

#### 活動への参加呼びかけ手段

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ア | 防災行政無線                        |
| イ | 広報車                           |
| ウ | 市ウェブサイト等                      |
| エ | 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布・掲示等による呼びかけ |
| オ | アマチュア無線による呼びかけ                |
| カ | ラジオ、テレビ局等に対する放送要請             |

#### 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、市、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

##### (1) 市担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市の各活動担当部局が中心となって対応する。

市の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人

員等を県と調整の上、派遣を要請する。

## (2) 市災害ボランティアセンターによる登録

ア 市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置し、一般分野でのボランティア活動を希望する個人及び団体の受け付け及び登録を行う。

イ 市災害ボランティアセンターで受入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

## (3) ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、市災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

## (4) 各種ボランティア団体との連携

市災害ボランティアセンターは、災害時のボランティア活動を円滑に実施していくため、日本赤十字社千葉県支部や県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と情報の交換・共有やネットワークの構築を図る。

## 6 ボランティア受入体制

### (1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

### (2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、市社会福祉協議会と市が協議の上、用意する。

なお、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

### (3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

ボランティアが活動に必要とする資機材については、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

### (4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

### (5) その他

ボランティア受入における感染症対策については、社会情勢を踏まえ、対応する。

## 7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

## 第16節 自主防災活動

生命、身体及び財産を市民自身の手で守るため、各自主防災組織、市民等が自主的に行う活動について定める。

### 1 自主防災組織の活動体制

自主防災組織の活動体制は、次の事例等をもとに地域の実情に合わせた班編成とする。

1 避難誘導班	避難者名簿作成、避難誘導
2 情報・伝達班	情報収集、広報
3 救護班	負傷者の応急手当
4 救助・消火班	救助、救出、消火
5 清掃班	仮設トイレ、ゴミ収集、防疫
6 物資・給水班	炊き出し、給水確保、生活用品調達

### 2 自主防災活動の主な内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については、各地域の実情を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

#### (1) 自主防災活動拠点の設置

自主防災組織ごとに、避難所等に活動拠点を設置する。

#### (2) 避難誘導班

##### ア 避難勧告等の伝達

必要に応じて屋外拡声装置による避難勧告等の伝達を行う。

##### イ 在宅要配慮者の避難誘導

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊婦等のいわゆる在宅要配慮者の安全確保を行う。

##### ウ 避難者名簿

一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。また、一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理する。

#### (3) 情報・伝達班

##### ア 呼びかけ運動

隣近所が呼びかけを互いに行い、被害情報、避難勧告等の災害情報が正確に全家庭に伝達されているか確認する。

##### イ 市との情報伝達担当者の派遣

最寄りの市の防災拠点に情報伝達担当者を派遣し、情報の収集にあたりとともに、応急対策の実施状況について、必要に応じ市職員へ報告する。

##### ウ 社会混乱の防止

必要に応じて屋外拡声装置による災害情報等の伝達を行う。流言やデマの発生、生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、市民に対して注意を促す。

**(4) 負傷者の救出・救護の実施及び協力（救助、消火班、救護班）**

被災者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、防災関係機関による防災活動に対し積極的に協力する。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

**(5) 出火防止・初期消火（救助、消火班）**

ア 出火防止の呼びかけ

地域内を巡回し、断水又は停電時における裸火の取扱いに関する注意喚起、出火防止のための警戒活動を行う。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、消防署員、消防団が到着までの間、消火器・可搬型消防ポンプ等で無理のない範囲で初期消火を行う。

**(6) 清掃等（清掃班）**

ア ゴミの臨時収集場所の設置や臨時回収日等についての広報を行い、周知徹底を図る。

イ 仮設トイレ所を設置する等、各種衛生管理ルールの徹底を図る。

ウ ゴミ収集及び焼却施設が稼働するまでの間のゴミ処理（保管）を行う。

エ 地区内の清掃を行う。

**(7) 給食・給水及び救援物資等の配分（物資・給水班）**

ア 物資等の仕分け、配分

避難所等に運搬された食料、飲料水及び毛布、衣類等の救援物資を受領し、仕分けと収容者への配分を行う。

イ 炊き出し

食事を炊き出しで配給する場合は、日赤奉仕団等と協力して行う。

## 第17節 社会秩序の維持等に関する対策

災害発生後の社会的混乱や被災者の心理的動揺に対する社会秩序の維持と、被災者の生活再開へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給について必要な事項を定める。

### 1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法投棄、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、県警察、市、自主防災組織等が連携して適切な措置をとることにより、このような事態を未然に防止し、市民等の不安の軽減に努める。

ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り

イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法投棄の取締り

エ 広報啓発活動の推進

オ 自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

### 2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖等から生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が生じるおそれがある。

このため、市は県等と連携して、国に対し、物価の安定、物資の安定供給等を要請する。

#### (1) 活動の内容

ア 県は、買占め・売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視を行うものとし、市はこれに協力する。

イ 県は、適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

ウ 県は、情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。市は、県に協力して広報活動等を行う

エ 市及び県は、買占め・売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

オ 市は、市内または広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

カ 民間企業等は、正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

キ 市民は、集団心理的パニックやデマを防ぐため、自ら冷静な消費行動を行う。

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 2 編 震 災 編

### <第 4 章 震災復旧計画>



## 目 次（震災編）

第4章 震災復旧計画 .....	震-4-1
第1節 被災者生活安定のための支援 .....	震-4-1
1 被災者の生活確保対策 .....	震-4-1
2 個人被災者への資金援助等 .....	震-4-3
3 税等の徴収猶予及び減免 .....	震-4-5
4 被災農林漁業者に対する災害資金の融資 .....	震-4-6
5 被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知 .....	震-4-6
6 義援金の受入及び配分 .....	震-4-6
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画 .....	震-4-8
1 計画的復旧・復興の基本方針 .....	震-4-8
2 復旧・復興計画の実施方法 .....	震-4-8
3 公共施設等災害復旧計画 .....	震-4-8
4 生活関連施設等の復旧計画 .....	震-4-9
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 .....	震-4-14
1 激甚災害特別財政援助法 .....	震-4-14
2 通常の災害時における財政援助等 .....	震-4-15
3 災害復旧事業に係る市の財政措置 .....	震-4-16
第4節 災害復興 .....	震-4-17
1 体制の整備 .....	震-4-17
2 災害からの復興に関する基本的な考え方 .....	震-4-17
3 想定される復興準備計画 .....	震-4-17
4 復興対策の研究、検討 .....	震-4-18



## 第4章 震災復旧計画

震災により多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、各防災関係機関は協力して、民生安定の措置を講じるものとする。

また、公共土木施設、農林水産施設の当面の応急措置の後には、災害の拡大、再度発生を防止し、本来の生産基盤、農林基盤を維持するために、本格復旧計画を策定するものとする。

### 第1節 被災者生活安定のための支援

被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるよう、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらには心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

#### 1 被災者の生活確保対策

##### (1) 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

なお、被災者に対して制度の周知や情報提供を行う場合は、次のような広報手段によるものとする。

- ア 市ウェブサイト、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等
- イ 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等

##### (2) 市民相談窓口の開設

市は、関係各課等に協力を要請して、庁舎、公民館など適当な場所に臨時市民相談窓口を設置し、次のような被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立する。

- ア 減免などの税務相談
- イ 住宅の応急修繕に関する相談
- ウ 雇用保険などの社会保険に関する相談
- エ 借地・借家関係の法律相談
- オ 登記手続きなどの土地建物の登記相談

##### (3) り災証明書の発行

被災世帯が再建復興のための各種施策を受けるにあたり必要となる証明書であり、次にその手続きと様式を示す。

- ア 世帯の被災状況に応じてり災証明書を発行するが、被災状況が確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる場合には、り災証明書を発行する

ものとする。

イ り災証明については、証明手数料を徴収しないものとする。

ウ り災証明書の様式については、別に定めるものとする。

#### (4) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### (5) 公営住宅の建設、再建等

ア 市は、既存市営住宅が災害により滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

イ 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講じるものとする。

#### (6) 借地借家制度の特例の適用に関する事項

ア 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）

第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

イ 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

(ア) 市の面積

(イ) 罹災土地の面積

(ウ) 市の建物戸数

(エ) 滅失戸数

(オ) 災害の状況

(カ) その他（罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

ウ 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

#### (7) その他の生活確保

ア 生活保護

(ア) 市は、被災者の困窮の度合いに応じて、最低限度の生活の保障をするとともに、生活再建を支援する。また各種施策の広報・周知を図る。

(イ) 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策【日本郵便(株)】

災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

を迅速かつ的確に実施する。

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

(ウ) 災害時における窓口業務の維持

ウ 被災者の労働対策【公共職業安定所】

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者について、早期再就職を促進するために、公共職業安定所等と連携して各種施策の周知を図る。また、状況に応じて臨時職業相談所の開設等を要請し、開設場所の確保にあたる。

## 2 個人被災者への資金援助等

### (1) 災害弔慰金等の支給等

ア 災害弔慰金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」及び「香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

イ 災害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱」に基づき、被災世帯の世帯主に災害見舞金を支給する。

ウ 災害障害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者に対して、障害見舞金を支給する。

エ 災害援護資金の貸付

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(法-3 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱)

### (2) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し生活の安定を図ることを目的として、被災者生活再建支援金を支給するものとし、市は支給申請等に関する事務を行う。

ア 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

- (ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (エ) (ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害
- (オ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、(ア)～(ウ)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (カ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上)における自然災害

イ 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- (ア) 住宅が「全壊」した世帯
- (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	半壊解体・敷地被害 解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸住宅 (公営住宅入居者除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

(3) 千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であつて、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。市は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

(4) 香取市被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であつて、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

#### (5) 生活福祉資金の貸付

被災世帯で、金融機関等で借入れが困難な低所得者世帯に対して、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金制度により、生活費や住宅を復旧するための経費、家財道具等を購入する費用等を貸し付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

#### (6) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて県が貸付を行うもので、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講じている。

#### (7) 住宅金融支援機構の制度の紹介

市は、(独)住宅金融支援機構の融資制度等の周知を図る。

#### (8) 金融上の措置の広報・周知

関東財務局千葉財務事務所及び日本銀行は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講じるよう指導する。市は災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地域住民等に対して広報・周知を図る。

- ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置。
- イ 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を損失した預貯金者に対し、実状に即する簡易な確認方法をもって払い戻しの利便を図ること。
- ウ 定期預金等の中途解約または当該預貯金を担保とする貸し出しに応ずる措置。
- エ 手形交換または不渡り処分、金融機関の休日営業または平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- オ 生命保険金、損害保険金を迅速に支払うよう配慮し、保険料の払い込みについて状況に応じ猶予期間の延長措置を講じること。

### 3 税等の徴収猶予及び減免

#### (1) 租税等の納期限の延長及び徴収猶予並びに減免

##### ア 市税の減免等の措置

市は災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類の提出、または納付もしくは納入することができないときは、その期限を延長するとともに、市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免について、香取市税条例等の定めるところにより必要な措置を講じる。

##### イ 国・県税の減免等の措置のあつせん

国及び県は被災者の納付すべき国税、県税について、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)及び県条例(災害時における県税の減免等の措置について)の規定に基づき、

申告、申請、請求、その他書類の提出または納付納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を行う。

市は国・県と連携を取り、被災地域住民に対して広報・周知を図る。

#### (2) 医療費負担の減免、保険税及び介護保険利用者負担額減免、保険料減免のあつせん

市は、被災した国民健康保険及び介護保険の被保険者等に対し、必要に応じて医療費の一部負担金、保険税及び介護保険利用者負担額の減免、保険料の減免等の措置を図る。また関係団体に対し協力要請を行う。

### 4 被災農林漁業者に対する災害資金の融資

被災農林漁業者に対する経営の安定または、事業の早期復旧を図るための融資制度等は次のとおりである。市は農業協同組合等と連携し、利活用できる金融の特別措置についての広報・周知を図るものとする。

#### (1) 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の災害によって損失を受けた農林漁業者に対して、次の融資がある。

ア 被害農林漁業者に対しては、農林漁業の経営に必要な資金

イ 被害農林漁業組合に対しては、事業運営資金

#### (2) (株)日本政策金融公庫資金

日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）等に基づき、被災農林漁業等に対し、資金の融通をする。

#### (3) 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を保障するための農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済制度を実施しており、被害の保障業務の迅速適正化、共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

### 5 被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知

被災中小企業の早期復旧を図るため、市は商工関係機関と連携し、利活用できる金融の特別措置について周知を図るものとする。

#### (1) 政府系中小企業金融機関

ア (株)日本政策金融公庫

イ 商工組合中央金庫

#### (2) 千葉県の中小企業融資制度

### 6 義援金の受入及び配分

市は、災害による被災者に対して、全国の市町村、県、日本赤十字社等に寄託される義援金について、義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を組織し、適切に募集・配分

を行うものとする。

### **(1) 義援金の募集、受入**

- ア 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受付ける。またその募集方法、送り先等の周知を図る。
- イ 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただしアの預金口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- ウ 義援金の受付状況について、適宜委員会に報告をする。

### **(2) 義援金の保管及び送金**

次により義援金を保管し、送金するものとする。

- ア 寄託者より受領した義援金は委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。
- イ 保管した義援金については、委員会に送金する。

### **(3) 義援金の配分**

- ア 委員会から配分された義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。
- イ 被災者への配分状況について委員会に報告する。

## 第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道、電気、ガス、通信等の都市施設、農林水産業施設、道路、河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

### 1 計画的復旧・復興の基本方針

大規模地震により被害が発生した場合、復旧・復興計画を急ぎ策定することは困難であるため、事前に検討しておくことが望ましい。平時からあるべき市の姿に関し、市民と検討を行い、一定の合意を形成することに努め、復旧・復興にあたっては、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 2 復旧・復興計画の実施方法

復旧・復興計画の実施にあたっては、概ね次のような方法によるものとする。

- (1) 関係機関との連携及び県との調整のもと、総合的な復旧・復興計画を策定する。

被災施設の復旧を行う際、国・県の補助がある事業については、復旧事業の計画を速やかに作成する。

- (2) 被災施設の重要度及び被災状況等をもとに、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画、人材の広域相互応援等に関する計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

また、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止するため、改良復旧を行うものとする。

- (3) 復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）の適用や土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施を検討し、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

### 3 公共施設等災害復旧計画

関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、次の事業を実施する。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 道路災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
  - (ア) 河川災害復旧事業
  - (イ) 道路災害復旧事業

#### (2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 公園施設災害復旧事業
- ウ 堆積土砂排除事業

- エ 単独災害復旧事業
  - (ア) 街路災害復旧事業
  - (イ) 公園施設災害復旧事業
  - (ウ) 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 下水道災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

#### 4 生活関連施設等の復旧計画

##### (1) 水道施設

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

##### ア 復旧対策

施設の耐震化を図る。

##### イ 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

(ア) 漏水調査を実施する。

(イ) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は、次の点に留意する。

a 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

b 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

##### (2) 下水道施設

災害の本復旧は、将来の地震災害に備えるものとし、下水道BCPに基づく応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づく復旧計画を策定し、工事を実施する。

##### ア 対象とする地震とその対応

レベル1及びレベル2地震動に対し、人命に重大な影響を与えないことを基本とし、施設の耐震化を図る。

##### イ 下水道施設の被害想定

過去の下水道施設の地震災害事例の整理、施設の地震被害想定を行い、被害を最小限にとどめる予防対策や被災後の作業量（緊急時の供給等）を把握し、適切な計画策定を行う。

### (3) 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### ア 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

#### イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 重要施設に供給する配電用変電所

### (4) ガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

### (5) 通信施設

#### ア 東日本電信電話(株)における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

#### 電気通信サービスの復旧順位

順位	回線の種類		復旧する回線
第1順位	電話サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・交換局所前(無人局を含む)に公衆電話1個以上</li> <li>・ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>
	電報サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電報中継回線1回線以上</li> </ul>
	専用サービスなど	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上</li> </ul>
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線</li> </ul>
	加入電話サービス回線、パケット交換サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上回線各1回線以上</li> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>

順位	回線の種類	復旧する回線
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所に1契約回線以上</li> <li>ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上</li> <li>人口1千人当たり公衆電話1個以上</li> </ul>
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上</li> </ul>
	加入電話サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上</li> <li>第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所に1契約回線以上</li> </ul>
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

### 重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

## （6）農林水産業施設

### ア 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

#### （ア）用水施設

- a 取水施設、用水路等の破損、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 用水路護岸の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

#### （イ）ため池

- a 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に

重大な影響を与えるもの。

- b 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(ウ) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(エ) 排水施設

- a 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

- b 護岸等の決壊で、破壊のおそれがあるもの。

- c 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

イ 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(ア) 治山施設

治山施設の被害で、これを放置すると人家、公共的施設、道路等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(7) 公共土木施設

ア 道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

(ア) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

イ 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安定確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(ア) 河川管理施設

- a 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

- b 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれがあるもの。

- c 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。

- d 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。

- e 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(イ) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

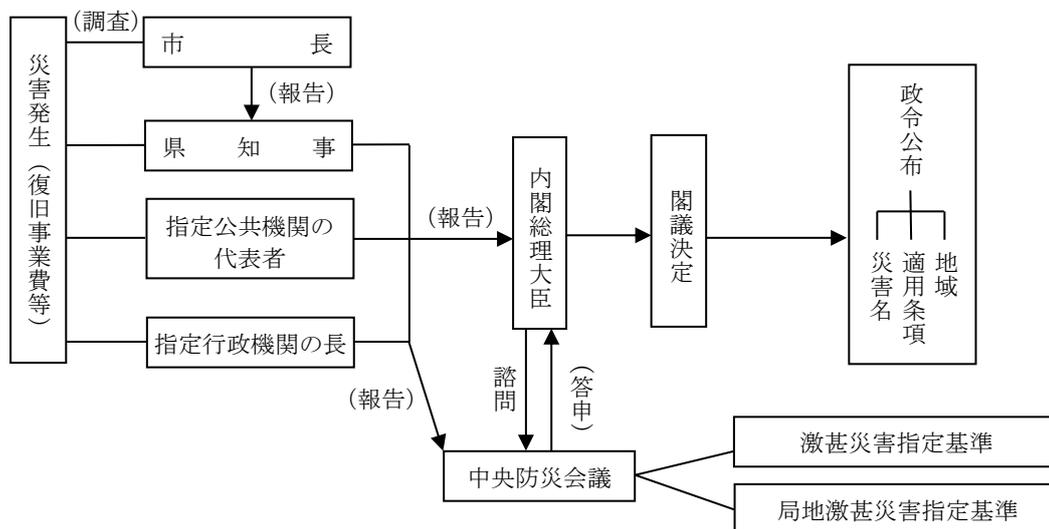
本節では、激甚災害特別財政援助法、その他の法律に基づく財政援助を受ける場合の手続き等について定める。また災害復旧事業に係る財政措置について定める。

#### 1 激甚災害特別財政援助法

市は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、災害状況等を知事に報告し、県の実施する調査に協力して激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害特別財政援助法」という。）に基づく財政援助等を受けられるよう努めるものとする。

また、市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各関係部局に提出する。

激甚災害指定手続きの流れ



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

なお、激甚災害については激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）と局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）の二つの指定基準がある。

激甚災害特別法により、財政援助等を受ける事業等は以下のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業
- ス 湛水排除事業

**(2) 農林水産業に関する特別の助成**

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

**(3) 中小企業に関する特別の助成**

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業に対する資金の融通に関する特例

**(4) その他の財政援助及び助成**

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(法-6 激甚災害指定基準)

(法-5 局地激甚災害指定基準)

**2 通常の災害時における財政援助等**

国、県が通常の災害（激甚災害特別法が適用されない災害）時に、財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令には次のようなものがあり、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

**通常の災害時における財政援助の対象となる根拠法令及び復旧事業**

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号)	公立学校施設の復旧事業

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）	災害により急施を要する土地区画整理事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	水道施設の復旧事業
下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）	下水道施設の復旧事業
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路の復旧事業
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	河川の復旧事業
建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和 37 年建設発第 194 号）	主として都市計画区域内における都市施設に係る復旧事業
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	生活保護施設復旧事業
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）	婦人保護施設復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	感染症予防施設災害復旧事業・感染症予防事業

### 3 災害復旧事業に係る市の財政措置

市は、災害復旧事業を行う際には、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として次の制度を活用し、資金の調達に努める。

#### (1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

#### (2) 地方交付税

普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税

#### (3) 一時借入金

災害復旧事業貸付金（県）、災害応急融資（関東財務局千葉財務事務所）

## 第4節 災害復興

### 1 体制の整備

市は、市民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置する。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市において初めて災害復興本部を設置した。市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復興本部の役割等について、研究する。

### 2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「香取市復旧・復興基本指針」を作成した。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

### 3 想定される復興準備計画

次の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

#### （1） 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

#### （2） 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した

都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

## 4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、次の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

### (1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

### (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

### (3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童・生徒等に対する支援の充実

**(4) 農林水産業の再生と発展**

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 香取市産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農村環境づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

**(5) 商工業・観光業等の再生と発展**

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

**(6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり**

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 2 編 震 災 編

### 附 編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画



# 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	<b>震-東-1</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	震-東-1
第2節 基本方針 .....	震-東-2
1 計画の内容 .....	震-東-2
2 計画の範囲 .....	震-東-2
3 前提条件 .....	震-東-2
4 計画の実施 .....	震-東-2
5 計画の位置付け .....	震-東-2
第3節 今後の課題 .....	震-東-3
<b>第2章 香取市の業務</b> .....	<b>震-東-4</b>
<b>第3章 事前の措置</b> .....	<b>震-東-5</b>
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項 .....	震-東-5
1 防災関係機関の事前の措置 .....	震-東-5
2 事業所等に対する指導及び協力要請 .....	震-東-7
第2節 広報及び教育 .....	震-東-8
1 広報 .....	震-東-8
2 教育 .....	震-東-9
第3節 地震防災訓練 .....	震-東-10
1 総合防災訓練 .....	震-東-10
2 市民、事業所が実施する訓練 .....	震-東-10
<b>第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</b> .....	<b>震-東-11</b>
第1節 東海地震注意情報の伝達 .....	震-東-11
1 伝達系統及び伝達手段 .....	震-東-11
第2節 活動体制の準備等 .....	震-東-13
1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制> .....	震-東-13
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報 .....	震-東-14
<b>第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置</b> .....	<b>震-東-15</b>
第1節 活動体制 .....	震-東-16
1 災害対策本部の設置 <第3配備体制> .....	震-東-17
2 災害対策本部の運営の設置運営 .....	震-東-17
3 職員動員・配備計画 .....	震-東-18
第2節 警戒宣言の伝達及び広報 .....	震-東-20
1 警戒宣言の伝達 .....	震-東-20
2 警戒宣言時の広報 .....	震-東-21
3 広聴活動 .....	震-東-24
第3節 水防・消防等対策 .....	震-東-25

1	市.....	震-東-25
2	発災後に備えた資機材・人員等の輸送体制.....	震-東-25
第4節	上下水道、電気、ガス、通信等対策.....	震-東-26
1	上水道対策.....	震-東-26
2	下水道対策.....	震-東-27
3	電気対策.....	震-東-27
4	ガス対策.....	震-東-28
5	通信対策.....	震-東-29
第5節	学校・社会福祉施設等対策.....	震-東-31
1	学校対策.....	震-東-31
2	社会福祉施設等.....	震-東-31
第6節	避難対策.....	震-東-33
1	避難計画.....	震-東-33
2	受入れ計画.....	震-東-35
第7節	救護救援・防疫対策・保健活動対策.....	震-東-37
1	医療救護対策.....	震-東-37
2	防疫対策.....	震-東-37
3	保健活動対策.....	震-東-37
第8節	その他の対策.....	震-東-39
1	市が管理、運営する施設対策.....	震-東-39
2	市税及び介護保険料の納付等に関する措置.....	震-東-39
<b>第6章</b>	<b>市民等のとるべき措置.....</b>	<b>震-東-40</b>
第1節	市民のとるべき措置.....	震-東-40
第2節	自主防災組織のとるべき措置.....	震-東-43
第3節	事業所のとるべき措置.....	震-東-44

# 第1章 総 則

## 第1節 計画策定の趣旨

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに震災編の附編としての位置付けとして、次に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

## 第2節 基本方針

本計画は、次の考え方を基本として作成した。

### 1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、県、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

### 2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間において、とるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、震災編で対処する。

### 3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の香取市の震度は、震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。

### 4 計画の実施

本市の位置する千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

### 5 計画の位置付け

本計画は、震災編の附編として位置付ける。

### 第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

今後、県等が行う各種調査を通じて、さらに充実した計画としていくものとする。

## 第2章 香取市の業務

市が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 名	業 務 大 綱
香 取 市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事</li><li>2 東海地震対策の連絡調整に関する事</li><li>3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事</li><li>4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事</li><li>5 広報、教育、防災訓練に関する事</li><li>6 消防、水防対策に関する事</li><li>7 市が管理又は運営する施設対策に関する事</li><li>8 例外措置として住民避難に関する事</li></ol>

# 第3章 事前の措置

## 第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平時から不断の準備を進めることが必要である。このため、震災編においても予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

### 1 防災関係機関の事前の措置

#### (1) 市の事前措置

措 置 内 容	実施担当
<p>1 情報伝達体制の整備、拡充</p> <p>(1) 固定系無線 市民に対して地震情報等を伝達し、事前の準備体制、被害の防止措置、地域住民間の連絡等による初動体制と地震発生に対する社会的混乱を防止するため、心構えをもって被害を最小限にとどめる。</p> <p>(2) 移動系無線 迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を円滑に行うため車載型無線機、携帯型無線機の増設、高機能化を図り情報収集体制の強化を図る。</p> <p>(3) 他の通信施設の利用 市は、非常時に通信の輻湊あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの防災関係機関等の通信施設を優先利用できるように日頃から協力体制の確立を推進する。</p>	総務企画部
<p>2 建築物、構造物の耐震対策及び道路・河川・地すべり等の対策</p> <p>(1) 既存建築物の耐震対策</p> <p>ア 公共施設 市は、公共施設の耐震安全性について緊急点検調査を行う。</p> <p>イ 一般住宅 耐震対策について広報及び講習会を実施し、安全性の確保について指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の倒壊防止 広報紙等により、安全性の確保のための改善指導をする。</p> <p>(3) 建築物の窓ガラス落下防止 窓ガラス破損脱落防止に関する国の指導方針に従い、安全対策の指導強化を図っていく。</p> <p>(4) 道路、河川、地すべり対策</p> <p>ア 道路、橋梁施設について、定期または随時に点検整備を行う。</p> <p>イ 急傾斜地の崩壊による危険箇所の把握及び指導を行う。</p>	建設水道部

措 置 内 容	実施担当
<p>3 小・中学校の地震対策の強化</p> <p>市は、公立学校の児童、生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害等から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため地震防災教育を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。</p> <p>(2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。</p> <p>(3) 避難経路となる廊下、階段、出入口には、避難の障害となる戸棚、本箱等を置かない。</p> <p>(4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等落下しやすい物品の設置場所、設置方法に留意する。</p> <p>(5) 万年塀、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊具施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止の措置をとる。</p> <p>(7) 教育内容</p> <p>ア 東海地震に関する基本的知識</p> <p>イ 東海地震が発生した場合の市域への影響度、予想される危険度等</p> <p>ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響</p> <p>エ 警戒宣言発令時に学校がとる措置</p> <p>オ 児童、生徒等の学校内及び通学時における安全対策、行動指針</p> <p>カ 学校施設等の防災対策</p> <p>キ 訓練、その他地震対策に必要な事項</p> <p>(8) 実施手段、指導の考え方等</p> <p>防災教育の実施にあたっては、学級活動を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事のなかで取扱う。</p> <p>ア 内容の選択及び指導にあたっては、地域及び学校の立地条件を十分に考慮する。</p> <p>イ 指導内容を精選し、その指導を通じて他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。</p> <p>ウ 日常における継続的な指導を通じて、東海地震に対する知識や行動の指導と実践化について配慮する。</p> <p>エ 避難訓練の実施にあたっては、学級指導、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童、生徒等が臨場感を持って参加するよう配慮する。</p>	<p>教 育 部</p>
<p>4 社会福祉施設における耐震性の強化</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置を実施する。</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策の措置をとる。</p> <p>(3) 施設内における緊急避難所の安全ペースを確保する。</p>	<p>福祉健康部</p>

## (2) 指定地方行政機関の事前の措置

- ア 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所、霞ヶ浦河川事務所  
水門等の工作物の点検を実施し、地震発生による危険箇所の保全を図る。
- イ 成田労働基準監督署  
工場、事業所における労働災害の防止を図る。
- ウ 関東農政局  
災害時における主要食糧の需給を図る。

## (3) 指定公共機関の事前の措置

- ア 東日本旅客鉄道（株）  
鉄道施設及び輸送の保全・確保を図り、旅客の安全及び混乱防止の措置をとる。
- イ 東日本電信電話（株）  
電報・電話の通信の確保を図る。
- ウ 東電HD、東電FP、東電PG及び東電EP  
電力施設等の保全及び電力の需給を確保する。
- エ 日本通運（株）  
物資の緊急輸送の確保を図る。

## (4) 県の機関の事前措置

- ア 香取土木事務所  
急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期または随時に点検整備を行う。

## 2 事業所等に対する指導及び協力要請

警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制等については、関係事業所等の果たす役割は非常に大きく、その協力は不可欠である。

したがって、次の事項について指導及び協力要請をするものである。

- (1) 火気の手扱い
- (2) 自衛消防の組織化
- (3) 防火対象物の建築設備、消防用設備の点検手扱い
- (4) 教育訓練
- (5) 顧客、従業員等の安全確保
- (6) 情報収集、伝達、広報
- (7) 出火危険のある物品の安全措置
- (8) 営業方針、従業員の時差退社  
なお、金融機関、食糧品等生活必需物資を取扱う事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
- (9) その他必要な事項

## 第2節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

### 1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、市民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体制が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

#### (1) 市における広報

##### ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民、事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

##### イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

##### (ア) 東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の市への影響度等

##### (イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置

##### (ウ) 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

##### (エ) その他必要な事項

## 2 教育

### (1) 市職員等に対する教育

市、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

#### ア 教育事項

市、各防災機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、県に準じて実施する。

#### イ 教育の方法、手段等

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

### (2) 児童・生徒等に対する教育

市は、小中学校の児童・生徒に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

#### ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の市への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 学校施設等の防災対策
- (カ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

#### イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動を中心に指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 避難訓練の実施に当たっては、学級活動、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

## 第3節 地震防災訓練

### 1 総合防災訓練

市は、県の総合防災訓練に参加するほか、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

### 2 市民、事業所が実施する訓練

市は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。



- (ア) 庁内放送、防災行政無線（固定系・移動系）、防災信号などから有効な手段を用いるものとする。
  - (イ) 職員は、警戒宣言の発令以降、アの手段等から住民等へ伝達される情報に注意し、各任務にあたる。
- ウ 指定地方公共機関に対する伝達
- 災害対策本部へ派遣される職員（関係機関連絡員）を通じ、業務用無線機等で各機関へ伝達する。

## 第2節 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害警戒対策本部を設置し、社会的混乱の発生に備える必要体制をとるものとする。

### 1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制>

東海地震注意情報を受けた場合、第2配備体制を発令するとともに災害警戒本部を設置し、地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。

#### (1) 第2配備指令

総務企画部長は、東海地震注意情報を受けた場合、状況に応じ地震に備えての準備をすすめるため、職員に対し配備指令を発令する。

#### (2) 災害警戒本部の設置基準

東海地震注意情報を受けたとき。

#### (3) 災害警戒本部の廃止基準

総務企画部長は、警戒宣言が発令されて地震災害対策本部に移行する場合、または判定会の結果、発令なしのときは災害警戒本部を廃止する。

#### (4) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は原則として市庁舎4階総務課に設置し、総務企画部総務課を事務局とする。

なお、電気供給停止に備えて、非常電源装置の点検及び燃料を確認する。

#### (5) 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、警戒本部長を総務企画部長とし、関係各課で組織する。警戒本部長不在の場合は、総務課長が任務を代行する。

なお、要員の不足が生じるときは必要に応じて人員の補充を行う。

#### (6) 災害警戒本部の資機材等の確保

事務局は、警戒本部が設置されたとき、警戒本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- 災害処理票・筆記用具の準備及び情報収集、仕分け
- 災害情報収集、仕分け後の関係機関連絡先一覧表
- 防災行政無線等の開設準備
- 災害警戒要員の連絡調整及び動員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の準備
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の準備
- 自主防災組織等との連絡調整
- 避難所開設の準備
- 災害対策本部（第3配備体制）への検討・準備
- 長期化が予想される場合は、食糧・飲料水・寝具等の確保
- 防災対策上重要な機関、団体への情報伝達

※総務企画部長は事務事項を踏まえて、副市長等を通じて市長に報告する。

### 第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間は、原則として県がテレビ、ラジオ等により、市民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、混乱発生のおそれが予測される場合は、市が必要な対応及び広報を行うとともに、県へ緊急連絡を行う。

## 第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

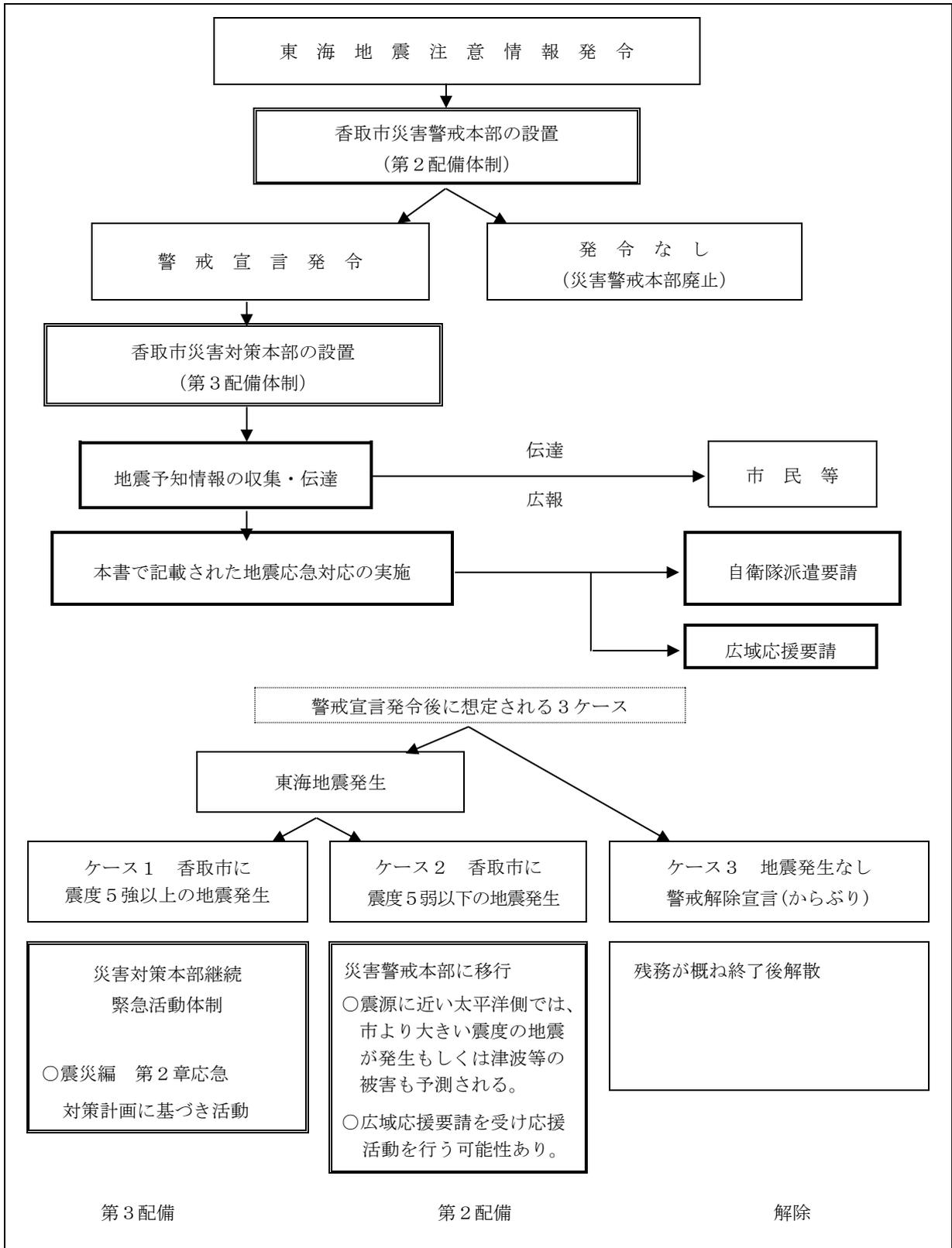
本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化地域として指定されていないため、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、本市では河川への影響や液状化の危険も考えられ、社会的混乱や局所的に被害が発生することが予想される。

そのため、警戒宣言の発令から地震発生までの間、または地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置について定める。

# 第1節 活動体制

(実施担当：各部)



## 1 災害対策本部の設置 <第3 配備体制>

### (1) 災害対策本部の設置

市長は、予知情報が発表され、災害の発生するおそれがある場合に、直ちに災害対策本部を設置する。

### (2) 災害対策本部の廃止

- ア 震災編第3章第1節3(3)を準用する。
- イ 警戒解除宣言があったとき。

### (3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎4階庁議室に設置する。

### (4) 所掌事務

災害対策本部が所掌する地震防災応急対応の主なものは次のとおりである。

- ア 警戒宣言及び地震予知情報の住民への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県との連携
- ウ 避難の勧告・指示
- エ 警戒区域の設定
- オ 消防団員の配備等、地震発生後の応急措置に向けた準備
- カ 消防、水防等の防災応急措置
- キ 緊急輸送の実施
- ク 食料、医薬品等の確保準備
- ケ 自主防災組織等との連携
- コ その他、地震防災上必要な措置

## 2 災害対策本部の運営の設置運営

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部会議を設置する。

### (1) 会議の運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

本部会議は、本部員2名以上の参集をもって会議の開催をすることができる。

### (2) 協議事項

本部会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

- ア 本部の配備体制及び解除の決定に関すること
- イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- ウ 避難の勧告・指示・警戒区域の設定に関すること
- エ 避難所の開設及び閉鎖に関すること
- オ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への応援派遣要請に関すること

- カ 災害対策経費の措置に関すること
- キ 災害救助法の適用に関すること
- ク その他災害対策の重要事項に関すること

**(3) 消防本部との連携**

本部会議に消防長の出席を依頼し、連絡調整を密にして連携を図る。

**(4) 関係機関との連携**

国、自衛隊、県、警察署、防災関係機関等の長等に対し、必要に応じ出席を依頼し、連絡調整を図る。

**3 職員動員・配備計画**

地震災害応急対応活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。  
 なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

**(1) 配備指令**

市長は、職員に対し次の配備指令を発令する。

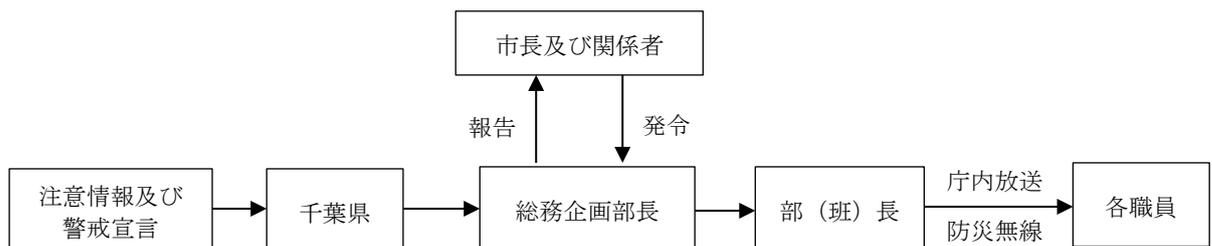
種類	発令基準	本部	活動内容
第2配備	気象庁が東海地震注意情報を発表したとき	災害警戒本部設置	東海地震に関する地震情報の収集・伝達及び地震防災応急対策の準備
第3配備	気象庁が東海地震予知情報を発表したとき	災害対策本部設置	東海地震に関する地震情報の収集・伝達及び地震防災応急対策の実施

**(2) 配備指令の解除**

- ア 市長は、警戒解除宣言が発せられた場合には、配備指令を解除するものとする。  
 ただし、警戒宣言がからぶりになった場合については、残務が概ね終了するまで対策本部の体制を継続する。
- イ 警戒宣言発令中に地震 5 強以上が発生した場合は、原則として災害対策本部第3配備の体制を継続する。

**(3) 配備指令の方法**

ア 勤務時間内の場合、庁内放送、警戒宣言及び配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統等を活用して、配備指令の内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。



- イ 勤務時間外や外出中の職員への配備指令の伝達は、市防災行政無線、電話などから最も早く伝達し得る手段を用いるものとする。
- ウ テレビ、ラジオ等からの情報を入手した場合は、配備基準に基づき自主的に参集するものとする。

#### (4) 職員動員

警戒宣言が発せられたときの職員配備について、次のように定める。

- ア 対策本部事務局の対応職員  
直ちに対策本部において、配備につき防災業務を行うものとする。
- イ 部長及び班長  
直ちに所定の配備につき、防災業務を行うものとする。
- ウ 班員  
所定の配備につき、防災業務を行うものとする。

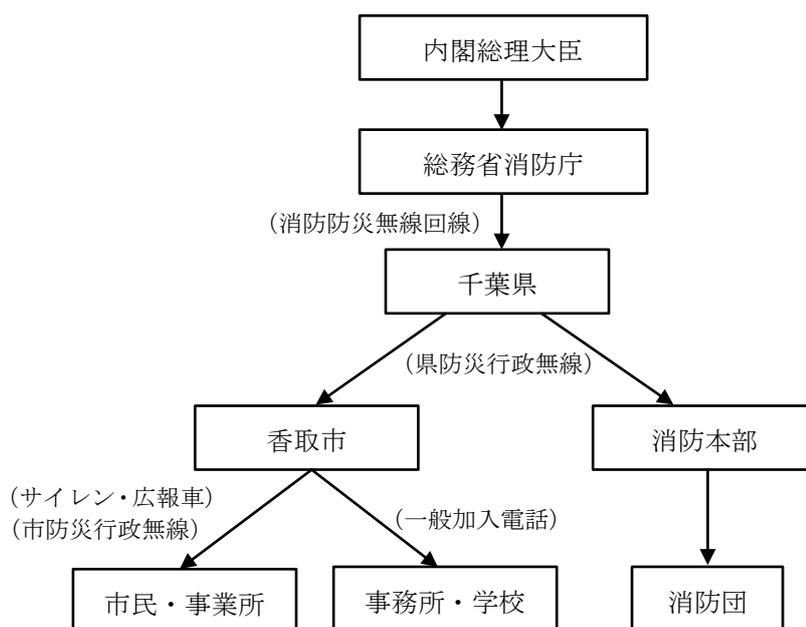
## 第2節 警戒宣言の伝達及び広報

市は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

### 1 警戒宣言の伝達

#### (1) 伝達系統及び伝達手段

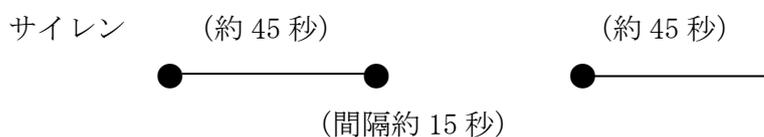
警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



#### (2) 伝達体制

ア 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。

イ 一般市民に対しては、サイレン吹鳴、防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。



※ サイレンは、3回継続すること。

#### (3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 県への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他必要事項

## 2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、県によるテレビ、ラジオ等による広報のほか、市は防災行政無線、広報車等による広報を行う。

### (1) 警戒宣言発令時に広報する主な内容

【混乱縮小のための情報】
(1) 市民が状況を判断できるための情報 ① 地震予知情報の内容 ② 流言飛語の打ち消し
(2) 市民等の災害予防措置の呼びかけ ① 出火予防呼びかけ（消火器の点検・火気使用の自粛） ② 家具等の転倒防止措置を行うこと ③ 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒 ④ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること ⑤ 地域の自主防災活動に参加すること ⑥ 最低3日、推奨1週間分程度の飲料水・非常食糧の準備をすること ⑦ 自動車の運転を自粛すること ⑧ 特に必要のない外出は避けること ⑨ 電話の使用を自粛すること
(3) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別） ① 避難所の情報 ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） ③ 要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ ④ 避難時の車の使用制限
(4) 応急対策実施状況 ① 行政の対応状況 ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
(5) その他
【生活関連情報】
(1) 医療情報 ① 医療機関の受入情報 ② 臨時開設された医療施設・救護所情報 ③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2) ライフライン情報 ① ライフライン施設の応急対策実施状況 ② 代替燃料・機器に関する情報

(3) 交通・道路情報

- ① 鉄道・バス等の運行情報
- ② 道路情報（交通規制・渋滞情報）

(4) 生活の基礎情報

- ① 店舗営業情報
- ② 避難所・地域での生活情報
- ③ 通常の行政サービス情報
- ④ 各種相談窓口情報
- ⑤ 学校・幼稚園・保育所等の休校・休園情報

(5) その他

**(2) 警戒宣言発令時の広報**

警戒宣言が発令され、駅周辺や道路などの混乱発生が予想される場所においては、積極的に広報活動を実施するものとし、必要により関係機関に緊急連絡を行い、協力して混乱防止措置をとる。

**(3) 市民、事業所等のとるべき防災措置**

- ア 情報を確かめる。（テレビ、ラジオ、市の情報）
- イ 火の始末
- ウ 児童、園児等の引き取り
- エ 家具等の転倒防止
- オ 水と消火の準備
- カ 非常持出品の確認

**(4) 混乱防止のための広報**

- ア 駅等の混乱防止（駅との協力）
- イ 道路交通の混乱防止（警察署との協力）
- ウ 電話利用の自粛要請（電話会社との協力）
- エ 買い出しなどの混乱防止（商工会・商工会議所との協力）
- オ 金融機関の混乱防止（金融機関との協力）

## (5) 広報文例

### ア 市防災行政無線放送による場合

#### [文例Ⅰ]

「こちらは防災かとりです。香取市災害対策本部よりお知らせします。ただいま東海地震に関する警戒宣言が発令されました。予想される地震は、〇〇を震源とする大規模な地震で、〇日以内に発生し、本市では震度〇程度と予想されます。市民の皆さんは、地震に備え冷静に行動して下さい。

第1に、テレビ、ラジオ等により正確な情報をよく聞いて下さい。

第2に、家具類が倒れたり、落ちたりしないようにして下さい。

第3に、火の使用を自粛して下さい。

第4に、当座必要な飲料水、食糧、医薬品を準備して下さい。

第5に、自家用車、電話等の使用を自粛して下さい。

繰返しお願いいたします。市民の皆さんは正しい情報を聞いて冷静に行動して下さい。」（再度繰返す。）

#### [文例Ⅱ]

「こちらは防災かとりです。香取市災害対策本部よりお知らせします。地震発生の予想に基づき発令された警戒宣言は、本日〇時〇分に解除されました。」

## (6) 広報車による場合

#### [文例Ⅰ]

「こちらは、香取市災害対策本部です。ただいま、東海地震に関する警戒宣言が発令されました。市民の皆さんは、テレビ、ラジオの放送をよく聞き、地震に備え冷静に行動して下さい。」

#### [文例Ⅱ]

「こちらは、香取市災害対策本部です。ただいま、地震に関する警戒宣言が発令されております。市民の皆さんは、次のことに注意し、地震に備えて冷静な行動をとって下さい。

第1に、テレビ、ラジオ等により正確な情報をよく聞いて下さい。

第2に、家具類が倒れたり、落ちたりしないようにして下さい。

第3に、火の使用を自粛して下さい。

第4に、当座必要な飲料水、食糧、医薬品を準備して下さい。

第5に、自家用車、電話等の使用を自粛して下さい。

繰返しお願いいたします。市民の皆さんは正しい情報を聞いて冷静に行動して下さい。」（再度繰返す。）

〔文例Ⅲ〕

「こちらは、香取市災害対策本部です。地震発生の予想に基づき発令された警戒宣言は、本日〇時〇分に解除されました。」

### 3 広聴活動

警戒宣言発令後の市民の精神的動揺やニーズを把握するため、市民の防災対策の相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、防災応急対策に市民の要望等を反映させるものとする。

#### (1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

#### (2) 臨時市民相談窓口の設置

ア 市民からの相談・要望などに対応するため、「臨時市民相談窓口」を開設する。

また、市民対応専用電話を開設する。広聴活動は、自主防災組織等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、災害対策本部に報告するものとする。

## 第3節 水防・消防等対策

### 1 市

市及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) がけ崩れ危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する活動
- (6) 資機材の点検整備の実施
- (7) 水防要員の確保
- (8) 水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び管理委託されている水門等の点検の実施。

### 2 発災後に備えた資機材・人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確保を行うものとする。

## 第4節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

### 1 上水道対策

給水水道復旧班は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

#### (1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

#### (2) 人員の確保、資機材の点検整備等

##### ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

##### イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

#### (3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき、直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

ウ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

#### (4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

##### ア 広報内容

(ア) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること

(イ) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。

##### a 飲料水の汲み置き

ポリタンク、バケツを利用してフタをし、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

##### b 生活用水の汲み置き

浴槽等を利用し、貯水する。

##### c その他

汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる

(ウ) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

- イ 広報手段
  - (ア) 防災行政無線による広報
  - (イ) 広報車による広報
  - (ウ) 市ウェブサイト掲載による広報

## 2 下水道対策

下水道復旧班は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

### (1) 施設等の保安措置

- ア 危険物を取扱う処理場、ポンプ場の運転管理については、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

### (2) 危険物等に対する措置

石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

## 3 電気対策

東電PGは、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

### (1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

### (2) 人員の確保、資機材の点検整備等

#### ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

#### イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、船艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

### (3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

#### ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

#### イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話㈱、東日本旅客鉄道㈱、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

#### ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

### (4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

#### ア 広報内容

- (ア) 無断昇柱、無断工事を実施しないこと。
- (イ) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること。
- (ウ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- (エ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- (オ) その他事故防止のための留意すべき事項

#### イ 広報手段

- (ア) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- (イ) 広報車による広報

## 4 ガス対策

### (1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給は原則として継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

なお、警戒宣言発令後の状況に応じ、防災・供給センターにおいて製造、供給の調整を行う。

### (2) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、製造、供給量の調整により、供給が制限される場合等において、需要家から問い合わせに対応できる受付体制を整える。

#### ア 広報内容

- (ア) 引き続きガスを供給していること。
- (イ) ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法

#### イ 広報手段

- (ア) 広報車により、直接需要家に呼びかける。

## 5 通信対策

- (1) 東日本電信電話(株)千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

### ア 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な人員の確保は、次による。

- (ア) 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- (イ) 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

### イ 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉事業部災害対策室（エム・ベイポイント幕張8F）  
電話番号：043-211-8652（代）

### ウ 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- (ア) 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- (イ) 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- (ウ) 工事中施設等の安全対策

### エ 応急対策

#### (ア) 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- a 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- b 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

#### (イ) 手動通話、番号案内

- a 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。
- b 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

#### (ウ) 電報

非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

#### (エ) 営業窓口

平常業務を行う。

オ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っており、かかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通知を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

(2) 株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

ア 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

イ 資機材の点検、確認等

(ア) 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

(イ) 災害復旧用資機材、車両の確認

(ウ) 工事中施設の安全対策

ウ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

(3) KDDI株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

ア 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

イ 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

ウ 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

エ 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

## 第5節 学校・社会福祉施設等対策

### 1 学校対策

市は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、各施設の防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法については、実施に応じて次のように定める。
  - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
  - イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確認して下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童・生徒等（上記(1)・(2)以外の者）については、人数等をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- (4) 家族への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

### 2 社会福祉施設等

市は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設及び老人保健施設で迅速かつ確かな防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

#### (1) 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

#### (2) 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

#### (3) 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

#### (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

#### (5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (7) その他必要な事項

## 第6節 避難対策

警戒宣言発令時において、地震の発生による家屋の倒壊や土砂崩れ等による人的被害を未然に防止するとともに、社会的混乱を防止し、民生の安定を図るため、避難・受入れ活動に関し必要な事項を定める。

### 1 避難計画

#### (1) 避難勧告・指示

##### ア 市長の措置

(ア) 避難の勧告・指示は、市長が行う。

(イ) 避難の勧告・指示の伝達は、消防長、消防署長または消防団長が行うものとする。

(ウ) 避難の勧告・指示は、地震が発生した場合に危険があると判断したときは、必要と認める区域の市民に避難の指示を行う。

(エ) 市長が避難の勧告・指示を行うときは、警察署長、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難の勧告・指示を行う。

##### イ 知事またはその命を受けた職員の措置

知事またはその命を受けた職員は、地震が発生した場合に危険があるときは、必要と認める区域の市民に避難の指示を実施する。

##### ウ 警察官の措置

警察官は市長が避難を指示することができないと認めるとき、または市長から要請があったとき、若しくは市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の市民に対し、避難の指示をすることができる。

#### (2) 避難勧告・指示の伝達方法

##### ア 避難の勧告・指示の伝達事項

(ア) 発令者

(イ) 避難を行う理由

(ウ) 避難を行う地区名

(エ) 避難場所

(オ) 避難経路、避難できない経路

(カ) 避難時の注意事項

a 火の始末を行う。

b ガスの元栓を閉める。

c 電気のブレーカーを切る。

d 家の戸締まりをする。

e 携行品（貴重品、食料、衣料、ラジオ、日用品等）は必要に応じ最小限度とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。

f 防災ずきんまたはヘルメット等で頭部を保護し、履きなれた丈夫な靴等の行動しやすい安全な服装で避難する。

g 近隣同士で声をかけ合い、できるだけ集団で移動する。

h 消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導がある場合には、その指示に従う。

イ 市民への伝達方法

市長による勧告・指示がなされた場合には、次の方法及び消防団、警察官、自主防災組織等の協力を得て住民に伝達する。

(ア) 広報車、ハンドマイク等による伝達

(イ) 市防災行政無線による伝達

(ウ) ラジオ・テレビ・ヘリコプター等による伝達

(3) 避難の誘導

市長は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

ア 誘導の順位

誘導者は、誘導にあたって、要配慮者を優先して避難させる。

イ 移動の方法

(ア) 原則として車両による避難を避ける。

(イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。

(ウ) 広範囲な移送等で市において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

ウ その他留意事項

(ア) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。

(イ) 特に危険な場所には、縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。

(ウ) 避難後の警戒にあたっては、警察と協力し、消防団、自主防災組織等が中心となり防火防犯活動を行う。

エ 観光客の避難

(ア) 観光客（団体）の避難

観光客（団体）が市域を旅行中、地震による災害から生命、身体を守るために避難する場合は、当該旅行の請負業者の計画に基づき行うものとし、避難生活に必要な食料、生活必需品、宿泊施設等の調達、あっせん等は前記業者が行うものとする。

(イ) その他（個人）の観光客の避難

a 宿泊中の観光客の避難は、当該宿泊施設の防災応急計画により行うものとする。

b その他の場合の避難は、観光客各自が自主的に安全な場所、または市指定の避難所へ避難する。

オ 福祉施設入所者の避難

施設の管理責任者及び職員は、施設の防災応急計画に基づき適切な指示、対策をし、入所者の生命、身体の安全を図る。

カ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送請負業者の防

災応急計画により措置する。

## 2 受入れ計画

### (1) 避難市民の受入れ

避難市民の受入れについては、市職員及び自主防災組織等が協力し、次の各活動を行うものとする。

#### ア 受入れ手順

##### (ア) 避難所への誘導

市職員及び自主防災組織等のリーダーは、避難者を避難所内の安全な場所に誘導する。

##### (イ) 避難者への告知

受入れの際、口頭または掲示板への張り出しにより次の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

- a 立ち入りを禁止する場所について告知する。
- b 近隣の住民同士で行動する。

##### (ウ) 避難者名簿の作成

- a 避難者の受入れの際に、避難者名簿を作成する。
- b 食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

#### イ 受入れの際の注意点

避難勧告等が出された場合、市民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。また、顔見知りでない人と共同生活を送るという点からも次の事項に注意して市民の受けれを行う。

##### (ア) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に受入れる。  
移動の負担がかからない場所にて受入れる。

##### (イ) 近隣住民同士の受入れ

日常近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう市職員、自主防災組織等リーダーから声をかける。

##### (ウ) 受入れスペースの指定

避難した市民の受入れスペースについては、占有場所の2m間隔を確保するとともに、表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

また、段ボールやパーティション等を用いて区画を区切ることは、プライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効であることから、活用を検討する。

### (2) 帰宅困難者の受入れ

通勤・通学者及び旅行者等の避難者（帰宅困難者）は、避難収容者リスト作成の際に、市民とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

### (3) 要配慮者の受入れ

#### ア 福祉施設入所者

- (ア) 施設が被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の市民と協力し、付近の避難所へ入所者を移動させる。
- (イ) 保育所（園）に関しては、家族への引き渡しを早急に行う。

#### イ 要配慮者

- (ア) 在宅の要配慮者（寝たきり老人、身障者等）の受入れについては、市社会福祉協議会及び自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿等を活用し、各戸を回り所在の確認及び避難誘導を行う。
- (イ) 移動させた避難所内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、代替収容施設（福祉避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

## 第7節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

東海地震発生時に必要となる市民への各救援活動について、市及び市民等が実施する主な事項について定める。なお、各部は第2章 震災応急対策計画に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期すものとする。

### 1 医療救護対策

#### (1) 市及び医療機関等が実施すべき事項

##### ア 医療機関による編成待機

県立佐原病院、香取郡市医師会、香取匝瑳歯科医師会及び香取保健所（香取健康福祉センター）は、救護班を編成し、待機する。

救護班の出動準備を医療関係団体等に要請する。

##### イ 医療救護用資器材の確保等

医療救護用資器材、医薬品、衛生材料の点検及び調達確保を行う。

##### ウ 負傷者等搬送体制の確立

受け入れ体制を整えるとともに、搬送準備を行う。また、後方医療機関との連絡調整

##### エ 市民等への広報

応急救護所及び救護病院の開設準備情報等を市民等へ周知する。また、医療救護を受けるまでの応急処置に必要な医薬品等の点検、準備を行う。

### 2 防疫対策

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。

(2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤、衛生用品の備蓄量の確認に関すること。

(3) 避難所の衛生管理に関すること。

(4) 消毒の実施に関すること。

(5) 感染症患者への措置に関すること。

### 3 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

#### (1) 市が行う業務

ア 平時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。

イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。

- ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は香取保健所（香取健康福祉センター）を通じ県に派遣依頼をする。
- エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

## 第8節 その他の対策

### 1 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する公民館、社会教育施設、社会体育施設、図書館等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。

#### (1) 教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合、図書館等の個人使用形態をとる施設においては、個人施設利用者に、体育館、公民館等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

#### 該当施設

佐原中央公民館 山田公民館 佐原文化会館 伊能忠敬記念館 香取市文化財保存館  
佐原中央図書館 小見川図書館 香取市民体育館 小見川スポーツ・コミュニティセ  
ンター 小見川、山田、栗源B&G海洋センター 与田浦運動広場 栗源多目的芝生  
広場 佐原野球場 佐原庭球場 山田中央運動広場 山倉、八都、栗源運動広場

### 2 市税及び介護保険料の納付等に関する措置

警戒宣言発令時における市税及び介護保険料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税及び介護保険料の納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- (2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税及び介護保険料の減免及び納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

## 第6章 市民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る(2)墓石・石どうろうが倒れる(3)煙突・石垣などが破損する(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

市は、社会的混乱の防止を図るものであるが、すべての防災活動を行うことは不可能であり、市民、事業所、自主防災組織等がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、市民、事業所、自主防災組織等が平時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

### 第1節 市民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家や塀の耐震化を促進する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</li> <li>イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。</li> </ul> </li> <li>(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などとする。</li> <li>イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</li> <li>ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</li> </ul> </li> <li>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。</li> <li>イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</li> <li>ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。</li> <li>エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、燃料等）を置かない。</li> </ul> </li> <li>(4) 消火器、消火水の準備をする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</li> <li>イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</li> </ul> </li> <li>(5) 非常用飲料水、食糧の準備をする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。</li> </ul> </li> </ul>

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など。）と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。 なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレトペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など）を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。 例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など</p> <p>(10) 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織等が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(11) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(12) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>ア 市の防災行政無線等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>イ 市、県、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</p> <p>ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>イ ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>エ 火気使用場所及び周辺の整理整とんを確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食糧を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。</p> <p>市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童・生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>ア 幼児、児童・生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

## 第2節 自主防災組織のとりべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</li> <li>(2) 防災知識の普及活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</li> <li>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</li> <li>ウ 地域内の消防水利を把握する。</li> <li>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</li> <li>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</li> </ul> </li> <li>(3) 防災訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。</li> </ul> </li> <li>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</li> <li>イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</li> <li>ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</li> </ul> </li> <li>(5) 防災資機材等を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</li> </ul> </li> <li>(6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。</li> <li>イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</li> </ul> </li> </ul>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</li> <li>(2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</li> </ul>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自主防災組織の活動態勢を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自主防災組織の編成を確認する。</li> <li>イ 自主防災組織本部を設置する。</li> <li>ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</li> </ul> </li> <li>(2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</li> <li>(3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（第1節参照）</li> <li>(4) 防災資機材等を確認する。</li> <li>(5) 在宅要配慮者の安全対策措置を呼びかける。</li> <li>(6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</li> </ul>

(注) 自主防災組織が完成されていない地域にあつては、町内会、自治会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

### 第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の点検整備</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

区 分	と る べ き 措 置
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。  ア 自衛防災組織の編成を確認する。  イ 自衛防災本部を設置する。  ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。  市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。  ア 施設、設備を確認する。  イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。  ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。  イ 火気使用場所及び周辺を確認する。  ウ 消防水利、機材を確認する。  エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。  情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需品物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(9) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。  なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。  市、県、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(11) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 3 編 風 水 害 等 編

### <第 1 章 総 則>



## 目 次（風水害等編）

第1章 総 則 .....	風-1-1
第1節 市域の保全 .....	風-1-1
1 治 水 .....	風-1-1



# 第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

## 第1節 市域の保全

本市は千葉県北東部に位置し、北部には利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は山林と畑を中心とした平坦地が北総台地の一角を占めている。

本市は、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、市民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展等による要配慮者の増加や市民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻等の暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

### 1 治水

本市の北部を流れる利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、市にとって大きな影響がある。

河川の水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の浸水被害や耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。そこで、災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、河川改修事業を推進し、流域の持つ保水、遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

## 河川の特徴

河川の区分	主要河川名	特 徴
利根川	利根川	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 信濃川に次ぐ日本第2位の長さを持ち、支流を含めた流域面積は約 16,840 km<sup>2</sup>に及び、日本最大である。</li> <li>2 利根川の中流から下流にかけては、肥沃で広大な平野がひらけ、特に江戸時代以降は穀倉地帯となった代わりに、大雨のたびに洪水に見舞われる氾濫域にもなった。</li> <li>3 このため、水門や排水機場の改修・新設、河口堰や河口の導流堤の築造、スーパー堤防の整備等、総合的な治水対策が実施されてきた。</li> </ol>
利根川支川	小野川、黒部川等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利根川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。</li> <li>2 下総台地を水源とした河川は、利根川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期におよぶため排水に苦しむ地域である。</li> <li>3 利根川沿川地域を中心に農地の面的整備が進んでいる。</li> <li>4 洪水時には、水防活動が重要な地域である。</li> </ol>

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

第 3 編 風 水 害 等 編

<第 2 章 災害予防計画>



# 目 次

第2章 風水害予防計画.....	風-2-1
第1節 防災意識の向上.....	風-2-1
1 防災教育.....	風-2-1
2 過去の風水害等災害教訓の伝承.....	風-2-3
3 防災広報の充実.....	風-2-3
4 自主防災体制の強化.....	風-2-4
5 防災訓練の充実.....	風-2-6
6 調査・研究.....	風-2-8
第2節 水害予防対策.....	風-2-10
1 山林等の治山に関する事業.....	風-2-10
2 河川改修等の治水事業.....	風-2-10
4 要配慮者利用施設等の避難計画の作成.....	風-2-12
5 道路災害による事故防止.....	風-2-12
6 気象、河川流量等の観測測定.....	風-2-12
7 洪水予報と警戒レベル.....	風-2-13
8 農作物等の水害予防対策.....	風-2-13
9 電力施設洪水対策.....	風-2-14
10 通信施設水害防止対策.....	風-2-15
11 下水道施設の水害防止対策.....	風-2-15
第3節 土砂災害予防対策.....	風-2-16
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進.....	風-2-16
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備.....	風-2-18
3 防災知識の普及啓発.....	風-2-19
4 県土保全事業の推進.....	風-2-20
第4節 風害予防対策.....	風-2-22
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発.....	風-2-22
2 街路樹、公園樹の風害予防対策.....	風-2-24
3 農作物等の風害防止対策.....	風-2-24
4 電力施設風害防止対策.....	風-2-26
5 通信施設風害防止対策.....	風-2-27
第5節 雪害予防対策.....	風-2-28
1 道路雪害防止対策.....	風-2-28
2 農作物等の雪害防止対策.....	風-2-28
3 通信施設雪害防止対策.....	風-2-29
第6節 火災予防対策.....	風-2-30
1 災害出火の防止.....	風-2-30
2 火災に強い市街地.....	風-2-31
第7節 消防計画.....	風-2-34
1 消防体制・施設の強化.....	風-2-34

2	消防用施設の整備.....	風-2-34
3	救急救助体制の整備.....	風-2-34
4	相互の応援体制.....	風-2-35
5	消防思想の普及.....	風-2-35
第8節	要配慮者等の安全確保対策.....	風-2-36
1	避難行動要支援者への対応.....	風-2-36
2	要配慮者全般への対応.....	風-2-38
3	社会福祉施設等における防災対策.....	風-2-40
4	外国人への対策.....	風-2-40
第9節	情報連絡体制の整備.....	風-2-41
1	情報の収集・連絡体制.....	風-2-41
2	災害通信基盤の整備.....	風-2-41
3	警察における災害通信網の整備.....	風-2-43
4	東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備.....	風-2-43
5	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備.....	風-2-44
6	KDDI(株)における電気通信サービスの整備.....	風-2-44
7	ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備.....	風-2-44
8	非常通信体制の充実強化.....	風-2-44
9	アマチュア無線の活用.....	風-2-44
10	その他通信網の整備.....	風-2-44
第10節	備蓄・物流計画.....	風-2-45
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備.....	風-2-45
2	給水体制の整備.....	風-2-48
第11節	緊急輸送体制.....	風-2-50
1	緊急輸送体制の整備.....	風-2-50
2	輸送体制の整備.....	風-2-51
3	緊急通行車両.....	風-2-51
第12節	防災施設等の整備.....	風-2-52
1	避難施設の整備.....	風-2-52
第13節	帰宅困難者等対策.....	風-2-55
1	帰宅困難者の定義.....	風-2-55
2	一斉帰宅の抑制.....	風-2-55
3	帰宅困難者等の安全確保対策.....	風-2-56
4	帰宅支援対策.....	風-2-56
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組.....	風-2-57
第14節	防災体制の整備.....	風-2-58
1	効果的な応急活動のための事前対策.....	風-2-58
2	業務継続体制の確保.....	風-2-58

## 第2章 風水害予防計画

### 第1節 防災意識の向上

風水害等による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の風水害等対策の推進に併せて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、風水害等についての正しい知識をもち、日頃から災害時に沉着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

このため、市、県、防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進するとともに、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等を基に可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織、各事業所等の防災体制の充実を図る。

さらに、市は、災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、県や防災関係機関との連携による実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への広報に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努めるものとする。

#### 1 防災教育

##### (1) 市職員

災害発生時に応急対策実行の主体である市職員には、次の事項に関する防災教育を行い、災害に関する知識の習得とこれらの知識に基づく適切な判断力の向上を図るものとする。教育の方法は、研修会、現地調査、防災訓練等のほか、職場における活動マニュアルの策定及び検証の実施等により行うものとする。

- ア 市の防災対策
- イ 防災知識の習得
- ウ 指定職員としての適切な判断力の向上
- エ 特殊技能の取得

##### (2) 防災上重要な施設

###### ア 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。

また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

###### イ 危険物等施設における防災教育

危険物等を取り扱う施設の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図るものとする。

#### ウ 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、要配慮者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時に協力が得られるよう連帯の強化に努める。

#### エ ホテル、旅館等における防災教育

ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。

また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

#### オ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、災害発生時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行うものとする。

#### カ 防災関係機関における防災教育・訓練

防災関係機関は、職員に対し災害発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市または県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定める計画に基づいて訓練を実施するものとする。

### (3) 学校

学校においては、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒に対する防災教育の充実を図り、災害発生時の対応などの理解を深めることが必要である。

防災教育を充実させるため、特に次の事項に留意する。

ア 防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育のカリキュラム化・体系化に努め、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置づける。

イ 家庭や地域と連携した防災教育及び防災訓練の在り方を実践研究する。

ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるとともに、児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。

エ 各地域の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組などについての理解を深めさせる。

オ 自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけさせる。

カ 教職員（市職員を含む）用に災害発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。

キ 防災訓練において、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練などに活かす。

ク 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急看護等の実践的な技能の修得の推進を図る。

## 2 過去の風水害等災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模風水害等の教訓を後世に伝えていくため、風水害等に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるように公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら風水害等に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

## 3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、市、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、風水害等知識の普及に当たっては、市民や防災関係者等に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

### (1) 自らの身を守るための知識

#### ア 食料、飲料水の備蓄

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水

(イ) 液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料等

#### イ 非常持出品の準備

(ア) 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の衛生用品等

(イ) 救急箱、三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等

(ウ) 懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話・スマートフォン用の充電機器等の防災用品

(エ) マスク、手指消毒用アルコール、体温計等の感染症対策用品

(オ) 季節に応じた非常持出品（夏季用：汗拭きシート、クールスカーフ、ひんやりジェルマット等、冬季用：毛布、ホッカイロ、温かい服装等）

#### ウ 福祉器具、紙おむつ等要配慮者に特に必要な物資の備蓄

#### エ 大規模停電に備え、電気を使用しない暖房機器や灯油等の燃料の備蓄

#### オ 自動車へのこまめな満タン給油

#### カ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置

#### キ 難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明

#### ク 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得

#### ケ 避難予定場所と経路等

#### コ 上下水道、電気、ガス、電話等の災害時の心得

#### サ 地域の地盤状況や災害危険箇所

#### シ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方、停電時の備えについて等）

#### ス 帰宅困難者の心得

#### セ 災害保険の制度

#### ソ 被災世帯の心得ておくべき事項

## (2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

## (3) その他一般的な知識

- ア 災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の災害対策
- ウ 地域防災計画の概要

## (4) 普及・啓発の方法

市民等に対する啓発活動は次のような方法で行う。また、情報提供のための施設、機材の充実に努めるものとする。

- ア 広報紙に防災や危険箇所に関する記事の掲載
- イ 防災ビデオの貸出し
- ウ 市ウェブサイト等による配信
- エ パンフレット、チラシ、ハザードマップ等の作成・配布
- オ 防災に関する講演会、説明会等の開催

## (5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

## 4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

### (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

風水害等による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方により、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から風水害等が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

また、要配慮者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して個別計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃、地域活動に大きな役割を果たしている地域住民の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るために

は、継続的な防災活動とそれを支える自治会、住民自治協議会、消防団、民生委員・児童委員、学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であるため、これを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

### 自主防災組織の活動形態

平時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</li> <li>2 風水害等による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</li> <li>3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</li> <li>4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</li> <li>5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、感染症対策物資、消火用・救助用・防災資機材、非常用電源や非常用発電機の燃料等の確保）</li> <li>6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</li> <li>7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</li> </ol>
発災時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）</li> <li>2 出火防止、初期消火</li> <li>3 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>4 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</li> </ol>

## （２）事業所防災体制の強化

### ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、商業施設等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うため、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練を実施するため、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

## イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

## ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

## 5 防災訓練の充実

市及び関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

特に、避難については、平時から、浸水想定区域、過去の災害状況等を踏まえ、市民・事業者等の避難方法、避難所運営等について検討する。

### (1) 防災訓練の種別

#### ア 市が実施する主な訓練

防災訓練については、訓練内容をより実践的で充実したものとしていくよう努めるとともに、市民、自主防災組織、NPO・ボランティア団体、事業所等は、これらの訓練に積極的に参加し、知識・技術を身につけるよう努めるものとする。

##### (ア) 総合防災訓練

市防災会議に属する機関及び市民・事業所等の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、(ウ)の分野別訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。

##### (イ) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとするため、災害時応援体制の内容が的確に実行でき、かつ協定締結自治体の協調体制を確立・強化するために、広域防災訓練を協定締結自治体と共同で実施する。

##### (ウ) 分野別訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて関係機関と連携して実施するものとする。

##### a 非常参集訓練

勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するた

めに、職員が非常参集する訓練を実施する。実施については、期間をある程度特定したうえで予告なしに行うことも検討する。

b 災害対策本部設置運営訓練

災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

c 通信訓練

近隣の自治体、関係機関等の協力を得て、通信可能な市町村、関係機関の把握及び職員の通信運用の習熟を図ることを目的とした通信訓練を実施する。

d 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

e 水防訓練

円滑な水防活動の遂行を図るため、県及び関係機関の指導により、洪水が予想される時期前に最も訓練効果のあがる時期を選定する。実施にあたっては河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において行う。

f 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部、消防団等と共同で、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。

g 災害救助訓練

災害救助と救護を円滑に遂行するため、災害救助を実施する防災関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、物資輸送、炊き出し等の訓練を行う。

h 避難訓練

市民の協力を得て、避難勧告、誘導、避難所の設置等の訓練を警察機関と共同で実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者（学校、保育園、宿泊施設等）は、毎年、消防本部等と協力して避難訓練を実施する。

I 地域防災計画、各活動マニュアルによる机上訓練

応急対策の実施機関は、各応急対策計画及び各種活動マニュアルについてあらゆる条件設定のもとでシミュレーションを行い、計画の不備・課題を検証するものとする。

イ 市民主体の防災訓練

風水害等発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。各家庭、自主防災組織等は、市の実施する訓練に準じ、独自で風水害等を想定した訓練を企画、実施するとともに、市はそれに対し積極的に支援するよう努めるものとする。

ウ 事業所等

各事業所等においては、収容人員等の人命保護のために防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

## (2) 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には評価を行い、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

### ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、多様なケースを想定し参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ、実践的なものとなるよう工夫する。

#### 訓練実施における留意事項

- 被害の想定を明らかにする
- 訓練の実施時間（夜間等）を工夫する
- 要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる
- 運動会等のイベント、通常会議の招集等に訓練の要素を取り入れる

(イ) 防災関係機関と共同して、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

### イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて、マニュアル等の見直しを行う。

## 6 調査・研究

市は今後の風水害対策の充実強化を図るため、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号などの事例を中心に各種資料の収集に努めるとともに、市民と事業所など地域ぐるみで進める災害対策の在り方及び自治体間の広域応援体制等について調査・研究に努めるものとする。

### (1) 風水害資料の収集・整理

風水害対策の調査・研究のため次の資料の収集に努めるものとする。

- ア 過去の風水害調査報告書
- イ 先進地域の風水害対策資料等
- ウ 河川・液状化の観測結果等、自然科学の基礎的研究に関する報告書

### (2) 自主防災組織等の研究

自主防災組織の育成・強化等の方策に関して、有識者・住民リーダーを含めた研究体制の確立に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の育成・強化
- イ 消防団の育成・強化
- ウ 事業所等の災害対策

エ 防災訓練の在り方

オ 防災まちづくり

### (3) 広域防災体制の研究

広域相互応援協定の実効性を高めるため、その締結先等と活動体制、情報連絡体制、必要な施設・資機材等の整備に関して法制度を含め問題点を整理し、必要に応じて県・国へ解決に向けての提言を行うものとする。

## 第2節 水害予防対策

水害による被害を未然に防止し、被害の拡大を最小限に防止するとともに、これらの危険箇所の実態を調査し、防止策を講じるものとする。

利根川、霞ヶ浦については、利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会及び霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会がとりまとめた「利根川下流域の減災に係る取組方針」及び「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針」に基づき取組みを進める。また、黒部川及び小野川については、「千葉県大規模氾濫に関する地域の取組方針」に基づき取組みを進める。

なお、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大規模水害が頻発化・激甚化することが懸念されており、様々な事象を想定し水害予防対策を講じるものとする。

### 1 山林等の治山に関する事業

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯留し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能を有しており、適切に維持・管理する必要がある。

このため、森林整備計画に基づき、重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等の未然防止に努める。

また、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

### 2 河川改修等の治水事業

市内を流れる河川は、次のとおりである。このうち、千葉県管理下の河川については、沿岸は低平な水田で、本川増水時には内水の排除に苦勞する常習的水害地である。加えて近年は、流域の開発等よりこの傾向が助長され、雨量の増加に伴って被害が増大する危険がある。

#### 市内を流れる河川

区分	河川名
一級河川 (国土交通省管理)	利根川、横利根川、常陸利根川
一級河川 (千葉県管理)	大須賀川、派川大須賀川、香西川、与田浦川、小野川、小堀川、上八間川、下八間川、黒部川、玉川、清水川、中川
二級河川 (千葉県管理)	栗山川、支川栗山川
その他河川	根本川、十間川、仁井川、流れ川、新左衛門川、たいはい川、新川、中川、府馬川

#### (1) 河川の整備

##### ア 利根川の改修計画

これまで国土交通省が実施している利根川改修事業は、昭和24年に決定された利根

川下流部（香取市含む）計画高水流量 5,500 m<sup>3</sup>/s を昭和 55 年 12 月に 8,000 m<sup>3</sup>/s に改訂し、佐原地区においては 9,500 m<sup>3</sup>/s としている。

現在、この計画高水流量に対処し得るよう、全川にわたり浚渫、築堤、護岸工事等を進めている。

また、常陸利根川については、昭和 23 年から改修に着手し、堤防の拡築等を実施した他、昭和 38 年には利根川本川合流点に逆流防止のための常陸川水門を完成させている。

#### イ その他の河川の改修

県の行う河川事業に対して積極的に協力するとともに、緊急性の高いものから河川改修及び護岸工事等を実施するよう県へ要請する。

### 3 浸水想定区域の調査及び周知

#### (1) 浸水想定区域の調査

ア 利根川、横利根川、常陸利根川及び小貝川は国土交通省関東地方整備局の各河川事務所より、それぞれ水防法に基づく浸水想定区域が示されている。

イ 小野川、黒部川及び栗山川は、千葉県より、水防法に基づく浸水想定区域が示されている。なお、小野川の市街地における護岸の老朽箇所については、崩落の危険性がある。

ウ その他の河川については、利根川の水位上昇に伴う内水の氾濫により、一部浸水等の危険がある。

##### (ア) 根本川

津宮地先において浸水

##### (イ) 玉川

阿玉川地先において一部浸水

##### (ウ) 流れ川

大倉地先において浸水

##### (エ) 大須賀川

堀之内、寺内、谷中及び森戸地先等において浸水

#### (2) 浸水想定区域等の周知

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ、広報紙等により、市民に対し、浸水想定区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。

##### ア 洪水ハザードマップの周知

市は、水害の危険の認識と避難所等の周知を図るため、利根川をはじめ、霞ヶ浦・常陸利根川、横利根川、小貝川、黒部川、小野川、栗山川の各浸水想定区域を示した香取市総合防災マップを作成し、配布している。

今後も、本防災マップを活用し、水害リスクや避難等に関する情報の周知を図る。

なお、洪水ハザードマップを改訂する際には、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用

する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。

#### イ 内水ハザードマップの周知

市は、下水道施設の排水能力を超えるような大雨に対し、水害の危険性を周知するために、下水道計画区域の洪水ハザードマップを作成し、配布している。

今後も、本ハザードマップを活用し、水害リスクに関する情報の周知を図る。

#### ウ 避難行動に関する周知

市は、市民等の避難行動について、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、マイ・タイムラインを活用し、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### 4 要配慮者利用施設等の避難計画の作成

本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととする。

また、市は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練を行う。

### 5 道路災害による事故防止

#### (1) パトロール

市は、台風や集中豪雨等による道路交通の危険防止と交通安全を確保するため、パトロールの実施の徹底を図る。

#### (2) 緊急時における措置

市は、道路災害が発生した場合に、通行の危険を防止するため、防災関係機関と連携し、できるかぎりの応急措置を講ずる

### 6 気象、河川流量等の観測測定

(1) 利根川及び利根川流域の水位、雨量その他の観測測定の情報については、国土交通省の川の防災情報を利活用する。

(2) 河川の水位及び流量の観測情報は、利根川、常陸利根川、小野川及び黒部川については、国土交通省地方整備局各河川事務所が収集しているそれぞれの資料を利活用する。

(3) 佐原浄化センターにおいても、常時降雨量及び利根川水位（佐原放流樋門）を自記式により観測しており、本観測データを利活用する。

## 7 洪水予報と警戒レベル

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、国土交通省または県と気象庁は共同して、あらかじめ指定した河川（洪水予報河川）について、区間を決めて水位または流量を示した予報を公表している。

指定河川洪水予報について、それぞれの情報を用いてとるべき行動は次のとおりである。

### 河川洪水予報と警戒レベルとの関係

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階 <sup>※1</sup> に整理しました。			
<避難情報等>		<防災気象情報>	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <sup>※2</sup> <small>※2 災害が発生したときに発表される。土砂災害警戒区域等指定河川（市町村が発表）</small>	【警戒レベル相当情報(例)】 警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警戒 等  警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等  警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警戒 等  これは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) <sup>※3</sup> <small>※3 避難区域において避難が必要な状況が予想される場合に発表（市町村が発表）</small>	
警戒レベル3 高齢者等避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発表)	
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

※1 警戒レベルは、警戒レベル1～5の順番で発表されることとなります。状況が緊急な場合は、状況に応じて発表することもあります。

※氾濫発生情報：氾濫が発生した時に発表

※氾濫危険情報：氾濫危険水位に到達した時に発表

※氾濫警戒情報：避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時に発表

※氾濫注意情報：氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時に発表

資料：内閣府

## 8 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を侵したり、洪水によって田畑を流出したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病虫害を発生するなど間接のものもある。

### (1) 水害の気象条件

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

#### ア 短時間降雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

イ 短時間降雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、がけ崩れが発生することもある。

ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

**(2) 水害に対する応急的な防ぎ方**

水害に対する応急的な対策は、大別して2つである。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土嚢の配置やポンプ排水などを行い、洪水の調節に努める。また、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備をしておくことも重要である。

イ 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急措置は、一般的なものとして、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、収穫期にある農作物は水が引いた後なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとることなどが必要である。

**9 電力施設洪水対策**

洪水対策は、次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については、特に配慮されていない。

**(1) 災害予防計画目標**

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

**(2) 防災設備の状況**

ア 送電設備

(ア) 土砂崩れ、深掘れなどが起こりうる箇所ルート変更、擁壁、石積みなどにより防護している。

(イ) 四囲の状況、河川の堤防の決壊の実績を調査、検討し、必要に応じ異常高水位を適切に推定して対策を施している。

(ウ) 新設路線は、洪水災害の発生が考えられる場所は、ルート短縮上有利な場所であっても避けている。

イ 変電設備

即往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 配電設備

最高水位T P 4 mを目途として重要性、有効度を考慮して、重要点に諸対策を実施

している。

エ 通信設備

浸水しない箇所に施設することを原則としている。

**(3) 防災事業計画**

全般計画、実施計画とも前記(2)「防災設備の状況」に準じ実施するよう努める。

**10 通信施設水害防止対策**

**(1) 局外設備**

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

**(2) 局舎施設**

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

**(3) 無線設備**

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の深掘れから防護する措置を講じるとともに、通信機の設置場所もできる限り2階以上に位置するよう配慮する。

また、停電に備え、予備電源装置の設置及び整備を図る。

**11 下水道施設の水害防止対策**

浸水の危険性がある施設について下水道耐水化計画を作成し、施設の耐水化を図ることで下水道区域における排水機能の確保を図る。

## 第3節 土砂災害予防対策

気候変動の影響による突発的・局所的な大雨の増加や短時間強雨・大雨の増加等により、土砂災害の発生頻度の増加や降雨の降り始めから土砂災害発生までの時間の短縮等、土砂災害への影響が懸念されている。

このため、市、県及び防災関係機関は、更なる土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策の強化を図るとともに、警戒避難体制の整備、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を行うものとする。

### 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

#### (1) 災害危険箇所等の調査把握等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）、砂防法及び地すべり等防止法等に基づき土砂災害の防止に努めるものとする。

##### ア 土砂災害危険箇所の調査把握

市及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

調査にあたっては、市民等からの情報提供も踏まえて土砂災害が発生するおそれがある箇所を調査・確認するなど、地形図や航空写真等から把握することが困難な箇所についても抽出することに努める。

##### イ 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて市民への周知に努めるものとする。

#### (2) 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

##### ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、基礎調査の結果及び市長の意見を聴取した上で、土砂災害防止法施行令で定める基準に該当する箇所について、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定する。

なお、県は、土砂災害警戒区域等の指定に関して、基礎調査の完了・公表後、速やかに指定する。

## 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害の恐れのある土地を公示</li> <li>・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を記載</li> <li>・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保）</li> <li>・住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可</li> <li>・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告</li> </ul>

### イ 土砂災害警戒区域等における危機回避のための対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された地区に対し、次の対策を実施する。

- (ア) 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。
- (イ) 香取市総合防災マップ等による土砂災害に関する知識の普及や避難訓練を実施する。
- (ウ) 土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、県は市に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組む。
- (エ) あらかじめ指定している避難場所への市民の避難が困難になった場合には、住居や利用している施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の二階以上に屋内避難することや、河川からの高低差がある比較的高い場所などへ避難することを検討する。
- (オ) 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。
- (カ) 宅地や要配慮者関連施設の開発行為は、基準を満たしたのものに限って許可する。
- (キ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努める。

## 2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

### (1) 土砂災害関連情報

#### ア 土砂災害に関する情報の収集

市及び県は、平時から土砂災害危険箇所等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測されるときは、随時に防災パトロールの実施や市民、警察、消防団等からの情報収集により、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握するものとする。

#### イ 土砂災害警戒情報

県と銚子地方気象台は、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける「土砂災害警戒情報」を発表する。

市は、気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握し、的確な避難勧告等の発令に資とする。

大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

表示	警戒レベル	状況
濃い紫色 (極めて危険)	警戒レベル 4相当	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合。
うす紫色 (非常に危険)		2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合。
赤色 (警戒)	警戒レベル 3相当	2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合。
黄色 (注意)	警戒レベル 2相当	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合。
無色 (今後の情報等に留意)	—	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満の場合。

資料：気象庁

### (2) 警戒避難体制の整備

市は、主として次の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア 市は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 市は、県による土砂災害警戒区域等の指定後は、速やかに避難場所等の見直しを行い、ハザードマップに反映するものとする。

ウ 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂

災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。

特に避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市に対して避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供する。

エ 市は、本計画において、土砂災害警戒区域等内に立地する要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市は本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

オ 市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

また、市は、气象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

さらに、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

### 3 防災知識の普及啓発

#### (1) 市

ア 市民に対し、市ウェブサイト、広報紙、香取市総合防災マップ等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

イ 対象地域の市民等に対し、土砂災害危険箇所等が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを周知することにより、市民の防災知識の普及啓発に努める。

ウ 県等と連携し、全国的に実施される土砂災害防止月間（毎年6月1日～30日）等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

#### (2) 県

ア 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を速やかに公表する。

イ 土砂災害警戒区域等について、県のホームページでの公表、県の出先機関等での閲覧、土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置等を行い、住民等に対し、土砂災害の

おそれがある区域についての周知徹底を図る。

ウ 土砂災害警戒区域等を明示した標識については、ユニバーサルデザインに配慮した標識設置に努める。

#### 4 県土保全事業の推進

##### (1) 急傾斜地崩壊対策

###### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、市町村と協議のうえ、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

(資料-10-2 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）)

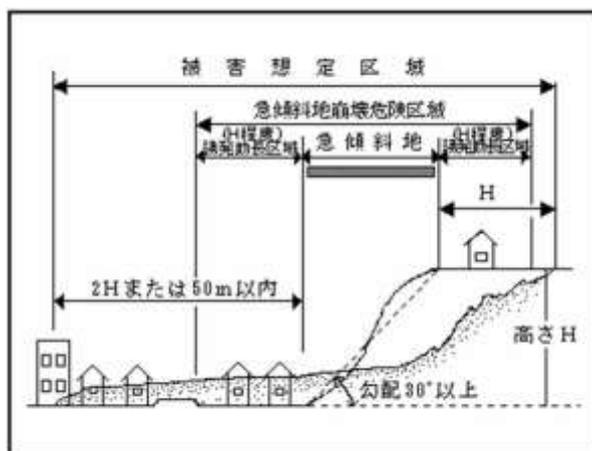
##### <千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

(ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

(イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれがあるもの



###### イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

###### ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるお

そのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

(資料-10-4 災害危険指定一覧(山地災害危険地区))

(3) 宅地災害の防止

県は、宅地及び建築確認申請において、当該建物等が危険区域内等にある場合には必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導・助言を行う。

ア 災害危険区域内の指定

急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊による危険の著しい区域については、建築基準法第39条に基づき、災害危険区域に指定して建築制限を図る。

イ 宅地造成行為への指導

宅地造成工事許認可の際に、建築基準法第39条の災害危険区域等に基づき、擁壁、排水施設等の安全性について指導、助言等を行う。

ウ 既成宅地への安全対策

建築確認の際に、建築基準法の技術基準に基づき、敷地の安全性を確保するよう指導する。

エ 液状化危険地域での災害防止対策

(ア) 今後、整備する造成地については、適切な地盤改良を実施するよう指導する。

(イ) 液状化危険区域を示したマップを作成し、市民が建築する際の資料として活用を図る。

(ウ) 民間施設の新規立地に対して、液状化対策の指導を行う。

## 第4節 風害予防対策

台風や冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害や住家等建物被害及び農作物被害が発生するおそれがある。

このため、過去の台風や竜巻等における人的・建物被害の状況や懸念される影響予測等を踏まえ、台風・竜巻等に関する知識の普及啓発を図るとともに、風害による農作物等の被害防止や電力・通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、次について普及啓発を図る。

#### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により、被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km 格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。 平時を含めて常時 10 分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

## (2) 身を守るための知識

台風などから身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

## (3) 竜巻等突風対策

ア 市民への啓発普及

市は、市民に対し、竜巻等突風の特性や竜巻等の突風から身を守ることに関する知識の啓発普及を図る。また、市民は、竜巻から身を守る方法について一人ひとりが十分に理解し、発生に備えておく。

イ 市が行う対策

市は、竜巻等発生 の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を即時に収集し、重要な情報は消防本部や警察等に情報提供を行う体制を整備する。

また、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等、必要な対策をあらかじめ講じておく。

その他の予防対策については、竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

## 竜巻等突風の特性

	竜巻	ダウンバースト	ガストフロント
固有特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生のタイミングが突発的である。</li> <li>・被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。</li> <li>・被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である</li> </ul>		
現れ方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回転を伴う突風</li> <li>・1か所での突風の継続時間は短い</li> <li>・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲や、砂塵や飛散物等で地上の付近の渦が目撃される場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発散性の突風</li> <li>・1か所での突風の継続時間は短い</li> <li>・強雨やひょうを伴うことが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ一定方向の突風</li> <li>・1か所での突風の継続時間は比較的長い（数分から数10分）</li> <li>・降水を伴うこともある</li> </ul>
音や体感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゴー」というジェット機のような轟音が、突風の前後に聞こえる</li> <li>・気圧の変化で耳に異常を感じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音は特にないか、風切り音等が突風とほぼ同時に聞こえる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音は特にないか、風切り音等が突風とほぼ同時に聞こえる</li> </ul>

## 2 街路樹、公園樹の風害予防対策

街路樹や公園樹等については、立地条件を考慮した樹種を選定するとともに、強風により倒木しないよう剪定等の対策を講じ、適時パトロール等を実施する。

また、これらの倒壊により公共施設等に被害が発生した場合には、迅速に被害状況の調査を行い、道路の障害物除去や屋根のシート掛けなど必要な緊急対策措置を講じ、二次被害の防止に努める。

## 3 農作物等の風害防止対策

### (1) 風害の恒久的防風林の対策

農地防風林は、台風や強い季節風から農地や農作物、家屋を守り、土砂流出防止等の役割を果たしており、生態系を活用した防災・減災対策の有効な手段である。

本市では、防風林・防風垣が多く整備されている。

#### ア 防風林の設置場所

通年的に、平地では南西または南東方に（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では山背風の流入防止と水源涵養のため設置するが、両側面に設置すればより効果的である。

#### イ 幅員及び樹高

通常 10～20m で、通年的に平地では南西または南東方に（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では水源涵養を兼ねた山頂林についてはやや広くとる。樹高はそれぞれ用途により考慮する。

#### ウ 樹種と選定条件

防風樹林は四季を通して茎葉を有し、かなりの高さを有し深根性で吸肥力の小さいもので防風効果を全うするものでなければならない。

### 防風効果のある樹種

最適	スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、マツ
適	クス、タブ、ツバキ、ヒシ類、モミ、ツガ、ナギ

また、選定条件として、次のものがあげられる。

### 防風林の選定条件

- ・地域条件に適応したもの(当該作物の病虫害の寄生植物でないこと)
- ・防風目的を達成するもの
- ・成長度が高く防風効果の早くできるもの
- ・果樹と共通の病虫害となりにくいもの
- ・根の横張りの少ないもの

## (2) 稲、麦類について

### ア 事前対策

#### (ア) 品種選択による対策

稲、麦等では短稈の品種を選び倒伏を防止する。また、出穂期の異なる品種を適当に組み合わせることにより被害を分散する。

#### (イ) 栽培方法による被害軽減

水稻は、早期栽培により台風を回避させ、品種選択と併せた適切なる栽培方法を行うことによって被害を軽減する。

#### (ウ) 栽培管理的防除

生育状態によっては、作物への被害の大きさが異なるので、栽培管理に十分留意して作物を健全に育生するようにする。窒素質肥料が多いと軟弱に育つ傾向があるため、施肥の合理化を図り被害を軽減する。

水稻は、水田に水のないときは、風の来る前に水を深く張ることにより、地上部のゆれを少なくして被害を軽くする。

### イ 事後対策

(ア) 稲、麦等の倒伏している場合、刈取適期に近づいているものは、できるだけ早急に刈取る。

(イ) 倒伏したものは倒伏の状態、程度、成熟度、水田の状態その後の天候等によって異なるが、挫折しているときに反対方向に起こすと被害を大きくする。

また、排水不良田、あるいは雨の多い時には穂発芽をしないよう茎葉の上にあげる。

(ウ) 風害後は、病虫害の発生が多くなっているため薬剤散布をする。

(エ) 生育初期の風害では、できるだけ早く回復するよう追肥を行う。

(オ) 台風後の水稻は、水分の吸収が急に盛んになるため、通過後数日は田に水が切れないようにする。

### (3) そ菜類について

#### ア ビニールハウス及びトンネル栽培

- (ア) 強風によりビニールが破損し、あるいは倒壊する場合がありますため、周囲に防風林(垣)のない場合は、特に強風のくる風道にヨシズ又はワラ等で防風垣をつくる。ビニールハウスの防風垣は、ハウスの高さよりやや高い程度のもので十分役立つ。
- (イ) 防風垣があっても、ビニールが風にあおられて破損することもあるため、強風のときはプラスチック網又はノリ網等で被覆する。
- (ウ) 強風によって倒壊する場合がありますため、杭を数箇所打ち込み針金等で張引をしてハウスを補強する。

#### イ 露地栽培

##### (ア) 支柱の倒伏

台風直前に支柱を引抜き風下に向けて倒伏させ、その上にムシロ、コモ、ビニール等で覆い強風に飛ばされないように、隅々を土石等で押さえておく。台風が通過したら直ちに元通り復元する。

##### (イ) 間引の中止

台風の時期は白菜、大根等の間引時期であるが、台風の発生が予報されたら無理に間引かない方がよい。1週間の余裕があれば間引いた根元に土寄せを行なって、吹きまわされるのを防ぐ。

- (ウ) 育苗中の甘らん、白菜等は網等を直接被覆することにより、茎葉の「スレ」を防ぐ。

### (4) 果樹類について

#### ア 防風垣の設置

園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を囲う必要がある。なお、栽培果樹に接近するため、競合を起こさない樹種を選ぶこと。

#### イ 防風垣の樹種の選定条件として、次のものがあげられる。

- (ア) 地域条件に適応したもの
- (イ) 防風目的を達するもの
- (ウ) 生長度が早く防風効果の早く出るもの
- (エ) 果樹と共通の病害虫の寄生とならないもの
- (オ) 根の横張りの少ないもの

#### ウ 多目的防災網の設置

風害だけでなく降ひょう、害虫、鳥などを防ぐことができる多目的防災網の設置を推進する。

## 4 電力施設風害防止対策

風害予防計画の一環として人命を尊重し送電の確保を図るため、電力施設の風害防止対策は次のとおりとする。

### (1) 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40m/s としている。

## (2) 防災施設の現況

各設備とも災害予防計画目標に基づき、次により設置している。

### ア 送電整備

支持物及び電線の強度は、風速 40m/s (地上 15m) を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努めるが、特に伐採不十分の箇所は警戒を厳重にし、状況により緊急伐採等の必要対策を講じる。

電線路に接近して倒壊し易い工作物 (例えばテレビアンテナ等) を設置しないよう、平時から PR して一般の協力を求めるが、やむを得ない場合には、倒壊することがないように施設の強化を依頼する。

### イ 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るものになっている。

### ウ 配電設備

電柱及び電線の強度は、風速 40m/s の風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

### エ 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

## (3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

## 5 通信施設風害防止対策

### (1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の 2 ルート化及び地下化を推進する。

### (2) 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施と移動電源車の配備を実施する。

### (3) 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

## 第5節 雪害予防対策

本市周辺地域は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されな  
いが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、  
特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行  
う。

### 1 道路雪害防止対策

#### (1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

#### (2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

##### ア 除雪作業

所有する機材やトラック類等を使用するとともに、除雪委託業者の協力を得て除雪  
を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、香取土木事務所等や他の道路管理者と連携を図っ  
た上で実施するものとする。

##### イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用  
意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を  
勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

##### ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

(ア) 主要市道については、1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

(イ) 歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置するもの  
とする。

### 2 農作物等の雪害防止対策

#### (1) 事前対策

##### ア 野菜について

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年

数を経過したものはさらに弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるため、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

(ウ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いため、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等によって発育の回復を早めるようにする。

#### イ 果樹について

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置整備を行うこと。  
また、「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。

#### ウ 花きについて

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、支え木をハウスの内側に打ち付ける。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は 20cm を超えると倒壊の危険があるので、時々払い除く。

(ウ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

### (2) 事後対策

降雪後は急激に気温が低下することが多いため、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。

### 3 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

## 第6節 火災予防対策

初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災対策計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災対策計画によるものとする。

### 1 災害出火の防止

#### (1) 出火の防止

##### ア 一般家庭に対する指導

自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

消防本部は、消防法第9条の2及び香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）による住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置を指導する。

##### イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、火災に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう指導を強化し、職場における管理体制の確立を図る。

##### ウ 火災予防に係る立入検査

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査を実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期する。

##### エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても消防本部は所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

##### オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取り扱う学校、病院、企業、研究所等への立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行い、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により混触発火が生じないよう管理の徹底に努めるよう指導する。

##### カ 消防同意制度

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を

図る。

## (2) 初期消火の推進

消防本部は市の協力のもと、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、事業所等、自治会、自主防災組織等に対し、次の対策を指導するものとする。

- ア 防災パンフレットを作成して、各種訓練、集会を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動の向上を図る。
- イ 消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。
- ウ 消防本部は、消防法第4条に規定する予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防の指導の徹底を図る。

## (3) 延焼拡大の防止

### ア 消防水利の確保

消防水利の基準を満たすよう、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、災害時においても消火活動が行えるよう地域の実情にあった効果的な配置に努める。

#### (ア) 防火水槽

防火水槽については、各地域で消防水利の充足率の低いところへ計画的に整備を図る。

#### (イ) 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

### イ 上水道施設の耐震化

災害時の消火栓の被害を軽減するため、老朽管の布設替え等により耐震性の向上に努める。

### ウ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、消防本部は市の協力のもと、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

## 2 火災に強い市街地

本市の市街地は、明治25年に記録的な大火を経験している。しかし、市内には依然、建築物の老朽化が進んだ地域や道路、公園等の公共施設の整備が立ち遅れた地域が存在している。

今後は、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を活かし、市街地の耐震不燃化と建築物の安全化を推進し、火災に強い市街地の形成に努めるものとする。

### (1) 市街地火災の拡大防止

- ア 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法に基づいた準防火地域の指定を維持していくことにより、地域内建築物の不燃化を誘導する。

イ 準防火地域以外の市街地においては、建築基準法第 22 条に基づき建築物の屋根の不燃化等の区域の随時見直しを図るものとする。

### 市の防火地域・準防火地域指定状況

防火地域	準防火地域
—	51ha (小見川, 北, 佐原イ, 野田, 本郷の各一部)

## (2) 住環境の整備

都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保を図るため、地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた住環境の整備を推進する。

### ア 密集市街地

本市の密集市街地については火災延焼の危険地域もあることから、道路・公園等の公共空間の確保に努め、住環境の改善を進める。

### イ 重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区

重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区については、町並みの保全とともに、防災機能をもった道路、空地等の確保に努める。

## (3) 文化財等の火災予防

文化財は貴重な国民的財産である。文化財保存のためには万全の配慮が必要であることから、保護対策を推進するほか、予想される災害対策の強化とともに、指導体制を整える。

また、文化財の所有者もしくは管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理にあたるものとする。特に、香取神宮や重要伝統的建造物群保存地区に対しては、次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

### 文化財建造物等の火災予防対策

- ・所有者または管理者に対しての文化財保護についての指導及び助言
- ・防災施設の設置促進とそれに対する助成
- ・自主防災組織の育成及び指導
- ・重要伝統的建造物群保存地区総合防災計画の策定及び実施の推進

### ア 施設設備等

文化財の所有者もしくは管理者は、自動火災報知設備や漏電火災報知器の設置、消火栓（貯水槽を含む）、消火用水、避雷設備、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備の取付けを推進するとともに、防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設を推進する。

また、美術工芸品等の有形文化財の所有者もしくは管理者は、盗難に遭わないよう

防犯設備装置の設置に努める。

イ 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

ウ 保護思想の普及及び訓練

(ア) 文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

(イ) 消防本部は、文化財について防火査察及び防火訓練あるいは図上訓練を実施する。

## 第7節 消防計画

消防本部は市の協力のもと、同時多発火災、交通障害等により消防活動が困難となる災害に対処するため、消防力の整備指針に基づき消防力の強化を図る。

### 1 消防体制・施設の強化

#### (1) 常備消防の強化

消防本部は市の協力のもと、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、消防力の増強を図っていく。

#### (2) 消防団の充実・強化

消防本部は市の協力のもと、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、次のような取組を推進するとともに、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

また、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

ア 消防団に関する市民意識の高揚

イ 消防団総合整備事業等を活用した消防団の活性化と機動化

消防団員の待遇や福利厚生の実施

エ 機能別団員・分団の採用の推進

オ 消防団と自主防災組織との連携強化

### 2 消防用施設の整備

#### (1) 消防庁舎

消防庁舎については、消防本部が行う再配置計画に基づいて実施する。

#### (2) 消防車両

車両整備基本方針に基づいて、車両及び資機材は使用年数を定めて、計画的に整備を図る。

#### (3) 消防団の施設・資機材等

ア 消防団の消防ポンプ等の計画的な整備

イ 消防団拠点施設の整備

#### (4) 消防通信施設の整備

ア 消防本部通信網の整備

イ 消防団通信網の整備

### 3 救急救助体制の整備

消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。市民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

#### 4 相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第 39 条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用に基づく相互の連絡体制等を常に把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

また、「千葉県消防広域化推進計画」（平成 31 年 3 月）に基づいた迅速かつ確かな広域応援が実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

#### 5 消防思想の普及

- (1) 各種の行事において消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋 2 回の火災予防運動を実施する。（各 1 週間）
- (3) 消防大会及び操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

なお、住宅火災による死者数の低減のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

## 第8節 要配慮者等の安全確保対策

高齢化、核家族化や国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人など災害対応能力のない人々の犠牲が目立っており、阪神淡路大震災や東日本大震災においても、多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。

このため、在宅中あるいは外出中の要配慮者の災害発生時における安全確保を図るため、地域における要配慮者及び避難行動要支援者の支援体制の確立について必要な事項を定める。

### 1 避難行動要支援者への対応

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

#### (1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、下位計画として香取市避難行動要支援者避難支援計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成等

##### ア 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、香取市見守りネットワーク事業の推進等災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

なお、把握にあたり、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、次の事項に留意するものとする。

(ア) 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、基準に該当する者をリストアップし、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、平時から要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても、可能な限りその把握に努めるものとする。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組も必要である。

##### イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (ア) 避難行動要支援者名簿記載対象者

本市における避難行動要支援者名簿への記載対象となる者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者とし、概ね次に掲げる者のうち在宅の者とする。

- a 70歳以上の高齢者（ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者等）
- b 身体障害者（児）のうち障害の程度が1級もしくは2級のもの
- c 知的障害者（児）のうちその障害の程度がA判定のもの
- d 精神障害者のうちその障害程度が1級もしくは2級のもの
- e 要介護3以上の認定を受けているもの
- f 香取市見守りネットワーク事業利用者
- g 支援が必要な特定医療費（指定難病）受給者
- h 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
- i 自力での避難が困難な妊産婦や乳幼児
- j その他特に災害時において支援が必要なもの

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(エ) 市における情報の適正管理

避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最小限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最小限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防本部、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会（又は自主防災組織）、その他市長が認めるものに対して、事前に避難行動要支援者の同意を得たものの情報について提供することができる。

また、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。情報の提供は、印刷し紙媒体の交付により行うものとする。

## エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

### (ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

### (イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、福祉担当部署は、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

## (3) 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難行動要支援者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

## 2 要配慮者全般への対応

### (1) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

市は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針や災害時要援護者避難支援の手引き（県作成）を参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

### (2) 避難指示（緊急）等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

### (3) 避難支援等関係者の安全確保

市は、要支援者に対し、避難支援が支援者の任意の協力により行われるものであること、支援者による支援が困難となる場合もあることから要支援者の自助が必要不可欠であることについて、十分に周知することとする。

避難支援関係者は、まずは自らの身の安全に留意して避難支援を行うものとする。

円滑な避難が要支援者、避難支援関係者、双方の安全確保に重要であるため、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の確定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される道路などの危険な場所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

#### (4) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

#### (5) 避難施設等の整備及び周知

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

また、災害時における避難所運営の手引き（県作成）や関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

#### (6) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

#### (7) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組や香取保健所（香取健康福祉センター）、市社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組を促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

#### (8) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

### 3 社会福祉施設等における防災対策

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

#### (1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源及び燃料等を確保しておく。

停電や給水停止時に備え、自家発電設備の点検や整備、受水槽内の水を活用するための構造の把握や、水道管直結水栓の把握・整備、自己水源の確保などを行う。

#### (2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

#### (3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

### 4 外国人への対策

#### (1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

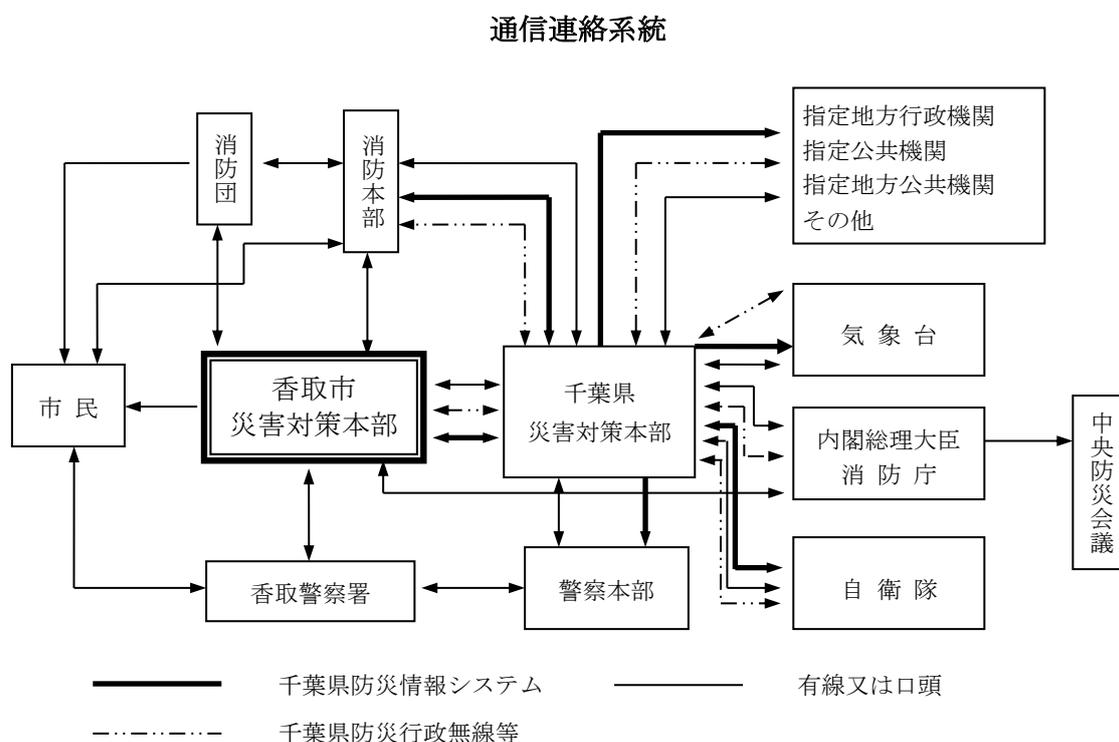
#### (2) 外国人への対応

市は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

## 第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は次のとおりである。



### 1 情報の収集・連絡体制

情報の収集連絡体制について平時から市民・関係機関との連携を深め、災害時に迅速・正確な情報収集及び応急対策が行われるよう努めるものとする。

- (1) 被害調査における自主防災組織等の市民との協力体制の確立
- (2) 消防本部や警察等の初動時に連携が必要な機関との連絡方法の検討
- (3) 夜間及び休日に発災した場合の被害情報収集体制の確立
- (4) 被害調査の時期及び被害調査の職員動員体制の検討
- (5) 情報系の設備等について、保有機能等の情報の共有化
- (6) 防災行政無線従事者の育成と、訓練等を通じた各通信機器の機能や操作方法の周知
- (7) アマチュア無線従事者との協力体制の確立

### 2 災害通信基盤の整備

#### (1) 市における災害通信施設の整備

##### ア 通信設備の整備

大規模災害時は、通信機器の破損等、不測の事態が発生するおそれがあることから、市は、次の設備等を必要に応じて整備し、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処理を図るものとする。

### 通信施設の整備

- ・市内の防災拠点や関係機関双方向通信が可能な機器の整備
- ・衛星携帯電話・MCA無線等移動系の通信機器の充実
- ・周辺市町との非常通信手段の充実
- ・パソコンやデジタルカメラなど情報整理を迅速に行う機器等の充実

#### 市防災行政無線

##### (ア) 固定系

市役所本庁に親局、山田支所、消防本部に遠隔制御装置を置き、市内の子局へ災害発生の場合等の一斉伝達を行う。

また、市内に設置されている子局は一部に難聴地域があるため、現在、戸別受信機等の整備を図っており、防災対策上重要な機関等への戸別受信機の整備を行っている。

なお、市防災行政無線の内容については、防災メール、市ウェブサイト、市フリーダイヤル等により配信する。

##### (イ) 移動系

市役所本庁内に基地局を設置し各移動局との間で、災害情報の収集や指令等に使用している。今後は主要な避難所等へ機器の整備を図るものとする。

(資料-8-2 災害時に利用可能な無線局)

## (2) 県における災害情報通信施設の整備

### ア 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関に無線設備を設置している。

### イ 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

### ウ 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

### (3) 施設の災害予防

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 通信施設設置については災害時に被害が少ないと思われる場所と建物を選定する
- イ 災害時の無線機器の取扱いについては経験豊富な無線従事者を優先的に配置する
- ウ 基地局には、停電に備えての自家発電装置（最低3日間の非常用電源）を設置する
- エ 転倒等が予想される機器については壁面への固定等、破損防止措置

### (4) 停電対策

#### ア 市

市は、大規模停電時においても、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に市民に伝達できるよう、放送事業者等と連携しながら、その体制及び施設・設備の整備を図る。

- (ア) 基地局等には、停電に備えての自家発電装置（最低20時間の非常用電源）を設置するとともに、発電に必要な燃料を確保しておく。
- (イ) 停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を確保しておくとともに、定期的に保守点検を実施する。
- (ウ) 発災時に電力事業者との停電情報の共有を円滑に行うため、平常時より積極的に連携を図る。

#### イ 電気事業者

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

### (5) 施設の点検整備

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 定期的（年1回以上）な点検及び清掃
- イ 梅雨、台風時期前の点検強化
- ウ 発電機の点検及び清掃
- エ 予備品の点検
- オ 不良箇所発見の際の即時修理

## 3 警察における災害通信網の整備

- (1) 千葉県警では、警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。
- (2) 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

## 4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

## 5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

## 6 KDDI(株)における電気通信サービスの整備

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

## 7 ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

## 8 非常通信体制の充実強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

## 9 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平時から連携強化に努めるものとする。

## 10 その他通信網の整備

インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

## 第10節 備蓄・物流計画

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

### 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

#### (1) 食料等の調達体制

##### ア 市の実施する食料品等の調達体制

備蓄物資支給対象者については、避難所生活者を対象者とし、主食（アルファ化米、缶入りパン、高齢者用食（アルファ化米、おかゆ）、簡易食料（ビスケット等）、粉ミルク、飲料水を中心に備蓄を行う。

(ア) 市では、アルファ化米を中心に備蓄し、その他は流通備蓄をできるだけ活用するものとし、協力店舗及び団体の確保と調達に関する制度の確立に努める。

(協定 災害時協定一覧)

イ) 食料の供給が円滑にできるよう、調理器具、食器類、調味料等の調達体制の確立に努める。

(ウ) 備蓄した非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(エ) 有効期限が近づいた食料及び飲料水については、市の総合防災訓練時に配布するとともに、要望に応じて自主防災組織等の訓練や出前講座の際に配布する。

また、市の様々なイベントで活用することによって、市民の防災意識の高揚を図るほか、防災教育の一環として、小・中学校への配布を検討する。

##### イ 関係機関等による食料品等の調達体制

関係機関等の調達体制は、次のようになっている。市は災害時に円滑に食料等の調達が行われるよう、各機関との情報交換に努めるものとする。

##### (ア) 農林水産省

a 政府所有米穀の緊急の引渡要請に備える。

b 米穀販売事業者、関係業者等の米穀、食料品等の供給可能数量を把握する。

##### (イ) 食料品取扱業者

食料品について、被災地への供給再開が迅速に図られるよう、市内卸売業者からの優先供給体制について、協定の締結に努めるものとする。

##### (ウ) 商工会議所、商工会等

市との災害応急物資の調達に関する協定締結や調達体制の整備に努めるものとする。

(協定 災害時協定一覧)

## ウ 市民による食料品等の調達体制

(ア) 各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、市は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(イ) 高齢者用、乳幼児等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう周知に努めるものとする。

## エ 事業所等による食料品等の調達体制

事業所等の調達体制は、以下のように努めるものとする。また、市は備蓄意識の高揚のため周知に努めるものとする。

各事業所等は災害発生に備え、市民と同様に在籍の従業員に見合う非常用食料の備蓄を行うよう努めるものとする。

## (2) 生活必需品等の調達体制

ア 生活必需品については、高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

### 主な生活必需品の備蓄品目例

区分	品目名	
寝具・被覆	毛布、簡易ベッド、肌着、靴下 等	
炊事用具・食器	鍋、包丁、紙皿、割り箸 等	
保育用品	哺乳瓶、紙おむつ、おしりふき 等	
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、小型発電機、バッテリー 等	
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、タオル、ゴミ袋、スリッパ 等	
感染症対策物資	マスク、体温計、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、使い捨て手袋、石鹸、ガウン（エプロン）、フェイスガード 等	
季節用品	夏季	扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 等 ※水と並行して、経口補水液、スポーツドリンク、塩分タブレット等塩分も接種できる飲料の備蓄 ※ゼリー等、水分量の多い非常食の備蓄
	冬季	防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 等 ※断熱床マットや保湿性の高いシートの備蓄

イ 毛布については、長期保存が可能な真空パック入りのものを計画的に購入・備蓄するとともに、その他の物資についても、保存状況や衛生面を考慮しながら計画的に備蓄する。

また、備蓄物資として適さなくなった生活必需品については、可能な限り再利用す

る。

ウ 市民に対して防災意識の向上を図り、携帯ラジオ、懐中電灯、小型発電機、軍手、タオル、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、ばんそうこう、医薬品・常備薬、マスク、手指消毒用アルコール、体温計、石鹸等の生活必需品の備蓄を行うよう呼びかける。

### (3) 供給体制の整備

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

#### ア 集積拠点

市は、物資の集積拠点について、次の条件に基づき指定する。

ア) 救援物資等の集積・分類が可能な施設

(イ) 救援部隊等の活動拠点と近距離にある場所

なお、選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

#### イ 供給体制

(ア) 市は、物資の輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。

(協定 災害時協定一覧)

(イ) 市は、集積拠点から避難施設までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行っておくものとする。

(ウ) 市は、地区拠点や避難施設に届いた食料等の仕分けや炊き出し等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておくものとする。

(エ) 自主防災組織等は、市との役割分担に基づいて避難所での配布について、あらかじめ地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

(オ) 市は、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、あらかじめ調整しておくものとする。

(カ) 市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うよう努める。

### (4) 資機材の備蓄・点検

市は、災害予防や応急・復旧活動時に有用なブルーシート、土のう、その他の資機材について、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要量を備蓄しておくとともに、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるなど調達体制を整備しておく。

また、災害応急活動を円滑に実施するため、必要資機材等の点検・整備を図るものとし、災害応急活動を実施する関係機関、団体等において、それぞれ実施する。

### (5) 燃料の備蓄

- ア 市は、自家発電設備 72 時間分の燃料備蓄など、燃料備蓄量の増強を図る。
- イ 市は、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

#### (6) 水防用資機材の整備

市では、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるように整備に努める。

#### (7) 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

### 2 給水体制の整備

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。

#### (1) 備蓄・調達体制の整備

##### ア 災害時の給水量の検討

「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、最小限必要な飲料水として一人 1 日 3 リットルとして 3 日分、4 日目を降、飲料水及び生活用水として一人 1 日 20 リットルとして確保する。

##### イ 市の対策

- (ア) 浄水場・管路等施設の更新と災害用井戸の指定等の多様な水源の確保に努め、計画的に施設の断水防止対策等を図る。
- (イ) 市民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

##### ウ 各家庭での対策

- (ア) ふろの残り湯の活用を習慣づける。
- (イ) ボトル水等による飲料水の備蓄に努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、地域への提供を含め、その維持確保に努める。

#### (2) 供給体制の整備

飲料水等の供給について事前に必要量を算出して発災時の供給体制等の確立を図る。

#### 供給体制の整備

- ・ 給水計画の策定等、給水体制の確立を図る
- ・ 給水源の確保、供給量の見直しを行う
- ・ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う
- ・ 病院、福祉施設等への供給確保を図る
- ・ 給水タンク、ポリタンクの確保を行う

### (3) 応援体制

市で行う飲料水の供給対策が限界になった場合に備え、他の水道事業体との応援体制の整備を行う。

(協定 災害時協定一覧)

## 第11節 緊急輸送体制

風水害等が発生した場合、物資や災害応急対策要員等の緊急輸送の迅速な確保を図るため、道路管理者は緊急輸送道路を選定してその整備を図る。

また、道路の損傷等により陸上輸送が困難となる事態に備え、空からの輸送を確立するため、臨時ヘリポートを指定し緊急事態に備えるものとする。

### 1 緊急輸送体制の整備

非常災害時に救助・救急・医療活動、緊急物資の輸送等の緊急輸送活動を迅速に実施し、被害発生を防止を図るため、平時における輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

#### (1) 市緊急交通路の指定

災害時の緊急輸送等の重要性を考慮し、事前に次に示す指定要件に基づき、市独自の災害時緊急交通路を指定する。

また、関係機関と協議の上、市が開設する物資集積拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

#### 市緊急交通路の指定要件

- ・香取市域と近隣市町を接続する幹線道路
- ・各避難施設に接続し、応急対策活動上重要な道路
- ・防災拠点・病院等の主要公共施設等を接続する道路

#### (2) 緊急交通路の確保

災害対策に必要な緊急交通路を確保するため、歩行者または車両等に対する交通規制措置及び緊急交通路の確保に関する以下の対策について、警察及び道路管理者と事前に協議、情報交換を行っておくものとする。

#### 警察・道路管理者間における協議事項

- ・道路情報の共有化
- ・交通規制の実施要領
- ・交通規制等に関する広報体制
- ・緊急交通路確保の実施体制と資機材の確保

#### (3) ヘリポートの確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、緊急時の離発着場を確保し、市地域防災計画に位置づけるとともに、次の条件に基づきその確保に努める。

ア ヘリポートは、避難住民の安全性等を考慮し、できるだけ避難所（避難地）と競合しない場所に確保する。

イ 場合によっては市外の施設の使用も考慮するとともに、その利用が図れるよう事前に隣接市町と使用の手続き等について十分に協議を行っておくものとする。

ウ ヘリポートは、広報紙等で市民に周知し、車両の進入防止に努める。

(資料-16 臨時ヘリポート)

## 2 輸送体制の整備

旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平時から運輸業者等と発災時の協力体制について協議しておくものとする。

### (1) 鉄道・バス等の公共交通機関

ア 通常の運行が不可能になった場合の代替輸送体制について

イ 不通区間、運行状況等の広報体制について

ウ 鉄道等による物資輸送体制について

### (2) トラック協会・日本通運(株)及び船舶取扱業者

ア 人員、物資輸送の要請方法について

イ 保有車両等の状況について

ウ 発災時の活動体制について

### (3) 市内燃料供給業者

緊急輸送用車両の燃料確保・補給について

## 3 緊急通行車両

### (1) 公安委員会への事前届出

交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止または規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会（県警察本部、警察署）に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。

(資料-13 災害時緊急通行車両一覧)

## 第12節 防災施設等の整備

風水害等から市民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難施設の整備が重要である。このため、必要な数・規模の避難施設等をあらかじめ整備するとともに、市民に周知徹底を図る。

また、災害応急活動を円滑に行うための防災拠点施設等を整備する計画を進める。

### 1 避難施設の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力する。

#### (1) 指定緊急避難場所の指定等

##### ア 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、災害に伴う火災等に対応するため、安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

##### イ 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

##### ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるもの

とする。

## (2) 指定避難所の指定等

### ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

### (資料-14 指定緊急避難場所及び指定避難所)

### イ 指定避難所の整備等

市は、学校、公民館等を避難所として指定している。今後、人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うとともに、耐震性を確保し、要配慮者に配慮した避難所の指定について検討するものとする。

避難所等の整備については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 避難所の開設が予定される施設の耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、被災住民を収容することが可能な構造又は規模を持って適切に配慮する。
  - (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
  - (ウ) 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備等を整備する。また、必要に応じて電力容量の拡大に努める。
  - (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
  - (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
  - (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
  - (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
  - (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置に努める。
  - (ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
  - (コ) 避難所における新型コロナウイルス等感染症防止対策として、十分な居住スペースの確保や他の人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2mほど確保できるようレイアウトの工夫に努めるものとする。
- また、指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、

避難所として使用できるスペースの最大限拡大や指定避難所となっていない公共施設、自治会が管理する集会施設、企業の福利厚生施設、ホテル等民間宿泊施設の避難所としての活用を検討する。

さらに、地域内の空き家並びに感染者及び避難者の収容可能な施設の洗い出しを行っておく。

- (サ) マスク、体温計、アルコール消毒液、ゴム手袋、石鹼、ウエットティッシュ、ガウン（エプロン）、間仕切り、段ボールベット等の感染症対策物資の十分な備蓄に努める。
- (シ) 飼育動物（ペット）のためのスペース確保に努める。
- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (セ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

### **(3) 避難路の整備**

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

### **(4) 震災対策用貯水施設等の整備**

市は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため飲料水兼用型耐震性貯水槽等の整備を行う。

## 第13節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、市内でも、JRの不通や国道51号をはじめとした幹線道路の激しい渋滞により観光客など多くの帰宅困難者が発生し、市民体育館で受け入れを行った。

台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

### 1 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

### 2 一斉帰宅の抑制

#### (1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

台風等の暴風雨が continuing している場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市及び県は、広報紙、ウェブサイト、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

#### (2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版(web171)、SNS等の新たな情報媒体など、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### (3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やウェブサイトなどを活用して主体

的に提供していく。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

#### (4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自ら準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

### 3 帰宅困難者等の安全確保対策

#### (1) 一時滞在施設の確保と周知

市及び県は、所管する施設から浸水想定などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

#### (2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市及び県は、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

#### (3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市及び県は、企業、学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

### 4 帰宅支援対策

#### (1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市及び県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市域内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ウェブサイトや広報紙などを活用した広報を実施する。

#### (2) 搬送手段の確保

市及び県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、

搬送手段を確保するよう努める。

## 5 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、災害発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

## 第14節 防災体制の整備

風水害に対し、迅速かつ適切に対処できるよう、平時から効果的な応急活動実施のための事前対策を講じておく。

また、大規模風水害の発生時には、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努める。

### 1 効果的な応急活動のための事前対策

#### (1) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

ア 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結推進や災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

イ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 市は、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

エ 市は災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との協定締結も考慮するものとする。

オ 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### 2 業務継続体制の確保

市では、市域に被害が及ぶ大規模風水害時においても、市が行わなければならない業務を限られた人員、資機材等を効率的に投入し、早期に可能な限り通常レベルに復旧させるための事前対策として「香取市業務継続計画（風水害編）」を策定する。

#### (1) 計画の基本方針例

ア 風水害による被害を最小限にとどめるために、地域防災計画に定められた応急対策業務を遂行する。

イ 市役所機能が一時停止することによる市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるために、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

ウ 非常時優先業務の継続に必要となる人員の確保及び庁舎・電力・通信等の業務執行環境の確保に努める。

エ 非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的

に休止・縮小する。

オ 台風、豪雨等に備え、平常時から、全庁的な取り組みとして業務継続力の向上に努める。

## **(2) 非常時優先業務**

災害対応と通常業務を洗い出したうえで、災害時に優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

なお、非常時優先業務は、災害対策業務と優先すべき通常業務の二つから構成される。

## **(3) 計画の点検・見直し**

非常時優先業務体制は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、検討を踏まえたものであっても最初から完全な体制が構築できるものとは限られない。

発災時に機能する計画とするために、国や県の動向、地域防災計画の修正を見定めながら変更等があった場合は遅滞なく更新するなどの時点修正を行う。

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 3 編 風 水 害 等 編

### <第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画>



# 目 次

第3章 災害応急対策計画 .....	風-3-1
第1節 活動体制の確立 .....	風-3-1
1 災害警戒本部 .....	風-3-1
2 災害対策本部 .....	風-3-2
3 職員の動員・配備 .....	風-3-12
4 災害救助法の適用手続等 .....	風-3-13
第2節 情報収集・伝達体制 .....	風-3-16
1 通信体制 .....	風-3-16
2 通信手段の確保 .....	風-3-18
3 気象情報の受領・伝達 .....	風-3-19
4 水防警報 .....	風-3-24
5 被害情報等収集・報告 .....	風-3-27
6 災害時の広報 .....	風-3-34
7 災害時の広聴 .....	風-3-37
第3節 避難計画 .....	風-3-39
1 計画方針 .....	風-3-39
2 実施機関 .....	風-3-39
3 避難の勧告又は指示等 .....	風-3-39
4 警戒区域の設定 .....	風-3-45
5 受入れ計画 .....	風-3-46
6 避難所の開設・運営 .....	風-3-49
7 感染症対策 .....	風-3-53
第4節 要配慮者等の安全確保対策 .....	風-3-55
1 要配慮者に対する対策 .....	風-3-55
2 社会福祉施設等における対策 .....	風-3-56
第5節 消防・救助救急・医療救護活動 .....	風-3-58
1 消防活動 .....	風-3-58
2 救助・救急 .....	風-3-60
3 水防活動 .....	風-3-62
4 危険物等の対策 .....	風-3-64
5 医療救護 .....	風-3-65
第6節 交通の確保・緊急輸送対策 .....	風-3-69
1 道路等の応急対策 .....	風-3-69
2 交通関係情報の収集・伝達 .....	風-3-70
3 緊急輸送路の確保 .....	風-3-71
4 市の緊急輸送に関する実施体制 .....	風-3-71
5 緊急輸送に必要な手続き .....	風-3-73

6	道路啓開.....	風-3-74
7	ヘリコプターによる緊急輸送.....	風-3-74
第7節	救援物資供給活動.....	風-3-76
1	応急給水.....	風-3-76
2	食料品等の供給体制.....	風-3-78
3	生活必需品等の調達供給.....	風-3-80
4	燃料の調達.....	風-3-81
5	県の実施体制.....	風-3-81
6	広域実施体制.....	風-3-81
第8節	広域応援の要請.....	風-3-83
1	県に対する応援要請.....	風-3-83
2	市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請.....	風-3-83
3	被災市区町村応援職員確保システム.....	風-3-86
4	民間団体等に対する協力要請.....	風-3-86
5	受援計画の策定.....	風-3-86
6	広域避難者の支援要請又は受入れ.....	風-3-87
7	労働力の確保.....	風-3-87
第9節	自衛隊への災害派遣要請.....	風-3-89
1	自衛隊の災害派遣基準等.....	風-3-89
2	自衛隊派遣要請手続き.....	風-3-89
3	災害派遣部隊の受入体制.....	風-3-91
4	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要.....	風-3-92
5	災害派遣部隊の撤収要請.....	風-3-93
6	経費の負担.....	風-3-93
7	自衛隊の即応態勢.....	風-3-93
第10節	学校等の安全対策・文化財の保護.....	風-3-94
1	市教育委員会.....	風-3-94
2	学校.....	風-3-94
3	授業料等の減免・育英補助の措置.....	風-3-97
4	社会教育施設.....	風-3-97
5	文化財等.....	風-3-98
第11節	帰宅困難者対策.....	風-3-99
1	帰宅困難者の定義.....	風-3-99
2	想定される事態.....	風-3-99
3	帰宅困難者対策の実施.....	風-3-99
4	帰宅困難者等の把握と情報提供.....	風-3-100
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導.....	風-3-100
6	徒歩帰宅支援.....	風-3-100
第12節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	風-3-102

1	保健活動.....	風-3-102
2	防疫対策.....	風-3-104
3	死体の捜索処理等.....	風-3-105
4	動物対策.....	風-3-108
5	清掃及び障害物の除去.....	風-3-108
第13節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理の供与.....	風-3-114
1	被災建築物の応急危険度判定の実施.....	風-3-114
2	被災宅地危険度判定の実施.....	風-3-114
3	応急仮設住宅の供与等.....	風-3-115
4	り災証明書の交付体制の確立.....	風-3-117
第14節	ライフライン関連施設等の応急復旧.....	風-3-118
1	上水道.....	風-3-118
2	下水道.....	風-3-118
3	電力施設.....	風-3-119
4	ガス施設.....	風-3-122
5	通信施設.....	風-3-122
6	放送機関.....	風-3-125
7	鉄道施設.....	風-3-125
8	公共施設.....	風-3-126
9	その他の施設等.....	風-3-127
第15節	ボランティアの協力.....	風-3-129
1	災害ボランティアセンターの設置.....	風-3-129
2	ボランティアの活動分野.....	風-3-129
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体.....	風-3-130
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ.....	風-3-130
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣.....	風-3-131
6	ボランティア受入体制.....	風-3-132
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等.....	風-3-132
第16節	自主防災活動.....	風-3-133
1	自主防災組織の活動体制.....	風-3-133
2	自主防災活動の主な内容.....	風-3-133
第17節	社会秩序の維持等に関する対策.....	風-3-135
1	社会秩序の維持.....	風-3-135
2	物価の安定、物資の安定供給.....	風-3-135

## 第3章 災害応急対策計画

災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路、橋梁の破損、さらには、生活関連施設の機能障害などの被害の発生にとどまらず、人命損傷も予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策の万全を期することとする。

### 第1節 活動体制の確立

災害が発生、または発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に活動を開始し、市民及び関係機関・団体並びに他市町村・県及び防災関係機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、身体及び財産を守るための応急対策を行うものとする。

#### 1 災害警戒本部

##### (1) 災害警戒本部の設置（第1・2・3配備体制）

市長は、災害が発生するおそれがある場合、その配備体制を決定し、情報の収集・伝達・警戒・避難所の開設等必要な警戒活動を行うため災害警戒本部を設置する。

なお、災害警戒本部を設置する前の準備段階として、気象情報などの収集や配備準備等を行う準備配備体制を敷くものとする。

##### (2) 配備基準（第1・2・3配備体制）

###### ア 第1配備体制

(ア) 気象庁の発表する早期注意報（警報級の可能性）及び台風情報に基づき、警戒の必要があると判断した場合

(イ) 市長が必要と判断した場合

###### イ 第2配備体制

(ア) 気象庁の発表する早期注意報（警報級の可能性）及び台風情報に基づき、警戒の必要があると判断した場合

(イ) 銚子地方気象台から市域（千葉県北東部）に大雨注意報、洪水注意報の一以上が発令され、前日までの降雨量等から警戒の必要があると判断した場合

(ウ) 早期開設避難所の開設が必要と判断した場合

(エ) 上記いずれかの状況になった場合のほか、市長が必要と判断した場合

###### ウ 第3配備体制

(ア) 気象庁の発表する早期注意報（警報級の可能性）及び台風情報に基づき、警戒の必要があると判断した場合

(イ) 銚子地方気象台から市域（千葉県北東部）に大雨警報、洪水警報、暴風警報の一以上が発令されたときで、被害の発生するおそれがあるとして判断した場合

(ウ) 避難所の開設が必要と判断した場合

- (エ) 消防本部、利根川下流河川事務所などから注意を促す連絡があった場合
- (オ) 上記いずれかの状況になった場合のほか、市長が必要と判断した場合

### (3) 災害警戒本部の廃止

市長は、被害情報の収集及び必要な応急活動の結果、災害の拡大が認められない、または終息と判断したときは災害警戒本部を廃止する。

### (4) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は原則として本庁舎4階庁議室に設置し、総務企画部総務課を事務局とする。

### (5) 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、警戒本部長を総務企画部長とし、次の関係各課で組織する。警戒本部長不在の場合は、総務課長が任務を代行する。

なお、人員配備に要員の不足が生じるときは必要に応じて人員の補充を行う。

(資料-2 香取市災害警戒本部事務分掌)

### (6) 災害警戒本部の資機材等の確保

事務局は、警戒本部が設置されたとき、警戒本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- 災害処理票・筆記用具の準備及び情報収集、仕分け
- 災害情報収集、仕分け後の関係機関連絡先一覧表
- 防災行政無線等の開設準備
- 災害警戒要員の連絡調整及び動員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の準備
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の準備
- 自主防災組織等との連絡調整
- 避難所開設の判断

※総務企画部長は事務事項を踏まえて、副市長を通じて、市長に報告する。

## 2 災害対策本部

### (1) 災害対策本部の設置（第4配備）

災害対策本部は、香取市災害対策本部条例の定めるところによるが、特に大規模災害時においては、職員の総力をもって災害応急活動にあたる必要があることから、市長は第4配備体制を敷き、災害対策本部を速やかに設置する。

### (2) 配備基準（第4配備体制）

- ア 大規模な災害が発生したとき
- イ 大規模な災害の発生が予想されるとき
- ウ 災害救助法が適用されたとき
- エ 上記以外の状況で市長が必要と判断した場合

### (3) 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

### (4) 災害対策本部の設置場所

ア 災害対策本部は、原則として本庁舎4階庁議室に設置する。

#### イ 災害対策本部代替施設

本庁舎が被災し、災害対策本部としての機能が確保できないときは、原則として山田支所内に設置する。

#### ウ 標識の掲示等

本部が設置されたときは、本庁舎正面玄関に香取市災害対策本部の標識を掲げるものとする。

#### エ 非常用電源の確保

電気供給停止に備えて、非常電源装置の点検及び燃料を確認する。

### 非常用電源

設置場所	電力	燃料	連続稼働時間
香取市役所本庁 屋上電気室	375KVA	A重油 5,000リットル	22時間程度

### 風水害時の配備基準

配備基準	発令基準	本部 及び組織	配備職員	活動内容
第4配備	1) 大規模な災害が発生したとき、または大規模な災害の発生が予想される とき 2) 災害救助法が適用されたとき	災害対策 本部設置	全職員	1) 大規模災害に対処する 応急対策の実施 2) 被害状況の把握 3) 気象情報の収集伝達 4) 各関係機関への要請 5) その他事務事項
第3配備	1) 気象庁の発表する早期 注意報（警報級の可能性） 及び台風情報に基づき、 警戒の必要があると判断 した場合 2) 銚子地方气象台から市 域（千葉県北東部）に大 雨警報、洪水警報、暴風 警報の一以上が発令され たときで、被害の発生す るおそれがあると判断し た場合 3) 避難所の開設が必要と 判断した場合 4) 消防本部、利根川下流 河川事務所などから注意 を促す連絡があった場合	災害警戒 本部設置  （責任者： 総務企画部 長）	あらかじめ 定めた職員	1) 災害に対処する応急対 策の実施 2) 被害状況の把握 3) 気象情報の収集伝達 4) 今後の第4配備体制へ の検討と準備 5) その他事務事項
第2配備	1) 気象庁の発表する早期 注意報（警報級の可能性） 及び台風情報に基づき、 警戒の必要があると判断 した場合 2) 銚子地方气象台から市 域（千葉県北東部）に大 雨注意報、洪水注意報の 一以上が発令され、前日 までの降雨量等から警戒 の必要があると判断した 場合 3) 早期開設避難所の開設 が必要と判断した場合	災害警戒 本部設置  （責任者： 総務企画部 長）	あらかじめ 定めた職員	1) 被害状況の把握 2) 気象情報の収集 3) 電源・通信機器の確保 4) 今後の第3配備体制へ の検討と準備 5) その他事務事項
第1配備	1) 気象庁の発表する早期 注意報（警報級の可能性） 及び台風情報に基づき、 警戒の必要があると判断 した場合	災害警戒 本部設置  （責任者： 総務企画部 長）	あらかじめ 定めた防災 関係職員	1) 情報の把握収集 2) 電源・通信機器の確保 3) 今後の第2配備の検討 準備 4) 他の事務事項

## (5) 指定職員

### ア 指定職員の選任

指定職員として次の職員をあらかじめ指定し、参集場所及び役職、所属を指示しておくものとする。

#### (ア) 初動対応職員

災害が発生するおそれがある場合、または発災直後の混乱期に初動組織をいち早く立ち上げるため、次の条件により選任するものとする。

- ・本庁及び各支所の各区域内に居住する者
- ・ライフライン等（上水道・下水道・道路・保育所）防災上特定の施設職員でない者

#### (イ) 統轄班補助職員

大規模な災害が発生するおそれがある場合、または大規模災害発生後の統轄班の業務を補助するため、次の条件により選任するものとする。

- ・過去に市の防災関係業務を経験した者
- ・ライフライン等（上水道・下水道・道路・保育所）防災上特定の施設職員でない者

### イ 指定職員の任務解除

指定職員の任務は、以下により解かれるものとする。

- (ア) 人事異動により、防災上の特定の施設職員に配属された場合
- (イ) 特定の対策マニュアルが策定された場合
- (ウ) 身体等に故障が発生した場合
- (エ) 居住地が変更になり指定場所へ行くことが困難である場合

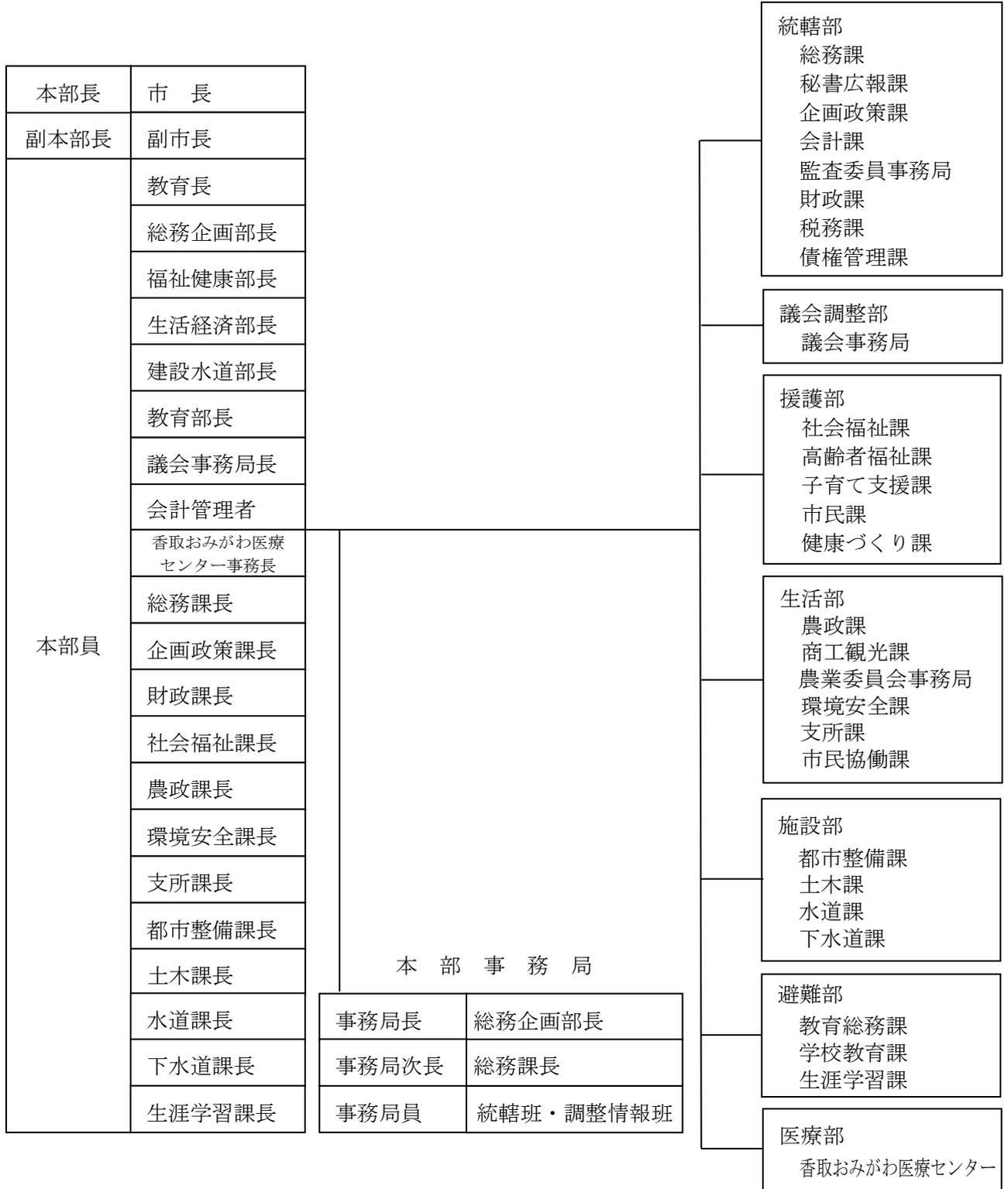
### ウ 災害時の指定職員の任務解除

- (ア) 各班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、災害対策本部が通常の第4配備に移行した場合
- (イ) 本部長から所属部の活動に戻るよう指示があった場合
- (ウ) その他本部長が必要と認めた場合

(6) 災害対策本部の組織構成

災害対策本部は、災害対策本部長を市長とし、次の各部・各班で組織する。本部長不在の場合は、副市長、総務企画部長の順で任務を代行する。

災害対策本部の組織構成



## (7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部会議を設置する。

### ア 会議の運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

本部会議は、本部員2名以上の参集をもって会議の開催をすることができる。

### イ 協議事項

本部会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

(ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関する事

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事

(ウ) 避難の勧告・指示・警戒区域の設定に関する事

(エ) 避難所の開設及び閉鎖に関する事

(オ) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への応援派遣要請に関する事

(カ) 災害対策経費の措置に関する事

(キ) 災害救助法の適用に関する事

(ク) その他災害対策の重要事項に関する事

### ウ 消防本部との連携

本部会議に消防長の出席を依頼し、連絡調整を密にして連携を図る。

### エ 関係機関との連携

国、自衛隊、県、警察署、防災関係機関等の長等に対し、必要の応じ出席を依頼し、連絡調整を図る。

(8) 災害対策本部の事務分掌

本部会議の事務分掌

役職名	事 務 分 掌
本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災会議、本部会議の議長になること</li><li>・ 避難勧告・指示・警戒区域の設定を行うこと</li><li>・ 市民向け緊急声明を発表すること</li><li>・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への支援協力要請を行うこと</li><li>・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li><li>・ 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること</li></ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本部長が不在または本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること</li><li>・ 情報を常に把握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと</li><li>・ 本部長が適宜休養できるよう、本部長の交代要員となること</li></ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当部の職員を指揮監督すること</li><li>・ 本部長・副本部長を補佐すること</li><li>・ 本部長・副本部長が不在または事故があるとき、本部長・副本部長の職務を代理すること</li></ul>

### 各部各班の事務分掌

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平常時の担当課・班】	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)		
統轄部 (総務企画部長)	統轄班 (総務課長)	統轄グループ 【防災対策班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の総合企画及び運営</li> <li>・本部指示事項の伝達</li> <li>・避難勧告等の発令の調整</li> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・事務局内各班との連絡調整</li> <li>・千葉県災害対策本部への連絡調整</li> </ul>	
		職員動員グループ【職員班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員動員及び配備の総合調整</li> <li>・災害対策従事職員の把握</li> <li>・災害派遣職員の受入れ及び配置</li> </ul>	
		情報システムグループ【情報管理班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムの安定稼働及び復旧</li> <li>・庁内 LAN 等通信体制の確保</li> <li>・対策本部端末の稼働確保及び運用</li> </ul>	
	災害対策本部事務局	秘書広報班 (秘書広報課長)	秘書グループ 【秘書班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長及び副本部長の秘書業務</li> </ul>
		調整情報班 (企画政策課長)	広報グループ 【広報広聴班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係広報紙の発行及びウェブサイト等による広報</li> <li>・災害の記録及び活動記録</li> <li>・報道機関等への情報提供及び連絡調整</li> <li>・防災行政無線の運用</li> </ul>
	統轄部 (総務企画部長)	調整情報班 (企画政策課長)	調整グループ 【政策班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県災害対策本部への連絡調整</li> <li>・各部班が実施する応急対策の調整</li> <li>・各部班への集約情報の伝達</li> <li>・各部班との連絡調整</li> <li>・災害見舞者及び視察者の受け入れ</li> <li>・災害復興計画策定の総合調整</li> </ul>
			情報グループ 【企画調整班・各部指定員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握、取りまとめ、県への報告</li> <li>・避難者の把握</li> <li>・被災状況図(マップ)の作成</li> <li>・気象情報等の情報収集</li> <li>・国、県等への要望、陳情</li> <li>・他市町村及び関係機関への応援要請及び相互協力</li> <li>・災害対策本部会議の議事録作成</li> </ul>
			電話対応グループ【監査委員事務局・各部指定員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等からの問い合わせ対応(電話)</li> </ul>
	統轄部 (総務企画部長)	総務班 (総務班長) 【総務班】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急資機材の調達</li> <li>・災害用備蓄資機材の払出</li> <li>・災害用電話の確保</li> <li>・市民等からの問い合わせ対応</li> <li>・り災証明書の発行</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> </ul>	
	統轄部 (総務企画部長)	会計班 (会計課長) 【会計課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策経費の出納</li> <li>・義援金の受入れ及び保管</li> </ul>	
統轄部 (総務企画部長)	財政班 (財政課長) 【財政課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の安全確保</li> <li>・庁舎の管理及び安全確保</li> <li>・市有財産被害の取りまとめ</li> <li>・被害額の取りまとめ</li> <li>・災害予算及び資金の運用</li> <li>・災害対策用車両等の確保</li> <li>・燃料の確保</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> </ul>		

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平常時の担当課・班】	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
	調査班 (税務課長) 【税務課、債権管理課】	・災害による家屋被害調査
議会調整部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局次長) 【議会事務局】	・議場における避難誘導 ・市議会及び本部との連絡調整
援護部 (福祉健康部長)	要配慮者支援班 (社会福祉課長) 【社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、市民課】	・災害時要配慮者の支援 ・社協、赤十字社との連絡調整 ・被災者再建支援制度と相談 ・避難所の開設及び管理 ・遺体に対する必要措置 ・社会福祉施設の被害調査 ・部内各班との連絡調整
	医療救護班 (健康づくり課長) 【健康づくり課】	・医療機関、医師会等との連絡調整 ・医療救護所の設営等 ・傷病者等の応急手当及び助産 ・感染症予防及び被災者の健康管理
生活部 (生活経済部長)	食料班 (農政課長) 【農政課、農業委員会】	・応急食料、飲料水等調達、炊出し及び配分 ・部内各班との連絡調整
	物資班 (商工観光課長) 【商工観光課】	・生活物資の調達、配分 ・救援物資の受入れ及び保管
	衛生班 (環境安全課長) 【環境安全課】	・被災地の防疫(衛生関連) ・廃棄物の処理及び清掃 ・仮設トイレの設置等調整
	支所班 (支所課長) 【支所課】	・本部及び関係機関との連絡調整 ・地区内の被災状況の把握及び連絡 ・市民等からの問い合わせ対応 ・被災者支援対応
	市民活動班 (市民協働課長) 【市民協働課】	・自治会等との連絡調整 ・災害ボランティアの受入れ及び連絡調整 ・非常市民相談窓口の開設
施設部 (建設水道部長)	都市復旧班 (都市整備課長) 【都市整備課】	・応急被害対応及び復旧 ・被災建築物・宅地応急危険度判定 ・住宅等の確保(仮設住宅、市営住宅) ・公園、市営住宅、駐車場、駐輪場の被害調査及び復旧 ・部内各班との連絡調整
	土木復旧班 (土木課長) 【土木課】	・応急被害対応及び復旧 ・各施設連絡道路の確保 ・被災現場での交通安全の確保
	下水道復旧班 (下水道課長) 【下水道課】	・下水道(集落排水、地域汚水含む)施設の被害調査及び復旧 ・下水道処理区域の排水対策
	給水水道復旧班 (水道課長) 【水道課】	・応急給水用水の確保及び給水指示 ・水道施設の被害調査及び復旧
避難部 (教育部長)	教育対策班 (教育総務課長) 【教育総務課、学校教育課】	・児童生徒の安全確保 ・部内各班との連絡調整
	教育対応班 (生涯学習課長) 【生涯学習課】	・避難者の受入れ及び避難場所の管理 ・救援物資の保管(物資班との調整含む)

部の名称 (担当部長)	班の名称 (担当班長) 【平常時の担当課・班】		事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
協力部	応援班	各部より	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地災害対策本部設置時の対応</li> <li>・避難所開設時の対応</li> <li>・避難誘導の対応</li> <li>・応急給水の対応</li> <li>・被害家屋調査の対応など必要に応じて</li> </ul>
		指定職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物・宅地応急危険度判定の対応、地域連絡所、支所、統轄班の応援など必要に応じて</li> </ul>

### (9) 災害対策本部の資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたとき、本部の運営上必要な次の措置を速やかに準備するものとする。

- 災害処理票・住宅地図等の確保
- 防災関係機関連絡先一覧表の確保
- 防災行政無線（移動系含む）の開設
- 通信手段（電話、FAX・携帯電話・アマチュア無線等）の確保
- 災害対策要員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の確保
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- 自主防災組織等との連絡
- 避難所の開設
- 長期化が予想される場合は、食料品・飲料水・寝具・燃料等の確保

### (10) 現地災害対策本部

本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害現場に現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、現地災害対策本部は災害情報等を収集・分析し、応急対策を行う。

#### ア 組織及び運営

##### (ア) 現地災害対策本部長

- a 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が副本部長または本部員のうちから指名する。
- b 災害対策本部長は、現地災害対策本部を指揮監督する。

##### (イ) 現地災害対策本部職員

運営は、現地災害対策本部長が指名した者で構成する現地災害対策本部職員があたる。

#### イ 事務分掌

- (ア) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- (イ) 災害対策本部への被災状況と応急対策の実施状況の報告
- (ウ) 避難に関する勧告・指示・警告
- (エ) 現地災害対策本部の廃止に関すること

(オ) その他、本部長の特命事項

### 3 職員の動員・配備

本部長は、市域で災害が発生、または災害の発生するおそれがある場合は、状況に応じ被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、職員に対し次の動員・配備を発令する。

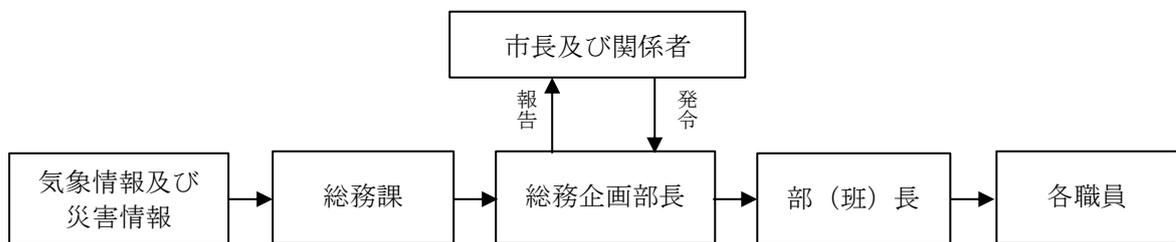
#### (1) 動員の方法

##### ア 勤務時間内

(ア) 各部（班）長は、配備指令が発令されたときは、事務分掌に基づき、あらかじめ定められた職員を動員する。

(イ) 配備についての職員は、部（班）長の命令により、応急活動を実施する。

(ウ) 伝達系統



##### イ 勤務時間外（休祝日・夜間）

(ア) 総務企画部長及び各部（班）長は、電話等により参集の連絡を行う。

また、各職員は、電話等の不通により伝達が不可能な場合は、テレビ・ラジオ等の報道から自ら情報を収集し、必要があると判断するときは、連絡を待つことなく自主的に参集する。

(イ) 市防災行政無線、職員参集メール等を使用し、職員に参集を呼びかける。

(ウ) 職員は、安全確認の後、速やかに参集する。なお、参集した者から部（班）長の命令により、応急活動を実施する。

#### (2) 動員から除外する職員

ア 傷病者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者

イ 災害によって重傷を負った者

ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者

エ その他、本部長が認める者

#### (3) 動員の区分

各部長は、本部の配備体制別に所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を以下の区分により指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図らなければならない。

##### ア 指定職員の動員

指定職員は、あらかじめ定められた場所へ参集し、指示された所属に就く。

##### イ 所属職員の動員

所属する職場へ参集する。

ウ 参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

徒歩、自転車またはバイクの他、最善の交通手段を用いて参集する。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属部(班)長に報告する。応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場を発見した場合には、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 参集時の装備

職員は、着替え、懐中電灯、軍手、雨具などの災害活用に有効なものを持参するなど、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

4 災害救助法の適用手続等

(1) 災害救助法の目的

災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としたものである。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定により、本市における適用基準は、次のとおりである。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市 80世帯以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 2,500世帯以上 かつ市 40世帯以上	第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家滅失世帯数が多数 <sup>※</sup>	県 12,000世帯以上 かつ市 多数	第1条第1項第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れがある場合	(知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある)	第1条第1項第4号

※ 多数：概ね5世帯以上とし、市町村の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき

### (3) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### (4) 被災世帯の算定基準

#### ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### イ 住家の滅失等の認定

##### (ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

##### (イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

##### (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

#### ウ 世帯及び住家の単位

##### (ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

##### (イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で

居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

#### (5) 災害救助法の適用手続

##### ア 市

- (ア) 災害に対し、市における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。
- (イ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

##### イ 県

- (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各一部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。
- (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

#### 告 示

〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。

〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇〇〇

#### (6) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

## 第2節 情報収集・伝達体制

災害情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図るため、情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。

### 1 通信体制

#### (1) 連絡責任者

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、災害対策本部に連絡責任者を置く。連絡責任者は、調整情報班長とし、各所属及び関係機関相互の通信連絡を総轄する。

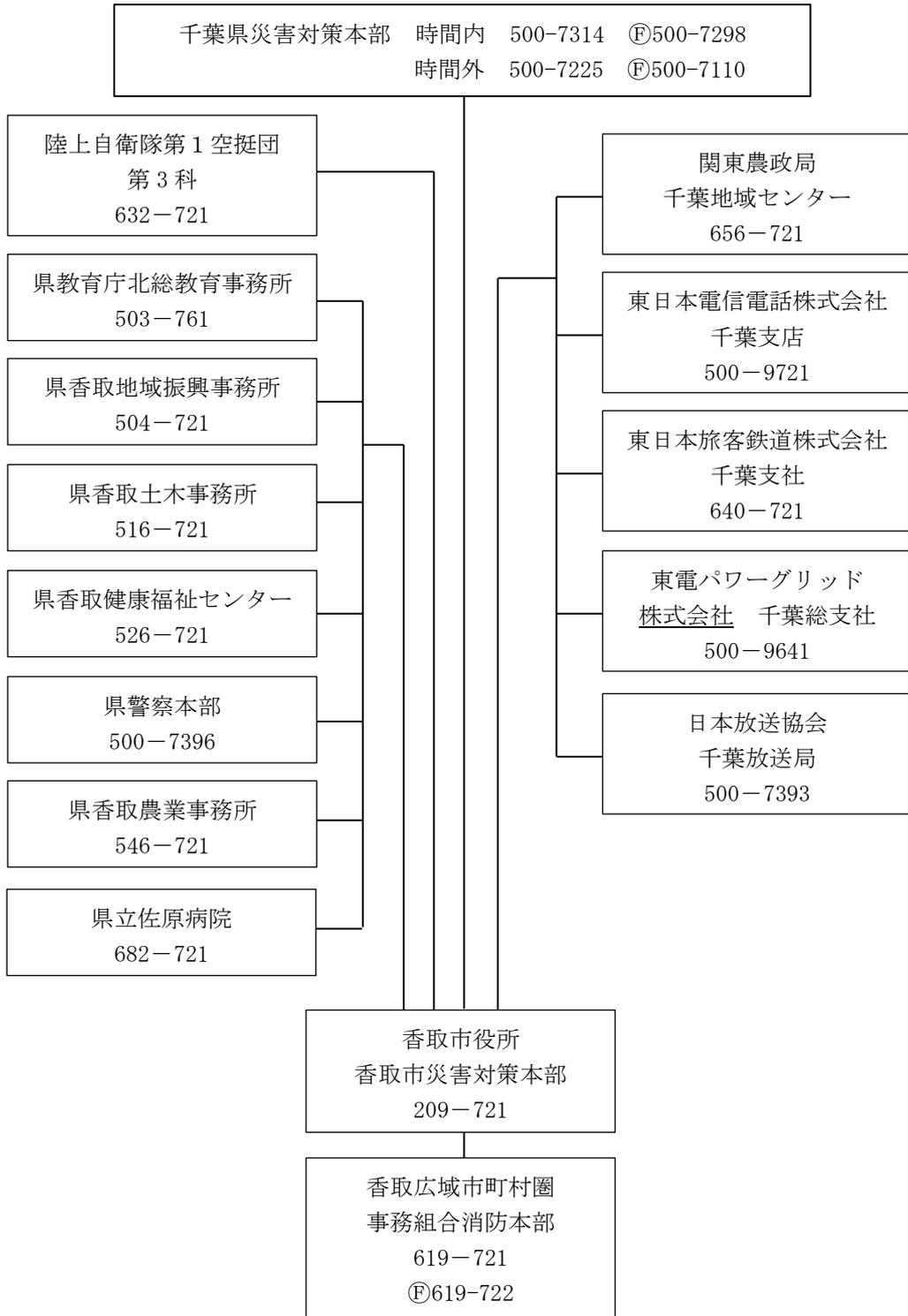
#### (2) 本部連絡員の派遣

- ア 各部（班）は、本部長との連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局に派遣する。
- イ 防災関係機関は、本部との連携強化のため、本部長の要請があった場合、連絡対応者（関係機関連絡員）を本部事務局に派遣する。本部連絡員は、業務用無線機等の有効な通信手段を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

(3) 通信連絡系統

災害時の市本部を中心とする通信連絡系統は次のとおりである。

通信連絡系統（千葉県防災行政無線）



## 2 通信手段の確保

一般電話や携帯電話等は取扱いが容易であるが、災害時には通信の輻湊や施設の被災により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめとする、市保有あるいは民間の無線設備等あらゆる手段をつくして通信・連絡手段を確保するものとする。

### (1) 指定電話・連絡責任者

#### ア 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信用に使用する指定電話をあらかじめ定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

#### イ 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

### (2) 有線通信網の利用

#### ア 災害時優先電話

市は災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局(東日本電信電話(株)千葉支店)の登録を受けた番号の加入電話(災害時優先電話)より行う。

#### イ FAXの利用

市、出先機関、県、防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡により行う。

### (3) 市防災行政無線の活用

#### ア 災害時に利用可能な無線通信

市が利用できる無線通信施設等は次のとおりである。

##### (ア) 市防災行政無線

##### (イ) 県防災行政無線

県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(資料-8-2 災害時に利用可能な無線局)

#### ウ 通信の制約に対する対応策

##### (ア) 使用できない時

代替の通信手段によるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

##### (イ) 混雑している時

混雑している時間帯は短時間なので、話中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する場合には、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけて

もらうようにする。

(ウ) 聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も適当な場所に移動する。無線機は1 m移動したり、傾けただけで送受信状態等が大きく変化することもある。

エ 通信の統制

災害発生時には各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

オ 通信の統制の原則

携帯・可搬用無線機からの通信は、すべて本部に対して次の項目に基づき行うものとする。

(ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

(ウ) 子局間通信の禁止の原則（子局間通信が必要な場合は、統制者の許可を得る）

(エ) 簡潔通話の実施の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）

(オ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

(4) 通信連絡系統の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通信施設が使用不能の場合、特に緊急を要する事態が生じた場合は、電波法第 52 条の規定により、「非常通信」に使用するものとして、次の機関の協力を得て無線通信施設を使用する。

ア 香取警察署通信施設

イ 国土交通省利根川下流河川事務所通信施設

ウ 東日本旅客鉄道(株)佐原駅通信施設

エ アマチュア無線施設

オ 千葉県防災行政無線

### 3 気象情報の受領・伝達

#### (1) 気象情報の受領

ア 警戒レベル

避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる 5 段階の警戒レベルも併せて提供される。

## の警戒レベル

警戒レベル	情 報	とるべき行動
警戒レベル5 相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報 ※1</li> <li>・氾濫発生情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> </ul>
警戒レベル4 相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・危険度分布「非常に危険」（うす紫）</li> <li>・氾濫危険情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が避難勧告を発令する目安となる情報。</li> <li>・自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。</li> </ul>
警戒レベル3 相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）※2※3</li> <li>・洪水警報</li> <li>・危険度分布「警戒」（赤）</li> <li>・氾濫警戒情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報。</li> <li>・自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断を行う。</li> </ul>
警戒レベル2 相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険度分布「注意」（黄）</li> <li>・氾濫注意情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。</li> </ul>
警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報</li> <li>・洪水注意報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。</li> </ul>
警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期注意情報（警報級の可能性）</li> <li>注：大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</li> </ul>

- ※1 これまでに経験したことのないような降水量の大雨が見込まれる際の大雨特別警報を指す。
- ※2 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
- ※3 「伊勢湾台風」級の台風等による大雨が見込まれる際には高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3の大雨警報（土砂災害）が大雨特別警報（土砂災害）として発表される。

資料:気象庁

### イ 注意報・警報・特別警報

(ア) 銚子地方気象台は、大雨や洪水、強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町村ごとに発表する。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

(イ) 市は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、災害に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）等の広報手段を活用して市民等へその旨を速やかに伝達する。

#### (資料-6 気象予報等の基準)

#### ウ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第 55 条に基づき、銚子地方気象台と千葉県が共同発表する。

##### (ア) 発表対象地域

県内の市町村毎に発表される。

##### (イ) 発表基準等

###### a 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び 2 時間先までの降雨予測値を基に作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合。

###### b 情報の解除

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

###### c 情報の特徴

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

#### エ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

#### 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報と同じ区域に発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、天気予報と同じ区域に発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

#### カ 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することが

できる。

キ 異常現象の通報

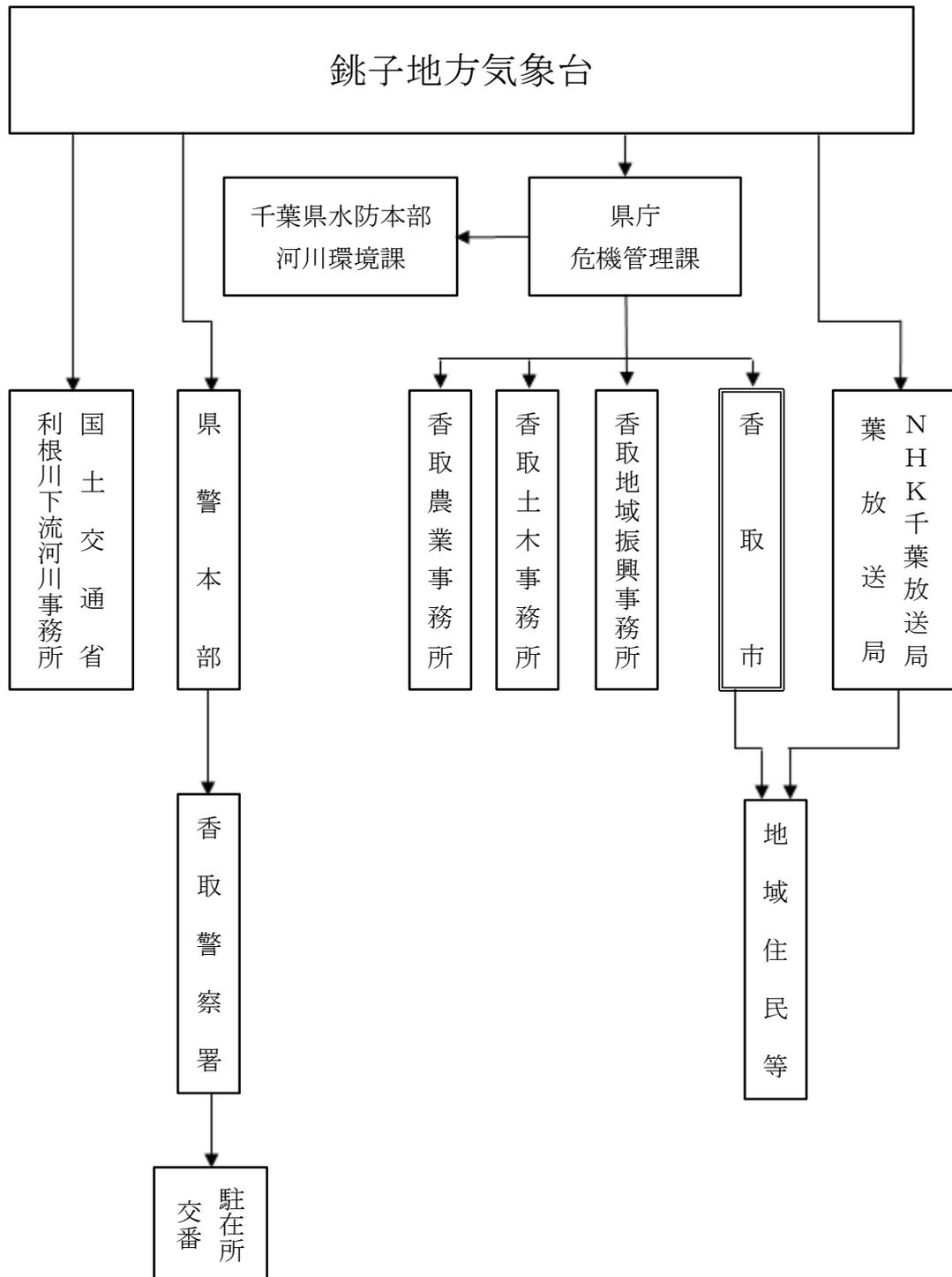
- (ア) 災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。
- (イ) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。
  - a 銚子地方気象台
  - b その災害に関係のある近隣市町村
  - c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

(2) 気象警報等の伝達方法

- ア 県、その他の機関から発表され、または伝達された予警報等は、調整情報班が受領（受信）する。
- イ 統括部長は、気象予警報等の情報を受領（受信）したときは、情報を取りまとめ速やかに本部長に報告するとともに、庁内関係機関に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。
- ウ 伝達を受けた各庁内関係機関は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、所轄する施設または関係団体へ伝達する。
- エ 市内関係機関への伝達方法は、電話または F A X 等をもって行う。
- オ 一般市民への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、市のウェブサイトや携帯電話メール配信、消防団及び自主防災組織等による電話または口頭伝達のほか、状況によりサイレンによる伝達を行う。

(3) 気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達系統図



## 水防警報

### (1) 知事が行う水防警報等

#### ア 水防警報

知事は、黒部川について水防警報を発表し、市長に伝達する。

#### 水防警報（県管理河川）指定河川、区域及び発表者

河川名	実施区域	発表担当者	連絡方法
黒部川	左岸：千葉県香取市羽根川昭和橋下流から利根川合流点まで 右岸：千葉県香取市羽根川昭和橋下流から利根川合流点まで	香取土木事務所長	FAX及びメール

#### イ 水位情報の通知

知事は、黒部川の水位情報について、市長に通知する。

#### 水防警報（県管理河川）水位観測所等

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
黒部川	新開橋	小見川4866-109	1.50	1.80	2.10	2.10

#### ウ 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について水防警報を発したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する

水防警報の内容及び発表基準は、概ね次の表のとおりである。

#### 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、(排・取)水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	〇〇川はん濫注意情報(洪水注意報)等により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき、また

種 類	内 容	発表基準
		は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる状態・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	〇〇川はん濫警戒情報(洪水警報)等により、または既にはん濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき。またははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

## (2) 国土交通大臣が行う水防警報等

### ア 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法 14 条の 2 第 2 項に基づき、国土交通大臣が指定し、水位流量を示して、洪水の予報を行う本市に関係ある河川は次のとおりとし、氾濫後の水位情報等についても同様とする。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

### 水防警報（国土交通省管理河川）指定河川、区域及び発表者

河川名	実施区域	発表担当者	連絡方法
利根川	左岸：茨城県取手市新町 1 丁目から海まで 右岸：千葉県我孫子市青山から海まで	国土交通省利根川下流河川事務所長	F A X
横利根川	左岸：常陸利根川分派点から千葉県香取市佐原二字南和田まで 右岸：常陸利根川分派点から茨城県稲敷市西代まで	国土交通省霞ヶ浦河川事務所長	F A X
	左岸：千葉県香取市佐原二字南和田から利根川合流点まで 右岸：茨城県稲敷市長割から利根川合流点まで	国土交通省利根川下流河川事務所長	F A X
常陸利根川 (外浪逆浦含)	左岸：茨城県潮来市永山地先から利根川合流点まで 右岸：茨城県潮来市永山地先から利根川合流点まで	国土交通省霞ヶ浦河川事務所長	F A X

### 水防警報（国土交通省管理河川）水位観測所等

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
利根川	横利根	茨城県稲敷市西代	2.10	2.85	3.90	4.40
横利根川	新横利根	香取市八筋川	1.30	1.40	—	1.50
常陸利根川 (外浪逆浦含)	出島	茨城県かすみがうら市	1.50	2.10	2.50	2.60
	白浜	茨城県行方市白浜	1.50	2.10	2.50	2.60

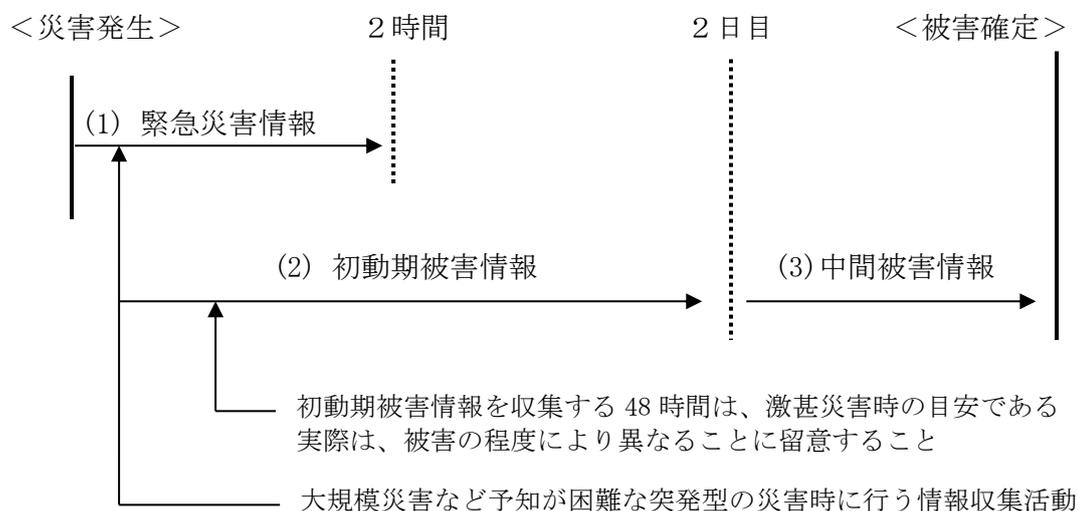
### 水防警報（国土交通省管理河川）発表の条件

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の増水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、(排・取)水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。または、水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる状態、漏水、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または既にはん濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位以下に下降したとき。または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

## 5 被害情報等収集・報告

災害情報の収集活動を災害発生からの時間経過に応じ、次のように区分して行うものとする。特に大規模な災害については、緊急性が求められる情報を優先的に収集するものとする。



### (1) 緊急災害情報の収集

緊急災害情報は竜巻等、予知が困難な突発型の災害が発生した場合に災害発生から概ね2時間以内に把握する情報と位置づける。被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の判断等に用いることを第一のねらいとする。

### (2) 初動期被害情報の収集

ア 初動期被害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するための情報とする。

イ そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。

ウ 初動期被害情報の内容

初動期被害情報の収集内容を目的別に次に示す。

- 人命救助に係る情報の収集
- 火災・延焼に係る情報の収集
- 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集
- 広域応援要請に係る情報の収集

エ 初動期被害情報の収集先とその内容は、次のとおりである。

### 初動期被害情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容
1) 警察情報	けが人・生き埋め・死傷者数の概括情報 道路交通情報・交通規制情報
2) 消防情報	火災・延焼情報 危険物漏洩情報 ガス漏れ情報 救急・救助活動情報
3) 土木情報	河川被害情報 道路・橋梁被害情報 崖崩れ、崩壊危険箇所情報
4) 職員参集時収集情報	建物倒壊・火災等、居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 避難等、住民行動情報 避難所開設情報
5) 各被害調査情報	市内の災害情報 避難等、住民行動情報 避難所開設情報
6) ライフライン情報	電気・ガス・N T T・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
7) 庁内各部情報	各部が収集した被害情報 各部の初動対応状況
8) 他市町村被害情報	他市町村の被害概況情報 広域幹線道路等の被害情報

### (3) 中間被害情報の収集【各部（班）】

ア 各部(班)は、災害発生から概ねの活動が軌道にのった時点で、原則として毎日2回、9時、15時現在の被害情報（情報把握日時、被害内容、被害箇所、人命被害有無、住家被害有無、応急対応の必要性、通報、報告者の部署名・氏名等）を、本部事務局へ報告するものとする。

イ 調整情報班は、被災状況図作成のための備品を確保し、各部（班）から収集した情報を被災状況図に記入する（紙地図の活用例：紙地図の上にビニールシートを被せ、紙紙面に発生場所を直接記入し、ビニールシートに対処状況を記入する。）。

ウ 被害状況の調査は、次に掲げる各部・各機関が実施する。また家屋被害調査等、人員の不足や専門的な知識を必要とする調査で市独自の調査が困難な場合は、次の協力機関に対し応援を求めるものとする。

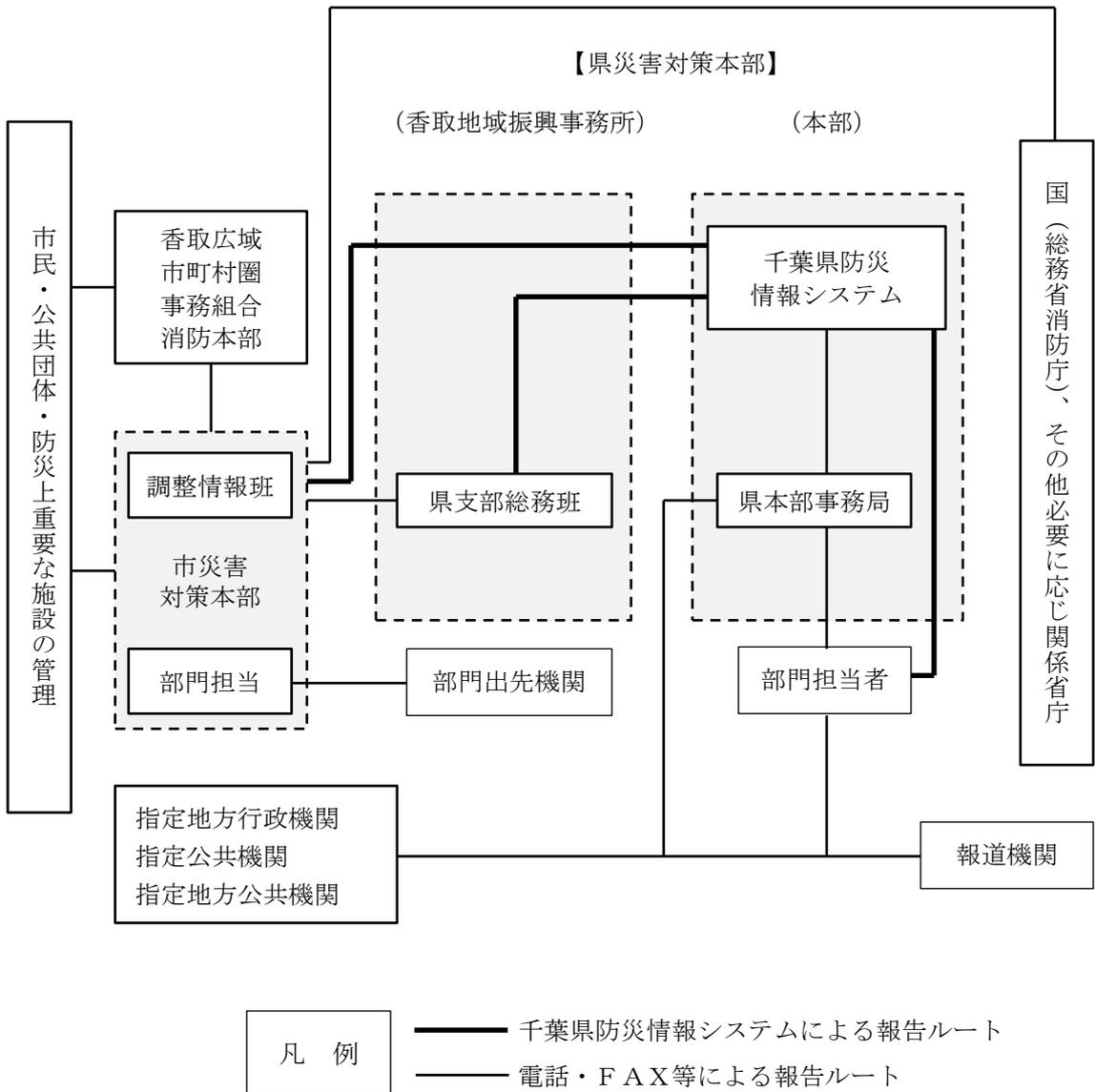
### 中間被害情報の調査事項と担当

実施担当	調査事項	協力機関
本部事務局	概況速報及び措置情報	県防災危機管理課
	火災速報	消防本部
	避難勧告・指示等避難状況	消防本部
	危険物等の事故による被害	消防本部
	公益事業被害	東日本旅客鉄道(株) 東日本電信電話(株) 東電P G 東日本高速道路(株) (株)N T T ドコモ (株)K D D I
調査班	人的被害	香取警察署 消防本部
	住家の被害	消防本部
食料班	農業用施設被害 農・林・畜・水産業被害	かとり農業協同組合 土地改良団体 佐原・北総・栗山川漁業協同組合 千葉県森林組合香取事業所
物資班	商工関係被害 観光施設被害	佐原商工会議所 香取市商工会 水郷佐原観光協会 水郷小見川観光協会
衛生班	廃棄物処理施設被害	香取広域市町村圏事務組合
医療救護班（救護本部） 要配慮者支援班	感染症関係被害 社会福祉施設被害	香取保健所（香取健康福祉センター）
都市復旧班 土木復旧班	公共土木施設被害	国土交通省利根川下流河川事務所 国土交通省霞ヶ浦河川事務所 香取土木事務所
	水害等速報	国土交通省利根川下流河川事務所 国土交通省霞ヶ浦河川事務所 香取土木事務所
給水水道復旧班	水道施設被害	(公社)日本水道協会千葉県支部
下水道復旧班	下水道施設被害	(公社)日本下水道協会千葉県支部

#### (4) 被害報告

被害情報等の収集報告の流れは、次によるものとする。

#### 被害状況等の報告系統



## ア 報告すべき災害

- 市域において、災害等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部損壊及び浸水）被害及びがけ崩れ等の発生した災害の場合
- 災害救助法の適用基準に合致する場合
- 市が災害対策本部を設置した場合
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合
- 災害による被害が軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害が発生するおそれがある場合
- その他、災害の状況及び社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

## イ 報告すべき事項

- 災害の原因または種別
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した所在地及び地域
- 被害の状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
  - ・日時・場所・活動人員・使用資機(器)材等を明記する
  - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - ・主な応急措置の状況
  - ・その他必要事項
- 災害による市民等の避難の状況
- 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

## ウ 被害報告の責任者

### (ア) 統括責任者

統轄部長は、県及び防災関係機関への被害情報の報告を統括する。

### (イ) 実施責任者

調整情報班長は、各部(班長)に被害状況を求め、県に報告する。

### (ウ) 取扱責任者

各部の所管事項に係わる県への報告は、各部の班長が、この計画の定めにより報告する。

## エ 報告の手順等

(ア) 統轄部長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

### (イ) 手順等

a 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、県防災情報システム

(システム端末) または県防災行政無線もしくは電話・ファクシミリにより、県本部事務局(危機管理課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

- b 被害の発生直後は、迅速を第一に「災害緊急報告」の第一報を、以後、詳細が判明のつど「災害緊急報告」を行う。次いで、災害後第1回目の災害総括報告<被害状況速報>及び詳細報告を定時に行う。ただし、県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。
- c 同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国(総務省消防庁)及び県に報告する。
- d 報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(ウ) 「確定報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。

県災害対策本部設置前	県災害対策本部設置後
<b>千葉県香取地域振興事務所</b> N T T 電話 0478-54-1311 N T T F A X 0478-52-5529 県防災行政無線 504-721・723 県防災行政無線 FAX504-722	<b>千葉県災害対策本部</b> N T T 電話 043-223-2154 N T T F A X 043-222-1127
<b>千葉県防災危機管理部危機管理課災害対策室</b> (勤務時間内) N T T 電話 043-223-2175 N T T F A X 043-222-1127 県防災行政無線 500-7314 県防災行政無線 FAX500-7110 (勤務時間外) N T T 電話 043-223-2178 N T T F A X 043-222-1127 県防災行政無線 500-7225 県防災行政無線 FAX500-7110	県防災行政無線 500-7304 県防災行政無線 FAX 500-7631

(エ) 休日または夜間時等の勤務時間外において、県に報告できない場合の国(総務省消防庁)への災害緊急報告を行う場合は次のとおりである。

連絡先		一般加入電話	消防防災無線 (県防災行政無線を使用)
勤務時間内	消防庁 応急対策室	電 話 03-5253-7527	電 話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系)
		F A X 03-5253-7537	F A X 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系)
休日・夜間	消防庁 宿直室	電 話 03-5253-7777	電 話 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系)
		F A X 03-5253-7553	F A X 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系)

オ 県に行う被害情報報告の区分及び内容は次のとおりである。

報告の種類	報告時期	報告内容
即時報告	定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害に関する情報</li> <li>・ 住家被害に関する情報</li> <li>・ 交通規制・道路被害に関する情報</li> <li>・ その他の被害に関する情報</li> <li>・ 避難勧告等に関する情報</li> <li>・ 物資資源管理に関する情報</li> <li>・ 避難所・救護所等に関する情報</li> <li>・ 消防庁が指定する災害に関する情報</li> <li>・ 道路災害等における情報連絡</li> </ul>
随時報告	情報を覚知した、または県本部事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告	
定時報告	対応が長期化した場合等において、県本部事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点の情報を30分以内に報告)	

カ 報告の様式及び内容(各部)

各部が県に行う被害情報の報告先は、次に示す表のとおりである。

#### 各部が県に行う被害情報等の報告先

報告の種類	報告主管部	報告先
公共土木施設等関係	建設水道部	香取土木事務所
農林業施設等関係	生活経済部	香取農業事務所
商工施設等関係	生活経済部	県商工労働部経済政策課
公立学校施設等関係	教育部	県教育庁企画管理部財務施設課
衛生関係	生活経済部	香取保健所(香取健康福祉センター)
危険物施設等関係	総務企画部	防災危機管理部消防課
社会福祉施設関係	福祉健康部	香取保健所(香取健康福祉センター)

報告の種類	報告主管部	報告先
下水道施設関係	建設水道部	県土整備部下水道課
し尿、一般廃棄物処理施設関係	生活経済部	環境生活部循環型社会推進課
水道施設関係	建設水道部	総合企画部水政課

## 6 災害時の広報

災害時及びその直前における市民の混乱防止や不安をなくすため、被害状況、救援活動状況を市民に対して、できる限り正確に提供するとともに、二次災害の発生を防止するために市民等の協力を得ながら実施する。また、生活再開に必要な情報を提供する。

### (1) 広報内容

災害発生の前後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について次のとおり定める。

#### ア 災害発生直後から初動活動期（概ね 48 時間）

災害発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

#### 災害発生直後から初動活動期に広報する内容

広報する災害情報の内容
<p>【混乱防止のための情報】</p> <p>(1) 市民が状況を判断できるための情報</p> <p>① 災害の規模・範囲・内容</p> <p>② 概括的な被害状況</p> <p>③ ライフライン関連情報</p> <p>④ 道路関連（交通規制）情報</p> <p>⑤ 鉄道・バス運行状況</p>
<p>(2) 救援活動状況の情報</p> <p>① 救援活動情報</p> <p>② 人命救助の協力呼びかけ</p> <p>③ 全国からの救援の状況</p>
<p>(3) 二次災害防止情報</p> <p>① 出火防止情報（初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置）</p> <p>② 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒呼びかけ</p>
<p>(4) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別）</p> <p>① 避難場所の情報</p> <p>② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報）</p> <p>③ 要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ</p> <p>④ 避難時の車の使用制限</p>
<p>(5) 応急対策実施状況</p> <p>① 行政の対応状況</p> <p>② 消防団・自主防災組織等の対応状況</p>

(6) その他
① 死体安置（場所）情報
<b>【生存関連情報】</b>
(1) 医療情報
① 医療機関の受入情報
② 臨時開設された医療施設・救護所情報
③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2) 水・食料の物資情報
① 水の拠点配給場所
② 物資等の配給場所
③ 救援物資等の受入情報

イ 生活の再開時期

災害の拡大するおそれなくなり、市民が生活を再開するために、提供する各情報については、市民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

生活再開時期に広報する内容

広報する災害情報の内容
<b>【生活関連情報】</b>
(1) ライフライン復旧情報
① ライフライン施設の復旧状況（回復までの日数）
② 代替燃料・機器に関する情報
(2) 交通・道路情報
① 鉄道・バス等の復旧情報
② 道路情報（交通規制・復旧情報）
代替交通機関の情報
(3) 生活の基礎情報
① 小売店舗、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の営業・浴場情報
② 避難所・地域での生活情報
③ 通常の行政サービス情報
④ 医療情報（病院・診療所・臨時救護所）
⑤ 各種相談窓口情報
(4) 教育関連情報
① 学校の休校・再開情報

(5) 災害時の行政施策情報
① 住宅関連情報
② り災証明・義援金関連情報
③ 倒壊家屋・ガレキ処理関連情報
④ 各種貸付融資制度関連情報
⑤ 都市計画関連情報
⑥ 各種式典関連情報
⑦ 経済活動支援関連情報
⑧ 見舞金・弔慰金等の支給関連情報
⑨ 各種減免・軽減・延期措置情報
⑩ 復興関連情報
⑪ 二次災害防止啓発関連情報
(6) その他

## (2) 広報手段

ア 市防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

災害発生前の市民への呼びかけや避難誘導等、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ、広報を行う。

ウ 個々の職員による広報

(ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により市民に提供する。

(イ) 各職員は、広報内容・メモ等を携帯し、市民の問い合わせ等に対応できるようにする。

エ 広報紙による広報

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルート確保に努める。

オ 回覧板による広報

緊急性がなく各自治会や地区毎に地域性に応じた情報を主として、回覧板を活用した情報提供を行う。

カ 市ウェブサイト、SNS等による広報

キ 報道機関を通じた広報

災害直後は、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行うこととする。また、各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

(ア) ラジオ、テレビによる広報

速報性や同時性を活かした広報を行う。また場合によっては、障害者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

(イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から市独自の広報紙の

配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえよう要請するものとする。

ク 航空機による広報

必要に応じて、放送設備を有する航空機を保有する機関及び団体に応援を求め、もしくは当該航空機を借り上げて、上空より広報を実施する。

**(3) 報道機関との連携**

ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、本部事務局が対応する。

イ 本部の記者発表は、本部長、副本部長、統轄部長が対応する。

ウ 避難勧告等の緊急送出要請

避難勧告等については、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送を要請する。その場合、県から各放送局へ要請を行うが、緊急の場合は直接各放送局にその旨を伝えるものとする。

**(4) 自主防災組織等との連携**

発災から時間経過とともに市民の情報ニーズが変化していくことから、自主防災組織や避難所運営委員会はそれらの動向を把握して本部に伝えるとともに、広報紙の配布や掲示板への張り出し等に協力するものとする。

**(5) 災害記録の収集・保存**

広報資料は、カメラ・ビデオカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

**7 災害時の広聴**

災害後、あるいは災害の状況が沈静化し生活再開期に入った時点で、市は災害後の住民の意識やニーズを把握するため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、応急対策や復旧活動に住民の要望等を反映させていく。

**(1) 広聴活動の留意事項**

市民の問い合わせ等には、たらい回しすることのないよう職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

**(2) 臨時市民相談窓口の開設**

ア 市民からの相談・要望などに対応するため、「臨時市民相談窓口」を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 15 時までに本部に報告するものとする。

**(3) 専門相談窓口の開設**

災害によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て以下に示すような相談窓口を開設するものとする。

ア 借地・借家関係の法律相談

- イ 登記手続きなどの土地建物の登記相談
- ウ 減免などの税務相談
- エ 雇用保険などの労働保険・社会保険に関する相談
- オ 住宅等の応急修繕に関する融資相談

## 第3節 避難計画

災害から市民の生命を保護するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。

### 1 計画方針

災害に際し、危険地域の市民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に受入れ保護する。

また、災害時における香取市避難所運営マニュアルに基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

### 2 実施機関

#### (1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

#### (2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある市民を受け入れるため、学校や公民館等に避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 市のみで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

### 3 避難の勧告又は指示等

(1) 風水害等による市民等の生命、身体及び財産の保護のため、又は災害の拡大防止の

ために特に必要があると認められるときは、本節 2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

#### 市長の措置（災害全般）

- (ア) 避難の勧告・指示は、市長が行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。  
ただし、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第 60 条）
- (イ) 避難の勧告・指示は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難場所へ避難させる必要が生じたときに、市長が行う。
- (ウ) 避難の勧告・指示の伝達は、消防長、消防署長または消防団長が行うものとする。
- (エ) 市が避難の勧告・指示を行うときは、警察署長、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難の勧告・指示を行う。
- (オ) 要配慮者等に対する避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達については、個別計画を策定し、その状況に応じた情報伝達体制を確立するとともに、関係機関（消防団、自主防災組織等）の協力を得て、巡回等による避難情報等の周知を図るものとする。

#### イ 警察官の措置（災害全般）

警察官は市長が措置をとることができないと認められるとき、または市長から要請があったとき、もしくは市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときはただちに必要と認める地域の市民に立退きを指示する。

#### ウ 自衛官の措置（災害全般）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に対し、避難の指示をすることができるとできる。

#### エ 知事等の措置（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

知事等は大雨等による洪水及び地すべり等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示する。

### (2) 避難の勧告又は指示の内容

市長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

各河川の避難勧告等の発令基準

区分 (対象 河川)	基準水 位観測 所	河川水位	避難情報の発令基準		
			避難準備・高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
洪水予報河川	利根川	横利根 計画高水位相当:5.02m 氾濫危険水位:4.40m 避難判断水位:3.90m 氾濫注意水位:2.85m 水防団待機水位:2.10m	いずれかに該当する 場合 ・洪水予報により、基 準水位観測所の水 位が「避難判断水位 に到達」と発表さ れ、かつ、水位予測 において「引き続き 水位上昇が予想」さ れる場合 ・洪水予報により、基 準水位観測所の水 位が「氾濫危険水位 に到達することが予 想」される場合	洪水予報により、基 準水位観測所の水 位が「氾濫危険水位 に到達」と発表 された場合	いずれかに該当する 場合 ・洪水予報により、基 準水位観測所の水 位が「氾濫危険水位 に到達」と発表さ れ、かつ、水位予測 において「引き続き 水位上昇が予想」 される場合 ・堤防越水等により住 家に被害が出る恐れ がある場合 ・河川管理施設の大 規模異常、破堤を確 認した場合
	常陸利根川	出島・ 白浜 計画高水位相当:2.85m 氾濫危険水位:2.60m 避難判断水位:2.50m 氾濫注意水位:2.10m 水防団待機水位:1.50m			
	霞ヶ浦	出島 計画高水位相当:2.85m 氾濫危険水位:2.60m 避難判断水位:2.50m 氾濫注意水位:2.10m 水防団待機水位:1.50m			
	小貝川	—	—	決壊や越水・溢水が発生し、香取市域が浸水することが予想される場合 (浸水が予想される範囲・程度により段階的に避難情報を発令)	
水位周知河川	横利根川	新横 利根 計画高水位相当:1.50m 氾濫危険水位:1.50m 避難判断水位:— 氾濫注意水位:1.40m 水防団待機水位:1.30m	—	基準水位観測所の 水位が「氾濫危険水 位に到達」と発表 され、かつ、水位 予測において「引き 続き水位上昇が予 想」される場合	いずれかに該当する 場合 ・堤防越水等により住 家に被害が出る恐れ がある場合 ・河川管理施設の大 規模異常、破堤を確 認した場合
	黒部川	新開 橋 計画高水位相当:2.10m 氾濫危険水位:2.10m 避難判断水位:— 氾濫注意水位:1.80m 水防団待機水位:1.50m			
	小野川	牧野 計画高水位相当:2.70m 氾濫危険水位:2.20m 避難判断水位:— 氾濫注意水位:2.20m 水防団待機水位:1.90m			
	栗山川	多古 大橋 計画高水位相当:3.90m 氾濫危険水位:— 避難判断水位:— 氾濫注意水位:1.80m 水防団待機水位:1.70m	—	基準水位観測所の 水位が「計画高水 位に到達」と発表 され、かつ、水位 予測において「引き 続き水位上昇が予 想」される場合	いずれかに該当する 場合 ・堤防越水等により住 家に被害が出る恐れ がある場合 ・河川管理施設の大 規模異常、破堤を確 認した場合
その他の河川	大須賀川	谷中 計画高水位相当:4.10m 氾濫危険水位:4.10m 避難判断水位:— 氾濫注意水位:— 水防団待機水位:—	—	基準水位観測所の 水位が「氾濫危険水 位に到達」と発表 され、かつ、水位 予測において「引き 続き水位上昇が予 想」される場合	いずれかに該当する 場合 ・堤防越水等により住 家に被害が出る恐れ がある場合 ・河川管理施設の大 規模異常、破堤を確 認した場合

## 土砂災害に関わる避難勧告等の発令基準

区分(対象区域)	避難情報の発令基準		
	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
土砂災害警戒区域 (市内の全区域)	いずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準値に到達」する場合 <input type="checkbox"/> 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替えるk脳性が言及されている場合 <input type="checkbox"/> 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	<input type="checkbox"/> 「土砂災害警戒情報」が発表された場合	いずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 「土砂災害警戒情報」が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「大雨特別警報(土砂災害)」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「土砂災害の発生」を確認した場合

※土砂災害警戒情報発表後に降雨が弱まることが予想される場合においても、発令基準に従い躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。このような状況下において避難勧告等を発令する場合には、屋外が危険な場合には屋内での安全確保が望ましいなど、とるべき避難行動を発令時に併せて伝達する。

### (3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

#### ア 市民等への周知

難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、次の方法等により市民に対し、その内容の周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

- (ア) 市防災行政無線
- (イ) 広報紙
- (ウ) 広報車
- (エ) サイレン又は警鐘
- (オ) ツイッター等のSNS
- (カ) 電話、FAX、登録制のメール
- (キ) その他速やかに市民に周知できる方法

#### イ 関係機関の相互連絡

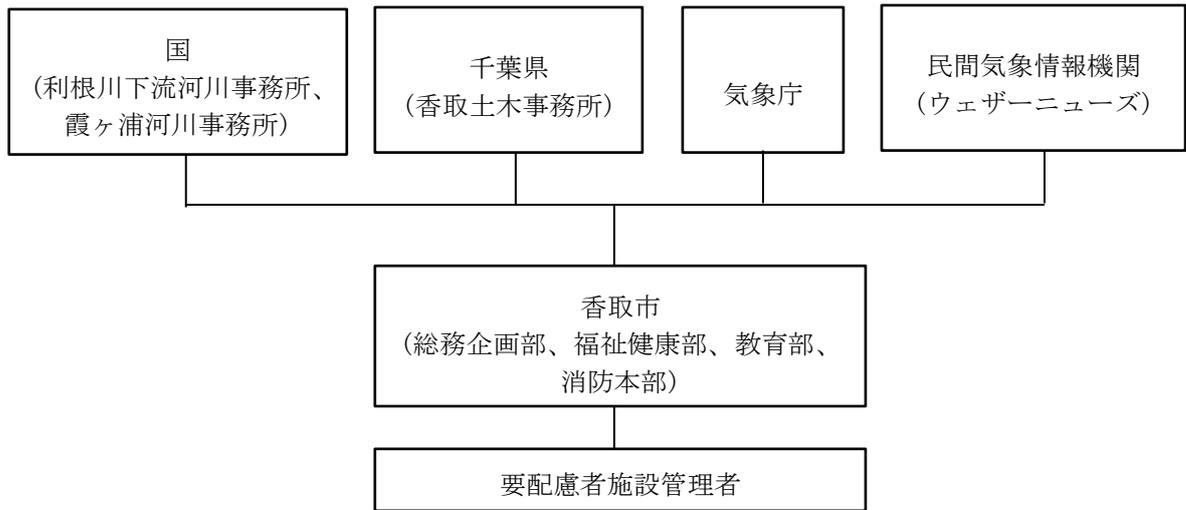
市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

#### ウ 要配慮者利用施設への防災情報の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は次のとおりとする。

### 要配慮者利用施設への情報伝達系統図



(資料-15 要配慮者施設)

#### (4) 避難誘導等

市長は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

##### ア 誘導の順位

誘導者は、誘導にあたって、要配慮者を優先して避難させる。

##### イ 移動の方法

- (ア) 徒歩を原則として、車両による避難を避ける（歩行等が困難な者は除く）。
- (イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。
- (ウ) 広範囲な移送及び孤立した地区の移送等を必要とし、市において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

##### ウ その他留意事項

- (ア) 市は、避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供充実に努める。
- (イ) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。
- (エ) 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるほか、危険な場所には縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。
- (オ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことに

ついて、市は、市民等への周知徹底に努める。

(カ) 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(キ) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の香取市避難行動要支援者避難支援計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

#### エ 福祉施設入所者の避難

施設管理者及び職員は、施設の応急対策計画等に基づき適切な指示、対策を行い、入所者の生命、身体の安全を図る。

#### オ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送事業者の応急対策計画等により措置する。

### (5) 避難の勧告・指示を行うとき

原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、消防本部、香取警察署等の防災関係機関からの要請も踏まえて、市長が行うことになるが、状況により、様々な場合が想定される。ここでは、局地的な被害による地域を限定した避難を要する場合と大規模災害発生等により広域的な避難を要する場合の二つを想定して、次にまとめる。

#### ア 局地的な被害による場合

##### 局地的な被害による地域を限定した避難

- 河川の上流が災害被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- 火災が拡大するおそれがあるとき
- 爆発のおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測される時
- がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

#### イ 広域的な被害による場合

##### 広域的な被害により広域的な避難を要する場合

- 河川の氾濫の可能性があるとき
- 火災が延焼し、広域的に拡大するおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

#### 4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

##### 警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第 73 条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、身体及び財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第 23 条の 2
消防吏員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第 63 条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第 28 条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第 21 条
災害派遣を命 じられた部隊 等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第 63 条

## 5 受入れ計画

### (1) 避難所の開設の原則

#### ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）

- (ア) 施設の安全確認と二次災害の防止  
災害発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。
- (イ) 災害情報の収集  
本部は、市民の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。
- (ウ) 市職員の派遣  
避難者の来所が確実な場合、本部は、発災後、要配慮者支援班職員を当該避難所に派遣する。また、開設状況に応じて本部へ応援職員の派遣を求める。
- (エ) 避難所開設の準備  
要配慮者支援班は、避難所開設の準備を行う。
- (オ) 避難者受入れスペースの確保  
施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を市職員に報告する。
- (カ) 避難者の受入れと誘導  
要配慮者支援班は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。
- (キ) 本部へ避難所開設の報告  
要配慮者支援班は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

#### イ 勤務時間外（自主防災組織等の主導による避難者の待機）

- (ア) 避難情報の収集
- (イ) 避難所の要請開設  
自主防災組織のリーダーまたは自治会長は当該避難所に、市職員、施設管理者が配備についていない場合は、市へ避難所の開設を要請する。
- (ウ) 避難者の一時待機措置  
自主防災組織のリーダーまたは自治会長は、市職員または施設管理者が来るまで避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に待機させる。

#### ウ 避難者を受入れできない場合の対応

- (ア) 他避難所への振り分け  
要配慮者支援班は、指定避難所へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを要請する。  
要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。
- (イ) 他避難所への移動  
要配慮者支援班は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

## (2) 避難市民の受入れ

避難市民の受入れについては、市職員及び自主防災組織等が協力し、次の各活動を行うものとする。

### ア 受入れ手順

#### (ア) 施設内への誘導

避難所施設職員及び自主防災組織等は、受入れ施設の安全確認後、混乱が起らないように避難者を速やかに建物内に誘導する。

#### (イ) 避難者への告知

受入れの際、口頭または掲示板への張り出しにより、次の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

##### a 部屋の占有禁止について

b 近隣の住民同士はなるべく近くになること

#### (ウ) 避難者名簿の作成

a 避難者の受入れの際に、避難者名簿を作成し、避難の状況、病人、負傷者の有無、高齢者、障害者の状況を把握する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるものとする。

b 食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

### イ 受入れの際の注意点

災害が発生した場合、市民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。

また、顔見知りでない人と共同生活を送るという点からも、女性にも配慮し、次の事項に注意して市民の受入れを行う。

#### (ア) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に受入れる。複数階の避難所の場合には、便所に近い場所や1階のフロアにするなど、移動の負担がかからない位置に受入れる。

#### (イ) 近隣住民同士の受入れ

日常近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう市職員、自主防災組織リーダーから声をかける。顔見知り同士が近くにいることで、その後の避難所運営委員会の形成がスムーズに行われるようにする。

#### (ウ) 使用禁止エリアの指定

特に、学校に避難者を受入れる場合には、応急救護スペース、運営委員会設置スペース等の確保のため、保健室、職員室、校長室等の管理諸室へ誘導しないように注意する。

#### (エ) 受入れスペースの指定

避難した市民の受入れスペースについては、占有場所の2m間隔を確保するとともに、表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

また、段ボールやパーティション等を用いて区画を区切ることは、女性も含めたプライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効であることから、活用を検討する。

### (3) 帰宅困難者の受入れ

通勤・通学者及び旅行者等の避難者（帰宅困難者）は、避難者名簿作成の際に、市民とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

### (4) 要配慮者の受入れ

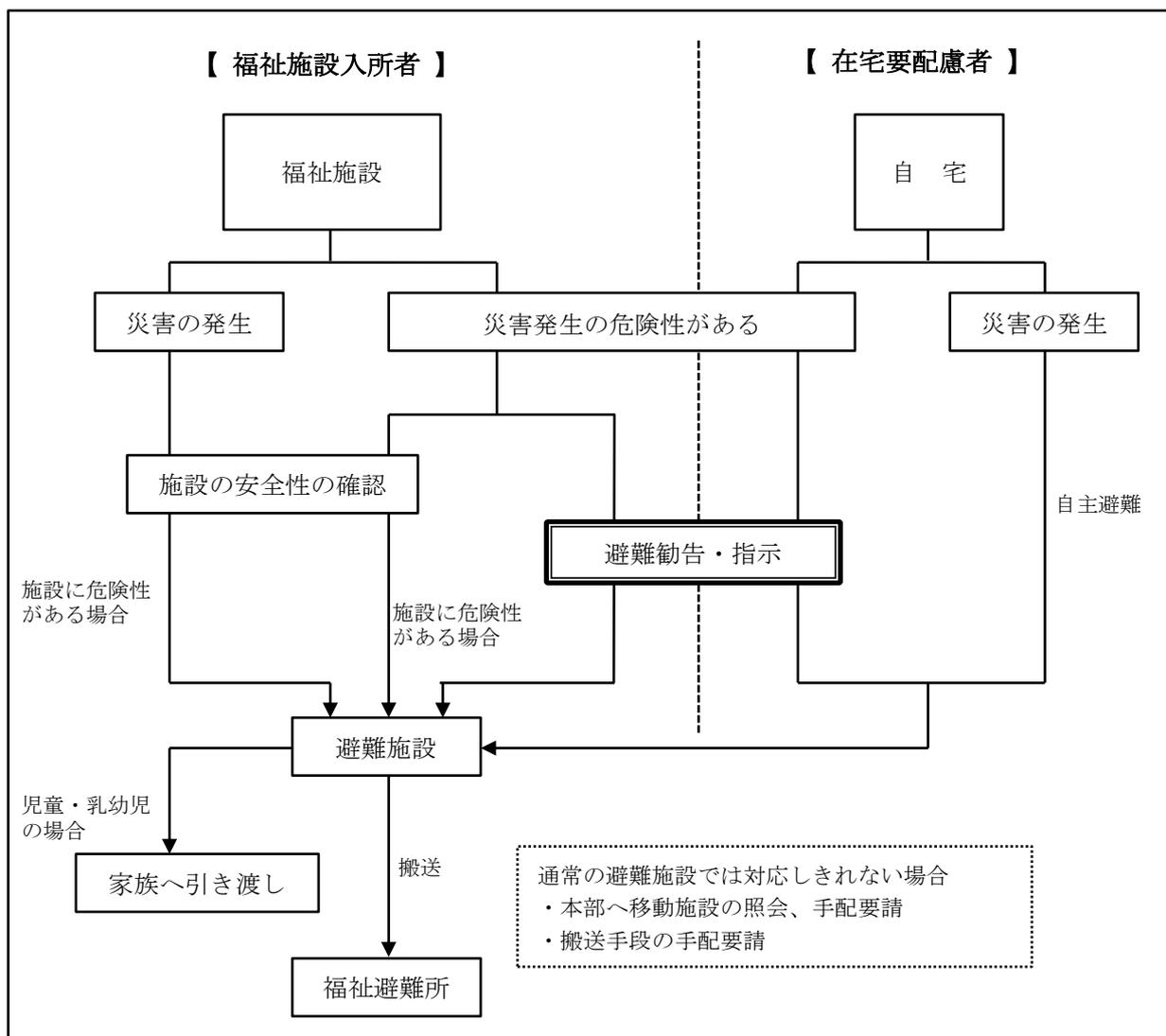
#### ア 福祉施設入所者

- (ア) 各福祉施設管理者は、次ページに示すフロー図に基づき対応をとるものとする。
- (イ) 災害が発生または発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。
- (ウ) 施設が被害を受けた場合または被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の住民と協力し、付近の避難施設へ避難者を移動させる。
- (エ) 施設への受入れにおいては、市職員、自主防災組織等と協力し、優先的に施設へ受入れる。
- (オ) 移動させた避難施設において、要配慮者への対応が困難な場合は、福祉避難所の照会、避難所救護班に対して搬送の手配をそれぞれ要請する。
- (カ) 保育所(園)に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引き渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引き渡しを行う。引き渡した後は、家族と行動を共にさせる。

#### イ 在宅要配慮者

- (ア) 在宅の要配慮者の受入れについては、避難行動要支援者名簿等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。
- (イ) 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。
- (ウ) 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、福祉避難所の照会、手配をそれぞれ要請する。

要配慮者受入れのフロー図



## 6 避難所の開設・運営

### (1) 避難所の開設

#### ア 開設の決定

- (ア) 災害対策本部又は災害警戒本部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。
- (イ) 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。
- (ウ) 勤務時間外の場合には、要配慮者支援班、避難部が鍵を携行して開設する。

#### イ 開設にあたっての留意点

- (ア) 避難所の開設が予定されている施設については、耐震性を確保するとともに、被災市民が避難できる規模をもって適切に配置するよう努める。
- (イ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ウ) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難

所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

- (エ) 学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

#### ウ 避難者の受入れ

援護部及び避難部は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難状況を確認し、調整情報班に報告する。

### (2) 避難所の運営

#### ア 避難所運営態勢

- (ア) 援護部及び避難部は、避難所開設時の受付等の初期対応を行うとともに、開設期間の長期化が見込まれる場合は、自主防災組織、住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会の立ち上げを支援する。
- (イ) 避難所運営委員会の設置後は、原則として自主防災組織・自治会を中心とした避難者の自主運営にて行う。また、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。
- (ウ) 運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢等の症状が現れている場合は、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとる。

#### 避難所運営の分担

避難所運営委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営方法等の決定</li><li>・生活ルールの作成</li><li>・避難所利用者登録票・名簿の作成</li><li>・市からの連絡事項の伝達</li><li>・食料・物資の配給</li><li>・ボランティア等との調整</li><li>・避難者の要望等のとりまとめ</li></ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部との連絡</li><li>・広報</li><li>・施設管理者、ボランティア等との調整</li><li>・避難所運営記録</li></ul>

#### イ 避難者の把握

- (ア) 援護部及び避難部は、避難所運営委員会の協力を得て、避難所利用者登録票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。
- (イ) また、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

## 避難所生活における配慮

- (ア) 市は、男女別更衣室（更衣テント）や男女別トイレ、授乳スペース（おむつ交換場所）、物干し場所等、女性に配慮した対策を行う。
- (イ) 避難所では多数の人が集まることによる臭いのトラブルも多く、特に女性は敏感なため、必要に応じてアロマオイル（精油）や消臭スプレー等を使用することにより、解消に努める。
- (ウ) 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。
- (エ) 市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (オ) 市は、ペットとの同行避難に備えて、香取市避難所運営マニュアルを参考に、ペットの避難場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。  
また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

## エ 長期対応

市は、避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営の補助や施設管理を分担する。

また、長期生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

らに、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

### (3) 食料・物資の供給

援護部及び避難部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を食料班及び物資班に請求する。避難所に供給された食料、物資は、避難所運営委員会が配給する。

### (4) 避難施設の設備・物資の充実

市は、避難所生活の環境向上のため、次の設備・物資の充実に努める。

### 必要となる避難所の設備・物資（例）

設備	水道、ガス、電気、電話、トイレ、シャワー、換気設備、除菌・滅菌装置等
資機材	テレビ、ラジオ、インターネット環境（Wi-Fi等）、携帯電話の充電設備、事務機器（パソコン、プリンタ、ファクシミリ）、掲示板、非常用発電機、投光器、ブルーシート等
食料、飲料	食料、飲料水、乳幼児用ミルク、アレルギー対応食等
生活用品等	毛布、衣類・下着、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、紙おむつ、生理用品、タオル、ゴミ袋、スリッパ、燃料（灯油）等
感染症対策用品	<p>【衛生用品】</p> <p>マスク、体温計、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、石鹸、ガウン（エプロン）、フェイスガード等</p> <p>【避難所運営用資機材】</p> <p>間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、ビニールカーテン、ブルーシート、仮設トイレ、清掃用具一式、トイレ関連備品一式、扇風機等</p>
季節用品	<p>【冬季】防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 他</p> <p>【夏季】殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤、スポットクーラー 他</p>

#### （5） 要配慮者への支援

##### ア 避難生活での配慮

援護部及び避難部は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

援護部は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

##### イ 福祉避難所の開設

援護部は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、公共施設及びホテルの借り上げ等により福祉避難所を開設し受入れる。

##### ウ 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所から福祉避難所への移送が必要な場合、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

福祉避難所への移送は、原則、当該要配慮者の家族又は支援者により行う。家族又は支援者による移送が困難の場合、避難支援等関係者が移送を支援する。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

また、市社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

#### （6） 安否情報の提供

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者

へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

#### (7) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

##### ア 閉鎖方法

避難者及び施設管理者との十分な協議のもとに閉鎖を判断する。

##### イ 避難者との調整

- (ア) 市職員は個別面談や個別調査を実施し、入所者が避難所を出る目安を把握する。
- (イ) 市職員は自立へ向けての指導や相談を通じた支援をする。
- (ウ) 要配慮者に対して、香取保健所（香取健康福祉センター）等と連携を図り、きめ細かな支援をする。

##### ウ 施設管理者との調整

施設管理者から閉鎖の要望が出された場合は、閉鎖時期等について協議検討する

### 7 感染症対策

避難所のような人が多く集まる場所では、感染症が発生しやすい状況にあり、また、集団で生活をしていることから拡がりやすい環境にある。

このため、感染拡大防止対策として様々な対策を講じるものとする。

#### (1) 避難所の開設

##### ア 可能な範囲で多くの避難所を開設

避難所の避難人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な範囲で多くの避難所開設を図るとともに、企業の福利厚生施設、ホテルや旅館の活用等の検討を図る。

##### イ 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な人に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくことも検討する。

##### ウ 自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている軽症の感染症患者等への対応は、保健福祉部局と十分な連携の上、医療機関やホテル等での療養など適切な対応を事前に検討しておく。

#### (2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

##### ア 手洗い及び咳エチケットの徹底

手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に感染症対策チラシ等を掲示する。

##### イ 十分な換気の実施

避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。（2方向の窓を開け、

数分程度の換気を1時間に2回程度、換気扇、除菌・滅菌装置等の活用)

ウ 十分な居住スペース及び社会的距離の確保

(ア) 避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保できるよう留意し、ほかの人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2mほど確保する。

(イ) 発熱者、濃厚接触者等については、健康な者の居住スペースから隔離された専用スペース、専用トイレ、独立した動線等を確保するよう努める。

エ 入所時及び定期的な健康チェック

(ア) 避難所受入れ時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理を行うものとする。

(イ) 市民に対し、避難時にマスク、体温計、携帯用消毒液等必要な物資を持参するよう事前に周知しておく。

オ 災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用

(ア) 避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。

(イ) 消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

**(3) 発症時等の対応**

ア 感染が疑われる者が避難してきた場合や避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関に連絡し、検査、入院の調整をする。

イ やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。

また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫を行う。

## 第4節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

自力避難が困難な状況である要配慮者に対して、地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難生活状況の確認等、災害時の要配慮者に対する安全対策について必要な事項を定める。

### 1 要配慮者に対する対策

#### (1) 災害発生直後の安全確保

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病等のいわゆる在宅の要配慮者の安全確保は次により行う。

##### ア 避難及び安全の確認

(ア) 家族、近隣住民及び自主防災組織等が協力し、避難誘導を行う。

(イ) 自主防災組織等は、避難所において要配慮者の安全の確認を行い、安全が確保されていない者について、警察官または市職員に連絡する。

##### <確認事項>

- 介護対象者の確認
- 介護者が被災し介護不能となっている要配慮者の確認
- 保護者をなくし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- 日本語が話せない外国人や身よりのない外国人の確認
- 所在がわからない被災者の確認

##### イ 安否の確認

避難所に避難した住民、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の安否確認を行い、本部に報告する。

#### (2) 被災した要配慮者等の生活の確保

ア 市は県及び関係機関と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な措置を講じ、生活を確保する。

(ア) 広域的な専用施設への緊急入居

(イ) 身内による引取り等連絡調整

(ウ) 介護ボランティアを活用したケア体制の確保

イ 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討していくものとする。

ウ 被災した要配慮者等の生活の確保として、市及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(ア) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(イ) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 2 社会福祉施設等における対策

市及び社会福祉施設の管理者は、災害時における要配慮者の安全及び生活の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。

### (1) 災害発生直後の安全確保

施設管理者は、入(通)所者の安全の確保を最優先として次の措置を行う。

#### ア 安否・安全確認

災害発生直後には防災活動隊を編成し、職員による入(通)所者の安否確認と施設の安全確認を行う。

また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の要請を行う。

#### イ 出火防止、初期消火

(ア) 施設管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

(イ) 火災が発生した場合は、消防本部に通報するとともに初期消火にあたる。

#### ウ 情報収集活動

(ア) 関係機関(消防本部、市)、テレビ、ラジオ等からの情報を積極的に収集する。

(イ) 施設の被害状況を放送等により、全職員に把握させるとともに必要な事項を指示する。

#### エ 避難誘導活動

(ア) 避難誘導は自力で避難が困難な者を優先して行う。

(イ) 避難は先頭と最後尾に誘導員を配置して行う。

#### オ 被災報告等

入(通)所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な応援措置を要請する。

### (2) 施設の応急確保措置

#### ア 施設の確保

施設管理者は、入(通)所者の応急保護にあたり、次の事項に留意し、保護の場所の確保を行う。

(ア) 災害を免れた近隣の施設の利用

(イ) 最寄りの公民館等の利用

(ウ) 県や社会福祉法人等が設置する臨時福祉施設の利用

#### イ 入(通)所者の応急保護

施設管理者は、応急保護にあたり次の事項に留意する。

(ア) 医薬品、飲料水、食料等の確保

(イ) 自家発電機等による停電時の対応

(ウ) 保健・衛生面の処置

(エ) 施設職員及び保護者との連絡体制の確立

(オ) 入(通)所者の危険防止措置

(カ) 障害種別等に応じた救護

(キ) 地域住民・災害ボランティアの協力による介護支援体制の確立

**(3) 緊急入所の措置について**

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れにあたっては介護の必要性の高い者を優先するとともに、障害の種別に対応した施設での受入れに配慮するものとする。

## 第5節 消防・救助救急・医療救護活動

風水害の発生とともに、火災、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防本部、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

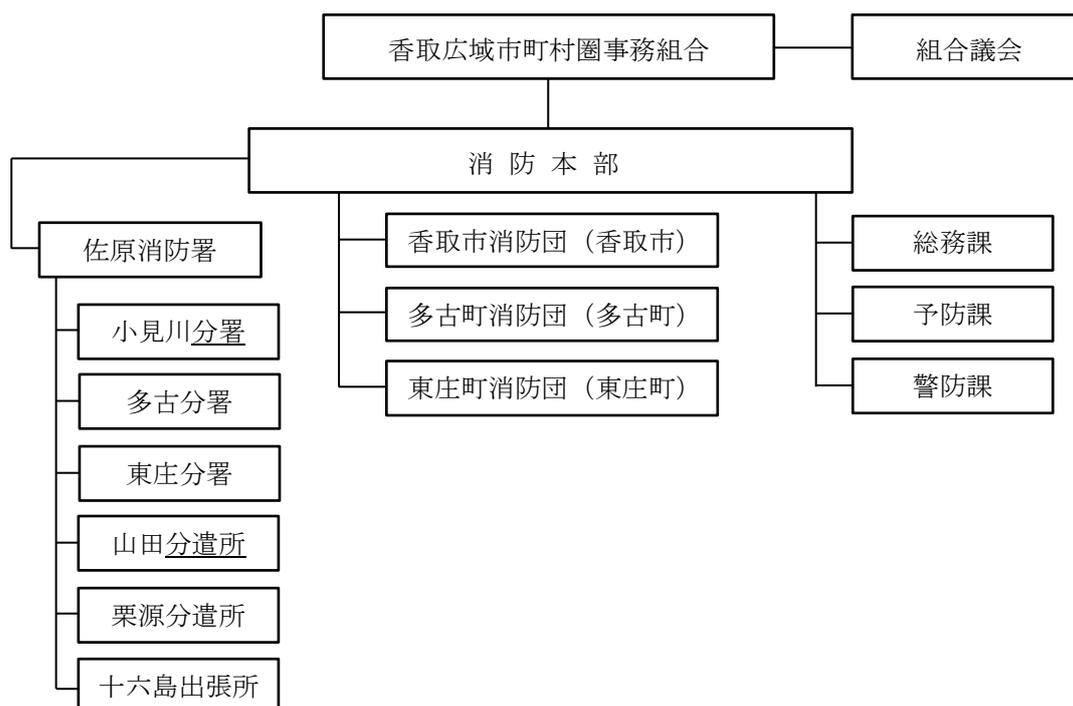
また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるときは、関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

### 1 消防活動

#### (1) 活動体制

消防署・分署・分遣所・出張所及び消防団は消防本部の指揮下において連携を保つとともに、災害の態様によっては分団単位でも活動できる体制を確立する。

取広域市町村圏事務組合消防本部の組織体制



#### (2) 活動の方針

災害による被害は、市域の中でも異なる場合がある。それらを考慮し、次の原則に基づき初期活動を行う。

- 被害状況の把握
- 活動要員、各種車両及び救出用資機(器)材の確保
- 全無線局の開局及び各防災関係機関との連絡体制の確保
- 各署所、分散型の火災防衛及び救出救護活動体制の確保
- 市民及び自主防災組織等への初期消火、救出活動の協力

### (3) 消火活動の方針

出火防止と火災の早期鎮火、人命の救出救助及び避難路の安全確保を目的とし、次の基本をもって消火活動にあたる。

- 火災が多発した時は消防署・分署・分遣所・出張所の消防職員及び消防団員は、全力をあげて消火活動を行う
- 活動体制の確立とともに消火活動に並行して救助救急活動を行う
- 延焼火災が少ない場合は、救助救急活動を主力に活動する
- 災害が発生して、災害の全体像が掌握できない場合は、被害想定調査に基づく報告書等を活用し、木造建物密集地を主体とした効率的な防衛運用を図る
- 災害対策本部に防災関係機関等との災害情報交換に伴う必要な連絡体制を確保するため消防職員を派遣する

### (4) 多角的な消防水利の活用

原則として消火栓の損壊を前提に、次のとおり多角的な消防水利の活用を図る。

- 河川、用水路等の自然水利による活用
- 防火水槽、プール水等の活用
- 建設水道部との協力体制による水道水の活用

### (5) 消防団の活動

消防団は、次に示す原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最少限にとどめるように努める。

#### ア 出火の防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を呼びかける。

また、出火した場合は、市民と協力して、初期消火を図るものとする。

#### イ 消火活動

消防隊の活動が及ばない地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動については、単独もしくは自主防災組織及び事業所等の自衛消防隊と協力して行う。

#### ウ 情報の収集

災害発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助等を消防本部に通

報する。また、当該本部からの指示・命令の伝達を行う。

エ 救助救急

要救助者の救出と負傷者に対する応急措置並びに地域住民・ボランティア組織等と連携して安全な場所へ搬送を行うものとする。

オ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、各管内指揮本部及び関係機関と連絡をとりながら市職員並びに自主防災組織等と連携を図り、市民を安全に避難させるものとする。

(6) 消防機関相互の応援

消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、本部長に報告するとともに、すでに締結されている千葉県広域消防相互応援協定及びその具体的な活動マニュアルである千葉県消防広域応援基本計画さらに大規模災害消防応援実施計画に定めるところにより、迅速に応援部隊の派遣を要請するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、応援支援マニュアルに基づく訓練、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

さらに、災害による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても、消防力に不足の生じることが見込まれる場合、知事が消防長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その協力を得て、消防の任務を遂行するものとされている。

2 救助・救急

(1) 活動体制

ア 大規模災害により多数の死傷者が発生した場合には、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して迅速かつ効果的な救助救急活動を実施する。

イ 災害発生後初期の救出活動については、現場付近を受け持ち区域とする消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近市民と協力し、救助救出活動を行うものとする。

ウ 災害対策本部は、情報の入手状況から判断して緊急を要する地域へ、順次救出要員・救出用機材（重機等）を供給するとともに、警察、自衛隊等の活動部隊の出動を要請する。

また、現場指揮本部が設置された場合は、当該本部を指揮並びに情報連絡等の拠点とし必要な活動を行うものとする。

## (2) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動は、次の原則に基づいて行う。

- 消防活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う
- 救助救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先し傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする
- 現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる
- 延焼火災が多発し、多数の救助救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先して救助救急活動を行う
- 延焼火災は少ないが、多数の救助救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先とする
- 同時に、小規模な救助救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する

イ 救助・救急活動は、次の内容を重視した活動を行う。

- 救急活動にあっては、救護所を設置し医療関係機関、消防団員等と連携し、重病者の救護にあたる
- 応急救護所では、応急処置や傷病者の搬送等の優先度を決定するため、緊急度を区分するトリアージタグを活用する（挫滅症候群に要注意）
- 重症者の判定は、バイタルサイン（主に意識、脈拍、血圧、呼吸状態等）のチェック等により行う
- 傷病者の搬送に際しては、救急車、市の車両によるほか、必要に応じ、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づく消防ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターにより行う
- 搬送手段が不足する場合は、市職員、消防団員及び自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送の協力を求めるなど、関係機関との連絡体制の確立を図り効率的な活動を行う

## (3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

### 3 水防活動

水防管理団体である本市は、水防の責任を有し、その活動については、「香取市水防計画」（建設水道部作成）に基づき実施する。

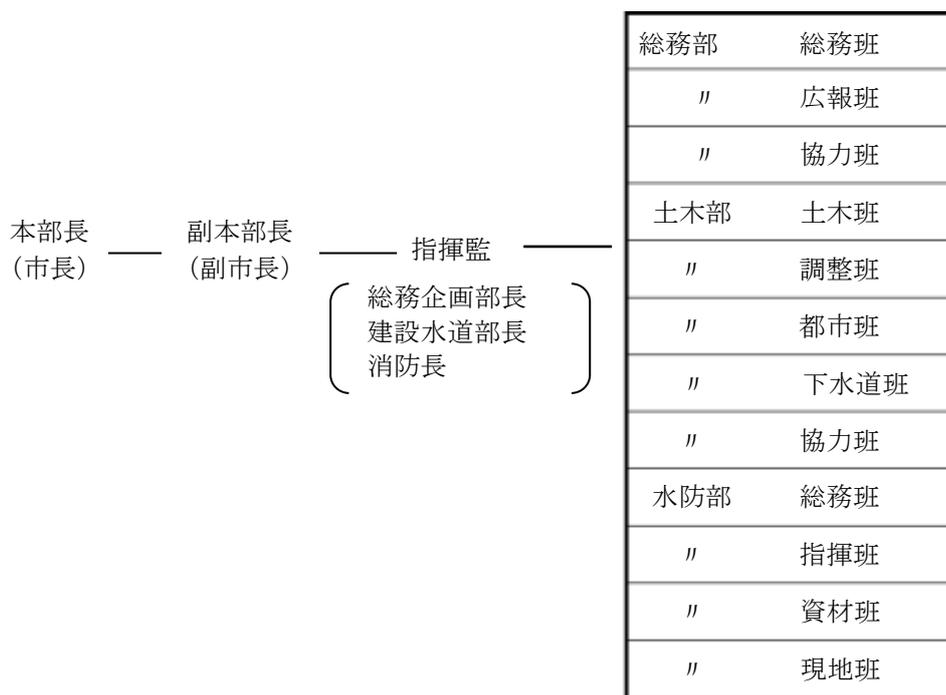
#### (1) 水防本部組織

水防本部の組織は、次のとおりとする。

ア 水防活動の必要が生じたとき、市における水防業務を統括するため設置する。

イ 水防本部の組織は次のとおりである。

#### 水防本部組織



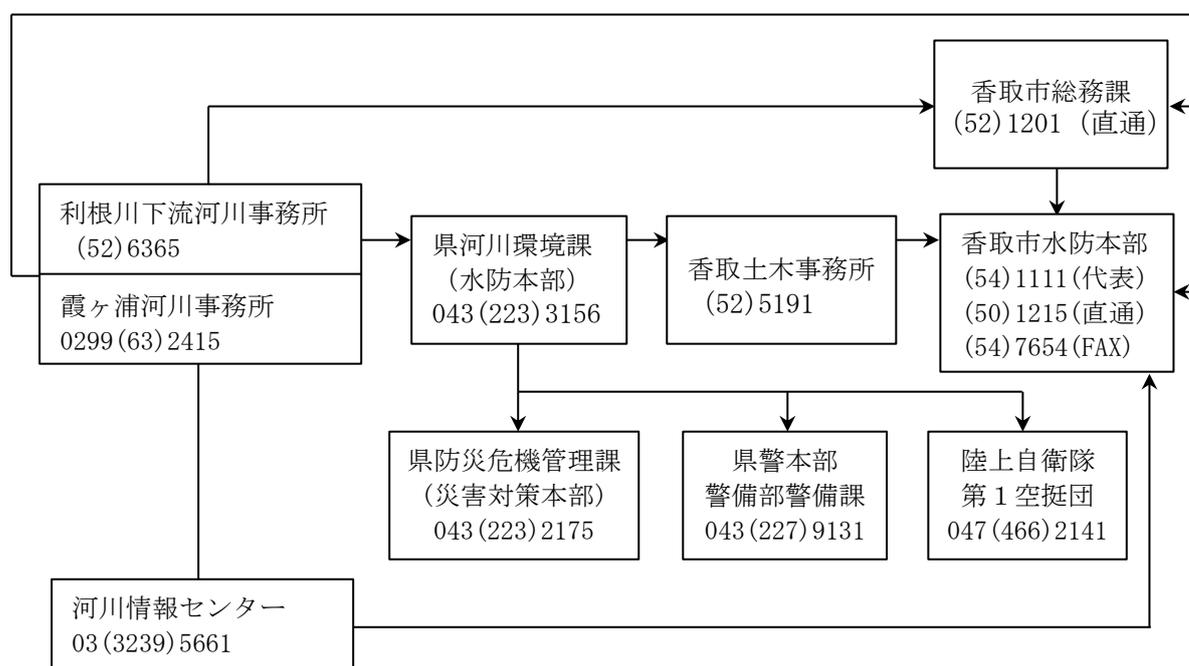
## (2) 水防配備体制

本市における水防配備体制の種別、配備の発表時及び活動内容の概要は次のとおりである。

種 別	発表時	活動内容
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香取地域に大雨又は洪水注意報が発令され、災害発生のおそれがあるとき</li> <li>・河川の水位が通報水位を超える等、災害発生のおそれがあるとき</li> <li>・その他状況により指揮監が必要と認められたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・伝達</li> <li>・警戒活動</li> <li>・警戒体制への移行準備</li> <li>・警戒体制関係職員は待機</li> </ul>
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香取地域に大雨又は洪水警報が発令され、災害発生のおそれがあるとき</li> <li>・河川の水位が氾濫注意水位を超える等、災害発生のおそれがあるとき</li> <li>・その他状況により本部長が必要と認められたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報活動を強化</li> <li>・河川巡視出動準備</li> <li>・状況により水害危険区域の巡回</li> <li>・水防資器材の整備点検</li> <li>・(排・取)水門・排水ポンプ等の操作準備、状況で操作</li> <li>・災害対策本部設置準備</li> </ul>
非常第1体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が拡大したとき、又は被害の拡大が予想されるとき</li> <li>・局地的な災害が発生したとき</li> <li>・その他、状況により本部長が必要と認められたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報活動の強化と適切かつ迅速な対応</li> <li>・水害危険区域の警戒、巡視及び点検水防現地班</li> <li>・重要水防箇所を監視警戒</li> <li>・危険箇所に人員の配置</li> <li>・(排・取)水門・排水ポンプ等の操作</li> <li>・水防異常事態の報告及び適切な対応</li> </ul>
非常第2体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生したとき、又は大規模な災害が予想されるとき</li> <li>・災害救助法が適用されたとき</li> <li>・その他、状況により本部長が必要と認められたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記水防活動を続行し、水防本部構成員全員による人員配置とする。</li> </ul>

### (3) 水防警報伝達系統

水防警報伝達系統図



## 4 危険物等の対策

### (1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、設置者・管理者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織等活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

### (2) 火薬類保管施設の応急措置

消防本部は、火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じる。

### (3) 危険物等輸送車両の応急対策

- ア 消防本部
  - (ア) 事故通報等に基づき、その状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
  - (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

(ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。(消防法に規定する危険物)

イ 警察署

輸送中の車両については、周辺の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

消防法以外の危険な物(高压ガス等)の輸送車両については、必要に応じ一時使用停止等の緊急措置命令を発する。

ウ 日本貨物鉄道(株)

危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領(危険品貨物異常時応急処理ハンドブック)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

## 5 医療救護

### (1) 情報の収集・提供

市は、県、消防本部、医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

イ 避難所、救護所の設置状況

ウ 医薬品等医療資器材の需給状況

エ 医療施設、救護所等への交通状況

オ その他参考となる事項

### (2) 医療救護活動

医療救護活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

ア 医療班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、または医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、災害対策本部長は、香取地域合同救護本部、(一社)香取郡市医師会及び(一社)香取匝瑳歯科医師会と連絡調整し、医療班の編成及び派遣を要請する。

また、地域内の医療体制で対応できない場合は、県の災害医療本部に対し、医療救護チームの被災地派遣を要請する。

### (資料-18 市内医療機関(医師会所属)、資料-19 市内歯科医療機関(歯科医師会所属))

イ 救護所の設置

本部長は、医療救護活動を行うにあたり必要があると認めるときは、救護所を設置する。

(ア) 設置場所

以下に示すうち、危険が及ぶと予想される施設については、代替施設を医療救護班長が再選定する。

救護所設置場所	所在地	電話
佐原コミュニティセンター	香取市佐原イ 211	55-1151
小見川保健センター	香取市羽根川 38	82-1111

(イ) 救護所の開設及び運営

- a 災害が発生したときは、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。
- b 災害発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、日赤奉仕団に連絡するとともに、(社)千葉県接骨師会(東部支部香取地区)及び自主防災組織等の協力を得て臨機に対応するものとする。

市長は、必要に応じて、香取地域合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

ウ 医療救護活動

医療救護活動は、原則として医師の指示において実施する。また、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(ア) 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者は、次のとおりとする。

- a 災害に起因する負傷者
- b 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患(精神疾患を含む)を有する者
- c 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- d 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

(イ) 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- a トリアージ(重傷者の選別:治療の優先順位による患者の選別)
- b 診察及び実施可能な応急処置
- c 病院への収容連絡
- d 搬送

(ウ) 救護活動の職務

救護活動は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- a 医療救護活動の記録
- b 負傷者の状況把握
- c 救護病院との連絡調整
- d 死者の取扱いに伴う警察等との連絡調整
- e その他救護所運営に必要なこと

(エ) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市と香取地域合同救護本部、医師会等が協議し定めるものとする。

(3) 搬送体制

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

ア 自主防災組織・市民等による搬送（現場→救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族、自主防災組織・市民等が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（救護所→医療施設、後方医療施設）

救護所のトリアージにより、医療施設での治療が必要な場合は、原則として救急隊による搬送とするが、そのいとまがないときは警察及び自主防災組織・市民等の協力により搬送を行う。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプターにより搬送を行う。

#### （４） 助産の体制

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものである。

ア 助産の対象者

- （ア） 災害のための助産の途を失った者であること。
- （イ） 災害発生の日以前または以後 7 日以内に分娩した者であること。
- （ウ） 被災の有無及び経済力の如何を問わないこと。

イ 助産の内容

- （ア） 分娩の介助
- （イ） 分娩前、分娩後の処置
- （ウ） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は医療と同様救護班により実施するものとするが必要に応じて助産師、産院または一般医療機関の応援、協力を得て行うものとする。

#### （５） 医薬品及び医療資機材（以下「医療資機材等」とする。）の確保

ア 市は、医療資機材等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。

イ 医療救護所等で使用する医療資機材等が不足した場合、市は、香取地域合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

ウ 医療機関においても、あらかじめ医療資機材等を備蓄しておき、不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、香取地域合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

#### （６） 消防本部・消防団の活動体制

ア 医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の確保に努める。

イ 延焼火災が多発し、多数の救助・救急が必要な場合は、火災現場付近を優先する。

ウ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急のある場合は、多数の人命の危険が予測さ

れる建物等を優先する。

エ 救命処置を要する重傷者を最優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。

オ 複数の救助・救急が発生している場合には、軽易な救助及び応急救急活動を地域住民等へ応援要請して対応する。

カ 市と連携して重傷者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、基幹医療機関・救命救急センター等への緊急輸送を県に要請する。

キ 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、本部へ報告する。

### (7) 自主防災組織・市民等による活動体制

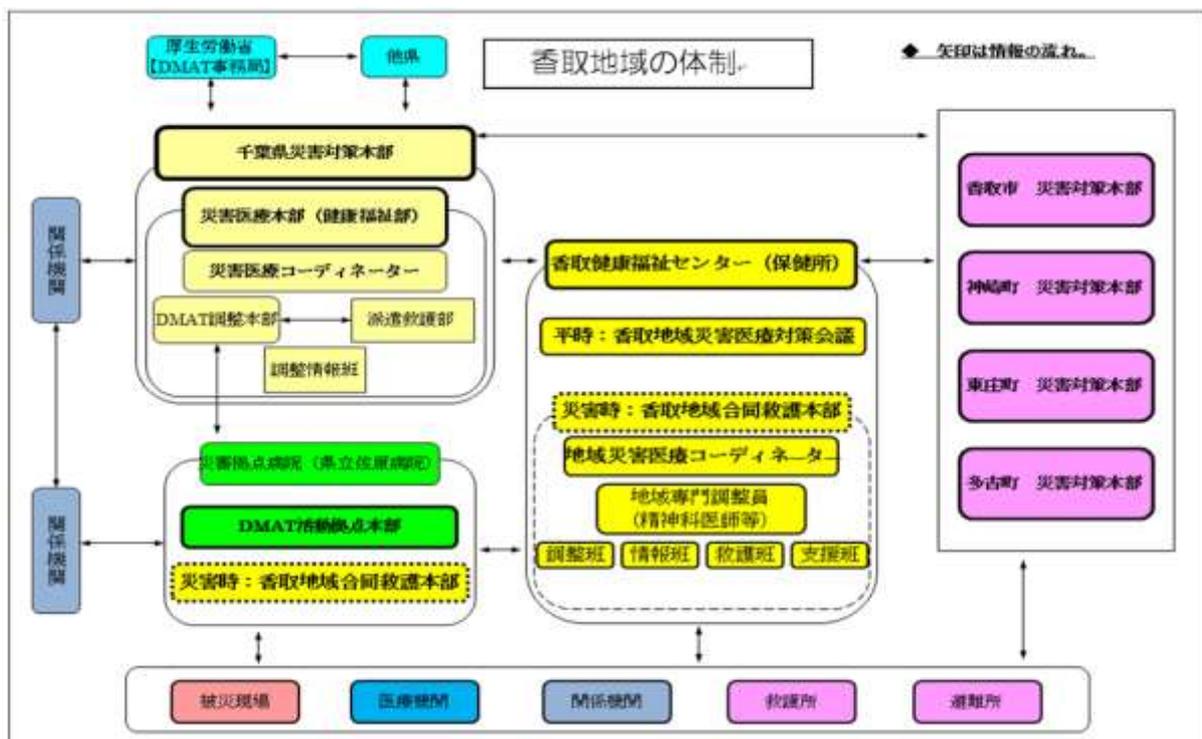
災害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要であることから、自主防災組織・市民等は協力して地域における要配慮者の避難を行うとともに、行方不明者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対し積極的に協力するものとする。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

ウ 地域内の被害状況等の情報収集

香取地域の医療救護活動の体系図



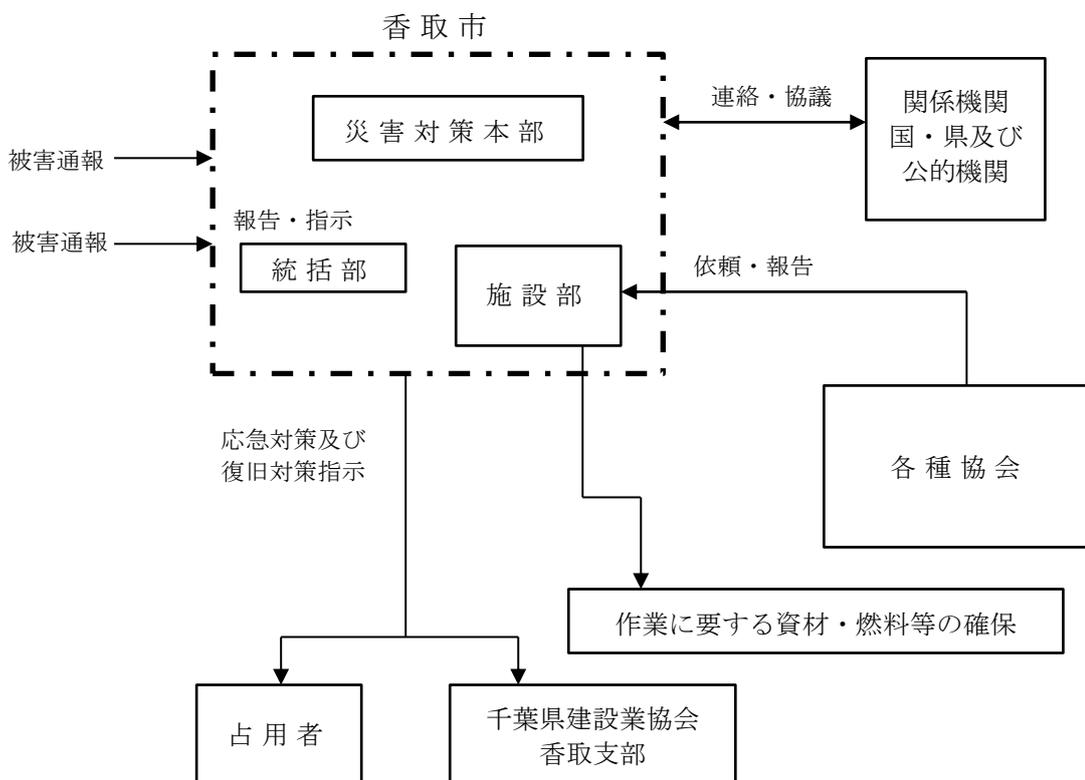
## 第6節 交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

### 1 道路等の応急対策

#### (1) 公共土木施設応急対策フロー

応急対策及び復旧対策を次の体制で実施する。



※各種協会とは、建設コンサルタント協会、地質業協会、測量業協会等

#### (2) 被災状況の把握及び施設点検

ア 災害が発生した場合は、市は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

イ 市は、パトロール等の巡視を行い被災状況の把握の迅速化を図るとともに、千葉県建設業協会香取支部等からの情報を収集する。

#### (3) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況等の情報を関係機関へ逐次連絡する。

#### (4) 緊急措置

ア 緊急の措置等

市は、道路利用者の安全確保を図るとともに、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

#### (5) 道路規制

- ア 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。
- イ 市は、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業の実施にあたり道路規制を行う。
- ウ 道路規制は、可能な限り迅速に行い、状況により危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導を行う。
- エ 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防本部、東電 PG 等は、状況に応じ協力して必要な措置を講じる。
- オ 防災活動拠点等とのアクセスの確保  
上記の緊急措置及び道路規制にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援を行う。

#### (6) 応急復旧

- ア 応急復旧工事は道路規制後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。
- イ 市は、千葉県建設業協会香取支部等と連携し、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。

#### (7) 道路占用施設が被災した場合の措置

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該管理者は、道路管理者に通知する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。また、道路管理者は必要に応じて協力支援等を行う。

## 2 交通関係情報の収集・伝達

香取警察署及び道路管理者は、災害発生後直ちに被災地等の道路情報を収集し、速やかに県警察本部及び関係機関に伝達する。

- (1) 道路の被害状況
- (2) 輸送路の確保、交通規制の状況
- (3) 渋滞の状況

### 3 緊急輸送路の確保

#### (1) 交通規制の実施

警察は、規制計画に基づき、緊急輸送路確保のため、次の措置を行う。

- ア 被災地内への車両の乗り入れ（流入）規制
- イ 市内幹線道路の交通規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

#### (2) 緊急輸送路の規制等

市は、道路管理者、警察、消防、自衛隊、建設関係業者等と連携し、原則2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急輸送路を確保する。

- ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- イ 土砂等の撤去、または陥没・亀裂等の舗装破損の応急措置
- ウ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）
- エ 仮設橋の架橋

#### (3) 輸送路及び輸送手段の決定

輸送を行おうとする関係機関は、道路の被災情報などに基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定するものとし、必要に応じ公安委員会（県警察本部）に輸送経路の交通規制等を依頼する。

### 4 市の緊急輸送に関する実施体制

#### (1) 緊急輸送計画

市は、災害応急対策のため、輸送活動を行うにあたり、次の輸送対象順位により行う。

- ア 輸送計画にあたっての優先順位
  - (ア) 人命の救助・安全の確保
  - (イ) 被害の拡大防止
- イ 輸送対象

緊急輸送の対象については、発災時における災害の状況を総合的に勘案して、概ね次の3つの段階に区別する。

## 輸送の対象

段階	内 容
第1段階 災害発生から概ね 2日間（48時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資</li> <li>b 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資</li> <li>c 国・県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等</li> <li>d 後方医療機関へ搬送する負傷者</li> <li>e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第2段階 （概ね3日目から 1週間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 上記第1段階の続行</li> <li>b 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資</li> <li>c 生活必需物資</li> <li>d 傷病者及び被災者の被災地外への搬送</li> <li>e 輸送施設の応急復旧などに必要な人員及び物資</li> </ul>
第3段階 （1週間以降）	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 上記第2段階の続行</li> <li>b 災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>c 廃棄物の搬出</li> </ul>

### （2） 輸送拠点の指定及び確保

市は、緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。

### （3） 輸送拠点の機能

輸送拠点における業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等の協力を得て次の業務を行う。

- ア 緊急物資の集積、仕分け
- イ 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活必需品等）の集積、仕分け
- ウ 配送先別の仕分け
- エ ヘリコプター、車両等への積み替え、発送

### （4） 輸送車両の確保

災害時に必要な車両は、原則として市の保有車両をもって充てるものとし、不足する場合は、民間運送業者の協力を得て輸送を行う。

（資料-12 市有車両一覧）

### （5） 県等への要請

市は、市有車両等で不足をきたす場合が生じたときは、次の事項を明示して、県または他の市町村に対し車両の斡旋を依頼するときは、次の事項を明示して要請する。

- |   |             |
|---|-------------|
| ア | 輸送区間及び借上げ期間 |
| イ | 輸送人員または輸送量  |
| ウ | 車両等の種類及び台数  |
| エ | 集結場所及び日時    |
| オ | その他必要事項     |

## (6) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、市内燃料供給業者に依頼し、給油場所を指定し供給する。

## 5 緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受けるものとする。

### (1) 緊急通行車両の確認

市及び公共的団体が所有する緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出によりその都度、公安委員会（県警察本部）、各警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があるため、各機関はあらかじめ各警察署に手続きを行うものとする。

- ア 緊急通行車両の申し出は、警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。
- イ 確認は警察署が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出動時に警察署または交通検問所において標章及び証明書と引き換える。
- ウ 緊急通行車両の使用者は、交付された標章を車両全面左側に掲示し、証明書を携帯する。

### (2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害発生の防止または拡大の抑止のための措置に関するもの

## 6 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

### (1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

### (2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

### (3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

## 7 ヘリコプターによる緊急輸送

大規模災害が発生した場合は、被災地域周辺の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には、輸送路の開通までヘリコプター空輸を行う。

### (1) 開設の決定

- ア 臨時ヘリポート開設の決定は、市災害対策本部長の指示による。
- イ 統轄部長及び消防長は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握する。

### (2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、次のように行う。

- ア 地表面の条件

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい
- (イ) やむを得ず、グラウンド等未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥している時は十分に散水する
- (ウ) 草地の場合は、硬質で丈の低いものであること

イ 着陸点の表示

着陸点には、下記基準のHの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し（または旗）を掲揚もしくは発煙筒をたき安全進入方向を示す。

ウ その他の留意事項

- (ア) 離発着時は風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと
- (イ) 救急車、輸送車両の出入に便利なこと
- (ウ) 電話その他の通信手段の利用が可能であること
- (エ) 緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること

## 第7節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。なお、県からの救援物資の供給支援は、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市の行政機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、市は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

### 1 応急給水

#### (1) 応急給水の実施

ア 飲料水の供給は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市だけでは処理不可能な場合、市長は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」、「(社)日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」により実施する。

#### (2) 給水供給量

ア 災害により水道施設が破壊され、断水し、飲料水が得られない地区の住民に対し、災害発生から3日間は、一人1日3リットルを供給する。

また、4日目以降は次のような目標とする。

イ 供給すべき応急給水量の目標は、災害発生後の期間区分に応じて医療機関や要配慮者について十分に考慮しながら設定する。

なお、規定量を上回る給水を求める市民に対しては、飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し協力を求める。

#### 応急給水量等の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	主な給水方法
地震発生～3日まで	3リットル/人・日	耐震性貯水槽、タンク車
10日	20リットル/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100リットル/人・日	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 約250リットル/人・日	仮配管からの各戸給水共用栓

資料：「香取市水道ビジョン」（平成22年3月）

#### (3) 飲料水の確保

浄水場等に貯留された浄水、市役所等に設置している耐震性貯水槽及び公共施設で

設置されている受水槽の滞留水により飲料水を確保する。

### 浄水場の状況

種 別	水 源	所 在 地	配水池平均貯水量
佐原浄水場	利根川	香取市佐原イ 978	2,660 m <sup>3</sup> (3,800×70%)
玉造浄水場	利根川・地下水	香取市玉造 734-1	2,240 m <sup>3</sup> (3,200×70%)
大畑浄水場	地下水	香取市岩部 869-227	328 m <sup>3</sup> (469×70%)
城山第1浄水場		香取市小見川 4767 - 2	5,180 m <sup>3</sup> (7,400×70%)
城山第2浄水場	利根川・清水川	香取市小見川 4854 - 1	
みずほ台浄水場	地下水	香取市みずほ台三丁目 1-208	420 m <sup>3</sup> (600 m <sup>3</sup> ×70%)
中央浄水場	地下水	香取市荒北 1210-1	287 m <sup>3</sup> (410×70%)

### 貯水槽の状況

設置施設	所 在 地	タンク貯水量
香取市役所 (本庁)	香取市佐原口 2127	100 m <sup>3</sup>
新島中学校	香取市佐原ハ 4428	100 m <sup>3</sup>
小見川市民センター	香取市羽根川 38	100 m <sup>3</sup>
旧府馬小学校	香取市府馬 3429-4	100 m <sup>3</sup>
栗源消防訓練場	香取市岩部 3447	100 m <sup>3</sup>
十四番地区集会所	茨城県潮来市潮来 5294-2	5 m <sup>3</sup>

※十四番地区集会所は、潮来市と共同整備

## (4) 応急給水の実施

### ア 給水所 (拠点) での給水

#### (ア) 給水所 (拠点) の設定

給水所 (拠点) は、指定避難場所、避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

(イ) 給水所 (拠点) での給水は、各家庭において自ら持参した容器により、指定避難場所、避難所のスタッフ、自主防災組織等の協力を得て行う。

#### (ウ) 周知・広報

給水所を設定したときは、統轄部を通じて、市民への広報を要請するとともに、設定場所及びその周辺に「給水所」掲示物を表示するものとする。

また、給水所に被災地の自主防災組織もしくは代表となる市民を指定するよう要請し、掲示物に合わせて表示する。これにより、給水に関する市民からの問い合わせ・要望については、できる限り自主防災組織等の代表者に取りまとめを依頼する。

### イ 救急病院等重要施設への給水

救急病院等重要施設 (災害拠点病院、人工透析病院、一般病院・福祉施設など) については、援護部 (福祉健康部) において連絡調整を行う。応急給水にあたっては当該施設職員の協力のもと実施する。

ウ ボトル水等による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない市民への非常用飲料水袋による給水を行う。

**(5) 給水資機(器)材等の確保**

ア 応急給水資機(器)材の確保

市は応急給水活動に使用できる車両及び資機(器)材を備蓄するものとする。

イ 一般家庭の残留塩素量の測定

被災した水道施設の復旧後は、残留塩素量の検査を行い、安全を確認する。

**(6) 水質の安全対策**

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

**(7) 応援要請**

給水活動を可能な限り最善を尽くして行うものとするが、需要に応じ切れないと予測されるときは、他の自治体、国、県、自衛隊及び民間協力関係機関等の応援を要請するものとする。

**2 食料品等の供給体制**

**(1) 市の実施体制**

食料の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

ア 食料等供給対象者

市は、原則的に次のいずれかに該当する者に対して、食料品の供与を行う。

**食料等供給対象者**

- (ア) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者
- (イ) 住家の被害によって炊事のできない者
- (ウ) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- (エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参または調達ができない者
- (オ) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とする者（災害救助法による救助の対象外のため、市の負担で行う）

イ 供給する主な食料品

- (ア) 米穀、パン、即席麺類、レトルト食品
- (イ) 乳幼児用粉ミルク、牛乳
- (ウ) 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- (エ) 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- (オ) あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- (カ) その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

## ウ 食料の確保

災害時における米穀等の主食の確保については、備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達するものとする。

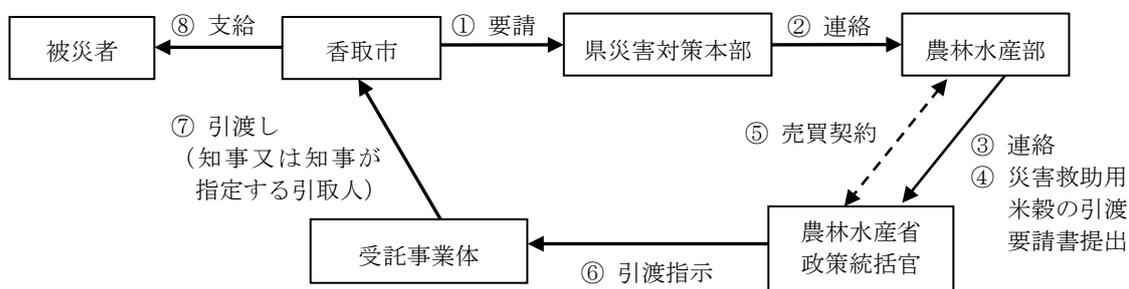
- (ア) 協定業者及び市内取扱業者から米穀等の食料品を購入する。
- (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能なときは、本部長は政府所有米等の供給を受けるため、県に要請する。
- (ウ) 必要に応じて、協定業者及び取扱業者から漬物、佃煮等の副食を調達する。

## エ 政府所有米穀の調達

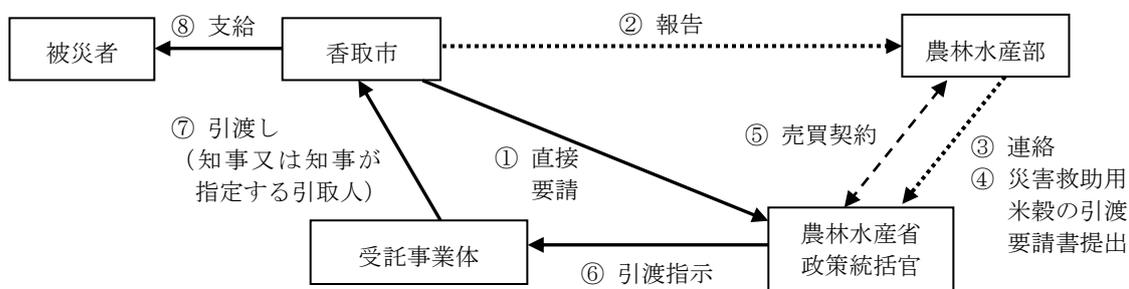
- (ア) 政府所有米穀の調達は、市長が給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引渡要請を行うものとする。
- (イ) 交通通信が途絶し、災害地が孤立して前項の手続きがとれないときは、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、あわせてその旨を千葉県に連絡する。

### 政府所有米穀の受渡し系統図

(市からの要請を受け、県が要請する場合)



(市が直接、要請した場合)



## オ 供給体制

被災市民に食料を供給するときは、各局面を考慮して供給するとともに、避難所等の供給先には責任者を定めて受入れの確認及び受給の適正化を図り公平に配分する。

- (ア) 災害発生から概ね2日間(48時間)
  - a 調理を必要としない食料品
  - b 要配慮者等の優先
- (イ) 災害発生から概ね3日以降
  - a ライフラインの復旧状況に合わせ、生鮮食料品などの供給
  - b 栄養のバランスを考慮する。
  - c 集団炊事の実施

カ 炊き出し

市は炊き出しを実施する場合は、次により行うものとする。

- (ア) 炊き出しは原則として避難所内またはその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を利用、もしくは仮設給食施設を設置して自らまたは委託して行う。
- (イ) 炊き出し要員は、自主防災組織、日赤奉仕団、自衛隊等に協力を要請するほかボランティアを活用するものとする。

### 3 生活必需品等の調達供給

#### (1) 市の実施体制

ア 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、または棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資をただちに入手することができない状態にある者とする。

イ 生活必需品の範囲等

- 寝具(毛布、布団等)
- 被服(肌着等)
- 炊事道具(鍋、炊飯器、包丁等)
- 食器(茶わん、皿、はし等)
- 保育用品(哺乳びん等)
- 光熱材料(マッチ、ローソク、プロパンガス等)
- 日用品(石鹸、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ等)
- 生理用品
- ラジオ

ウ 調達体制

- (ア) 備蓄物資のほか、災害時物品等の供給協力締結先等から調達する。
- (イ) 生活必需品の給与又は貸与は、市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- (ウ) 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないとき、または不足が予想されるときは、県または他の市町村に調達、供給を依頼する。

エ 供給・配分

被災市民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- (ア) 生活必需品を供給するときは、各避難所等にそれぞれ責任者を定めて受入確認及び受給の適正を図る。
- (イ) 市民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。
- (ウ) 要配慮者への優先配分を図る。

## (2) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

災害救助法を適用した場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

### ア 給与又は貸与品目

被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用具、食器及び光熱材料とする。

### イ 給与又は貸与限度額

世帯別に被害の状況に応じて定められている。

### ウ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

### エ 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

## (3) 日赤県支部による支援

日本赤十字社千葉県支部香取市地区は、災害救助法の適用に至らない災害（火災を含む）により住家が全壊（全焼、焼失）、半壊（半焼）、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等の見舞品を支給する。

## 4 燃料の調達

市は、災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、災害時における庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合香取支部及び千葉県石油商業組合佐原支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

（協定 災害時協定一覧）

## 5 県の実施体制

県は、市から要請のあった場合や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び生活必需品が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

- (1) 備蓄食料及び備蓄生活必需品の放出、供給
- (2) 食品販売業者、関係企業への供給の要請
- (3) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

## 6 広域実施体制

### (1) 他市町村への要請

必要な食料及び生活必需品の調達が十分にできないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に応援を要請する。

## (2) 県への要請

市は、他市町村などの応援によっても十分な調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

### 要請項目

- 品目別の調達要請量
  - ・ 自己の調達可能量
  - ・ 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量
- 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- 連絡課及び連絡責任者
- 荷役作業員派遣の必要の有無

## (3) 県が行う応援要請

- ア 被災地以外の市町村に対しての指示または調整
- イ 自衛隊への要請
- ウ 他の都道府県に対しての要請
- エ 国（農林水産省（食料）、関東経済産業局（生活必需品））に対しての要請

## 第8節 広域応援の要請

大規模災害時には、被害が拡大し市単独では応急対策の実施が困難な事態が想定される。このため、県、他市町村及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

### 1 県に対する応援要請

#### (1) 要請手続き

本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に、応援又は応急措置の実施を要請する。

応援又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理部危機管理課）に対し、電話または県防災行政無線等で連絡し、事後文書にて処理するものとする。

#### (2) 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

#### 県への応援要請手続き

要請先	知事（防災危機管理部危機管理課）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあつせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあつせん要請 ③ 県への応援要請または応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	(根拠法令等) 災害対策基本法 第68条

### 2 市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請

#### (1) 県内市町村に対する応援要請

ア 市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町間の相互応援に関する基本協定」に基づき、被災していない市町村に要請を行い、受諾後に応援要請文書の提出を行うものとする。

イ 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

ウ 要請は、次に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

## 県内市町村への応援要請の内容・事項等

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
要請の内容	① 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ ①～⑨に定めるもののほか、特に必要を要する事項	
要請時に明らかにすべき事項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項	（根拠法令等） 災害対策基本法第 67 条 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定

### （２） 指定地方行政機関等に対する応援要請

#### ア 要請手続き

本部長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関及び他市町村に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、または知事に対し、指定地方行政機関、指定地方公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

要請又はあつせんを求める場合は、県に対し電話または県防災行政無線等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

#### イ 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関の長（あつせんを求める場合は県知事）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあつせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあつせん要請 ③ 県への応援要請または応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	（根拠法令等） 派遣：災害対策基本法第 29 条 あつせん：災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

### (3) 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した千葉県水道災害相互応援協定等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

また、下水道については県に支援を要請する。

### (4) 応援隊の受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し、災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

#### ア 応援隊事務室の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部内に事務室を設置する。

#### イ 宿泊場所の確保

(ア) 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。

(イ) 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町に依頼し確保する。

#### ウ 車両集結場所等の確保

(ア) 宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保し提供する。

(イ) 不足の場合は、状況に応じ直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

#### エ 燃料確保及び供給

(ア) 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

(イ) 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

#### オ 食料の供給及び炊事施設の確保

他市町村、消防機関等の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うものとするが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

### (5) 資料の提供及び交換

ア 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

イ 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

### (6) 経費の負担

ア 市は、国、都道府県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担については、災害対策基本法施行令第18条に定めることにより負担する。

イ 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるものの

ほか、その都度又は事前に相互に協議して定めた方法による。

### 3 被災市区町村応援職員確保システム

総務省では、平成30年4月より、大規模災害発生時に全国の都道府県の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣のしくみである「被災市区町村応援職員確保システム」を運用している。

市と県は、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、必要と認められる場合は、国へ応援要請を行う。

### 4 民間団体等に対する協力要請

本部長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等の長に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

#### (1) 民間団体に対する協力要請事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

#### (2) 応援協力を要請する主な民間団体等

- ア 農業関係団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
- イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、建築士会等の職業別団体
- ウ その他市に対して協力活動を申し出た団体

#### (3) 民間団体等に対する協力要請の方法

大規模な災害が発生した場合には、次の手段により民間団体等への協力要請を行う。

- ア 市防災行政無線による呼びかけ
- イ 広報車による呼びかけ
- ウ 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布、掲示等による呼びかけ
- エ アマチュア無線による呼びかけ
- オ 放送局を通じた呼びかけ

### 5 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

## 6 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を、県と協力して円滑に行うものとする。

### (1) 広域避難の調整手続等

#### ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長から協議をうけた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。  
都道府県域を越える広域避難

本市が被災し、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、県に対し、他の都道府県に受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合で、県から市に協議があった場合は、県と調整を行い、受入れ先に決定したときは、広域避難者の受入れを行うものとする。

### (2) 広域避難者への支援

及び県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

#### ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、避難者を受入れた際に、避難者から避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

#### イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

#### ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入れ先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

## 7 労働力の確保

### (1) 求人の申込み

市長は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、佐原公共職業

安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをするものとする。

## (2) 求職者の紹介

市長からの求人を受理した佐原公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介するものとする。

また、市長は、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、佐原公共職業安定所長に求職者の開拓に努めるよう要請する。

## 第9節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣要請手続き、受入れ体制、活動等については次のとおりとする。

### 1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

### 2 自衛隊派遣要請手続き

- (1) 本部長（市長）は、県に対して自衛隊の派遣要請を行うときは、次の事項を明らかにし、統括部長に命じて、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア	提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
イ	提出部数	1部
ウ	記載事項	
	(ア)	災害の状況及び派遣を要請する理由
	(イ)	派遣を希望する期間
	(ウ)	派遣を希望する区域及び活動内容
	(エ)	連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

- (2) 本部長（市長）は、緊急避難や人命救助の場合等、事態が急迫し、知事に要請するいとまがないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し通知する。

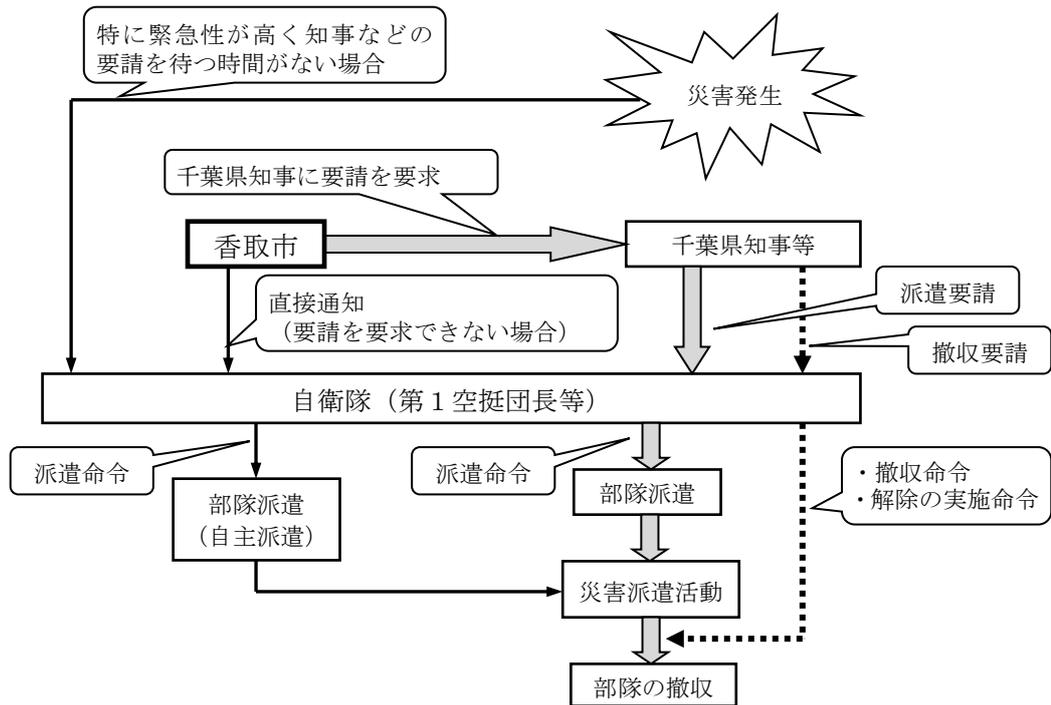
また、本部長（市長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- (3) 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。

この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する

### 要請から派遣、撤収までの流れ



### 要請文書のあて先

区分	あて先	所在
陸上自衛隊に対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方總監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

(様式-1 自衛隊災害派遣要請書等)

### 自衛隊派遣要請の緊急時の連絡先

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内 (8:00～17:00)	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野駐屯地)	第3科防衛班長 047-466-2141 内線 218、236 防災行政無線 632-721	当直司令 047-466-2141 内線 302 防災行政無線 632-725
海上自衛隊 教育航空集団 (下総駐屯地)	司令部運用幕僚 04-7191-2321 内線 2420 防災行政無線 635-723	当直幕僚 04-7191-2321 内線 2424 防災行政無線 635-723
航空自衛隊 第4補給処 (木更津支処)	総務課企画班長 0438-41-1111 内線 207 防災行政無線 638-721	分屯基地当直 0438-41-1111 内線 225 防災行政無線 638-724

### 3 災害派遣部隊の受入体制

#### (1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

#### (2) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、部隊の活動に支障のないよう十分な措置を講じるものとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 作業箇所及び作業内容</li> <li>イ 作業箇所別必要人員及び必要機材</li> <li>ウ 作業箇所別優先順位</li> <li>エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所</li> <li>オ 作業部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所</li> </ul> |
|--|

#### (3) 受入れ施設等の確保

派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自衛隊事務室</li> <li>イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（佐原高校）</li> <li>ウ 車両集結場所等の確保（市役所）</li> <li>エ 野営地等〔佐原野球場、山田中央運動広場、栗源運動広場〕</li> </ul> |
|--|

**指揮連絡用ヘリコプター発着場  
(四方向に障害物のない広場のとき)**

機 種	必要地籍 (最小)
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

**4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要**

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して、捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる（消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する）。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常県または市町村等の提供するものを使用する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、または救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 5 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

## 6 経費の負担

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した経費を負担するものとし、二以上の地域にわたって活動した場合の費用負担は、関係市町村が協議して定める。その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の野営等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の野営等及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、市と自衛隊が協議するものとする。

## 7 自衛隊の即応態勢

### (1) 初動対応態勢

陸上自衛隊の各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

### (2) 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

- ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
- イ 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

## 第10節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化財的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

### 1 市教育委員会

#### (1) 最優先事項

ア 文教施設及び社会教育施設等における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に応じた救急計画を立てる。

イ 学校、社会教育施設等と正確な情報の収集伝達に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。

ウ 被害状況等の関係機関等への報告

#### (2) 優先事項

ア 文教施設・社会教育施設等の復旧計画に基づき、本部、災害対策各班と緊密な連携をとり、学校・社会教育施設及び給食施設等の復旧について努める。

イ 一般市民のための避難所の開設等、市が行う災害対策に対し協力する。このため、長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業再開を期する。

ウ 被害の状況により、応急プレハブ教室の設置、あるいは最寄りの学校に被災校の児童・生徒を臨時収容するなどの処置をとるものとする。

エ 学校施設の管理運営及び学校教育に必要な業務用資材、学習用品、その他応急物品の確保を図るとともに、被災児童・生徒等に対する就学援助の措置を学校と連携のうえに行い、必要に応じて学校に配布する。

### 2 学校

#### (1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

#### (2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方

法を検討する。

- (ウ) 市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡体制を確立する。
- (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

### (3) 災害時の体制

各学校は、県の「学校における地震防災マニュアル」（平成 24 年 3 月）を活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

#### ア 最優先事項

- (ア) 災害の規模状況に応じ、児童・生徒を完全に掌握し、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
- (イ) 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、初期消火と重要物品の搬出等防災に努める。
- (ウ) 災害発生後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員の確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当をする。
- (エ) 被災状況を調査し、市教育委員会へ速やかに報告する。
- (オ) 市教育委員会の指示、または学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。
- (カ) 避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (キ) その他学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (ク) 応急復旧計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

#### イ 優先事項

- (ア) 被害の状況に応じ、市教育委員会と連携の上、臨時休校等適切な措置を講じる。
- (イ) 災害を受けた児童・生徒を学校に収容することが可能な場合は収容することとし、教育の指導体制を整え、応急の教育を行う。
- (ウ) 避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、指導を行うよう努める。
- (エ) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒に対しては被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- (オ) 職員等に不足を生じたときは、市教育委員会を通じて、県教育委員会と連携し、その確保を図る。
- (カ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、市教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努めるとともに、登下校の安全確保等に留意する。

- (キ) 市教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

#### (4) 児童・生徒及びPTA

- ア 被害の状況により、臨時休校等の措置がとられた場合は、学校からの指示連絡に基づき、学習の正常化に努める。
- イ PTAは、組織を通じ、災害復旧に対し協力する。

#### (5) 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

##### ア 実施機関

教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

##### イ 学用品の給与

###### (ア) 学用品の給与を受ける者

- a 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- b 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）
- c 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

###### (イ) 学用品給与の方法

- a 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- b 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- c 実際に必要なものに限り支給する。
- d 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

###### (ウ) 学用品の品目

###### a 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

###### b 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

- c 通学用品  
運動靴、傘、カバン、長靴等

## (6) 給食施設

### ア 最優先事項

- (ア) 災害発生とともに規模に応じて、火気の始末をし電源等を切る。
- (イ) 給食施設の被害状況を調査するとともに、緊急給食に備える。
- (ウ) 災害により学校給食用物資（小麦粉・米穀・牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、県や(公財)千葉県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。
- (エ) 施設が被災したときは、継続して利用できる残存施設等について調査を行い、必要な措置をとる。

### イ 優先事項

- (ア) 被災施設については、授業の再開に合わせて、給食が提供できるよう物資の確保と施設の整備を図るものとする。
- (イ) 避難者用米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。

## 3 授業料等の減免・育英補助の措置

### (1) 授業料の減免

- ア 県は、生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。
- イ 市は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

### (2) 育英補助の措置

- ア 県は、被災したことにより、千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。
- イ 市は、香取市奨学資金貸付条例に規定する奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還を猶予することができる。

## 4 社会教育施設

### (1) 開館時

- ア 災害発生とともに、火気を始末のうえ、状況に応じて利用者を適地へ避難誘導し、安全確保に努める。
- イ 避難所等として利用される場合は、その開設・運営に協力する。
- ウ 被害の状況を調査し速やかに教育委員会に報告する。

### (2) 閉館時

- ア 災害の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。
- イ 避難所等として利用される場合は、その開設・運営に協力する。
- ウ 被害の状況を調査し速やかに市教育委員会に報告する。

## 5 文化財等

### (1) 最優先事項

- ア 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。  
特に重要伝統的建造物群保存地区については、自主防災組織等の協力を得て出火発生を防ぐための措置をとるものとする。
- ウ 文化財が破損した場合は、速やかに資料等の散逸を防止するための措置をとるものとする。
- エ 盗難防止に努めるものとする。
- オ 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁及び県教育委員会の指導を受けながら実施するものとする。

### (2) 優先事項

- ア 文化財を管理・所有する関係団体等は、災害の原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会及び市を經由し県に報告するものとする。
- イ 文化財を管理・所有する関係団体等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。  
建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化財的価値が失われないよう措置をとる。  
有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。  
記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

## 第 11 節 帰宅困難者対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

### 1 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

### 2 想定される事態

#### (1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから、心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群集となって、駅等に殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

#### (2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食料、救護等の需要の発生など帰宅経路における混乱も予想される。

#### (3) 安否確認の集中

災害発生直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。これによる災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

#### (4) 水、食料、毛布などの需要の拡大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

### 3 帰宅困難者対策の実施

(1) 風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止等により大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市民、企業、学校等関係機関に対し、県、近隣市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

(2) 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル 171）や災害用伝言板サービス等の普及啓発を図る。

(3) 気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、市ウェブサイトや緊急速報メール、防災情報メール、防災行政無線、SNS等を活用し、情報提供

を行う。

- (4) 企業、事業所等に対し、自社従業員や作業員等の一定期間の待機、そのための食料、飲料水及び生活必需品の備蓄と、家族を含めた安否確認等の体制整備を図るよう要請する。
- (5) 大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

#### 4 帰宅困難者等の把握と情報提供

##### (1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

##### (2) 帰宅困難者への情報提供

報道機関等からテレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し提供される風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等の情報提供に併せて、市においても、防災行政無線やエリアメール、緊急速報メール、防災情報メール、SNS、ホームページ等を活用し、帰宅困難者への情報提供を行う。

#### 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

##### (1) 一時滞在施設の開設

市は、一時滞在施設として活用できる所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開放する。

また、市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

##### (2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

##### (3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

#### 6 徒歩帰宅支援

##### (1) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、テレビ・ラジオ放送等により、道路の状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などが提供されるが、市においても、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、防災情報メール、SNS、ホームページ等を活用し、これらの情報提供を行う。

## **(2) 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送**

障害者（児）、高齢者、妊産婦等自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、市は、県や関係機関と連携し輸送手段の確保に努める。

## 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の市民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

### 1 保健活動

市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状況を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援するものとし、「千葉県災害時保健活動ガイドライン」（平成30年9月）に沿って保健活動を展開していく。

#### (1) 巡回健康相談・保健指導

ア 市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し、保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、建物外の車内等で避難生活を送る者も含め健康相談を行う。

イ 巡回健康相談にあつては、関係機関との連携を図り、要配慮者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

#### 巡回健康相談の内容

- 寝たきり者、身障者、乳幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導の実施
- インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- 不安、不眠等のメンタルヘルスへの対応
- エコノミー症候群への対応

ウ 特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

エ 巡回健康相談においては、被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

#### (2) 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な処置を行う。

また、避難所の暑さ寒さ対策を講じることは、体調不良やストレス解消につながることから、季節を考慮した避難所環境の整備充実に努める。

## 避難所の生活環境で留意すべきこと

室内の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に清掃等を行うことに心がける。</li> <li>・避難所内は土足厳禁とし、靴を履き替えられるようにする。</li> <li>・受動喫煙防止のために、体育館、集会場等の避難所では、原則として全面禁煙にする。</li> <li>・避難生活が長期に及ぶと布団にダニが繁殖し広がりやすいため、定期的な清掃のほか、できれば、布団・毛布等の日干しを行うことが望ましい。</li> </ul>
室外の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温の上昇に伴って、避難所のゴミ集積場やぬかるみなどでは、蚊やハエなどが発生しやすくなるため、定期的にゴミ集積場を含めた避難所全体を清掃する。</li> <li>・ゴミを定期的に収集するとともに、ゴミ捨て場を定め、袋を閉じる等害虫等の発生を予防する。</li> <li>・身の回りで蚊やハエを増やさないために、網戸、蚊帳、ハエ取り紙の設置や蚊取り線香、殺虫剤等による防虫対策を行う。</li> </ul>

## 避難所の暑さ寒さ対策（例）

項目		対応等
温度管理	夏季	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気を行い、居住スペースは日陰とし、日差しを遮る工夫をする。</li> <li>・適度に扇風機やクーラー等を使用する。</li> <li>・乳幼児や高齢者等は熱中症になりやすいため、水分の摂取を促す。</li> <li>・夏服を確保し、着替えるよう促す。</li> </ul>
	冬季	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房を使用する場合は換気を心がける。</li> <li>・使い捨てカイロや湯たんぽ等を活用する。</li> <li>・毛布を確保し、重ね着や簡易ベッドでの生活を促す。</li> </ul>

### (3) 栄養指導

市は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

#### ア 炊き出しの栄養管理指導

炊き出しの内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を行う。

#### イ 特定給食施設及び給食施設への指導

市が運営する施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないよう指導する。

#### ウ その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の調理方法や栄養面に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

## 2 防疫対策

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

### (1) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市及び県が実施する。

### (2) 防疫体制の確立

ア 市は、災害時の迅速な防疫活動に備え、県に準じて防疫組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等を定めた「防疫活動計画」を策定し、被災時は迅速に対応するものとする。

イ 市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう衛生班を組織し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害規模により市のみで対応できない場合は、県の支援を要請し、県が実施する対策と一体的活動を行う。

### (3) 感染症対策

#### ア 検病調査及び健康診断

感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、香取保健所（香取健康福祉センター）が行う検病調査及び健康診断に協力する。

#### イ 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、知事（香取保健所長）は、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行う。ただし、市が実施することが適当として県に命ぜられた場合は、市において行う。

#### ウ 消毒の実施

市は、香取保健所（香取健康福祉センター）と連携し、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤については、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

(ア) パンフレット等を活用して、台所、便所、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。

(イ) 道路、公園等の清掃、消毒を実施する。

(ウ) 知事の指示があるときは、感染症の病原体に汚染された可能性がある場所の消毒を実施する。

#### エ ネズミ、昆虫の駆除

市は、県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染されたネズミやハエなどの害虫生物、昆虫等の駆除を行う。

#### オ 感染者患者への措置

(ア) 知事（香取健康福祉センター長）は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向

が認められる場合は、発生状況を調査し、感染症患者が発生した場合においては、必要に応じて次のような措置をとる。市は、これに協力する。

#### 感染症患者への措置

- 発生状況、動向及び原因の調査
- 健康診断
- 就業制限
- 感染症指定医療機関への入院勧告
- 消毒等

(イ) 市は、感染症が疑われる者が避難してきた場合や避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで、避難所から関係機関に連絡し、検査・入院の調整を行う。

(ウ) 避難者等が感染症を発症した場合は、関係機関と連携の上、接触者調査時の協力（濃厚接触者の特定と隔離）、避難所の居室やトイレの取っ手・ドアノブ、蛇口等の共用部分の消毒、その他避難者の移動等に速やかに対応する。

#### (4) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

### 3 死体の捜索処理等

#### 1) 実施主体

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助するものとする。

イ 市のみで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県及び市が場所の選定を行う。

#### (2) 行方不明者の捜索

行方不明者及び死体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む）を捜索する各防災機関の業務は次によるものとする。

ア 市

(ア) 香取警察署、消防本部、消防団と連携し、行方不明者等の捜索を行う。

(イ) 県に対し捜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に応援要請を行うよう依頼する。

イ 県

被害状況の把握を行い、市からの応援要請依頼に基づき他都道府県及び自衛隊に応援要請を行う。

ウ 香取警察署、自衛隊等関係機関

- (ア) 死体等の搜索を市と協力して行う。
- (イ) 香取警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

### (3) 死体の検視(検案)及び処理

死体の検視(検案)、医学的調査、身元確認等の業務及び死体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次によるものとする。

市

- (ア) 死体が発見されたときは、警察署に連絡し、検視を受ける。
- (イ) 市長は、検案医師等について、(一社)香取郡市医師会長、(一社)香取匝瑳歯科医師会長、日赤県支部香取市地区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 県

知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ 香取警察署

- (ア) 各種の法令または規則に基づいて死体の検視を行う。
- (イ) 身元不明死体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

エ (一社)香取郡市医師会、日本赤十字社

- (ア) 検案等その他医学的検査を行う。
- (イ) 検視(検案)及び医学的検査を終了した死体について、死体識別のため洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(資料-24 火葬場・葬祭事業者一覧)

### (4) 死体の収容・安置

検視、検案を終えた死体の身元確認と身元引受け者の発見に努める。時間を要す場合は次のとおり収容・安置し遺族等に引き渡す。

ア 市

- (ア) 死体の安置所(寺院、公共施設等)を確保する。
- (イ) 搬送車両及び葬祭用品等は、葬祭業者に手配を要請する。

イ 香取警察署、自衛隊等関係機関

市と協力し、死体の搬送を行うものとする。

### (5) 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の取扱いについては、次によるものとする。

- ア 身元不明死体については、香取警察署その他関係機関と連携し調査にあたる。
- イ 歯科医師会に対し、歯型等による身元確認の協力を要請する。

### (6) 死体の埋火葬

引き取り手のない死体及び遺族等が埋火葬を行うことができない場合、応急措置として、埋火葬を行う。埋火葬までの一連の業務は次により行う。

- ア 埋火葬許可証を発行する。

- イ 火葬は北総斎場及びおみがわ聖苑で行う。遺留品がある場合は一時保管する。
- ウ 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望がある場合は、確認の上引き渡す。
- エ 遺骨の引き取り手がない場合は、本部長が指定する墓地に埋葬する。

## (7) 災害救助法による救助の基準等

### ア 死体の捜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの。なお、捜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

### イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

#### (ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、市長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。ただし、引き取る暇のない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成 25 年号外国家公安委員会規則第 4 号、全文改正）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

#### (イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

### ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

#### (ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

#### (イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

## 4 動物対策

市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、香取保健所（香取健康福祉センター）及び動物愛護センター等にこれら動物の救助及び保護を要請する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

## 5 清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

### 1) 災害廃棄物処理

#### ア 実施者

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長が実施する。

(イ) 市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市のみで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

#### 廃棄物の収集と処理

(ア) 市の体制

a 災害廃棄物対策組織として、総務、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市内の処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災

害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

(ウ) 留意事項等

a 季節別の留意事項

災害廃棄物の処理に当たっては、発生時期（季節や時間帯等）の違いに応じた優先順位の確認（腐敗性廃棄物の迅速な処理等）に努める。

災害廃棄物処理に係る季節別の留意事項（例）

季節		処理方法・留意点
季節	夏 季	・腐敗性廃棄物（生ごみ等）の迅速な処理 ・ネズミや害虫の発生防止対策
	夏季～冬季	・台風等による二次災害（ごみの飛散等）の対策
	冬 季	・乾燥による火災等 ・強風による災害廃棄物の飛散 ・着火剤など爆発・火災の危険性のある廃棄物の優先的回収 等

b 一般廃棄物と感染廃棄物の分別

生活ゴミ等一般廃棄物と感染廃棄物は分別することとし、使用済のマスク、ティッシュ、手袋等感染につながる可能性の高いものについては、ゴミ袋を二重にし、ゴミ袋の外側をアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムで拭き取るなど、特に慎重に扱うものとする。

(エ) 発生量の予測

本部の収集した発災時の被害情報等により、倒壊家屋、焼失家屋の廃材等、災害廃棄物の発生量を予測する。この場合、原則として、災害廃棄物対策指針（環境省（以下「対策指針」という。）または、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図るものとする。

a 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ連絡する。

b 県は、市からの被害状況報告を取りまとめ、国等の関係機関へ連絡する。

(オ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市は、対策指針または県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(カ) 収集・運搬体制

a 倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の運搬・解体処理については、原則として被災者自らが行うものとする。災害の規模や状況によっては、公費負担制度について

県・国と協議する。

- b 道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、市が収集・運搬を行う。
- c 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。
- d 積込み現場から集積場所の間の障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。

(キ) 処理体制

各地点で可燃物・不燃物等可能な限り分別し、適正に処理する。

ウ 災害時の生活系ごみ処理

(ア) 被害状況の把握

本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、ごみ排出量を予測する。

- a ごみ収集車の収集運搬経路
- b 避難状況（避難所の数、避難者の人数等）
- c ごみ処理施設の損傷状況

(イ) ごみ処理施設の応急復旧体制の整備

プラントメーカー等関連企業との連絡体制の整備と機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄し、応急復旧体制の整備を図る。

(ウ) 応急収集運搬計画の策定

ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した応急収集運搬計画を速やかに策定する。

(エ) 収集・運搬・処理の応援要請

収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。

(オ) 臨時収集場所の設定

道路の寸断や障害物等により、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所を別途設定する。

(カ) 地域住民の協力

臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、自主防災組織・自治会等に協力を求め実施する。

エ 災害廃棄物に関する啓発・広報

市は、市民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

オ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

## 2) し尿処理

ア し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に

予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

#### イ 被害状況の把握

本部の収集した被災状況等を参考に、次の事項について地区別の被害状況を調査・把握するとともに、し尿の排出量を考慮して処理を行う。

- バキューム車の収集運搬経路
- 避難所状況
- し尿処理施設の損傷状況

#### ウ 処理施設の応急復旧体制の整備

プラントメーカーとの連絡体制を整備し、機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄する。

#### エ 収集・運搬・処理の応援要請

バキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用については、必要に応じて、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、「地震等大規模災害時における被災建築物の解体除去に関する協定」等により、民間事業者等の協力を求める。

#### オ 仮設トイレの設置

避難場所の開設に併せ、市で備蓄している仮設トイレ又は借上げ仮設トイレを設置する。

また、市の備蓄等では不足する場合、または避難が長期化する場合は、仮設トイレの調達を県及び応援協定締結自治体に要請する。

### 仮設トイレの設置が必要な地区例

- 水洗便所の使用が不能となった地区
- 汲み取り地域でバキューム車による収集が不能となった地区
- 避難所の便所が不足するか、使用不能となった場合 等

## (3) 障害物の除去

#### ア 障害物の情報収集

市は、被災地域全域の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について各関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

#### イ 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物が広域かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定するものとする。

#### ウ 障害物処理の実施

障害物処理は原則として各施設管理者が実施する。

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている

場合、その除去は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。また、市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ア) 道路関係障害物処理

- a 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、本部に報告するとともに路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送一次路線から優先して実施する。
- b 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、道路管理者が撤去する。
- c 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に障害物の除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

(イ) 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の通常の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(ウ) 住宅関連障害物除去

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行うものとする。その際、本市のみの体制で障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

なお、障害物の除去の対象となる者及び除去の方法は、次のとおりである。

### 障害物の除去の対象となる者

- 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

### 障害物の除去の方法

- 市は、小規模なものについては自らの組織、労力、機械器具等を用いて処理する。または不足した場合は、建設・土木業者の協力を要請して速やかに行う。
- 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(エ) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて確保される集積場所を検討し、運搬するものとする。

なお、保管が必要な障害物については、それぞれ適切な場所に保管する。

#### (4) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

### 3 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理の供与

被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

また、災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

#### 1 被災建築物の応急危険度判定の実施

風水害により被災した建築物について、倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

##### (1) 実施者

- ア 被災建築物応急危険度判定は、市が行う。
- イ 知事は、判定に必要な支援を行う。
- ウ 応急危険度判定士の確保のため、必要に応じ、市内の関係団体及び県に応急危険度判定士の派遣を要請し、その受入れをする。

##### (2) 判定活動

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」( (一財) 日本建築防災協会) に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入り禁止」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定を実施する。

##### (3) 応急危険度判定士の確保

市は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱(平成7年10月制定)に基づき、建築士等の資格を有する市職員について、県が開催する応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるための講習会に参加させ、応急危険度判定士の養成に努める。

#### 2 被災宅地危険度判定の実施

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧を行う。

##### (1) 実施者

- ア 被災宅地危険度判定は市が行い、県の協力のもと迅速かつ的確な対応を図る。
- イ 被災宅地危険度判定士の確保のため、必要に応じ、地域の関係団体及び県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、その受入れをする。

##### (2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、県の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会(地域協議会)の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、市内における被災宅地危険度

判定に関する実施体制の整備に努める。

### (3) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、県が開催する被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるための講習会への参加について支援し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

## 3 応急仮設住宅の供与等

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

### (1) 応急仮設住宅の供与

#### ア 実施者

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(イ) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

#### イ 供与の方法

##### (ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

##### (イ) 民間賃貸住宅の借上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

#### ウ 入居

##### (ア) 入居基準

仮設住宅への入居者の選定にあたっては、次の項目を満たす者とする。

#### 応急仮設住宅の入居対象者

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a 住家が全壊、焼失、流出した者であること。</li><li>b 居住する住家がない者であること。</li><li>c 自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者であること。</li></ul> |
|---|

※千葉県応急仮設住宅供給マニュアル（以下千葉県マニュアルという。）より）

##### (イ) 入居希望者の把握（千葉県マニュアルより）

各避難所の責任者に仮設住宅の入居希望者の有無を確認し、避難所ごとに入居希望者を集計し、必要戸数（タイプ別）及び入居者の優先順位を決定する

##### (ウ) 入居者の選定方法（千葉県マニュアルより）

応急仮設住宅への入居決定は、被災者を区別することなく入居要件を満たした入居希望者全員に対して入居決定を行うことを理想とする。

入居決定に当たり、福祉世帯（高齢者・障害者等）については別枠で優先入居させる。

また、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については、抽選を行うことを妨げない。

### 入居者の選定基準

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の者のみの世帯（単身者を含む）</li> <li>・ 65歳以上の者と15歳以下の者のみの世帯</li> <li>・ 障害者のいる世帯（公営住宅における申込区分で特枠該当者の要件を満たす世帯に限る）</li> <li>・ 3歳未満の乳幼児を扶養するひとり親世帯</li> <li>・ その他早急に居住の安定を図る必要があると医療・福祉部局等により判定された者がいる世帯</li> </ul>
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の者がいる世帯</li> <li>・ 3歳から15歳以下までの者を扶養するひとり親世帯</li> <li>・ 3歳未満の乳幼児のいる世帯</li> <li>・ 妊婦のいる世帯</li> </ul>

資料：千葉県マニュアル

## （2）被災した住宅の応急修理の実施

災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

### ア 実施者

（ア）被災した住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が行い、市長は知事を補助するものとする。

（イ）本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

### イ 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

### 応急修理の実施対象者

- （ア）災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることが出来ない世帯
- （イ）災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

### ウ 応急修理の基準

(ア) 修理対象

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）するものとする。

(イ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

(ウ) 修理方法

修理方法は、現地調査に基づき、建設業者に請け負わせ修理する。

(エ) 修理期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

エ 建築業者等の協力要請

(ア) 応急修理が速やかに行われるよう、建設業者の協力を求める。

(イ) 建築資材の調達及び労働者の動員を求める。

#### 4 り災証明書の交付体制の確立

(1) 市は、遅滞なく被災者に災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

(2) 県は、市の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市における実施体制の整備に必要な支援を行う。

(3) 市は、被災時に災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。

(4) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

## 第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、市民の安定した生活の確保を図る。

### 1 上水道

災害時において、市は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、本市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

#### (1) 被害状況調査

- ア 班編成により被害の状況調査と点検を行う。
- イ 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、導送配水管のバルブを停止する。

#### (2) 応急復旧対策

- ア 応急復旧計画の策定  
被害状況調査結果に基づき、応急復旧計画を策定する。
- イ 工事業者の確保  
地元の土木建設業者・香取市指定給水装置工事事業者の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。
- ウ 機材の確保  
資機材製造業者及び販売店に、資機材の提供の協力を要請する。
- エ 導送配水管等の復旧  
応急復旧計画に基づき、導送配水管等の応急復旧工事を行う。
- オ 臨時給水栓の設置  
応急復旧計画に基づき、臨時給水栓の設置を行う。
- カ 給水管の復旧  
応急復旧計画に基づき、量水器までの給水管の復旧工事を行う。
- キ 広報の実施  
水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。
  - (ア) 被害の状況により給水を停止する場合
  - (イ) 被害の状況により断水のおそれが生じた場合
  - (ウ) 復旧の時期について、随時広報を実施し情報の提供を行う。

### 2 下水道

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急処置を行う。

### (1) 要員の確保

ア 被害調査、応急復旧のための要員を確保する。

周辺自治体及び、施設維持管理委託業者、建設業者、香取市下水道排水設備指定工事店等の民間企業の応援を求める。

### (2) 被害状況調査

目視調査により被害状況の確認を行う。

ア 処理場・ポンプ場

施設維持管理委託業者と連携し施設全体を調査。

イ 管路施設

管渠閉塞が懸念される箇所の調査を実施。

### (3) 応急復旧対策

ア 応急復旧計画の策定

被害状況の調査に基づき、緊急度、工法等を勘案して、応急復旧計画を策定する。

その計画に基づき基づき復旧を行う。

イ 応急対策用資材の確保

備するものと緊急時に調達するものに分け、緊急時に調達するものはあらかじめ調達計画を策定する。

また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

ウ 下水道使用不能地域への広報

被害状況により下水道が使用できないとわかった地域には速やかに広報し、衛生環境の保全に努める。

## 3 電力施設

### (1) 応急対策方法

東京電力パワーグリッド(株)は、台風、洪水、地震、その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

また、災害が発生したときは、非常災害対策本部を千葉総支社に設置するとともに、非常災害対策支部をを各支社に設置する。

ア 非常態勢の区分

区 分	情 勢
待機態勢	○ 夜間、休日等非常災害対策要員の出勤に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合
第1非常態勢	○ 被害が発生した場合 ○ 被害の発生が予想される場合
第2非常態勢	○ 大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む)
第3非常態勢	○ 大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ○ 判定会が招集された場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合

イ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

- a 復旧応援隊の必要の有無
- b 復旧応援隊の配置状況
- c 復旧資機(器)材の調達
- d 電力系統の復旧方法の検討
- e 復旧作業の日程
- f 仮復旧の完了見込み
- g 宿泊施設、食糧、衛生対策等の手配
- h その他必要な対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

- a 送電設備
  - ① 全回線送電不能の主要線路
  - ② 全回線送電不能のその他の線路
  - ③ 一部回線送電不能の重要線路
  - ④ 一部回線送電不能のその他の線路
- b 変電設備
  - ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
  - ② 都心部に送電する系統の送電用変電所
  - ③ 重要施設に供給する配電用変電所
- c 通信設備
  - ① 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
  - ② 保守用回線

③ 業務用回線

d 配電設備

① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察、消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。

② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。

③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮設備を行う。

(2) 災害時の応急措置

ア 資機(器)材の調達

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機(器)材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現業機関相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機(器)材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機(器)材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努めることとしている。

イ 人員の動員と連絡の徹底

(ア) 災害時における動員態勢を確立すると同時に連絡方法も明確にする。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡態勢を確立し、調整により、市に連絡員を派遣する。

ウ 災害時における危険予防措置

(ア) 巡視、点検の実施

(イ) 応急安全措置の実施

(ウ) 電力の緊急融通態勢の確認

(エ) 訪問者、見学者に対する安全措置

3) 非常災害前の対策

ア 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、P R 車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

(ア) 無断昇柱、無断工事を禁止すること。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

- (カ) その他事故防止のための留意すべき事項。
- イ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。
- ウ 市は、電源車の派遣先の優先順位を事前に決定し、東京電力P Gと情報共有する。

#### 4 ガス施設

エルピーガス協会業者は、次の応急復旧活動を行う。

- (1) L P ガス消費設備の被災状況等の把握
- (2) L P ガス消費設備の緊急点検作業の実施
- (3) 二次災害防止
  - ア 消費者への安全指導の徹底
    - (ア) 容器バルブ閉止の周知徹底
    - (イ) 避難所等におけるL P ガス安全使用の周知徹底
  - イ 被災地域の危険性の高い場所における消費先L P ガス容器の回収
- (4) 被災者に対するL P ガス供給
- (5) L P ガスの確保
- (6) 応援受入れ体制の確保
- (7) 市災害対策本部との情報連携

#### 5 通信施設

##### (1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

- ア 災害時の活動体制
  - (ア) 災害対策本部の設置
    - 災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。
  - (イ) 情報連絡体制
    - 災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。
    - なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに関係市町村へ通報する。
- イ 災害時の応急措置
  - (ア) 設備、資機（器）材の点検及び発動準備
    - 災害の発生とともに、次のとおり設備、資機（器）材の点検等を行う。
      - a 電源の確保
      - b 災害対策用無線機装置類の発動準備
      - c 非常用電話局装置等の発動準備
      - d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
      - e 局舎建築物の防災設備の点検
      - f 工事用車両、工具等の点検
      - g 保有資材、物資の点検

h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

	重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

## (2) (株)NTTドコモ

### ア 災害時の活動体制

#### (ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

#### (イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

### イ 発災時の応急措置

#### (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

#### (イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

#### (ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、ウェブサイト、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

### ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

#### (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

#### (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

### (3) KDDI (株)

KDDI (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い、必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害伝言版サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

### (4) ソフトバンク (株)

ソフトバンク (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

### (5) 日本郵便 (株)

日本郵便 (株)においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

ア 災害時における窓口業務の維持

イ ゆうちょ銀行 (株)の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

## 6 放送機関

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

## 7 鉄道施設

### (1) 緊急即応体制

災害発生と同時に、市は速やかに情報連絡体制の確立を行うとともに、東日本旅客鉄道(株)佐原駅は、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

## (2) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

機関名	避難誘導方法
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 駅における避難誘導<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。</li><li>(2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。</li></ol></li><li>2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。</li><li>(2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。</li><li>○ 特に高齢者や子供、妊産婦等については、他の旅客に協力を要請し安全に降車させる。</li><li>○ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</li></ul></li></ol></li></ol>

## (3) 事故発生時の救護活動

災害により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

機関名	救護活動の内容
東日本旅客鉄道(株)	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策本部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

## 8 公共施設

公共施設は災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、機能を確保するため速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。応急対策は災害により施設が被害を受け、施設設置の目的に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立ち必要最小限の応急復旧等、適宜の措置を講じる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、教育施設等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (2) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 施設管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

## 9 その他の施設等

### (1) 河川及び治山施設応急対策

#### ア 河川管理施設

##### (ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、大雨の増水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場所については資材や、施工規模を考えて応急措置を実施する。

##### (イ) 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

##### (ウ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域についてはその原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講じるとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の必要な措置を実施する。

##### (エ) 危険物等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

##### (オ) その他の河川管理に関する事項の調整

災害直後は、同時に多発する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

#### イ 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

##### (ア) 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による地すべり、急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害が生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難勧告等の手段により安全の確保に努める。

##### (イ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

##### (ウ) 地すべり防止施設の管理に関する事項の調整

その他地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び砂防施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(資料-10-2 災害危険指定一覧(急傾斜地崩壊危険区域指定箇所))

(資料-10-3 災害危険指定一覧(土砂災害(特別)警戒箇所))

(資料-10-4 災害危険指定一覧(山地災害危険地区))

## ウ 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

## (2) 農業基盤施設

ア 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 農地及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

- (ア) 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、または施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事
- (イ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプによる当該地域の排水
- (ウ) 農地等の地すべりまたは亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- (エ) 農地等の地すべり、ため池堤の損壊等により人家、公共施設等に直接被害を与え、または与えるおそれがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

## (3) 農作物・家畜及び関連施設

ア 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と連携のうえ農作物・家畜及び生産関連施設（農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設）の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

イ 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めたときは、二次災害防止のため関係農業団体及び農家に対し、土砂災害等による農舎・園芸施設・畜舎等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による市民への危害防止等について指導または指示を行う。

ウ 応急対策

(ア) 農作物及び農業用施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

(イ) 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、または関係機関に要請等を行う。

- a 死亡家畜の円滑な処分
- b 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- c 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

## 第15節 ボランティアの協力

市は、大規模災害時において、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、市災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、県社会福祉協議会と市社会福祉協議会との間で「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、市及び県はその運営を支援する。

さらに、市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、市は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 1 災害ボランティアセンターの設置

#### (1) 市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、社会福祉協議会は市と協力して、必要に応じ市災害ボランティアセンターを設置する。

#### (2) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

#### 本市に係わる広域災害ボランティアセンター(VC)の設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
千葉広域災害VC	千葉、印旛、香取地域	県総合スポーツセンター（千葉市）

### 2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

#### (1) 専門分野

ア 救護所での医療救護活動

- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

## (2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

## 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

### (1) 個人

- ア 被災地周辺の市民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

### (2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部香取市赤十字奉仕団
- イ 市社会福祉協議会
- ウ 小見川無線クラブ
- エ その他ボランティア団体・NPO法人等

## 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

市は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

### (1) 平時におけるボランティア意識の啓発

「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日まで）を中心に実施される講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、

市民にボランティア意識、「共助」の精神に基づく住民相互の助け合い、地域におけるボランティア活動の重要性についての市民の理解と活動への参加の促進を図るとともに、「防災の日」（毎年9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）等の

## （2） 災害時における参加の呼びかけ

市は、大規模な災害が発生した際には、本部長（市長）の指示に基づき、次の手段により、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により、電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

### 活動への参加呼びかけ手段

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ア | 防災行政無線                        |
| イ | 広報車                           |
| ウ | 市ウェブサイト等                      |
| エ | 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布・掲示等による呼びかけ |
| オ | アマチュア無線による呼びかけ                |
| カ | ラジオ、テレビ局等に対する放送要請             |

## 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、市、県、及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

### （1） 市担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市の各活動担当部局が中心となって対応する。

市の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を県と調整の上、派遣を要請する。

### （2） 市災害ボランティアセンターによる登録

ア 市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置し、一般分野でのボランティア活動を希望する個人及び団体の受け付け及び登録を行う。

イ 市災害ボランティアセンターで受入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

### （3） ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、市災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の把握に努める。

### （4） 各種ボランティア団体との連携

市災害ボランティアセンターは、災害時のボランティア活動を円滑に実施していく

ため、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と情報の交換・共有やネットワークの構築を図る。

## 6 ボランティア受入体制

### (1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

### (2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、市社会福祉協議会と市が協議の上、用意する。

なお、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

### (3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

### (4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

### (5) その他

ボランティア受入における感染症対策については、社会情勢を踏まえ、対応する。

## 7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

## 第16節 自主防災活動

生命、身体及び財産を市民自身の手で守るため、各自主防災組織、市民等が自主的に行う活動について定める。

### 1 自主防災組織の活動体制

自主防災組織の活動体制は、以下の事例等をもとに地域の実情に合わせた班編成とする。

1 避難誘導班	避難者名簿作成、避難誘導
2 情報・伝達班	情報収集、広報
3 救護班	負傷者の応急手当
4 救助・消火班	救助、救出、消火
5 清掃班	仮設トイレ、ゴミ収集、防疫
6 物資・給水班	炊き出し、給水確保、生活用品調達

### 2 自主防災活動の主な内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については、各地域の実情を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

#### (1) 自主防災活動拠点の設置

自主防災組織ごとに避難所等に活動拠点を設置する。

#### (2) 避難誘導班

##### ア 避難勧告等の伝達

必要に応じて屋外拡声装置による避難勧告等の伝達を行う。

##### イ 在宅要配慮者の避難誘導

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊産婦等のいわゆる在宅要配慮者の安全確保を行う。

##### ウ 避難者名簿

一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。また、一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理する。

#### (3) 情報・伝達班

##### ア 呼びかけ運動

隣近所が呼びかけを互いに行い、被害情報、避難勧告等の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。

##### イ 市との情報伝達担当者の派遣

最寄りの市の防災拠点に情報伝達担当者を派遣し、情報の収集にあたりとともに、応急対策の実施状況について、必要に応じ市職員へ報告する。

##### ウ 社会混乱の防止

必要に応じて屋外拡声装置による災害情報等の伝達を行う。流言やデマの発生、生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して注意を促す。

**(4) 負傷者の救出・救護の実施及び協力（救助、消火班、救護班）**

被災者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、防災関係機関による防災活動に対し積極的に協力する。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

**(5) 出火防止・初期消火（救助、消火班）**

ア 出火防止の呼びかけ

地域内を巡回し、断水又は停電時における裸火の取扱いに関する注意喚起、出火防止のための警戒活動を行う。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、消防署員、消防団が到着までの間、消火器・可搬型消防ポンプ等で無理のない範囲で初期消火を行う。

**(6) 清掃等（清掃班）**

ア ゴミの臨時収集場所の設置や臨時回収日等についての広報を行い、周知徹底を図る。

イ 仮設トイレを設置する等、各種衛生管理ルールの徹底を図る。

ウ ゴミ収集及び焼却施設が稼働するまでの間のゴミ処理（保管）を行う。

エ 地区内の清掃を行う。

**(7) 給食・給水及び救援物資等の配分（物資・給水班）**

ア 物資等の仕分け、配分

避難所等に運搬された食料、飲料水及び毛布、衣類等の救援物資を受領し、仕分けと収容者への配分を行う。

イ 炊き出し

食事を炊き出しで配給する場合は、日赤奉仕団等と協力して行う。

## 第17節 社会秩序の維持等に関する対策

災害発生後の、社会的混乱や被災者の心理的動揺に対する社会秩序の維持と、被災者の生活再開へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給について必要な事項を定める。

### 1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法投棄、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、県警察、市、自主防災組織等が連携して適切な措置をとることにして、このような事態を未然に防止し、市民等の不安の軽減に努める。

- (1) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
- (2) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
- (3) 災害に便乗した産業廃棄物の不法投棄の取締り
- (4) 広報啓発活動の推進
- (5) 自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

### 2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

#### (1) 活動の内容

- ア 県は、買占め・売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視を行うものとし、市はこれに協力する。
- イ 県は、適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- ウ 県は、情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。市は、県に協力して広報活動等を行う
- エ 市及び県は、買占め・売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- オ 市は、市内または広域圏で流通業者との連携を図るものとする。
- カ 民間企業等は、正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。
- キ 市民は、集団心理的パニックやデマを防ぐため、自ら冷静な消費行動を行う。

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 3 編 風 水 害 等 編

### <第 4 章 災 害 復 旧 計 画>



## 目 次

第4章 災害復旧計画 .....	風-4-1
第1節 被災者生活安定のための支援 .....	風-4-1
1 被災者の生活確保対策 .....	風-4-1
2 個人被災者への資金援助等 .....	風-4-3
3 税等の徴収猶予及び減免 .....	風-4-5
4 被災農林漁業者に対する災害資金の融資 .....	風-4-6
5 被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知 .....	風-4-6
6 義援金の受入及び配分 .....	風-4-6
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画 .....	風-4-8
1 計画的復旧・復興の基本方針 .....	風-4-8
2 復旧・復興計画の実施方法 .....	風-4-8
3 公共施設等災害復旧計画 .....	風-4-8
4 生活関連施設等の復旧計画 .....	風-4-9
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 .....	風-4-13
1 激甚災害特別財政援助法 .....	風-4-13
2 通常災害時における財政援助等 .....	風-4-14
3 災害復旧事業に係る市の財政措置 .....	風-4-15
第4節 災害復興 .....	風-4-16
1 体制の整備 .....	風-4-16
2 災害からの復興に関する基本的な考え方 .....	風-4-16
3 想定される復興準備計画 .....	風-4-16
4 復興対策の研究、検討 .....	風-4-17



## 第4章 災害復旧計画

災害により、多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、各防災関係機関は協力して、民生安定の措置を講じるものとする。

また、公共土木施設、農林水産施設の当面の応急措置の後には、災害の拡大、再度発生を防止し、本来の生産基盤、農林基盤を維持するために、本格復旧計画を策定するものとする。

### 第1節 被災者生活安定のための支援

被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるよう、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらには心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

#### 1 被災者の生活確保対策

##### (1) 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

なお、被災者に対して制度の周知や情報提供を行う場合は、次のような広報手段によるものとする。

- ア 市ウェブサイト、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等
- イ 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等

##### (2) 市民相談窓口の開設

市は、関係各課等に協力を要請して、庁舎、公民館など適当な場所に臨時市民相談窓口を設置し、次のような被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立する。

- ア 減免などの税務相談
- イ 住宅の応急修繕に関する相談
- ウ 雇用保険などの社会保険に関する相談
- エ 借地・借家関係の法律相談
- オ 登記手続きなどの土地建物の登記相談

##### (3) り災証明書の発行

被災世帯が再建復興のための各種施策を受けるにあたり必要となる証明書であり、次にその手続きと様式を示す。

- ア 世帯の被災状況に応じてり災証明書を発行するが、被災状況が確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる場合には、り災証明書を発行する

ものとする。

イ り災証明については、証明手数料を徴収しないものとする。

ウ り災証明書の様式については、別に定めるものとする。

#### (4) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### (5) 公営住宅の建設、再建等

ア 市は、既存市営住宅が災害により滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

イ 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講じるものとする。

#### (6) 借地借家制度の特例の適用に関する事項

ア 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）

第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

イ 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

(ア) 市の面積

(イ) 罹災土地の面積

(ウ) 市の建物戸数

(エ) 滅失戸数

(オ) 災害の状況

(カ) その他（罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

ウ 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

#### (7) その他の生活確保

ア 生活保護

(ア) 市は、被災者の困窮の度合いに応じて、最低限度の生活の保障をするとともに、生活再建を支援する。また各種施策の広報・周知を図る。

(イ) 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策【日本郵便(株)】

災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

を迅速かつ的確に実施する。

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

(ウ) 災害時における窓口業務の維持

ウ 被災者の労働対策【公共職業安定所】

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者について、早期再就職を促進するために、公共職業安定所等と連携して各種施策の周知を図る。また、状況に応じて臨時職業相談所の開設等を要請し、開設場所の確保にあたる。

## 2 個人被災者への資金援助等

### (1) 災害弔慰金等の支給等

ア 災害弔慰金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」及び「香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

イ 災害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱」に基づき、被災世帯の世帯主に災害見舞金を支給する。

ウ 災害障害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者に対して、障害見舞金を支給する。

エ 災害援護資金の貸付

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(法-3 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱)

### (2) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し生活の安定を図ることを目的として、被災者生活再建支援金を支給するものとし、市は支給申請等に関する事務を行う。

ア 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

- (ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (エ) (ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- (オ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、(ア)～(ウ)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (カ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

イ 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- (ア) 住宅が「全壊」した世帯
- (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	半壊解体・敷地被害 解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸住宅 (公営住宅入居者除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

(3) 千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であつて、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。市は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

(4) 生活福祉資金の貸付

被災世帯で、金融機関等で借入れが困難な低所得者世帯に対して、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金制度により、生活費や住宅を復旧するための経費、家財道具等を購入する費用等を貸し付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災

害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

#### (5) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて県が貸付を行うもので、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講じている。

#### (6) 住宅金融支援機構の制度の紹介

市は、(独)住宅金融支援機構の融資制度等の周知を図る。

#### (7) 金融上の措置の広報・周知

関東財務局千葉財務事務所及び日本銀行は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講じるよう指導する。市は災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地域住民等に対して広報・周知を図る。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置。

イ 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を損失した預貯金者に対し、実状に即する簡易な確認方法をもって払い戻しの利便を図ること。

ウ 定期預金等の中途解約または当該預貯金を担保とする貸し出しに応ずる措置。

エ 手形交換または不渡り処分、金融機関の休日営業または平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金、損害保険金を迅速に支払うよう配慮し、保険料の払い込みについて状況に応じ猶予期間の延長措置を講じること。

### 3 税等の徴収猶予及び減免

#### (1) 租税等の納期限の延長及び徴収猶予並びに減免

##### ア 市税の減免等の措置

市は災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類の提出、または納付もしくは納入することができないときは、その期限を延長するとともに、市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免について、香取市税条例等の定めるところにより必要な措置を講じる。

##### イ 国・県税の減免等の措置のあつせん

国及び県は被災者の納付すべき国税、県税について、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)及び県条例(災害時における県税の減免等の措置について)の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を行う。

市は国・県と連携を取り、被災地域住民に対して広報・周知を図る。

#### (2) 医療費負担の減免、保険税及び介護保険利用者負担額減免、保険料減免のあつせん

市は、被災した国民健康保険及び介護保険の被保険者等に対し、必要に応じて医療

費の一部負担金、保険税及び介護保険利用者負担額の減免、保険料の減免等の措置を図る。また関係団体に対し協力要請を行う。

#### 4 被災農林漁業者に対する災害資金の融資

被災農林漁業者に対する経営の安定または、事業の早期復旧を図るための融資制度等は次のとおりである。市は農業協同組合等と連携し、利活用できる金融の特別措置についての広報・周知を図るものとする。

##### (1) 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の災害によって損失を受けた農林漁業者に対して、次の融資がある。

- ア 被害農林漁業者に対しては、農林漁業の経営に必要な資金
- イ 被害農林漁業組合に対しては、事業運営資金

##### (2) (株)日本政策金融公庫資金

日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）等に基づき、被災農林漁業等に対し、資金の融通をする。

##### (3) 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を保障するための農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済制度を実施しており、被害の保障業務の迅速適正化、共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

#### 5 被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知

被災中小企業の早期復旧を図るため、市は商工関係機関と連携し、利活用できる金融の特別措置について周知を図るものとする。

##### (1) 政府系中小企業金融機関

- ア (株)日本政策金融公庫
- イ 商工組合中央金庫

##### (2) 千葉県の中小企業融資制度

#### 6 義援金の受入及び配分

市は、災害による被災者に対して、全国の市町村、県、日本赤十字社等に寄託される義援金について、義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。

##### (1) 義援金の募集、受入

- ア 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受付ける。またその募集方法、送り先等の周知を図る。

イ 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただしアの預金口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。

ウ 義援金の受付状況について、適宜委員会に報告をする。

## (2) 義援金の保管及び送金

次により義援金を保管し、送金するものとする。

ア 寄託者より受領した義援金は委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。

イ 保管した義援金については、委員会に送金する。

## (3) 義援金の配分

ア 委員会から配分された義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。

イ 被災者への配分状況について委員会に報告する。

## 第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道、電気、ガス、通信等の都市施設、農林水産業施設、道路、河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

### 1 計画的復旧・復興の基本方針

大規模災害により被害が発生した場合、復旧・復興計画を急ぎよ策定することは困難であるため、事前に検討しておくことが望ましい。平時からあるべき市の姿に関し、市民と検討を行い、一定の合意を形成することに努め、復旧・復興にあたっては、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 2 復旧・復興計画の実施方法

復旧・復興計画の実施にあたっては、概ね次のような方法によるものとする。

- (1) 関係機関との連携及び県との調整のもと、総合的な復旧・復興計画を策定する。

被災施設の復旧を行う際、国・県の補助がある事業については、復旧事業の計画を速やかに作成する。

- (2) 被災施設の重要度及び被災状況等をもとに、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画、人材の広域相互応援等に関する計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

また、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止するため、改良復旧を行うものとする。

- (3) 復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）の適用や土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施を検討し、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

### 3 公共施設等災害復旧計画

関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、次の事業を実施する。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 道路災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
  - (ア) 河川災害復旧事業
  - (イ) 道路災害復旧事業

#### (2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 公園施設災害復旧事業
- ウ 堆積土砂排除事業

- エ 単独災害復旧事業
  - (ア) 街路災害復旧事業
  - (イ) 公園施設災害復旧事業
  - (ウ) 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 下水道災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

#### 4 生活関連施設等の復旧計画

##### (1) 水道施設

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

##### ア 復旧対策

施設の断水防止対策等を図る。

##### イ 漏水防止対策

災害後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

(ア) 漏水調査を実施する。

(イ) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は、次の点に留意する。

a 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

b 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

##### (2) 下水道施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

##### (3) 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、被災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

##### ア 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

(ア) 全回線送電不能の主要線路

- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 重要施設に供給する配電用変電所

(4) ガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(5) 通信施設

ア 東日本電信電話(株)における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

電気通信サービスの復旧順位

順位	回線の種類	復旧する回線	
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上</li> <li>・ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電報中継回線1回線以上</li> </ul>	
	専用サービスなど	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上</li> </ul>
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線</li> </ul>
		加入電話サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上回線各1回線以上</li> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所に1契約回線以上</li> <li>・ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>	
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・人口1千人当たり公衆電話1個以上</li> </ul>	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上</li> </ul>	
	加入電話サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上</li> <li>・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>	

順位	回線の種類	復旧する回線
	総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所に1契約回線以上
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

### 重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

## （6）農林水産業施設

### ア 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

#### （ア）用水施設

- a 取水施設、用水路等の破損、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 用水路護岸の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

#### （イ）ため池

- a 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

#### （ウ）道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

#### （エ）排水施設

- a 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 護岸等の決壊で、破壊のおそれがあるもの。
- c 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

## イ 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

### (ア) 治山施設

治山施設の被害で、これを放置すると人家、公共的施設、道路等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

## (7) 公共土木施設

ア 道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

### (ア) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

## イ 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安定確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

### (ア) 河川管理施設

- a 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- b 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれがあるもの。
- c 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- d 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- e 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

### (イ) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

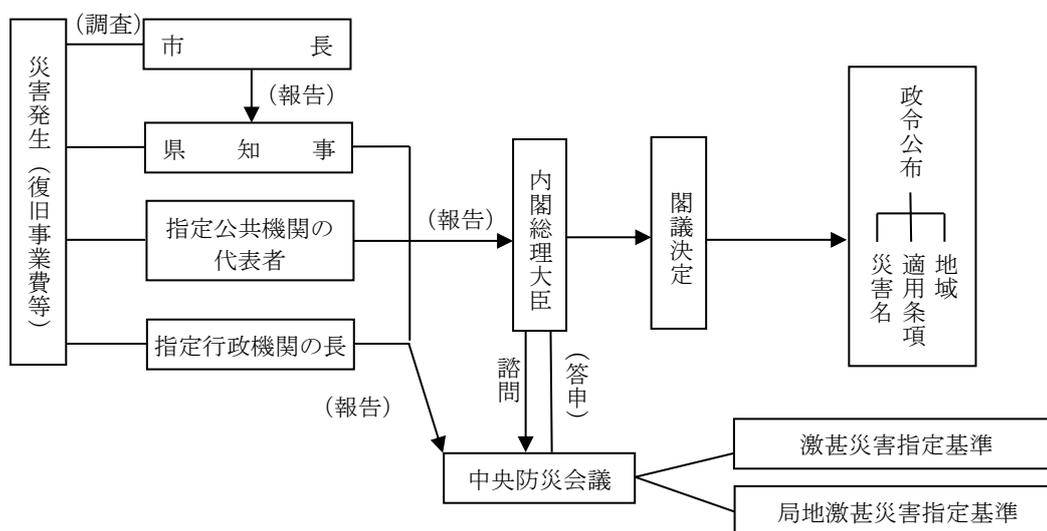
本節では、激甚災害特別財政援助法、その他の法律に基づく財政援助を受ける場合の手続き等について定める。また災害復旧事業に係る財政措置について定める。

#### 1 激甚災害特別財政援助法

市は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、災害状況等を知事に報告し、県の実施する調査に協力して激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害特別財政援助法」という。）に基づく財政援助等を受けられるよう努めるものとする。

また、市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各関係部局に提出する。

#### 激甚災害指定手続きの流れ



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

なお、激甚災害については激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）と局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）の二つの指定基準がある。

激甚災害特別法により、財政援助等を受ける事業等は以下のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業
- ス 湛水排除事業

**(2) 農林水産業に関する特別の助成**

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

**(3) 中小企業に関する特別の助成**

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業に対する資金の融通に関する特例

**(4) その他の財政援助及び助成**

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(法-6 激甚災害指定基準)

(法-5 局地激甚災害指定基準)

**2 通常の災害時における財政援助等**

国、県が通常の災害（激甚災害特別法が適用されない災害）時に、財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令には次のようなものがあり、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

## 通常の災害時における財政援助の対象となる根拠法令及び復旧事業

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号)	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)	公営住宅及び共同施設 (児童遊園、共同浴場集会所等) の復旧事業
土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号)	災害により急施を要する土地区画整理事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号)	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号)	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)	水道施設の復旧事業
下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)	下水道施設の復旧事業
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)	道路の復旧事業
河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	河川の復旧事業
建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(昭和 37 年建設発第 194 号)	主として都市計画区域内における都市施設に係る復旧事業
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)	生活保護施設復旧事業
児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号)	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号)	婦人保護施設復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	感染症予防施設災害復旧事業・感染症予防事業

### 3 災害復旧事業に係る市の財政措置

市は、災害復旧事業を行う際には、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として次の制度を活用し、資金の調達に努める。

#### (1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

#### (2) 地方交付税

普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税

#### (3) 一時借入金

災害復旧事業貸付金（県）、災害応急融資（関東財務局千葉財務事務所）

## 第4節 災害復興

### 1 体制の整備

市は、市民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置する。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市において初めて災害復興本部を設置した。市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復興本部の役割等について、研究する。

### 2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「香取市復旧・復興基本指針」を作成した。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

### 3 想定される復興準備計画

次の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

#### （1） 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

#### （2） 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れたまちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した

都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

## 4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、次の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、災害後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

### (1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

### (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

### (3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童・生徒等に対する支援の充実

**(4) 農林水産業の再生と発展**

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 香取市産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農村環境づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

**(5) 商工業・観光業等の再生と発展**

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

**(6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり**

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 第 4 編 大 規 模 事 故 等 編



# 目 次（大規模事故等編）

第1章 総則.....	大-1-1
第1節 基本方針.....	大-1-1
1 計画の目的.....	大-1-1
2 火災及び交通の主な概要.....	大-1-1
第2節 活動体制.....	大-1-3
1 配備基準.....	大-1-3
2 配備体制の決定者.....	大-1-4
3 災害対策本部の組織及び運営.....	大-1-4
4 職員の動員.....	大-1-4
第2章 大規模事故等対策計画.....	大-2-1
第1節 大規模火災対策計画.....	大-2-1
1 基本方針.....	大-2-1
2 予防計画.....	大-2-1
3 応急対策計画.....	大-2-3
第2節 林野火災対策計画.....	大-2-5
1 基本方針.....	大-2-5
2 予防計画.....	大-2-5
3 応急対策計画.....	大-2-5
第3節 危険物等災害対策計画.....	大-2-7
1 危険物（消防法）.....	大-2-7
2 高圧ガス.....	大-2-9
3 火薬類.....	大-2-11
4 毒物劇物.....	大-2-12
第4節 航空機災害対策計画.....	大-2-14
1 基本方針.....	大-2-14
2 予防計画.....	大-2-14
3 応急対策計画.....	大-2-14
第5節 鉄道災害対策計画.....	大-2-20
1 予防計画.....	大-2-20
2 応急・復旧計画.....	大-2-20
第6節 道路災害対策計画.....	大-2-22
1 基本方針.....	大-2-22
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画.....	大-2-22
3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画.....	大-2-24
第7節 大規模停電災害対策計画.....	大-2-26

1	基本方針.....	大-2-26
2	予防計画.....	大-2-26
3	応急対策計画.....	大-2-27
第8節	放射性物質災害対策計画.....	大-2-30
1	基本方針.....	大-2-30
2	放射性物質事故の想定.....	大-2-30
3	放射性物質事故予防対策.....	大-2-31
4	放射性物質事故応急対策.....	大-2-31
第9節	火山噴火災害対策計画.....	大-2-36
1	基本方針.....	大-2-36
2	噴火の想定.....	大-2-36
3	降灰の応急対策.....	大-2-36
4	復旧計画.....	大-2-37

# 第1章 総則

## 第1節 基本方針

### 1 計画の目的

本市は、成田国際空港に近接していることから、航空機事故の危険性がある。更には都市化の進展、森林面積が大きいこと、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害のおそれがある。

こうした大規模事故災害に対応するとともに、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故及び火山噴火災害に対応するため、これらの対策について定める。

さらに、令和元年9月9日に本市を襲った台風15号では、市内のほぼ全域で停電が発生し、一部の地域では長期化するなど、市民の日常生活に大きな影響を及ぼした。

このため、新たに大規模停電対策について定め、今後の防災対応に生かしていくこととする。

この計画は、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、風水害等編の規定に準ずるものとする。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずるものとする。

### 2 火災及び交通の主な概要

#### (1) 火災

平成31年中の総出火件数は44件で火災種類別にみると、建物火災が50%、車両火災が7%、林野火災が11%などとなっており、損害額は259,650千円であった。

#### (2) 交通

##### ア 道路

本市の道路網は、国道51号、国道356号を骨格に主要地方道の大栄栗源干潟線、成田小見川鹿島港線、佐原山田線、旭小見川線、佐原八日市場線、佐原椿海線により形成されている。

これらの道路網は、佐原駅周辺、小見川駅周辺から放射状のネットワークとなっているため、市街地に通過交通が集中し、交通渋滞が発生している。

また、骨格となる幹線道路やこれらの道路を連絡する補助幹線道路においては、幅員の狭い区間や見通しの悪い区間等があり、その改善による交通安全の向上が課題となっている。

##### イ 鉄道

市内には、東京・千葉方面を結ぶJR成田線と茨城県鹿嶋市・水戸方面とを結ぶJR鹿島線が走っており、大戸駅、佐原駅、香取駅、水郷駅、小見川駅、十二橋駅の6つの駅が立地する。JR成田線を利用して東京まで約85分、成田まで約30分であることから、市民の通勤・通学や買い物等日常生活を営むうえで欠かすことのできない

交通手段となっている。

#### ウ 空港

隣接している成田市には、昭和 53 年 5 月に開港した成田国際空港がある。本空港は世界と日本を結ぶ空の表玄関として、世界有数の旅客数及び取扱貨物量を誇るなど、わが国の社会、経済、文化の発展に大きく貢献している。

## 第2節 活動体制

### 1 配備基準

災害の種類	警戒配備 【警戒本部の設置】	非常配備 【災害対策本部の設置】
大規模火災	大規模火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたととき。	大規模火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたととき。
林野火災	林野火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたととき。	林野火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたととき。
危険物等災害	危険物等事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたととき。	危険物等事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたととき。
航空機災害	航空機事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたととき。	航空機事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたととき。
鉄道災害	鉄道事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたととき。	鉄道事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたととき。
道路災害	道路事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたととき。	道路事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたととき。
大規模停電事故 災害	全市的な停電で、数時間程度で復旧が見込まれる場合で、市長が必要と認めたととき。	全市的な停電で、復旧に1日以上要すると見込まれる場合で、市長が必要と認めたととき。
放射性物質災害	放射性物質事故により被害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたととき。	放射性物質事故により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたととき。
火山噴火災害	火山噴火により被害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたととき。	火山噴火により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたととき。

## 2 配備体制の決定者

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、災害対策本部の設置決定者及び代決者は、次のとおりとする。

区 分	決定者	代決者	
		1 位	2 位
災害対策本部	市 長	副市長	総務企画部長

## 3 災害対策本部の組織及び運営

「風水害等編 第3章 第1節2(6) 災害対策本部の組織構成」及び同「(7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営」に準ずる。

## 4 職員の動員

「風水害等編 第3章 第1節2(6) 災害対策本部の組織構成」及び「同(7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営」に準ずる。

## 第2章 大規模事故等対策計画

### 第1節 大規模火災対策計画

#### 1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

#### 2 予防計画

##### (1) 建築物不燃化の促進

###### ア 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

(イ) 準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

###### イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

##### (2) 防災空間の整備・拡大

ア 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

イ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

ウ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

##### (3) 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

##### (4) 予防立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定

により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

### 立入検査の主眼点

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- エ 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

### (5) 多数の者を収容する建築物の防火対策

#### ア 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- (エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (オ) 従業員等に対する防災教育の実施

#### イ 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

### (6) 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの指定文化財が所在し、適切かつ周知な火災予防に関する努力が必要である。

#### ア 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を

水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

#### イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部と市教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

### (7) 消防組織及び施設の整備充実

#### ア 消防組織

市は、消防職員、団員の確保に努める。

#### イ 消防施設等の整備

消防施設等については、「消防力の整備指針」に基づいて整備を図る。

## 3 応急対策計画

### (1) 応急活動体制

ア 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

### (2) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

### (3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「風水害等編 第3章 第1節 災害救助法の適用手続き等」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

### (4) 消防活動

ア 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

ウ 市が発災現場以外の場合、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互

応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

**(5) 救助・救急計画**

- ア 市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関等に応援を要請する。
- イ 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

**(6) 交通規制計画**

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

**(7) 避難計画**

- ア 発災時には、市及び警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、市は避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に関する情報の提供に努める。
- ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

**(8) 救援・救護計画**

食料・飲料水・生活必需品等供給については、「風水害等編 第3章 第7節 救援物資供給活動」、医療救護計画については、「風水害等編 第3章 第5節 消防・救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

## 第2節 林野火災対策計画

### 1 基本方針

近年のレジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災になるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

### 2 予防計画

#### (1) 広報宣伝

##### ア 各種広報などによる注意

市は、市のウェブサイト、防災行政無線、広報紙、回覧板等を利用し、市民の注意を喚起する

##### イ 学校教育による指導

市は、児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

##### ウ 山火事予防運動の実施

市及び森林組合は、山火事予防運動期間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

#### (2) 法令による規制

##### ア 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項、森林法第21条第1項）

市は、市民に対し、火災警報発令下等における市等条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

##### イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

#### (3) 林野等の整備

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

### 3 応急対策計画

#### (1) 消防計画の樹立

##### ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

消防本部は、林野の地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

##### イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町と協議しておく。

## (2) 総合的消防体制の確立

### ア 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できる体制を確立する。

### イ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう要請する。

### ウ 防災訓練の実施

図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

### エ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

### オ 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有している空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

## (3) 立入禁止区域の設定等

警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

## (4) その他

県及び森林所有者は、林地荒廃を防止に努めるとともに、森林復旧造林を推進する。

## 第3節 危険物等災害対策計画

### 1 危険物（消防法）

#### （1）基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### （2）予防計画

##### ア 事業所等

（ア）消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

（イ）消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

##### a 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

##### b 危険物保安統制管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

##### c 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

（ウ）事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

##### a 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

##### b 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

##### c 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

##### イ 市及び消防本部

（ア）消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改善、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

##### a 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

b 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

c 消防体制の強化

消防本部は、各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

d 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

### (3) 応急対策計画

ア 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

(ア) 通報体制

a 責任者は、災害が発生した場合、直ちに 119 番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

b 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防本部へ通報する。

(イ) 初動活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(ウ) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

イ 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

(ア) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(イ) 救急医療

当該事業所、消防本部、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。警察署その他の関係機関はこれに協力する。

(ウ) 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(エ) 避難

市は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設及

び避難所への収容を行う。

(オ) 警備

警察署は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(カ) 交通対策

道路管理者及び警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

(キ) 原因の究明

消防本部及び警察署は、災害の発生原因の究明に当たる。

## 2 高圧ガス

### (1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

### (2) 予防計画

#### ア 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(オ) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(カ) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(キ) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓

練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 消防本部その他関係機関

(ア) 防災資機材の整備

- a 消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
- b 消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(イ) 保安教育の実施

関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(ウ) 防災訓練の実施

関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(イ) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(エ) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(オ) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス探知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

イ 市、県その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

- (ウ) 防災資機材の調達
  - a 県及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。
  - b 警察署及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。
- (エ) 被害の拡大防止措置及び避難
  - a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
  - b 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。
- (オ) 原因の究明
  - 消防本部及び警察署は、災害の発生原因の究明に当たる。

### 3 火薬類

#### (1) 基本方針

火薬類による被害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### (2) 予防計画

##### ア 事業所等

- (ア) 警戒体制の整備
  - 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。
- (イ) 防災体制の整備
  - 災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
  - a 防災組織の確立
    - 事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。
  - b 通報体制の確立
    - 事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
  - c 緊急動員体制の確立
    - 大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。
  - d 相互応援体制の確立
    - 一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。
- (ウ) 安全教育の実施
  - 従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
- (エ) 防災訓練の実施
  - 取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を

行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(イ) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

イ 市、県その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 被害の拡大防止措置及び避難

a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

c 警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(エ) 原因の究明

消防本部及び警察署は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 毒物劇物

(1) 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(ア) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

- (イ) 管理体制の整備  
毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。
- (ウ) 施設の保守点検  
毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。
- (エ) 教育訓練の実施  
毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。
- (オ) 毒物劇物販売業者等  
毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(ア)から(ウ)により危害防止に努める。

### (3) 応急対策計画

#### ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

- (ア) 通報  
毒物劇物が流出等により市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、香取保健所（香取健康福祉センター）、警察署、又は消防本部へ通報を行う。
- (イ) 応急措置  
毒物劇物が流出等により市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

#### イ 市、県その他関係機関

- (ア) 緊急通報  
消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合、市、県、警察署へ連絡するとともに状況に応じてその他の防災機関と連絡調整を図る。
- (イ) 被害の拡大防止  
消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。
- (ウ) 救急医療  
消防本部は、大量流出事故等に際して、市、県、警察署、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
- (エ) 避難  
市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

## 第4節 航空機災害対策計画

### 1 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

#### (1) 防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港(株)、県、関係市町村等別表第1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

#### ※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港(株)

### 2 予防計画

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

#### (2) 協力・応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

#### (3) 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

#### (4) 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

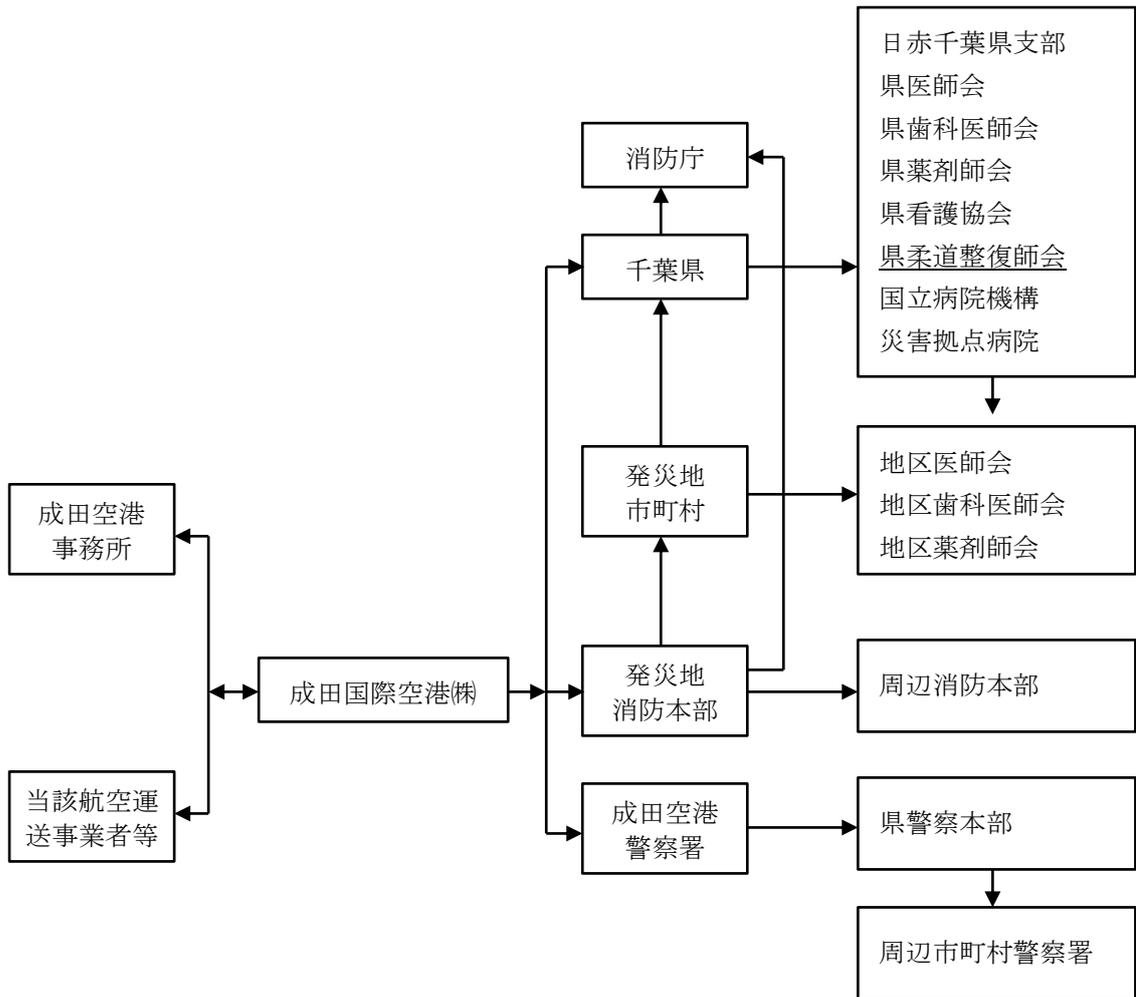
### 3 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

#### (1) 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

## 情報受伝達ルート



## (2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港(株)は、関係機関の連絡調整を行う。

### ア 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

### イ 消防活動

#### (ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

##### a 実施機関

成田国際空港(株)、発災地市町村、発災地消防本部

##### b 協力機関

成田国際空港周辺の消防本部、県警察

#### (イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

##### a 実施機関

発災地市町村、発災地消防本部

##### b 協力機関

成田国際空港周辺の消防本部、成田国際空港(株)、県警察

(ウ) その他の地域で災害が発生した場合

a 実施機関

発災地市町村、発災地消防本部

b 協力機関

発災地近隣消防本部、県警察

(エ) 実施内容

a 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

b 航空機災害に係る火災が発生した場合、発災地市町村長及び当該消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

c 災害の規模等が大きく、発災地消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の消防本部等に応援を求めるものとする。

ウ 救出救護活動

(ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

a 実施機関

成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防本部、県警察、千葉県

b 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、成田国際空港周辺の消防本部

(イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

a 実施機関

当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防本部、県警察、千葉県

b 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、発災地近隣消防本部、成田国際空港(株)

(ウ) その他の地域で災害が発生した場合

a 実施機関

当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防本部、県警察、千葉県

b 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、発災地近隣消防本部

(エ) 実施内容

航空機の乗客及び発災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次によ

り実施する。

a 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民の救出のため、救出班を編成し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については、成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として発災地市町村に応急仮設救護所を開設し、県より派遣された救護班等による迅速な処置を図るものとする。

エ 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

オ 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港(株)と協議のうえ、空港以外の場合には原則として発災地市町村が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、「震災編 第3章 第5節 消防・救助救急・医療救護活動」又は「風水害等編 第3章 第5節 消防・救助救急・医療救護活動」の定めるところによる。

カ 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は発災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

キ 広 報

(ア) 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局(成田空港事務所含む)、成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、発災地市町村及び県警察等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車、防災行政無線等により、地元住民、旅客、送迎者及び周辺地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

- a 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- b 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- c 地域住民等への協力依頼
- d その他必要な事項

ク 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田国際空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「震災編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」又は「風

水害等編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港(株)が、その他の場合は「震災編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」又は「風水害等編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

### (3) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援態勢を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防本部、 県警察	人員及び物資の派遣及び調達
千葉県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、 応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

別表 1 防災関係機関（香取市関係）

機関名等
国土交通省東京航空局成田空港事務所
成田国際空港株式会社
千葉県
千葉県警察本部
成田国際空港警察署
香取警察署
香取広域市町村圏事務組合消防本部
(公社)千葉県医師会
(一社)香取郡市医師会
(一社)千葉県歯科医師会
(一社)香取匝瑳歯科医師会
(一社)千葉県薬剤師会
香取郡市薬剤師会
(公社)千葉県柔道整復師会東部支部
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社千葉県支部香取市地区
東日本電信電話(株)千葉支店
(株)NTTドコモ千葉支店
KDDI(株)
東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社
ソフトバンク(株)

## 第5節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

なお、本市において対象となる鉄軌道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）である。

### 1 予防計画

#### (1) 各事業者による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

#### (2) 行政等による予防対策

ア 国、公共機関、県、市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、県、市及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、交通規制の実施等踏切道の改良に努める。

### 2 応急・復旧計画

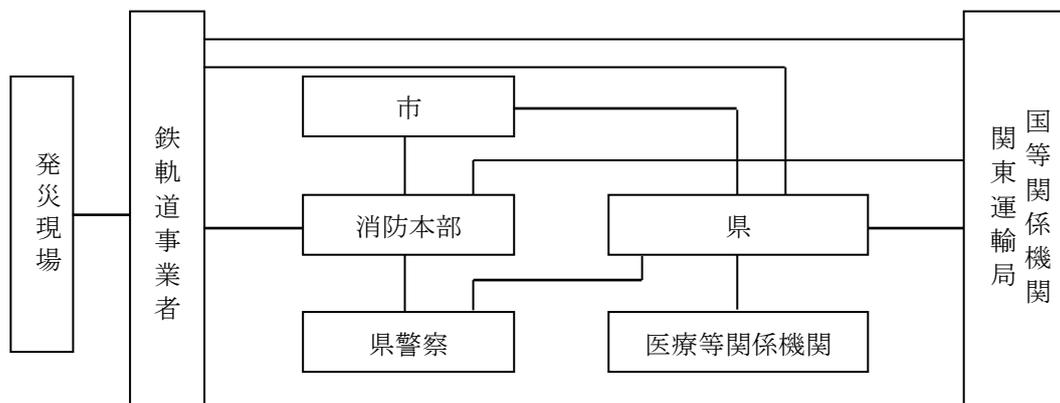
#### (1) 行政等による応急活動体制

市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

#### (2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。

情報の伝達系統図



## 関係機関連絡先

関東運輸局	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
総務部安全防災・ 危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

注) 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局安全指導課 (NTT 電話 045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄 道(株)千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285

### (3) 相互協力・派遣要請計画

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。
- イ 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

### (4) 消防活動

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- イ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

### (5) 救助・救急計画

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- イ 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

### (6) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

### (7) 避難計画

- ア 市及び警察署は、発災時には、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

## 第6節 道路災害対策計画

### 1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

＜計画の対象となる道路災害＞

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

### 2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平時において次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 予防計画

##### ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平時においても道路構造物の点検を行うものとする。

道路管理者の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	市	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p> <p>また、市道の計画、建設及び改良に当たっては、県から道路構造物の被災の防止に係る技術指導を受ける。</p>

※道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(2) 応急対策計画

ア 情報の収集・伝達

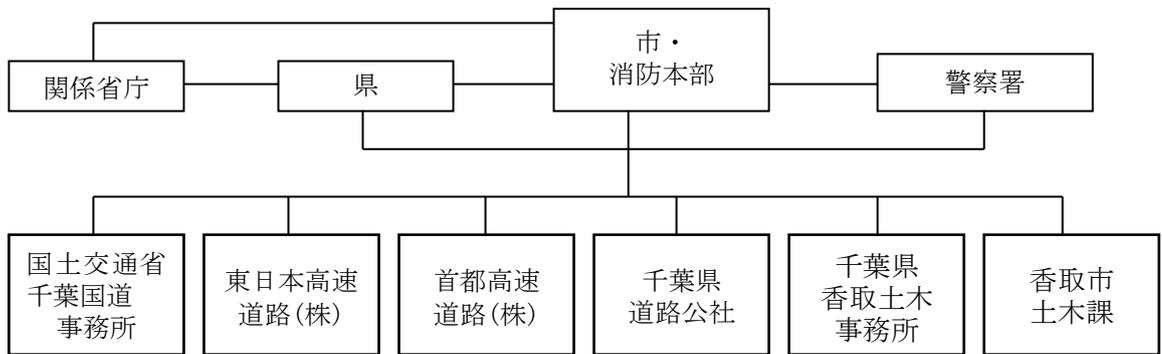
(ア) 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察署、消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

(イ) 情報伝達系等

情報伝達系等は次のとおり。

情報の連絡系統図



イ 応急活動

(ア) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。

また、市は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

(イ) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 警察署	道路管理者及び警察署は、道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次被害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行

実施項目	実施者	実施内容
		い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
応急活動	市 消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく、十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防本部及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	警察署	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防本部等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

### 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会から平成 12 年 3 月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

#### (1) 予防計画

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

#### (2) 応急対策計画

##### ア 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防本部に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

##### イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

##### ウ 交通規制

道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

##### エ 避難

市及び警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大

を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

オ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取扱法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

## 第7節 大規模停電災害対策計画

### 1 基本方針

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、約295万戸が停電する日本初のブラックアウト\*が発生し、復旧までに45時間を要し、その間、ライフラインの断絶や交通機関、医療機関のマヒなど市民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼした。

一方、令和元年9月の台風15号では、県内の広範囲で停電が発生し、本市でも市内ほぼ全域が停電し一部地域は長期化するなど、市民生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

そこで本節では、市内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が直ちにとるべき対策について定める。

※ブラックアウト：大手電力会社が管轄する全エリアで停電が起こる現象

### 2 予防計画

#### (1) 情報連絡体制の整備

##### ア 情報収集・連絡体制の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、大規模停電災害が発生した場合に、連携して円滑な応急対策を実施できるよう、平時より緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておく。

##### イ 情報通信手段の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、「震災編 第2章 第8節 情報連絡体制の整備」又は「風水害等編 第2章 第9節 情報連絡体制の整備」に基づき、大規模停電発生時の情報通信手段の確保に努める。

#### (2) 設備・備蓄の充実

市、医療・福祉施設や指定避難所等防災上重要な施設の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な電力を確保できるよう、資機材等の設備の整備及び発電機の備蓄に努める。

#### (3) 燃料の確保

非常用発電機等を整備している避難所や医療・福祉施設、公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

#### (4) 市民等の停電に対する備えの強化

市は、市民や事業所等に対し、「震災編 第2章 第1節 防災意識の向上」又は「風水害等編 第2章 第1節 防災意識の向上」に示すとおり、食料、飲料水その他の生活必需品など避難生活に必要となる物資の備蓄に努めるよう普及啓発を図る。

また、電力会社とも連携し、平時より停電により生じ得る危険性について周知を図る。

## 停電発生後の留意事項

### ■自宅にいるとき

- ・パソコンや家電製品の電源を切り、プラグをコンセントから抜く。
- ・ブレーカーを切る。(家の外に避難するときもブレーカーを切る)
- ・懐中電灯等の明かりを確保する。
- ・市からの情報や電力会社のウェブサイト、災害情報のアプリ等で復旧までにかかる時間を確認する。 等

### ■屋外にいるとき

- ・信号機の灯火が消えている交差点等では、安全確認を十分に行いながら進行する。
- ・歩いて避難する場合は、車が多い交差点はできるだけ避ける。
- ・夜道は危険なので、なるべく歩かない。
- ・断線した電線に近づかず決して触れない。 等

## (5) 倒木対策

市は、市管理施設敷地内や街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採等の措置を講ずる。

また、森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち、間伐、伐採等の励行を図る。

## (6) 東京電力パワーグリッド(株)の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

### ア 防災知識の普及啓発

市民等に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故や大規模停電時における対応、節電対策等の防災知識の普及啓発を図る。

### イ 防災訓練の実施

大規模停電災害を想定して、防災体制の強化を図るため、防災関係機関と連携し、二次災害防止等のための訓練の実施に努める。

### ウ 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

## 3 応急対策計画

### (1) 応急活動体制

#### ア 香取市

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施する。

市における配備基準は、第1章第2節のとおりとする。

## イ 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら、その所管に係る応急対策を実施する。

## ウ 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、速やかに市、県及び防災関係機関に状況を報告するとともに、「震災編 第3章 第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧」又は「風水害等編 第3章 第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるところにより応急対策を実施する。

## (2) 情報の収集・伝達

### ア 市

市は、市域において大規模停電災害が発生又は発生おそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかに停電状況や被害状況を取りまとめ、県に報告する。

### イ 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関に、停電状況等を連絡するとともに、ホームページ上への情報公開に努める。また、停電の復旧時期について、可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

## (3) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。

## (4) 石油類燃料の供給対策

市は、大規模停電災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、千葉県石油商業組合香取支部及び千葉県石油商業組合佐原支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づく供給やタンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保に努める。

## (5) 災害広報

市は、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市民等に対して行う災害広報は、「震災編 第3章 第2節 情報収集・伝達体制」又は「風水害等編 第3章 第2節 情報収集・伝達体制」に定めによるほか、市民等への広報は、概ね次のような項目について行う。

### 広報内容

- ・ 停電の状況及び停電に伴う災害の状況
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 停電の復旧の見通し
- ・ 給水所や避難所の開設状況
- ・ 停電時における注意事項 等

## (6) 市民生活の安全確保

市は、長期にわたり停電が予想される場合には、早急に次のような対策を実施する。

### ア 避難対策

市は、大規模停電災害により市民等の生命及び身体の安全・確保を図るため必要がある場合は、「震災編 第3章 第3節 避難計画」又は「風水害等編 第3章 第3節 避難計画」の定めるところにより、避難所の開設や避難誘導等を実施する。

### イ 消防・救急・救助活動

消防・救急・救助活動については、「震災編 第3章 第5節 消防・救助供給活動・医療救護活動」又は「風水害等編 第3章 第5節 消防・救助救急活動・医療救護活動」の定めによるものとし、特に関係機関の連携による警戒パトロールや火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起、医療機関との連携による円滑な救急搬送等に努める。

### ウ 緊急的な電力供給

東京電力パワーグリッド(株)は、市と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療・福祉施設、避難施設等へ移動電源車等による緊急的な電力供給を行う。

### エ 給水支援

飲料水の供給については、「震災編 第3章 第7節 救援物資供給活動 1 応急給水」又は「風水害等編 第3章 第7節 救援物資供給活動 1 応急給水」における対応に準じる。

### オ 入浴支援

市は、入浴支援にあたり、自衛隊に仮設風呂の開設を要請するほか、民間の入浴施設の開設を要請することを検討する。

## (7) 自衛隊派遣要請

市は、停電による災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「震災編 第3章 第9節 自衛隊への災害派遣要請」又は「風水害等編 第3章 第9節 自衛隊への災害派遣要請」の定めにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

## (8) 広域応援

市は、停電による災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「震災編 第3章 第8節 広域応援の要請」又は「風水害等編 第3章 第8節 広域応援の要請」の定めにより、県、他の市町村、他の消防本部等へ応援を要請する。

## 第8節 放射性物質災害対策計画

### 1 基本方針

本市及び県には「原子力災害対策特別措置法」に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、県内には核燃料物質使用事業所や核原料物質使用事業所が存在している。

また、隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在する。これらの核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取り扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質取扱事業所等及び防災関係機関の予防対策、応急対策について定める。

なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

※原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

### 2 放射性物質事故の想定

県地域防災計画を基に、放射性物質事故を次のように想定する。

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

### 3 放射性物質事故予防対策

#### (1) 放射性物質取扱施設の把握

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

#### (2) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

#### (3) 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織等の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

#### (4) 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防本部及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

#### (5) 防災教育等

市及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

また、市及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

### 4 放射性物質事故応急対策

#### (1) 情報の収集・伝達体制

##### ア 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

(ア) 事故発生時刻

(イ) 事故発生場所及び施設

(ウ) 事故の状況

- (エ) 放射性物質の放出に関する情報
- (オ) 予想される被害の範囲、程度等
- (カ) その他必要と認める事項

イ 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

ウ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合は、県、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

エ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

**(2) 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置**

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

なお、市における配備基準は、第1章第2節のとおりとする。

**(3) 避難等の防護対策**

市は、県から緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けるものとする。

また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合に、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

参考：原子力災害対策指針「O I Lと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm ※3			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
			(皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
			$\beta$ 線：13,000cpm ※4【1か月後の値】			
			(皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			
飲食物摂取制限 ※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※6			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20  $\text{cm}^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ $\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ $\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスク

リーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

#### (4) 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県等の実施した環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

ア 情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ウェブサイト等により行うものとする。

イ 市民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、特別対応窓口等を開設するものとする。

#### (5) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市及び県は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

#### 参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

#### (6) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

#### (7) 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続について、県と協力し円滑に行うものとする。

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

市は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県を通じて他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行うものとする。この場合、協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

## 第9節 火山噴火災害対策計画

### 1 基本方針

火山の噴火災害では、降ってくる噴石による災害や溶岩流による災害の対策が必要となるが、本市では対象となる火山はない。しかしながら、富士山が噴火した場合に、大量の降灰が予想され、これによる災害の発生が懸念される。

本市において、富士山の噴火による被害は1707年（宝永噴火）以降ないが、1300年間に10回の大規模噴火が起きていることから、富士山の噴火を想定した災害対策を講じるものとする。

### 2 噴火の想定

本市は富士山から直線距離で約170km離れていることや過去の履歴から、マグマや有毒ガス、火山弾等での災害はないものの、噴火時に強い偏西風が吹いている場合に、降灰における被害が想定される。

降灰量は、宝永4年（1707年）に起きた富士山噴火による香取市域への降灰量は0.5cm～2cmであったとされており、同様の降灰量があった場合、降灰0cm以上で航空機運航不能、0.5cm以上で道路通行不能、1cm以上で停電・断水、2cm以上では健康障害と言った被害発生が想定され、この他、作物等への影響も甚大になると想定される。

### 3 降灰の応急対策

#### (1) 市の活動体制

市は、気象庁等発表による噴火警報・予報などの情報を得た場合、災害警戒本部及び災害対策本部を設置し、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図る。

なお、この計画に定められていない事項については風水害等編の定めによるものとする。

#### (2) 市民等周知

市は、防災行政無線、広報車、メール配信等により、屋内への避難と火山灰を吸引しないよう呼びかけ、各学校・幼稚園・保育所（園）へも別途連絡すると同時に、児童・生徒等を、各施設の避難誘導マニュアルに従い、父兄への引き渡し時期を学校長等が判断したうえで対応するよう指示する。

#### (3) 防災関係機関との連携体制

市は、関係団体と連絡調整を行い、降灰が収まり始めたら、ライフライン確保のため、即対応できるよう確認する。

#### (4) 避難施設の退避誘導等

発災時には、一時避難所及び避難所の開設や退避している市民及び帰宅困難者への対応について、風水害等編に準じて実施するものとする。

#### (5) 上下水道施設

上下水道施設において上屋の無い池に降灰が降ると、池内で固着し機械に多大な影

響を与える恐れがあり、また生物処理を行っている下水道施設では活性汚泥が死滅し、いずれも復旧に長期間を要することになる。このため、降灰が直接池に降り注がないようシートで覆蓋する等、適切な応急対応を行うものとする。

#### 4 復旧計画

降灰の収集については、市が全体の集積場所（市の未利用地を利用）を至急設定し、国県道は国及び県が、主要市道は建設水道部が収集、その他市道の降灰除去は市民との協働により、宅地内の降灰は、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は市の指定する一時集積場所に集積し、市がこれを収集するものとする。

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

資 料 編



## 目 次

【資料 1】 各部の災害予防事務	資-1
【資料 2】 香取市災害警戒本部事務分掌	資-3
【資料 3】 香取市災害警戒本部員	資-5
【資料 4】 震度階級表	資-6
【資料 5】 地震情報等伝達系統	資-8
【資料 6】 気象予報等の基準	資-9
【資料 7】 気象予報警報等伝達系統	資-14
【資料 8-1】 広報体制	資-15
【資料 8-2】 災害時に利用可能な無線局	資-16
【資料 9】 NTT 災害用伝言ダイヤルを利用した安否確認	資-19
【資料 10-1】 災害危険指定一覧（重要水防箇所）	資-20
【資料 10-2】 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）	資-26
【資料 10-3】 災害危険指定一覧（土砂災害（特別）警戒区域）	資-28
【資料 10-4】 災害危険指定一覧（山地災害危険地区）	資-33
【資料 11】 応急給水設備等（市保有分）	資-34
【資料 12】 市有車両一覧	資-35
【資料 13】 災害時緊急通行車両一覧	資-35
【資料 14】 指定緊急避難場所及び指定避難所	資-37
【資料 15】 要配慮者施設	資-41
【資料 16】 臨時ヘリポート	資-48
【資料 17】 災害拠点病院	資-49
【資料 18】 市内医療機関（医師会所属）	資-50
【資料 19】 市内歯科医療機関（歯科医師会所属）	資-52
【資料 20】 市内医薬品等調達先（薬剤師会所属）	資-54
【資料 21】 指定文化財一覧	資-55
【資料 22】 消防力の現況	資-62
【資料 23】 警察施設の状況	資-64
【資料 24】 火葬場・葬祭事業者一覧	資-65
【資料 25】 電力施設	資-66

【資料 26】	千葉県建設業協会香取支部 .....	資-66
【資料 27】	香取市防災会議委員名簿 .....	資-67
【資料 28】	災害対策関係機関一覧 .....	資-68
【資料 29】	市関係施設電話番号 .....	資-70
法—1	香取市防災会議条例 .....	資-72
法—2	香取市災害対策本部条例 .....	資-73
法—3	香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程 .....	資-74
法—4	香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱 .....	資-76
法—5	災害報告取扱要領 .....	資-78
法—6	災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用 .....	資-82
法—7	局地激甚災害指定基準 .....	資-84
法—8	激甚災害指定基準 .....	資-85
協定	災害時協定一覧 .....	資-87
様式	自衛隊災害派遣要請書等 .....	資-92

## 【資料1】 各部の災害予防事務

部	課(局)	災害予防事務
各課共通事項 (行政委員会を含む)		1 災害応急対策、復旧計画等の習熟に関すること 2 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること 3 災害応急対応マニュアルの作成に関すること
総務企画部 議会事務局	総務課 秘書広報課 会計課 監査委員事務局	1 非常配備に関すること 2 防災計画の企画、立案、見直しに関すること 3 災害時応援協定に関すること 4 防災業務の総合調整に関すること 5 関係施策・事業に対する地域防災計画との整合性の検証に関すること 6 災害関連法規の整理に関すること 7 備蓄計画に関すること 8 備蓄倉庫、資機材等の管理、点検、整備に関すること 9 緊急通信システムの運用管理に関すること 10 災害時における情報伝達方法の啓発に関すること 11 庁内電話等通信施設の整備に関すること 12 電子計算システムの安全性の確保に関すること 13 代替システムの確保に関すること 14 職員の防災研修とその効果の検証に関すること 15 職員の動員計画の立案に関すること 16 幹部職員の初動体制整備に関すること 17 職員の連絡態勢の検証に関すること 18 市民・事業者に対する防災対策の啓発に関すること 19 義援金に対する受入れ事務に関すること
	企画政策課 財政課 税務課 債権管理課	1 部の非常配備に関すること 2 災害関係施策・事業の調整に関すること 3 被害金額の取りまとめに関すること 4 庁舎の安全対策に関すること 5 非常電源等電気施設の整備に関すること 6 調査体制の整備に関すること 7 調査に関する資料の整備に関すること 8 外国人市民向け防災冊子の作成に関すること
福祉健康部	社会福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 市民課 健康づくり課	1 部の非常配備に関すること 2 災害関連法規の整理に関すること 3 管施設の安全確保に関すること 4 要配慮者に対する援護策の検討に関すること 5 避難所開設の対応に関すること 6 福祉施設整備に関する企画・立案・実施時の防災的配慮

部	課(局)	災害予防事務
		に関すること 7 ボランティア（福祉活動に関するもの）の受入れに関する こと 8 民生委員・児童委員、社会福祉協議会との協力・連携体 制の整備に関すること 9 医薬品の調達計画に関すること 10 災害時における保健予防計画に関すること 11 衛生医薬品の確保等に関すること
生活経済部	農政課 商工観光課 環境安全課 農業委員会事務局 市民協働課 支所課	1 部の非常配備に関すること 2 物資供給計画に関すること 3 救援物資の保管計画に関すること 4 災害廃棄物等の処分計画に関すること 5 災害ごみの処分方法に対する啓発に関すること 6 防災面からの交通安全対策に対する啓発指導に関する こと 7 自治会との連携に関すること 8 ボランティアの受入れに関すること 9 災害時の専門的相談体制の確立に関すること 10 各支所の防災対策に関すること
建設水道部	都市整備課 土木課 水道課 下水道課	1 部の非常配備に関すること 2 所管施設の安全確保に関すること 3 防災的な都市計画の立案に関すること 4 開発許可申請時における防災上の指導に関すること 5 都市防災に配慮した都市景観の形成に関すること 6 公共建築物の耐震診断及び防災性の向上に関すること 7 道路・橋梁・街路樹等の防災性能の向上に関すること 8 水防倉庫、備蓄資機材の管理、点検、整備に関すること 9 所管施設の防災上での保全対策に関すること 10 所管施設の防災性の向上に関すること 11 災害時における給水計画の作成に関すること 12 下水道施設等の防災性の向上に関すること
教育部	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	1 部の非常配備に関すること 2 教育施設の耐震診断及び防災性の向上に関すること 3 避難所施設としての対策に関すること 4 教職員の防災活動計画に関すること 5 児童、生徒への防災教育に関すること 6 所管施設の安全対策に関すること 7 施設職員の防災活動計画に関すること

## 【資料2】 香取市災害警戒本部事務分掌

部の名称 (担当部長)	担当課(局・班) (責任者)	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
総務企画部 (総務企画部長)	総務課 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握、取りまとめ</li> <li>・気象情報等の情報収集</li> <li>・災害用備蓄資機材の払出</li> <li>・応急資機材の調達</li> <li>・災害用電話の確保</li> <li>・災害対策従事職員の把握</li> <li>・市民等からの問い合わせ対応</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> <li>・業務システムの安定稼働及び復旧</li> <li>・庁内LAN等通信体制の確保</li> </ul>
	秘書広報課 (秘書広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長及び副市長との連絡調整</li> <li>・報道機関等への情報提供及び連絡調整</li> <li>・災害の記録及び活動記録</li> <li>・災害関係広報紙の発行及びウェブサイト等による広報</li> </ul>
	企画政策課 財政課 (財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の安全確保</li> <li>・庁舎の管理及び安全確保</li> <li>・被害額の取りまとめ</li> <li>・災害予算及び資金の運用</li> <li>・災害対策用車両等の確保</li> </ul>
	税務課 債権管理課 (税務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による被害調査</li> </ul>
福祉健康部 (福祉健康部長)	社会福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 市民課 (社会福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の被害調査</li> <li>・要配慮者の支援</li> <li>・社会福祉協議会、日本赤十字社との連絡調整</li> <li>・被災者再建支援制度と相談</li> <li>・避難所の開設及び管理</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> </ul>
	健康づくり課 (健康づくり課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、医師会等との連絡調整</li> <li>・傷病者等の応急手当及び助産</li> <li>・感染症予防及び被災者の健康管理</li> </ul>
生活経済部 (生活経済部長)	農政課 農業委員会事務局 (農政課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急食料、飲料水等調達体制の確保</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> </ul>
	商工観光課 (商工観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資の調達体制の確保</li> </ul>

部の名称 (担当部長)	担当課(局・班) (責任者)	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
生活経済部 (生活経済部長)	環境安全課 (環境安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の防疫（衛生関連）</li> <li>廃棄物の処理及び清掃</li> <li>仮設トイレの設置等調整</li> <li>交差点等の交通誘導</li> </ul>
	支所課 (支所課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び関係機関との連絡調整</li> <li>地区内の被災状況の把握及び連絡</li> <li>市民等からの問い合わせ対応</li> <li>被災者支援対応</li> </ul>
	市民協働課 (市民協働課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等との連絡調整</li> <li>災害ボランティアの受入れ及び連絡調整</li> </ul>
建設水道部 (建設水道部長)	都市整備課 (都市整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急被害対応及び復旧</li> <li>部内各班との連絡調整</li> </ul>
	土木課 (土木課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急被害対応及び復旧</li> <li>被災現場での誘導及び交通安全の確保</li> </ul>
	水道課 (水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水用水の確保及び給水指示</li> <li>給水施設の被害調査及び復旧</li> </ul>
	下水道課 (下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の被害調査及び復旧</li> <li>下水道処理区域の排水対策</li> <li>集落排水施設の被害調査及び復旧</li> <li>地域汚水処理施設の被害調査及び復旧</li> </ul>
教育部 (教育部長)	教育総務課 学校教育課 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の安全確保</li> <li>部内各班との連絡調整</li> </ul>
	生涯学習課 (生涯学習課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設来庁者の安全確保</li> <li>避難者の受入れ及び避難場所の管理</li> </ul>

※ 風水害第3配備時（災害発生前に早期開設避難所以外の避難所を開設する場合）には、上記事務分掌に関わらず、全庁的に避難所対応を行うこととなるので留意すること。

【資料 3】 香取市災害警戒本部員

本部長	総務企画部長
本部員	生活経済部長
	生活経済部参事
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育部長
	議会事務局長
	会計管理者
	香取おみがわ医療センター事務部長
	総務課長
	企画政策課長
	財政課長
	社会福祉課長
	農政課長
	環境安全課長
	支所課長
	都市整備課長
	土木課長
	下水道課長
	水道課長
	生涯学習課長

## 【資料4】 震度階級表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- ① 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- ② 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。
- ③ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。  
また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- ④ 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- ⑤ この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

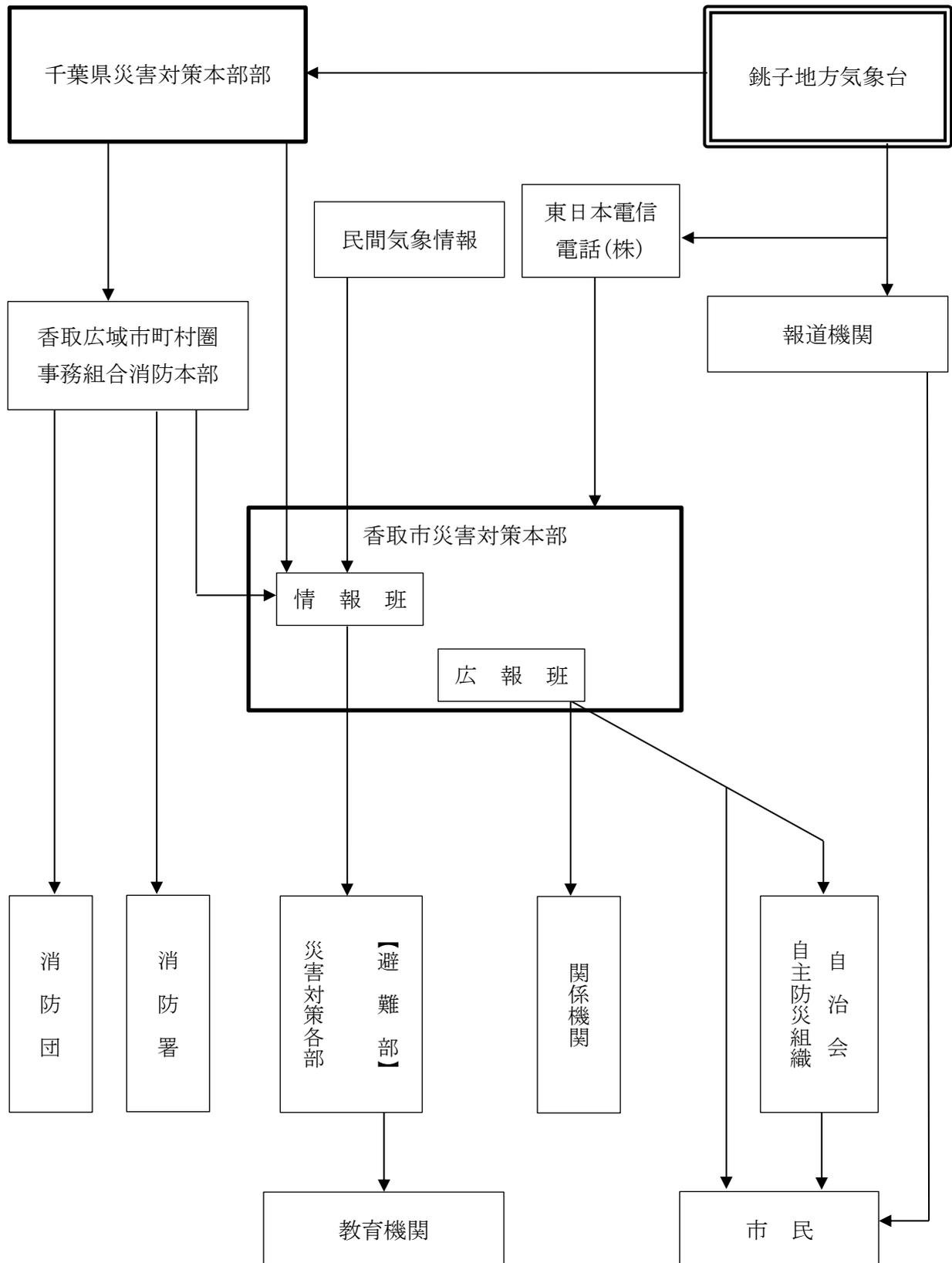
震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電する家庭もある。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒することがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。一部の地域で停電する広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。	
7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	広い地域で電気、ガス水道の供給が停止する。	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ この資料は、気象庁が主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。

※ 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測地です。ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

※ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

### 【資料5】 地震情報等伝達系統



## 【資料6】 気象予報等の基準

### (1) 注意報、警報の種類及び発表基準

注意報：気象現象等により災害が起こるおそれがあると予想される場合

注意報の種類		発表区域
気象注意報	風雪注意報	千葉県北東部 香取・海匝 銚子市・香取市・旭市・匝瑳市・香取郡 山武・長生 東金市・茂原市・山武市・山武郡・長生郡  千葉県北西部 千葉中央 千葉市・市原市 印旛 成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市 富里市・印旛郡 東葛飾 市川市・船橋市・松戸市・野田市・習志野市・柏市 流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市 千葉県南部 君津 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市・勝浦市・鴨川市・南房総市・いすみ市・夷隅郡 安房郡
	強風注意報	
	大雨注意報	
	大雪注意報	
	濃霧注意報	
	雷注意報	
	乾燥注意報	
	着氷（雪） 注意報	
	霜注意報	
	低温注意報	
	高潮注意報	
波浪注意報		
洪水注意報		
津波注意報	気象庁本庁が行う。	

警報：気象現象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表区域
気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	注意報の発表区域と同じ
	高潮警報 波浪警報 洪水警報	
津波警報		気象庁本庁が行う。
全般海上警報		気象庁本庁が行う。
地方海上警報		関東海域については気象庁本庁が行う。

(注) 浸水注意報、警報及び地面現象注意報、警報は気象注意報、警報に含めて行う。

特別警報：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合

特別警報の種類		発表区域
気象警報	大雨警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報	注意報の発表区域と同じ
	高潮警報 波浪警報	

## (2) 予報警報実施基準

銚子地方気象台が市へ発表する注意報、警報、特別警報の発表基準

令和2年8月6日現在

注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	101
	洪水	流域雨量指数基準	黒部川流域=19.2、小野川流域=10.7、 大須賀川流域=12.1、栗山川流域=12.8、 横利根川流域=10.1
		複合基準(※)	黒部川流域=(5、9.8)、小野川流域=(5、10.6)、 大須賀川流域=(8、9.7)、栗山川流域=(5、12.8)、 利根川流域=(5、130.8)
		指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦[出島・白浜]、利根川下流部[横利根]
	暴風	平均風速	13m/s
	暴風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%	
	低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下	
	霜	4月1日~5月31日最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	20
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	121
	洪水	流域雨量指数基準	黒部川流域=24.1、小野川流域=13.4、 大須賀川流域=15.2、栗山川流域=21.8、 横利根川流域=12.7
		複合基準(※)	小野川流域=(8、11.8)、大須賀川流域=(8、13.6) 栗山川流域=(8、15.4)
		指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦[出島・白浜]、利根川下流部[横利根]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

注意報、警報、当区別警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

### (3) 知事が発する情報

種 類	発 令 基 準	発令先
土砂災害警戒情報	予測雨量(土壌雨量指数と60分間積算雨量)がCL(土砂災害発生危険基準線)を超過するとき。	市町村長

### (4) 気象情報観測所の一覧表

#### 気象官署

観測所名	所 在 地
銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎内

普通気候観測、定時通報観測7回、臨時通報観測、潮汐観測、地震観測

#### 地域気象観測所

観測所名	所 在 地
香 取	香取市大根 1285 千葉県農林総合研究センター北総園芸研究所

データ通信システムにより、降水量、気温、風向、風速、日照時間を常時自動的に観測送信する施設をもつ観測所で、受信は銚子地方気象台で行う。

### (5) 本市における気象情報観測設備の一覧表

#### 佐原浄化センター

所在地	香取市佐原 3746-1	
設 備 機 器	自記式雨量計	水位計(指示記録)
数 量	1	1

#### 小見川浄化センター

所在地	香取市阿玉川 844-1	
設 備 機 器	自記式雨量計	
数 量	1	

入船橋ポンプ場

所在地	香取市佐原イ 125-6		
設備機器	自記式雨量計		
数 量	1		

香取広域市町村圏事務組合佐原消防署

所在地	香取市佐原ロ 2127		
設備機器	自記式風向風速計	自記式雨量計	自記式温湿度計
数 量	1	1	1

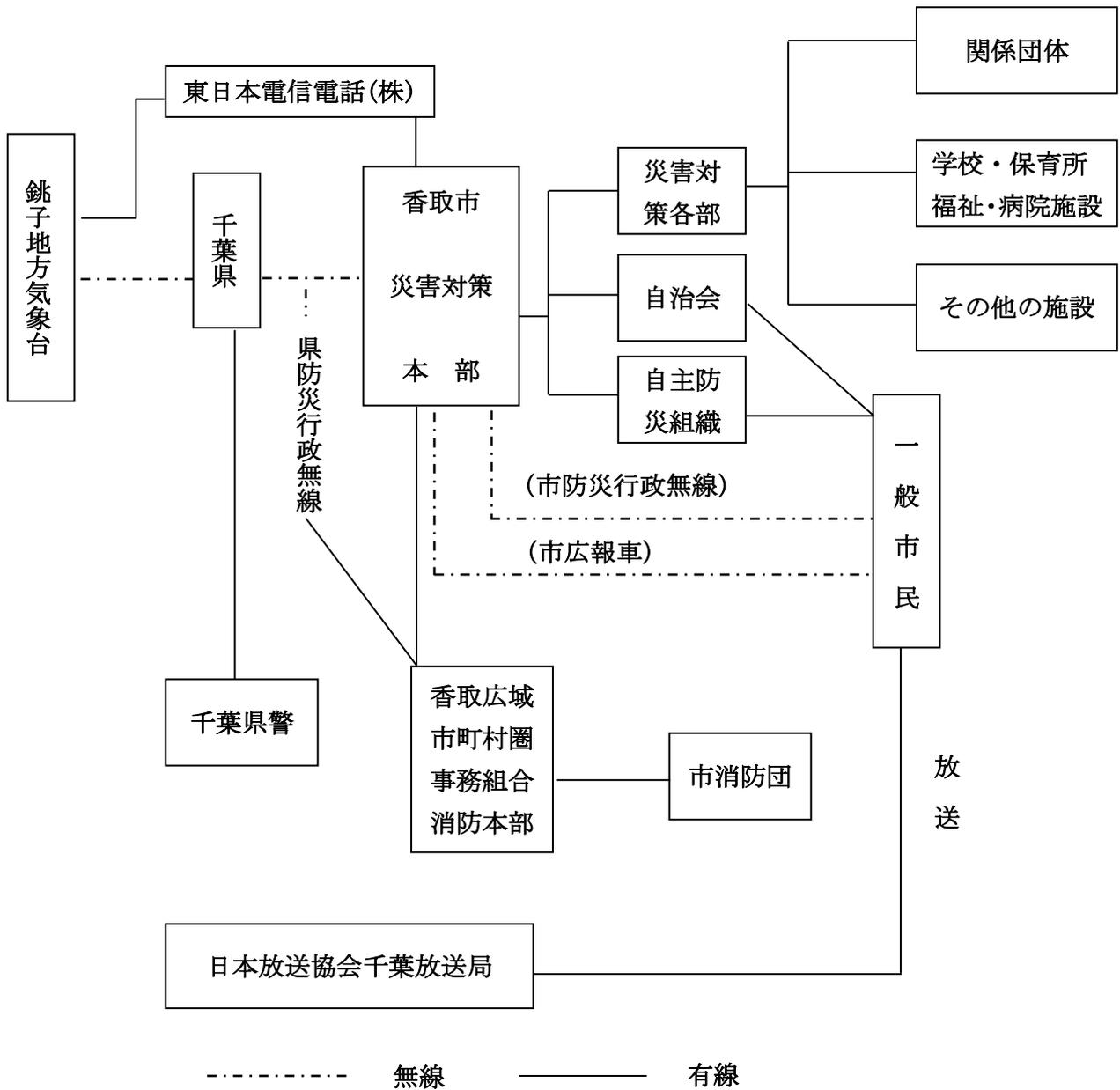
小見川支所

所在地	香取市羽根川 38		
設備機器	デジタル雨量計		
数 量	1		

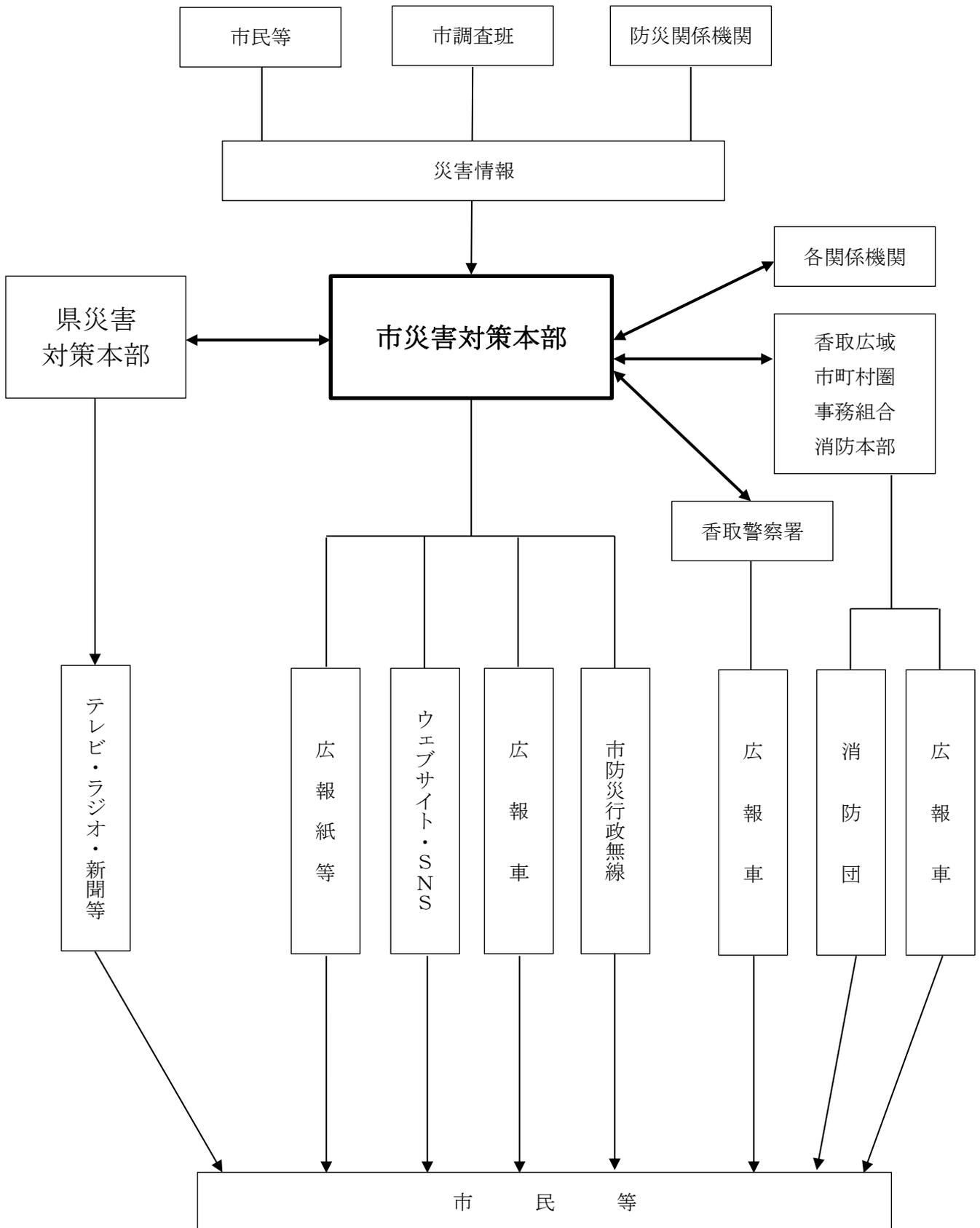
香取広域市町村圏事務組合消防本部小見川消防署

所在地	香取市野田 53			
設備機器	自記式風向 風速計	自記式 気圧計	自記式 雨量計	自記式 温湿度計
数 量	1	1	1	1

【資料7】 気象予報警報等伝達系統



【資料 8-1】 広報体制



## 【資料 8-2】 災害時に利用可能な無線局

### 千葉県防災行政無線局

種 別	設 置 場 所	呼出符号	通信搭載	相手方/目的
県防災行政無線	本庁			
	総務課(災害対策本部)	209-721	地上系/衛星 系通信回線	県 自衛隊 他市町村等
	総務課長	209-723		
	土木課	209-727		
	警備員室	209-729		
	防災無線室 2	209-795		
	防災 FAX	209-722		

### 香取市防災行政無線局（固定系）

呼出名称	ぼうさいかとり
電波形式及び周波数	F 3 E 60.065MHz (本庁) F 3 E 69.165MHz (中継局)
空 中 線 電 力	0.1W (本庁) 10W (中継局)
親 局	香取市役所
通 信 所	山田支所、香取広域消防本部
子 局	228 局
戸 別 受 信 機	7,280 台
中 継 局	香取市木内 1171-4

香取市防災行政無線局（移動系）

電波の型式及び周波数 F 3 E 466.7125MHz

設置場所	呼出符号	通信搭載	相手方/目的
総務課(災害対策本部)	ぼうさいかとり	基地局主制御	事務連絡用として 基地局・車載局・携帯局 の相互間通信が可能
総務課	かとり 101	集落可搬型	
小見川支所	かとり 102		
山田支所	かとり 103		
栗源支所	かとり 104		
玉造浄水場	かとり 105		
下水道課	かとり 1	車載型	
土木課	かとり 2		
土木課	かとり 3		
水道課	かとり 4		
商工観光課	かとり 5		
社会福祉課	かとり 6		
総務課	かとり 7		
土木課	かとり 8		
山田支所	かとり 9		
栗源支所	かとり 10		
栗源支所	かとり 11		
土木課	かとり 12		
小見川支所	かとり 50		
土木課	かとり 51		
土木課	かとり 52		
土木課	かとり 53		
財政課	かとり 54		
総務課	かとり 201	携帯型	
総務課	かとり 202		
総務課	かとり 203		
総務課	かとり 204		
水道課	かとり 205		
水道課	かとり 206		
水道課	かとり 207		
下水道課	かとり 208		
下水道課	かとり 209		
小見川支所	かとり 210		
山田支所	かとり 211		
山田支所	かとり 212		
山田支所	かとり 213		
山田支所	かとり 214		
山田支所	かとり 215		
山田支所	かとり 216		
栗源支所	かとり 217		
栗源支所	かとり 218		
栗源支所	かとり 219		

### 香取市アマチュア無線局

種 別	設 置 場 所	呼出符号	通信搭載	相手方/目的
アマチュア無線局	香取市役所本庁 (4F)	J01ZDS	庁舎固定局 144/430MHz 帯	住民からの 情報収集用
アマチュア無線局	小見川支所屋上	JF1ZD0	庁舎固定局 144/430/1280 MHz 帯	住民からの 情報収集用
レピータ局	香取市役所本庁屋上	JP1YDS 局管理団体  周波数      439.74 MHz 1291.74 MHz		
レピータ局	小見川支所屋上	JP1YGB 局管理団体  周波数      439.68 MHz 1292.94 MHz		

## 【資料 9】 NTT 災害用伝言ダイヤルを利用した安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難になる。

そのような状況下でも、安否等を確認できる情報システムを確立している。

- ① 伝言の条件等
  - (ア) 伝言録音時間・・・1 伝言当たり 30 秒録音
  - (イ) 伝言保存期間・・・2 日間
  - (ウ) 伝言蓄積数・・・1 電話当たりの伝言数は 1～10 伝言で、提供時に知らせる
- ② 伝言通話容量  
約 800 万伝言
- ③ 提供時の通知方法
  - (ア) テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
  - (イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルを利用していただきたい旨の案内を配備する。
  - (ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
  - (エ) 行政の防災無線より、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。
- ④ 利用方法（クイックマニュアル）

## 【資料 10-1】 災害危険指定一覧（重要水防箇所）

（令和 2 年 10 月 20 日現在）

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	料杭位置 (k m)		
1	利根川	堤防高	B	右	香取市曾根沖～ 堀之内	45.25 ～45.00 上 80	170	佐原第 1 支団 第 2 分団
2	利根川	堤防高 水衝・洗掘	B B	右	香取市堀之内～ 大戸川	45.00 上 80～ 44.25 上 70	760	
3	利根川	堤防高	B	右	香取市大戸川～ 昭和町	44.25 上 70～ 41.25 下 50	3114	
4	利根川	漏水 旧川跡	B 要注意	左	香取市野間谷原	44.00 下 130～ 43.50 下 40	490	佐原第 2 支団 第 1 分団第 9 部 及び第 10 部 （稲敷地方広 域市町村圏事 務組合指揮下）
5	利根川	漏水	B	左	香取市野間谷原～ 石納	43.50 下 40～ 43.25 上 50	160	
6	利根川	水衝・洗掘 漏水	A B	左	香取市石納	43.25 上 50～ 43.25	60	
7	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	左	香取市石納	43.25～ 42.50 上 70	860	
8	利根川	工作物	要注意	左	香取市石納	42.50 上 153	1 か所	
9	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水 旧川跡	A B B 要注意	左	香取市石納	42.50 上 70～ 42.50 下 60	130	
10	利根川	水衝・洗掘 堤防高 法崩れすべり 漏水 旧川跡	A B B B 要注意	左	香取市石納	42.50 下 60～ 42.50 下 100	40	
11	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	右	香取市飯島	41.25 下 50～ 40.50 上 100	590	佐原第 1 支団 第 2 分団
12	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	右	香取市佐原口	40.50 上 100～ 40.25	350	佐原第 1 支団 第 1 分団
13	利根川	水衝・洗掘 漏水	A B	右	香取市佐原口	40.25～ 40.00 上 60	190	
14	利根川	漏水	B	右	香取市佐原口	40.00 上 60～ 40.00 下 100	160	
15	利根川	漏水 旧川跡	B 要注意	右	香取市佐原口	40.00 下 100～ 39.75	370	

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	杆杭位置(km)		
16	利根川	堤防高	B	右	香取市佐原口	39.75～ 39.50	260	
17	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	左	香取市佐原二	39.75～ 39.00 下 50	760	佐原第2支団 第1分団(第1分団第9部及び第10部除く)
18	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市佐原口	39.50～ 39.00	500	佐原第1支団 第1分団
19	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市佐原口～ 佐原イ	39.00～ 38.75 下 110	380	
20	利根川	堤防高 漏水	B B	左	香取市佐原二～ 篠原口	39.00 下 50～ 38.25	700	佐原第2支団 第1分団(第1分団第9部及び第10部除く)
21	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市佐原イ	38.75 下 110～ 38.25 上 77	313	佐原第1支団 第1分団
22	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市佐原イ	38.25 上 77～ 38.00 上 194	116	
23	利根川	堤防高	B	左	香取市篠原口	38.25～ 37.75	300	佐原第2支団 第1分団(第1分団第9部及び第10部除く)
24	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市佐原イ	38.00 上 194～ 38.00 上 50	144	佐原第1支団 第1分団
25	利根川	堤防高	B	右	香取市佐原イ	38.00 上 50～ 37.75 上 50	260	
26	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市佐原イ～ 篠原イ	37.75 上 50～ 37.75 下 50	100	
27	利根川	堤防高 漏水	B B	左	香取市篠原口～ 大倉	37.75～ 34.50	3250	佐原第2支団 第1分団(第1分団第9部及び第10部除く、佐原第3支団第1分団第4部及び第7部を含む)
28	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	右	香取市篠原イ～ 津宮	37.75 下 50～ 35.50 上 85	2120	佐原第1支団 第1分団 第3支団第1分団(第1分団第4部及び第7部を除く)

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	杆杭位置(km)		
29	利根川	水衝・洗掘	A	右	香取市津宮	35.50 上 85～ 35.50 下 15	100	第3支団第1分団(第1分団第4部及び第7部を除く)
30	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	右	香取市津宮	35.50 下 15～ 35.00 下 100	590	
31	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市津宮～ 大倉	35.00 下 100～ 32.50	2400	
32	利根川	堤防高 漏水 水衝・洗掘	B B B	左	香取市津宮～ 大倉新田	34.50～ 32.75 下 50	2040	第3支団第1分団第1分団第4部及び第7部
33	利根川	堤防高 水衝・洗掘	B B	左	香取市大倉新田	32.75 下 50～ 32.50 上 60	160	
34	利根川	堤防高 水衝・洗掘 旧川跡	B B 要注意	左	香取市大倉新田	32.50 上 60～ 32.25 上 110	230	
35	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市大倉～ 一ノ分目	32.50～ 32.00 下 54	560	佐原第3支団第1分団(第1分団第4部及び第7部を除く) 小見川支団第4分団
36	利根川	堤防高 旧川跡	B 要注意	左	香取市大倉新田	32.25 上 110～ 32.25 下 70	180	佐原第3支団第1分団第4部及び第7部
37	利根川	堤防高	B	左	香取市一ノ分目	32.25 下 70～ 30.75	1540	小見川支団第4分団
38	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市一ノ分目	32.00 下 54～ 32.00 下 145	90	
39	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市一ノ分目～ 三之分目	32.00 下 145～ 30.50	1450	小見川支団第4分団
40	利根川	堤防高 漏水	B B	左	香取市大倉新田～ 富田	30.75～ 29.75 上 100	900	佐原第3支団第1分団第4部及び第7部 小見川支団第4分団
41	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市一ノ分目～ 小見川	30.50～ 26.75 上 80	3670	小見川支団第4分団 小見川支団第1分団
42	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	左	香取市富田	29.75 上 100～ 29.75	100	小見川支団第4分団

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	杆杭位置(km)		
43	利根川	堤防高	B	左	香取市富田～ 八日市場	29.75～ 27.70	1860	小見川支団第4分団 小見川支団第1分団
44	利根川	堤防高 法崩れすべり	B B	左	香取市富田～ 八日市場	27.70～ 27.50	230	
45	利根川	堤防高 法崩れすべり 漏水 旧川跡	B B B	左	香取市八日市場	27.50～ 27.00	430	小見川支団第1分団
46	利根川	工作物	B	右	香取市八丁面	27.00 上 205	1ヶ所	
47	利根川	工作物	B	左	香取市八日市場	27.00 上 135	1ヶ所	
48	利根川	中規模	要注意	右	香取市小見川	26.75 上 80～ 26.75 上 20	60	
49	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B	左	香取市八日市場～ 阿玉川	27.00～ 26.00	850	小見川支団第1分団 小見川支団第2分団
50	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B	右	香取市小見川	26.75 上 20～ 26.25	520	小見川支団第1分団
51	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B	右	香取市小見川 香取郡東庄町笹川	26.25～ 21.25 上 50	4950	小見川支団第1分団 小見川支団第2分団
52	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり	B	右	香取市三島	8.00～ 7.75	250	佐原第2支団 第2分団
53	常陸利根川 (北利根川)	工作物	要注意	右	香取市扇島	5.25 上 100	0	
54	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり	B	右	香取市加藤洲	5.00～ 4.50 下 64	564	
55	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり 新堤防	B	右	香取市加藤洲	4.50 下 64～ 4.50 下 85	21	
56	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり	B	右	香取市加藤洲	4.50 下 85～ 3.75	665	
57	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり	B	右	香取市磯山	2.00 上 3～ 1.25 上 120	633	佐原第2支団 第2分団(佐原 第3支団第1 分団第4部及 び第7部を 含む)
58	常陸利根川 (外浪逆浦)	旧川跡	要注意	右	香取市附洲新田	3.00～ 2.00 下 75	1,075	
59	常陸利根川 (外浪逆浦)	(重点) 堤防高	B	右	香取市附洲新田	2.00 下 75～ 1.50 下 98	523	

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班	
		種別	階級		地先名	籽杭位置(km)			
60	常陸利根川 (外浪逆浦)	堤防高 旧川跡	B 要注意	右	香取市附洲新田	1.50 下 98～ 1.25 下 20	172	小見川支団第 4分団	
61	常陸利根川 (外浪逆浦)	旧川跡	要注意	右	香取市一ノ分目	1.25 下 20～ 1.25 下 40	20		
62	常陸利根川 (外浪逆浦)	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	右	香取市一ノ分目	1.25 下 40～ 1.00 上 13	197		
63	常陸利根川 (外浪逆浦)	工作物	要注意	右	香取市一ノ分目	1.00 上 107	0		
64	常陸利根川 (外浪逆浦)	工作物	要注意	右	香取市一ノ分目	1.00 上 14	0		
65	常陸利根川 (外浪逆浦)	新堤防	要注意	右	香取市一ノ分目	1.00 上 13～ 0.75 上 100	163		
66	常陸利根川 (外浪逆浦)	堤防高	B	右	香取市一ノ分目	0.75 上 47～ 0.75	47		
67	常陸利根川 (常陸川)	旧川跡	要注意	右	香取市小見川	9.00 上 640～ 9.00 上 300	340	小見川支団第 1分団	
68	横利根川	中規模	B	左	香取市大島	6.00 下 120～ 5.50 上 40	340		
69	横利根川	堤防高	B	左	香取市八筋川	5.50～ 5.25 上 18	232		
70	横利根川	堤防高 中規模	B B	左	香取市八筋川	5.25 上 18～ 5.25 下 73	91		
71	横利根川	堤防高	B	左	香取市八筋川	5.25 下 73～ 5.00 下 20	197		
72	横利根川	堤防高 中規模	B B	左	香取市八筋川	5.00 下 20～ 4.50 上 105	375		
73	横利根川	中規模	B	左	香取市八筋川	4.50 上 105～ 4.50 上 100	5		
74	横利根川	堤防高	B	左	香取市八筋川	4.25 上 187～ 4.25 上 116	71		
75	横利根川	堤防高 大規模	B A	左	香取市八筋川	4.25 上 116 4.25 上 6	110		
76	横利根川	堤防高	B	左	香取市八筋川	4.25 上 6～ 4.00 上 68	188		佐原第2支団 第2分団
77	横利根川	新堤防	要注意	左	香取市筭島	2.75 上 80～ 2.75 上 14	66		佐原第2支団 第1分団(第1 分団第9部及 び第10部除 く)
78	横利根川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	香取市筭島	2.75 上 14～ 2.75 下 130	144		

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	料杭位置(km)		
79	横利根川	堤防高	B	左	香取市筭島	2.75 下 130～ 2.50 上 100	20	
80	横利根川	堤防高 中規模	B B	左	香取市筭島	2.50 上 100～ 1.50 下 20	1,120	
81	横利根川	堤防高	B	左	香取市筭島	1.50 下 20～ 1.00	480	
82	横利根川	堤防高	B	左	香取市筭島	0.75～ 0.75 下 17	17	
83	横利根川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	香取市佐原	0.75 下 17～ 0.25	483	
84	横利根川	新堤防	要注意	左	香取市佐原	0.25～ 0.00 上 70	180	
85	小野川	堤防高	A	左右	香取市牧野		500 500	佐原第1支団 第1分団
86	黒部川	堤防高	A	左	香取市竹之内		530	山田支団第1 分団
87	黒部川	堤防強度	B	左右	香取市高野		1,910 2,440	山田支団第1 分団
88	小野川	堤防強度	B	左右	香取市佐原イ		365 414	佐原第1支団 第1分団
89	小野川	堤防強度	要注意	左	香取市牧野		33	
90	小野川	堤防強度	要注意	左	香取市新市場		186	佐原第3支団 第2分団
91	黒部川	堤防強度	要注意	左	香取市府馬		20	山田支団第2 分団
92	与田浦川	堤防強度	要注意	左右	香取市扇島		298 43	佐原第2支団 第2分団
93	与田浦川	堤防強度	要注意	左右	香取市長島		192 243	佐原第2支団 第1分団(第1 分団 第9部及び第 10部除く)
94	大須賀川	堤防強度	要注意	右	香取市大戸川		30	佐原第1支団 第2分団

※階級 A：水防上最も重要な区間  
 B：次に重要な区間  
 要注意：要注意区間

## 【資料 10-2】 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）

No.	区 域 名	所 在 地	面積 (㎡)	指定月日及び告示番号
1	岩ヶ崎	香取市佐原	10,014	昭和 51 年 2 月 27 日 第 130 号
2	関戸	香取市佐原	15,085	昭和 52 年 7 月 29 日 第 517 号
3	阿玉台	香取市阿玉台	59,536	昭和 55 年 2 月 5 日 第 135 号
4	久保	香取市久保	56,345	昭和 55 年 2 月 5 日 第 134 号
5	津宮	香取市津宮	4,531	昭和 55 年 3 月 18 日 第 274 号
6	茶畑	香取市府馬	10,747	昭和 59 年 3 月 6 日 第 189 号
7	婦命堆	香取市府馬	11,345	昭和 59 年 3 月 6 日 第 190 号
8	部田	香取市竹ノ内	17,017	昭和 59 年 3 月 16 日 第 244 号
9	田部	香取市田部	28,354	昭和 59 年 4 月 10 日 第 425 号
10	岩部	香取市岩部	24,378	昭和 60 年 2 月 26 日 第 173 号
11	上宿台	香取市佐原	43,331	昭和 60 年 2 月 26 日 第 172 号
12	佐原ホ	香取市佐原	15,066	昭和 60 年 10 月 8 日 第 1000 号
13	阿玉台 2	香取市阿玉台	21,470	昭和 60 年 11 月 8 日 第 1120 号
14	阿玉台 3	香取市阿玉台	3,571	昭和 60 年 10 月 1 日 第 974 号
15	一本松	香取市小川	4,806	昭和 61 年 7 月 25 日 第 652 号
16	入	香取市府馬	14,805	昭和 62 年 8 月 28 日 第 790 号
17	原宿	香取市府馬	8,189	昭和 62 年 8 月 28 日 第 790 号
18	沢	香取市沢	8,365	昭和 62 年 8 月 28 日 第 790 号
19	坂塙	香取市府馬	4,044	昭和 63 年 2 月 2 日 第 72 号
20	南	香取市新里	4,258	昭和 63 年 2 月 2 日 第 72 号
21	岡飯田の 1	香取市岡飯田	69,373	昭和 63 年 2 月 2 日 第 72 号 平成 2 年 6 月 29 日 第 579 号 平成 12 年 12 月 26 日 第 903 号
22	玉造	香取市玉造	4,842	昭和 63 年 3 月 29 日 第 268 号
23	平台	香取市佐原	10,148	昭和 63 年 3 月 29 日 第 268 号
24	内野	香取市内野	5,696	平成 1 年 4 月 14 日 第 477 号 平成 15 年 7 月 11 日 第 613 号
25	南 2	香取市新里	2,015	平成 1 年 4 月 14 日 第 477 号
26	奥山	香取市府馬	3,099	平成 3 年 5 月 17 日 第 515 号
27	山倉	香取市山倉	16,490	平成 3 年 10 月 29 日 第 902 号 平成 5 年 3 月 30 日 第 343 号
28	長岡東	香取市長岡	6,454	平成 4 年 7 月 10 日 第 582 号
29	長岡	香取市長岡	10,418	平成 4 年 10 月 27 日 第 826 号
30	鳩山	香取市鳩山	2,292	平成 4 年 10 月 27 日 第 826 号
31	橋替 1	香取市玉造	2,442	平成 6 年 1 月 21 日 第 42 号
32	橋替 2	香取市佐原	3,913	平成 6 年 2 月 18 日 第 116 号
33	西田部	香取市西田部	15,200	平成 6 年 4 月 22 日 第 516 号

No.	区 域 名	所 在 地	面積 (㎡)	指定月日及び告示番号
34	虫幡2	香取市虫幡	12,347	平成6年6月24日 第657号
35	苧毛	香取市苧毛	13,563	平成6年6月24日 第658号
36	高萩	香取市高萩	15,931	平成6年7月19日 第702号
37	玉造2	香取市玉造	2,930	平成7年2月24日 第151号
38	沢2	香取市沢	9,251	平成7年3月3日 第188号
39	沢3	香取市沢	5,506	平成7年3月3日 第188号
40	沢4	香取市沢	3,977	平成7年3月3日 第188号
41	橋替3	香取市玉造	4,633	平成8年4月23日 第499号
42	和泉	香取市和泉	53,938	平成9年12月5日 第864号
43	田部2	香取市田部	2,657	平成10年6月5日 第555号
44	八本1	香取市八本	1,373	平成11年11月12日 第923号
45	貝塚4	香取市貝塚	9,527	平成12年1月21日 第44号
46	阿玉台4	香取市阿玉台	1,928	平成12年1月8日 第80号
47	阿玉台5	香取市阿玉台	998	平成12年2月8日 第79号
48	貝塚2	香取市貝塚	41,417	平成12年6月23日 第527号
49	貝塚1	香取市貝塚	8,716	平成12年10月6日 第698号
50	貝塚3	香取市貝塚	18,318	平成12年10月6日 第699号
51	虫幡3	香取市虫幡	4,097	平成12年10月6日 第700号
52	大角	香取市大角	7,428	平成13年2月20日 第163号
53	岡飯田3	香取市岡飯田	15,623	平成13年2月23日 第167号
54	岡飯田2	香取市岡飯田	5,487	平成13年3月2日 第211号
55	虫幡	香取市虫幡	15,197	平成13年4月27日 第544号
56	田部玉	香取市田部	31,657	平成13年7月3日 第727号
57	多田新田	香取市多田	2,298	平成15年9月30日 第791号

【資料 10-3】 災害危険指定一覧（土砂災害（特別）警戒区域）

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	岡飯田・東庄町 笹川い	笹川い 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
2	佐原ホ	岩ヶ崎-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
3	香取	香取	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
4	和泉	小房作	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
5	上小堀	谷ツ-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
6	上小堀	谷ツ-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
7	上小堀	谷ツ-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
8	上小堀	谷ツ-4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
9	上小堀	谷ツ-5	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
10	下飯田	根小屋	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
11	貝塚	貝塚 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
12	虫幡	清水-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
13	虫幡	清水-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
14	虫幡	清水-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
15	貝塚	相ノ谷	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
16	増田	増田	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
17	虫幡	辻下-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
18	虫幡	辻下-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
19	虫幡	辻下-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
20	分郷	分郷 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
21	五郷内	辺田	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
22	虫幡	虫幡 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
23	虫幡	虫幡 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
24	虫幡	虫幡 1-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
25	虫幡	虫幡 2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
26	貝塚	貝塚 2-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
27	貝塚	貝塚 2-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
28	貝塚	貝塚 2-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
29	貝塚	貝塚 2-4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
30	貝塚	貝塚 2-5	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
31	虫幡	虫幡 3-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
32	虫幡	虫幡 3-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
33	阿玉台	阿玉台 3-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
34	阿玉台	阿玉台 3-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
35	貝塚	貝塚 3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
36	八本	八本-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
37	八本	八本-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
38	貝塚	貝塚 4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
39	山倉	山倉 2-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
40	山倉	山倉 2-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
41	山倉	山倉 2-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
42	山倉	山倉 2-4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
43	山倉	山倉 3-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
44	山倉	山倉 3-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
45	山倉	山倉 3-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
46	大角	大角-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
47	大角	大角-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
48	大角	大角-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
49	米野井	長谷	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
50	田部	田部 3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
51	田部	田部 4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
52	田部	田部 5	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
53	田部	田部 6-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
54	田部	田部 6-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
55	田部	田部 7-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
56	田部	田部 7-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	—
57	田部	田部 7-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
58	長岡	長岡東	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
59	鳩山	鳩山	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
60	府馬	府馬 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
61	高萩	向 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
62	高萩	向 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
63	高萩	向 1-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
64	高萩	向 2-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
65	高萩	向 2-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
66	荒北	荒北 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
67	西田部	西田部 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
68	苅毛	苅毛	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
69	沢	沢 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	—
70	沢	沢 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
71	沢	沢 3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
72	沢	沢 4-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
73	沢	沢 4-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
74	高萩	木戸脇 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
75	高萩	木戸脇 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
76	佐原ホ	佐原ホ	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
77	岡飯田	岡飯田 1-1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
		岡飯田 1-2				
78	岡飯田	岡飯田 2-1 岡飯田 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
79	阿玉台	阿玉台 1-1 阿玉台 1-2 阿玉台 1-3 阿玉台 1-4 阿玉台 1-5 阿玉台 1-6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
80	久保	阿玉台 2-1 阿玉台 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
81	久保	久保 1-1 久保 1-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
82	久保	久保 2-1 久保 2-2 久保 2-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
83	木内	板取-1 板取-2 板取-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
84	岡飯田	風王入-1 風王入-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
85	分郷	分郷 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
86	山倉	山倉 1-1 山倉 1-2 山倉 1-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
87	田部	田部 1-1 田部 1-2 田部 1-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
88	田部	田部 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
89	府馬	府馬 2-1 府馬 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
90	竹之内	部田	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
91	岩部	岩部 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
92	岩部	岩部 2-1 岩部 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
93	岩部	西崎	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
94	長岡	長岡-1 長岡-2 長岡-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
95	貝塚	貝塚 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
96	貝塚	貝塚 7	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
97	貝塚	貝塚 8-1 貝塚 8-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
98	新市場	新市場 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
99	西田部	西田部 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
100	木内	木内	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
101	岡飯田・東庄町 平山	平山 1-1 平山 1-2 平山 1-3 平山 1-4 平山 1-5 平山 1-6 平山 1-7	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
102	府馬・東庄町東和田	東和田 13	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
103	岡飯田・東庄町笹川い	笹川い 3-1 笹川い 3-2 笹川い 3-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
104	山倉・多古町南玉造・東松崎	南玉造 1	急傾斜地の崩壊	H30. 2. 27	千第 75 号	千第 76 号
105	西田部・多古町南玉造	南玉造 8	急傾斜地の崩壊	H30. 2. 27	千第 75 号	千第 76 号
106	佐原イ	玉造	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	—
107	佐原イ	上宿台	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
108	新市場	新市場	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
109	佐原イ	関戸	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
110	大倉	大倉 3	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
111	大倉	大倉 4	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
112	佐原ホ	平台	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	—
113	堀之内	堀之内	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
114	津宮	津宮	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
115	下飯田	下飯田 1	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
116	下飯田	下飯田 2	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
117	上小堀	新福寺	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
118	岡飯田	南谷	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
119	油田	門前	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
120	内野	内野	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
121	小川	一本松	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
122	府馬	帰命堆	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
123	府馬	奥山	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
124	府馬	原宿	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	—
125	佐原ホ	岩ヶ崎	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
126	大倉	大倉 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
127	大倉	大倉 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
128	大倉	大倉 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
129	大倉	大倉 6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
130	和泉	和泉 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
131	下飯田	下飯田 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
132	府馬	府馬 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
133	府馬	府馬 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
134	神生	神生 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
135	神生	神生 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
136	山倉	山倉 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
137	山倉	山倉 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
138	府馬	茶畑	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
139	新里	南 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
140	新里	南 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
141	府馬	入	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
142	岩部	岩部 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
143	西田部	西田部 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
144	西田部・多古町 南玉造	西田部 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
145	沢	沢 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
146	玉造	橋替 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
147	佐原イ	橋替 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
148	玉造	橋替 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
149	五郷内	五郷内 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
150	五郷内	五郷内 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
151	大崎	大崎 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
152	大崎	大崎 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
153	牧野	牧野 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
154	牧野	牧野 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
155	新市場	新市場 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
156	油田	油田 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
157	布野	布野 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
158	古内	古内 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
159	丁子	丁子 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
160	一ノ分目	一ノ分目 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
161	野田	野田 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
162	岡飯田・東庄町 笹川い	笹川い-4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号

※番号 104、105、144 については、多古町にまたがり区域指定されている。

※番号 1、101、102、103、162 については、東庄町にまたがり区域指定されている。

【資料 10-4】 災害危険指定一覧（山地災害危険地区）

No	大字	字	登 録 日	No	大字	字	登 録 日
1	大倉	道越	S63. 4. 4	27	虫幡	清水	S63. 4. 4
2	大倉	半田	S63. 4. 4	28	木内	板取	S63. 4. 4
3	大倉	山の谷	S63. 4. 4	29	虫幡	深光内	S63. 4. 4
4	大倉	沢田	S63. 4. 4	30	山川	城の内	S63. 4. 4
5	津宮	上舂原	S63. 4. 4	31	油田	久保込	S63. 4. 4
6	牧野	台ノ坊	S63. 4. 4	32	阿玉川	仙間	S63. 4. 4
7	大崎	ハナワ	S63. 4. 4	33	下飯田	根前	S63. 4. 4
8	観音	下畑	S63. 4. 4	34	下飯田	駒込	S63. 4. 4
9	多田	伊予山	S63. 4. 4	35	下飯田	下之谷	S63. 4. 4
10	新市場	いかづち	S63. 4. 4	36	下飯田	瀬戸	S63. 4. 4
11	新部	向	S63. 4. 4	37	下飯田	瀬戸	S63. 4. 4
12	多田	目台	S63. 4. 4	38	下飯田	根小屋	S63. 4. 4
13	大倉	丸峯	H1. 4. 5	39	岡飯田	寺谷	S63. 4. 4
14	大倉	玉田	H1. 4. 5	40	岡飯田	石川台	S63. 4. 4
15	寺内	廣長	H1. 4. 5	41	和泉	寺前	S63. 4. 4
16	津宮	神道	H3. 4. 16	42	五郷内	後谷	S63. 4. 4
17	丁子	寅谷	H13. 4. 1	43	和泉	いりうそ	S63. 4. 4
18	佐原ホ	真崎	H19. 8. 24	44	分郷	根古屋	S63. 4. 4
19	西和田	南口	H19. 8. 24	45	分郷	城台	S63. 4. 4
20	関	上郎内	H19. 8. 24	46	久保	白内	S63. 4. 4
21	上小川	入	H19. 8. 24	47	貝塚	相之谷	S63. 4. 4
22	山之辺	裏山	H19. 8. 24	48	油田	門前	S63. 4. 4
23	観音	鳥井戸	H19. 8. 24	49	上小堀	畑ヶ原	H1. 4. 5
24	大崎	石崎	H19. 8. 24	50	五郷内	稻荷	H1. 4. 5
25	新市場	たや	H19. 8. 24	51	小見川	中峯	H19. 8. 24
26	増田	前畑	S63. 4. 4	52	貝塚	狭間	H19. 8. 24
53	府馬	茶畑	S63. 4. 4	64	沢	除キ	S63. 4. 4
54	府馬	西ノ谷	S63. 4. 4	65	岩部	辺田	S63. 4. 4
55	田部	種井	H1. 4. 5	66	岩部	荒匂	S63. 4. 4
56	新里	根柄見	H1. 5. 10	67	西田部	城ノ内	S63. 4. 4
57	大角	中崎	H1. 5. 13	68	高萩	向	S63. 4. 4
58	神生	向井油田	H1. 5. 13	69	岩部	辺田	S63. 4. 4
59	府馬	山ノ堆	H1. 5. 13	70	岩部	向	H1. 4. 5
60	新里	根柄見	H19. 8. 24	71	荒北	石坂・井戸脇	H9. 5. 17
61	新里	馬場	H19. 8. 24	72	沢	汐内	H9. 5. 17
62	新里	西	H19. 8. 24	73	西田部	松堀	H9. 5. 17
63	山倉	江田	H19. 8. 24	74	岩部	津堀	H19. 8. 24

【資料 11】 応急給水設備等（市保有分）

種 別	容 量	数 量	所 管	保 存 場 所
給水タンク	0.3 トン	1 台	建設水道部	玉造浄水場
	0.5 トン	3 台	建設水道部	玉造浄水場 2 個 城山第 2 浄水場 1 個
	1.0 トン	3 台	建設水道部	玉造浄水場 1 個 城山第 2 浄水場 1 個 大畑浄水場 1 個
	1.2 トン	2 台	建設水道部	玉造浄水場
	2.0 トン	1 台	建設水道部	玉造浄水場
給水ポリ容器	20 リットル	278 個	建設水道部	玉造浄水場 196 個 城山第 2 浄水場 80 個 大畑浄水場 2 個
ポリ袋	6 リットル	300 個	建設水道部	城山第 2 浄水場
簡易水槽	1 m <sup>3</sup>	5 個	建設水道部	玉造浄水場
加圧式給水車	3.8 t	1 台	建設水道部	玉造浄水場
飲料水兼用 耐震性貯水槽	100 m <sup>3</sup> 型	5 基	総務企画部	香取市役所 新島中学校 小見川市民センター 旧府馬小学校 栗源消防訓練場
【参考（潮来市と共同設置）】 飲料水兼用 耐震性貯水槽	5 m <sup>3</sup> 型	1 基	総務企画部	十四番地区集会所 （潮来市潮来 5294-2）

## 【資料 12】 市有車両一覧

(令和 2 年 10 月 31 日現在)

大型バス	マイクロバス	乗用車	ステーションワゴン	小型トラック	ライトバン	軽自動車	特殊車両	合計
23	19	27	25	14	11	69	24	212

## 【資料 13】 災害時緊急通行車両一覧

(令和 2 年 10 月 31 日現在)

番号	車種	車両番号	所属	防災無線搭載
1	アルトバン	千葉 480 か 6566	高齢者福祉課	
2	スーパーキャブ	千葉 480 け 1012	環境安全課	
3	プロボックス	千葉 501 と 821	環境安全課	
4	ライフ	千葉 585 つ 110	環境安全課	
5	アトラス	千葉 400 な 5228	下水道課	
6	ウイングロード	千葉 502 む 9786	下水道課	
7	プロボックス	千葉 501 な 1579	下水道課	○
8	ワゴンR	千葉 580 そ 6496	健康づくり課	
9	アルト	千葉 580 に 8299	健康づくり課	
10	カローラアクシオ	千葉 502 ち 6193	財政課	
11	プリウスS	千葉 301 ま 1352	財政課	
12	アルト	千葉 580 て 2670	財政課	
13	アルト	千葉 580 に 8301	財政課	
14	エアロバス	千葉 200 は 194	財政課	
15	ニューエアロ	千葉 200 は 131	財政課	
16	キャラバン	千葉 300 も 3973	財政課	
17	アルファード	千葉 301 さ 509	財政課	
18	プロボックス	千葉 502 ち 6194	総務課	○
19	ミニキャブトラック	千葉 480 あ 4916	土木課	
20	プロボックス	千葉 502 と 6721	土木課	
21	ハイラックスサーフ	千葉 800 す 661	土木課	○
22	ラブフォー	千葉 301 ち 646	土木課	○
23	エブリイ	千葉 480 く 6728	都市整備課	
24	アルト	千葉 580 に 8297	債権管理課	
25	アルト	千葉 580 て 2672	税務課	
26	リエッセ	千葉 200 さ 839	学校教育課	
27	ローザ	千葉 200 は 455	学校教育課	
28	ローザ	千葉 200 は 456	学校教育課	
29	アルト	千葉 580 に 8298	学校教育課	
30	プロボックス	千葉 502 ち 6192	生涯学習課	
31	ボンゴトラック	千葉 400 な 4283	生涯学習課	

番号	車種	車両番号	所属	防災無線搭載
32	プロボックス	千葉 502 ち 6195	生涯学習課	
33	オルティア	千葉 500 ひ 7502	生涯学習課	
34	マークX	千葉 301 ち 71	小見川支所	
35	ライフ	千葉 580 そ 4614	小見川支所	
36	カローラ	千葉 501 め 5223	小見川支所	
37	プロボックス	千葉 502 せ 5350	山田支所	
38	トヨエース	千葉 400 た 8940	山田支所	
39	ハイゼット	千葉 41 た 4629	山田支所	
40	アルト	千葉 580 て 2671	山田支所	
41	キャリイ	千葉 41 と 4396	山田支所	
42	シエンタ	千葉 501 も 4721	栗源支所	○
43	プロボックス	千葉 502 せ 5352	栗源支所	○
44	ノア	千葉 502 ち 8400	水道課	
45	アクティバン	千葉 480 く 954	水道課	
46	ダイナ	千葉 100 す 2202	水道課	
47	アクティバン	千葉 480 く 8095	水道課	
48	アクティバン	千葉 480 く 7406	水道課	
49	スクラムトラック	千葉 480 い 8296	水道課	
50	キャンター	千葉 800 せ 8458	水道課	

## 【資料 14】 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所

(令和 3 年 3 月現在)

No.	名 称	所 在	地震	土砂	洪水					
					利根川	霞ヶ浦	小野川	黒部川	栗山川	小貝川
1	佐原中学校	佐原口 2124-1	○	○		○		○	○	○
2	粉名口児童公園	佐原口 2028-93	○	○		○		○	○	○
3	佐原コミュニティセンター	佐原イ 211	○	○		○		○	○	○
4	岩ヶ崎台第1号公園	岩ヶ崎台 27	○	○	○	○	○	○	○	○
5	佐原公園・佐原野球場周辺	佐原イ 771	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○
6	玉造中央公園	玉造 2-6	○	○	○	○	○	○	○	○
7	佐原小学校体育館敷地	佐原イ 1870	○	○		○		○	○	○
8	佐原小学校	佐原イ 1870	○	○		○		○	○	○
9	ケーヨーD2佐原店駐車場	山之辺 1405-1	○	○	○	○	○	○	○	○
10	観福寺	牧野 1752	○	○	○	○	○	○	○	○
11	北佐原小学校	佐原ニ 1676	○	○			○	○	○	
12	石納コミュニティセンター	石納 547	○	○			○	○	○	
13	佐原高等学校	佐原イ 2685	○	○		○		○	○	○
14	旧佐原第二中学校	新部 10	○	○	○	○	○	○	○	○
15	香取小学校	香取 1875	○	○	○	○	○	○	○	○
16	香取神宮駐車場	香取 1697-1	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○
17	旧神南小学校	下小野 1599	○	○	○	○	○	○	○	○
18	わらびが丘小学校	九美上 29-1	○	○	○	○	○	○	○	○
19	竟成小学校	観音 481	○	○	○	○	○	○	○	○
20	香西保育所	観音 21-1	○	○	○	○	○	○	○	○
21	旧福田小学校	福田 240	○	○	○	○	○	○	○	○
22	本矢作運動広場	本矢作 918-4	○	○	○	○	○	○	○	○
23	旧伊地山幼稚園	伊地山 532-1	○	○	○	○	○	○	○	○
24	東大戸小学校	大戸 877	○	○		○	○	○	○	○
25	佐原第五中学校	大戸 937	○	○		○	○	○	○	○
26	旧東大戸小学校石納分校	昭和町ろ 56	○	○		○	○	○	○	○
27	瑞穂小学校	堀之内 1770-96	○	○	○	○	○	○	○	○
28	香取中学校	津宮 1440	○	○		○	○	○	○	○
29	津宮小学校	津宮 1215	○	○		○	○	○	○	○
30	大倉小学校	大倉 501	○	○		○			○	○
31	清宝院前	大倉 947	○	○	○	○	○	○	○	○
32	旧湖東小学校	八筋川甲 1993-2	○	○			○	○	○	
33	新島中学校	佐原ハ 4428	○	○			○	○	○	
34	新島小学校	加藤洲 685	○	○			○	○	○	
35	水郷佐原あやめパーク	扇島 1837-2	○	○			○	○	○	
36	小見川中央小学校	小見川 94	○	○		○	○		○	○
37	小見川社会福祉センター(さくら館)	本郷 62	○	○		○	○		○	○
38	城山公園	小見川 4780-1	○	○	○	○	○	○	○	○

No.	名称	所在	地震	土砂	洪水					
					利根川	霞ヶ浦	小野川	黒部川	栗山川	小貝川
39	小見川高等学校	小見川 4735-1	○	○	○	○	○	○	○	○
40	小見川中学校	小見川 4685	○	○	○	○	○	○	○	○
41	くろべ運動公園	小見川 4866-109	○	○		○	○		○	○
42	水郷小見川少年自然の家	小見川 5249-1	○	○		○	○		○	○
43	小見川市民センター	羽根川 38	○	○		○	○		○	○
44	小見川東小学校	阿玉川 728	○	○		○	○	○	○	○
45	旧小見川南小学校	五郷内 2218	○	○	○	○	○	○	○	○
46	小見川西小学校	内野 35	○	○	○	○	○	○	○	○
47	小見川北小学校	富田 800	○	○	○	○	○	○	○	○
48	グッドライフ香取(みはる園) (旧小見川北小学校利北分校)	一ノ分目番外 7-3	○	○			○	○	○	
49	旧八都小学校	小見 1025	○	○		○	○		○	○
50	八都保育園	小見 65	○	○		○	○	○	○	○
51	山田支所周辺	仁良 300-1	○	○	○	○	○	○	○	○
52	山田中学校	仁良 356-1	○	○	○	○	○	○	○	○
53	山田小学校	仁良 356-1	○	○	○	○	○	○	○	○
54	旧府馬小学校	府馬 3429-4	○	○	○	○	○	○	○	○
55	旧八都第二小学校	仁良 1038-1	○	○	○	○	○	○	○	○
56	旧山倉小学校	山倉 672	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○
57	山倉運動広場	大角 1545-1	○	○	○	○	○	○	○	○
58	旧第一山倉小学校	桐谷 1020	○	○	○	○	○	○	○	○
59	医王寺	小川 550	○	○	○	○	○	○	○	○
60	テラス・サンサン	長岡 1821-1	○	○	○	○	○		○	○
61	栗源小学校	岩部 5025	○	○	○	○	○	○	○	○
62	高萩福祉センター (旧高萩小学校)	高萩 1100-2	○	○	○	○	○	○	○	○
63	旧沢小学校	沢 1813	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○
64	栗源中学校	岩部 1051-1	○	○	○	○	○	○	○	○
65	栗源B&G海洋センター	岩部 1045-1	○	○	○	○	○	○	○	○
66	栗源市民センター	岩部 700			○	○	○	○		○
67	道の駅くりもと 紅小町の郷	沢 1372-1	○	○	○	○	○	○	○	○

- ・「※」の箇所については、一部が土砂災害警戒区域に指定されているため注意を要する。
- ・佐原コミュニティセンターは「佐原中央公民館、佐原市民体育館、佐原文化会館、駐車場」の総称

指定避難所

(令和3年3月現在)

No.	名称	所在	地震	土砂	洪水						重複	想定収容人数
					利根川	霞ヶ浦	小野川	黒部川	栗山川	小貝川		
1	佐原中学校体育館	佐原口 2124-1	○	○		○		○	○	○	○	400
2	香取市民体育館	佐原イ 211	○	○		○		○	○	○	○	643
3	佐原小学校体育館	佐原イ 1870	○	○	○	○		○	○	○	○	389
4	北佐原小学校体育館	佐原ニ 1676	○	○			○	○	○		○	106
5	佐原高等学校体育館	佐原イ 2685	○	○		○		○	○	○	○	248
6	旧佐原第二中学校体育館	新部 10		○	○	○	○	○	○	○	○	127
7	香取小学校体育館	香取 1875	○	○	○	○	○	○	○	○	○	111
8	旧神南小学校体育館	下小野 1599	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96
9	わらびが丘小学校体育館	九美上 29-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	137
10	竟成小学校体育館	観音 481	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120
11	旧福田小学校体育館	福田 240	○	○	○	○	○	○	○	○	○	102
12	東大戸小学校体育館	大戸 877	○	○		○	○	○	○	○	○	119
13	佐原第五中学校体育館	大戸 937	○	○		○	○	○	○	○	○	213
14	瑞穂小学校体育館	堀之内 1770-96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	101
15	香取中学校体育館	津宮 1440	○	○		○	○	○	○	○	○	209
16	津宮小学校体育館	津宮 1215	○	○		○	○	○	○	○	○	98
17	大倉小学校体育館	大倉 501	○	○		○			○	○	○	105
18	旧湖東小学校体育館	八筋川甲 1993-2	○	○			○	○	○		○	120
19	新島中学校体育館	佐原ハ 4428	○	○			○	○	○		○	128
20	新島小学校体育館	加藤洲 685	○	○			○	○	○		○	100
21	小見川中央小学校体育館	小見川 94	○	○		○	○		○	○	○	163
22	小見川社会福祉センター (さくら館)	本郷 62	○	○		○	○		○	○	○	174
23	小見川高等学校体育館	小見川 4735-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	251
24	小見川中学校体育館	小見川 4685	○	○	○	○	○	○	○	○	○	457
25	小見川B&G海洋センター	小見川 4866-736	○	○		○	○		○	○		192
26	小見川スポーツ・ コミュニティセンター	小見川 5218	○	○		○	○		○	○		210
27	小見川市民センター	羽根川 38	○	○		○	○		○	○	○	391
28	小見川東小学校体育館	阿玉川 728	○	○		○	○	○	○	○	○	150
29	旧小見川南小学校体育館	五郷内 2218	○	○	○	○	○	○	○	○	○	123
30	小見川西小学校体育館	内野 35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	143
31	小見川北小学校体育館	富田 800	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160
32	グッドライフ香取(みはる園) (旧小見川北小学校利北分校)	一ノ分目番外 7-3	○	○			○	○	○		○	34
33	水郷小見川少年自然の家 体育館	小見川 5249-1	○	○		○	○		○	○	○	110
34	旧八都小学校体育館	小見 1025	○	○		○	○		○	○	○	157

No.	名称	所在	地震	土砂	洪水						重複	想定収容人数
					利根川	霞ヶ浦	小野川	黒部川	栗山川	小貝川		
35	山田B&G海洋センター	仁良 361-2	○	○	○	○	○	○	○	○		300
36	山田中学校体育館	仁良 356-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	262
37	山田小学校体育館	仁良 356-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	154
38	旧府馬小学校体育館	府馬 3429-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	145
39	旧八都第二小学校体育館	仁良 1038-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	146
40	旧山倉小学校体育館	山倉 672	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○	○	153
41	旧第一山倉小学校体育館	桐谷 1020	○	○	○	○	○	○	○	○	○	149
42	栗源小学校体育館	岩部 5025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	132
43	高萩福祉センター (旧高萩小学校体育館)	高萩 1100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	134
44	旧沢小学校体育館	沢 1813	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○	○	127
45	栗源中学校体育館	岩部 1051-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	359
46	栗源B&G海洋センター	岩部 1045-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300
47	栗源市民センター	岩部 700			○	○	○	○		○	○	487

- ・「※」の箇所については、一部が土砂災害警戒区域に指定されているので、注意を要する。
- ・重複欄は指定緊急避難場所と重複する施設に○を記入。
- ・避難所の想定収容人数については、一人当たり 4 m<sup>2</sup>必要として算出。

## 【資料 15】 要配慮者施設

### 幼稚園・学校

(令和2年10月現在)

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	白百合幼稚園	佐原イ 402-2	52-4080	○	
2	佐原幼稚園	佐原イ 874	52-3224	○	
3	佐原みどり幼稚園	佐原ロ 2114-1	52-2772	○	
4	津宮幼稚園	津宮 712-2	57-0818	○	
5	大倉小学校	大倉 501	57-0007	○	
6	東大戸小学校	大戸 877	54-2250	○	
7	新島小学校	加藤洲 685	56-0903	○	
8	香取小学校	香取 1875	57-3082		
9	竟成小学校	観音 481	59-3842		
10	わらびが丘小学校	九美上 29-1	79-6655		
11	佐原小学校	佐原イ 1870	52-2044	○	
12	北佐原小学校	佐原ニ 1676	56-0403	○	
13	津宮小学校	津宮 1215	57-0239	○	
14	瑞穂小学校	堀之内 1770-96	52-2042		
15	佐原第五中学校	大戸 937	55-2233	○	
16	新島中学校	佐原ハ 4428	56-0702	○	
17	佐原中学校	佐原ロ 2124-1	52-5157	○	
18	香取中学校	津宮 1440	50-5000		
19	佐原高等学校	佐原イ 2685	52-5131	○	
20	千葉萌楊高等学校	佐原イ 3371	52-2959	○	
21	佐原白楊高等学校	佐原イ 861	52-5137	○	○
22	小見川東小学校	阿玉川 728	82-2391		
23	小見川西小学校	内野 35	82-7124		
24	小見川中央小学校	小見川 94	82-2047	○	
25	小見川北小学校	富田 800	82-2692		
26	小見川中学校	小見川 4685	82-3144		
27	小見川高等学校	小見川 4735-1	82-2146		
28	山田小学校	仁良 356-1	79-0065		
29	山田中学校	仁良 356-1	78-4411		
30	栗源小学校	岩部 5025	75-2019		
31	栗源中学校	岩部 1051-1	75-2034		

## 児童福祉施設

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	大倉保育所	大倉 5374	57-0643	○	
2	東大戸児童クラブ	大戸 877	55-0222	○	
3	まんまる保育園	大根 1151	59-3040		
4	新島保育所	加藤洲 1924-9	56-0100	○	
5	新島児童クラブ	加藤洲 681-1	56-3122	○	
6	香取保育所	香取 1932	57-3156		
7	香西保育所	観音 21-1	58-1656		
8	ゆきはうす	北 2-11-5	55-1307	○	
9	わらびが丘児童クラブ	九美上 29-1	79-8010		
10	佐原児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
11	佐原第 2 児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
12	佐原第 3 児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
13	佐原第 4 児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
14	佐原第 5 児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
15	佐原めぐみこども園	佐原イ 1921	52-4392	○	
16	学童クラブめぐみ	佐原イ 1921-5	52-4392	○	
17	佐原保育所	佐原イ 3525	54-1259	○	
18	北佐原保育所	佐原ニ 1779	56-0919	○	
19	あげひばり保育園	佐原ロ 2097-77	79-8383	○	
20	たまつくり保育園	玉造 2-4-1	54-1469		
21	瑞穂保育所	寺内 588	55-0565	○	
22	瑞穂児童クラブ	堀之内 1770-96	52-1550		
23	小見川西児童クラブ	内野 35	82-6200		
24	清水こども園	内野 448-1	82-5701		
25	おみがわこども園	小見川 1585-2	82-3555	○	
26	小見川中央児童クラブ	小見川 94	82-2060	○	
27	小見川中央第 2 児童クラブ	小見川 94	82-2300	○	
28	小見川中央第 3 児童クラブ	小見川 94	82-2120	○	
29	小見川中央第 4 児童クラブ	小見川 94	82-2120	○	
30	小見川東保育所	下飯田 954-2	82-3030		
31	明照保育園学童クラブ	下小堀 611-1	82-2643	○	
32	明照保育園	下小堀 611-1	82-2643	○	
33	小見川北児童クラブ	富田 800	82-2061		
34	八都保育園	小見 65	78-2320	○	
35	山田児童館	長岡 1307-1	78-1050		

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
36	山田児童クラブ	長岡 1307-1	78-3332		
37	山田第2 児童クラブ	長岡 1307-1	78-3332		
38	山倉保育園	新里 974	78-2804		
39	府馬保育園	府馬 2938-4	78-2104		
40	山倉第二保育園	山倉 688-1	79-2228		
41	栗源児童クラブ	岩部 5025	75-1500		
42	栗源保育所	岩部 5076	75-2446		○

## 高齢者施設

No	名称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	介護老人保健施設夢プラスワン	大倉 1196-1	57-1511		
2	リハプライド香取	大倉 5799-3	79-6517	○	○
3	香取市なのはな苑デイサービスセンター	大崎 214	59-1212		
4	楽天堂リハビリデイサービス香取	大崎 214	79-8711		
5	リハビリケアセンター奏	香取 1762-1	50-5500		
6	ショートステイサービス東総あやめ苑	佐原イ 1257-1	52-1151		
7	デイサービスセンター東総あやめ苑	佐原イ 1257-1	52-1151		
8	特別養護老人ホーム東総あやめ苑	佐原イ 1257-1	52-1151		
9	グループホームあんじん	佐原イ 1679-1	55-0094		
10	デイケアハウスふだらく	佐原イ 1681	52-3330	○	
11	グループホームスマイル	佐原イ 1689-2	55-8655	○	
12	小規模多機能型居宅介護ほうらい佐原寮	佐原イ 693-3	54-5030	○	
13	エクセルシオール佐原	佐原ハ 4491	50-3061	○	
14	エクセルシオール佐原デイサービス	佐原ハ 4491	50-3171	○	
15	グループホームじゅらく	佐原ホ 323-2	52-0232		
16	デイサービスセンターじゅらく	佐原ホ 323-2	52-0231		
17	デイサービスセンターなないろ	佐原ロ 097-471	50-0277	○	
18	サービス付き高齢者向け住宅ロイヤル ライフ水郷町	佐原ロ 2097-471	79-8310	○	
19	ニチケアセンター北佐原	篠原ロ 1821-2	50-3101	○	
20	グループホームいきいきの家香取	玉造 1-4-1	52-0812		
21	グループホームあすなる	玉造 483-2	55-8817		
22	グループホーム松風	津宮 1932-1	50-5680	○	
23	香取市ひまわり苑デイサービスセンター	津宮 4102	57-2965	○	
24	香取市養護老人ホームひまわり苑	津宮 4102	57-2960	○	
25	デイサービス楽らクラブ	森戸 20-4	79-0257	○	
26	デイサービスセンター松風	丁子 829-3	50-5630		
27	グループホームすこやかさん	与倉 869-1	58-0505		
28	デイサービスセンターすこやかさん	与倉 869-1	58-0505		
29	デイサービスセンターすこやかさん桜館	与倉 869-1	58-0505		
30	サービス付き高齢者向け住宅 シルバーハウスすこやかさん	与倉 869-1	58-0505		
31	かとり郷福楽園デイサービスセンター	内野 448-1	79-7272		
32	特別養護老人ホームかとり郷福楽園	内野 448-1	79-7272		
33	介護老人保健施設おみがわ	小見川 4662-2	80-1315		
34	グループホーム香取の杜 中々	小見川 5598-1	80-4030	○	
35	短期入所生活介護香取の杜 中々	小見川 5598-1	80-4030	○	
36	通所介護香取の杜 中々	小見川 5598-1	80-4030	○	

No	名称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
37	いこいの家赤とんぼ	小見川 5612-14	83-5212	○	
38	デイサービス赤とんぼ	小見川 5612-15	83-5212	○	
39	ショートステイ水都苑	小見川 676-2	82-3388	○	
40	デイサービスセンター水都苑	小見川 676-2	82-3388	○	
41	特別養護老人ホーム水都苑	小見川 676-2	82-3388	○	
42	デイサービス和心（やまと）	五郷内 2077	79-0680		
43	朝日屋	野田 200-1	80-0501	○	
44	小見川あすなろクリニック	野田 280-1	79-5683	○	
45	グループホームおみがわの憩	野田 714	80-0121		
46	リハビリデイサービスエール	野田 848	79-9939	○	
47	サービス付き高齢者向け住宅 コンシェルジュエール	野田 848	79-9939	○	
48	フレンド88	野田 88	79-9081	○	
49	本多病院介護医療院	本郷 773	82-3181		
50	リハビリセンター小見川	分郷 1-9	79-0579	○	
51	小見川ひまわりクリニック	分郷 32-1	83-8800	○	
52	ショートステイサービス九十九里ホーム 山田	大角 1545-16	70-7171		
53	九十九里ホーム山田デイサービスセンター	大角 1545-16	70-7171		
54	九十九里ホーム山田特別養護老人ホーム	大角 1545-16	70-7171		
55	グループホーム山里	新里 1182-12	70-8156		
56	デイサービスあお葉	府馬 242-1	79-0871	○	
57	グループホーム日下部	府馬 3490-1	78-1151		
58	日下部ホーム	府馬 3490-1	78-1151		
59	介護老人保健施設おおくすの郷	府馬 3723	78-1122		
60	グループホームたすけあい	岩部 1095-1	75-1056		
61	サービス付き高齢者向け住宅 シルバーケアたすけあい	岩部 1094	75-1056		
62	グループホーム杜の家くりもと	岩部 869-60	70-5665		
63	ショートステイサービス杜の家くりもと	岩部 869-60	70-5665		
64	デイサービスセンター杜の家くりもと	岩部 869-60	70-5665		
65	特別養護老人ホーム杜の家くりもと	岩部 869-60	70-5665		
66	栗源デイサービスセンター	岩部 946-1	75-1002		
67	ここあんすの家	沢 12-5	79-6468		
68	デイサービスしえるのお庭	沢 12-5	79-6468		
69	グループホームいきいきの家くりもと	高萩 765-1	70-5051		

## 障がい者（児）施設

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	就労支援センターあけぼの園	岩ヶ崎台 12-7、12	0120-508-408		
2	佐原聖家族園	返田 323-1	50-7117		
3	ゆきはうすルーム	北 2-11-5	55-1307	○	
4	地域活動支援センター らいおん香取	北 2-8-4	79-6037	○	
5	はしがえハウス	佐原イ 1311-33	54-6881		
6	地域活動支援センター 希望之家	佐原イ 2173	52-5208	○	
7	さかいだハウス	佐原イ 2-36	080-9662-0112	○	
8	多機能型事業所いずみの家	佐原イ 676	79-0734	○	
9	さくらハウス	佐原ホ 1226-4	79-0755	○	
10	いわがさきハウス	佐原ホ 1309-2	52-6673	○	
11	新寺ハウス	佐原ホ 6-2	080-9662-0112	○	
12	こなぐちハウス	佐原ロ 2097-363	50-7117	○	
13	就労定着支援あいので	玉造 3-7-11	0120-508-408		
14	たまつくりハウス	玉造 539-1	54-2285		
15	障害者就労支援事業所よつ葉	鳥羽 332-7	79-6428		
16	まきのハウスⅠ	牧野 156-1	52-0220	○	
17	まきのハウスⅡ	牧野 156-1	52-0220	○	
18	ライフ 1	牧野 186-2	0479-85-8910	○	
19	ライフ 2	牧野 186-2	0479-85-8910	○	
20	コーポ水葱 202	津宮 791-9 コーポ 水葱 202	0479-85-8910	○	
21	ハナホーム	牧野 1989	080-9662-0112	○	
22	FACTORY	谷中 519-9	79-7131	○	
23	グッドライフ香取（みはる園）	一ノ分目番外 7-1	79-7077	○	
24	ひだまりの家	岡飯田 205-3	83-0362		
25	さきがけの家	岡飯田 444-1	83-1220		
26	大利根旭出福祉園	岡飯田 792-1	83-1220		
27	あゆみ寮 弐	小見川 670-2 ハローコーポ 1 106	83-0362	○	
28	あゆみ寮 壱	小見川 670-2 ハローコーポ 1 107	83-0362	○	
29	生活ホームいぶき	貝塚 67-1	83-0522		
30	香取ホーム	野田 541-3	82-1717	○	
31	町田ハウス 1	野田 607-14	82-1717		
32	町田ハウス 2	野田 607-14	82-1717		
33	小見川ベース B 棟 101	羽根川 174-1	79-9405	○	
34	就労支援事業所ワーク おみがわ	南原地新田 459	83-8005	○	
35	茜はうす 1	分郷 252	82-1717		

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
36	コーポエメラルド110	米野井 86-1 コーポ エメラルド 110 号室	82-1717		
37	自然	仁良 1026-1	70-7111		
38	児童発達支援センター コスモスの花	仁良 1194-7	70-7373		
39	いちいホーム	鳩山 181-5	79-9405		
40	いちいホーム2	鳩山 181-6	79-9405		
41	栗源第一薪炭供給所	沢 2452-1	70-5234		
42	栗源協働支援センター	沢 2459-1	70-5234		
43	聖ヨセフつどいの家	高萩 1100-2	79-6505		

### 医療施設（有床）

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	鈴木眼科医院	佐原イ 158-2	52-2774	○	
2	根本医院	佐原イ 1693	54-2233	○	
3	県立佐原病院	佐原イ 2285	54-1231	○	
4	山野病院	佐原イ 3416	55-1225	○	
5	イムス佐原リハビリテーション病院	佐原ロ 2121-1	55-1113	○	
6	本多病院	本郷 772	82-3181		
7	香取おみがわ医療センター	南原地新田 438-1	82-3161	○	
8	栗源病院	助沢 832-1	70-5121		

### 保護施設

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	厚生園	八本 555-27	82-5134		

## 【資料 16】 臨時ヘリポート

離発着場所	所在地		施設管理者または占有者	広さ		最寄消防署から	備考
	所在・地番	座標		巾長さ	区分		
新島中学校	佐原ハ 4428	N 35° 53' 45"	学校長	120×130	中	20分	
		E140° 31' 30"					
佐原高等学校	佐原イ 2684	N 35° 53' 00"	学校長	114×120	中	5分	避難所隣接
		E140° 30' 30"					
佐原河川敷緑地	佐原口 2122	N 35° 53' 45"	市長	100×200	中	1分	避難所隣接
		E140° 30' 30"					
くろべ運動公園	小見川 4866-109	N35° 51' 12"	市長	100×100	中	5分	避難所隣接
		E140° 36' 57"					
小見川東小学校	阿玉川 728	N35° 50' 27"	学校長	60×120	中	7分	避難所隣接
		E140° 37' 32"					
小見川西小学校	内野 35	N35° 50' 24"	学校長	50×70	中	9分	避難所隣接
		E140° 34' 06"					
旧小見川南小学校	貝塚 2218	N35° 48' 53"	学校長	50×60	中	10分	避難所隣接
		E140° 38' 03"					
小見川北小学校	富田 800	N35° 52' 18"	学校長	60×80	中	7分	避難所隣接
		E140° 35' 24"					
小見川中学校	小見川 4685	N35° 51' 09"	学校長	100×100	中	3分	避難所隣接
		E140° 35' 17"					
小見川高等学校	小見川 4740	N35° 51' 16"	学校長	50×100	中	3分	避難所隣接
		E140° 35' 24"		120×180			
小見川河川敷運動公園	八日市場地先 利根川河川敷	N35° 51' 24"	市長	170×590	大	7分	
		E140° 37' 07"					
山田中学校	仁良 356-1	N35° 48' 27"	学校長	150×100	中	3分	避難所隣接
		E140° 34' 25"					
旧八都小学校	小見 1025	N35° 49' 42"	学校長	90×70	中	10分	避難所隣接
		E140° 35' 30"					
旧八都第二小学校	仁良 1038-1	N35° 48' 35"	学校長	60×55	中	8分	避難所隣接
		E140° 33' 48"					
旧府馬小学校	府馬 3429-4	N35° 47' 21"	学校長	120×65	中	9分	避難所隣接
		E140° 36' 18"					
旧山倉小学校	山倉 672	N35° 47' 02"	学校長	75×50	中	10分	避難所隣接
		E140° 32' 07"					
旧第一山倉小学校	桐谷 1020	N35° 46' 45"	学校長	75×50	中	10分	避難所隣接
		E140° 34' 09"					

離発着場所	所在地		施設管理者または占有者	広さ		最寄消防署から	備考
	所在・地番	座標		巾長さ	区分		
山田中央運動広場	仁良 361	N35° 48' 33"	市長	90×100	中	5分	避難所隣接
		E140° 34' 31"					
山倉運動広場	山倉 1545	N35° 46' 59"	市長	70×60	中	7分	
		E140° 33' 16"					
栗源運動広場	岩部 1045	N35° 48' 30"	市長	50×50	中	2分	避難所隣接
		E140° 30' 44"					
ふれあいの里公園	岩部 3280	N35° 48' 24"	市長	30×30	小	2分	
		E140° 30' 11"					
栗源小学校	岩部 5025	N35° 48' 28"	学校長	100×70	中	2分	避難所隣接
		E140° 30' 37"					
栗源中学校	岩部 1063	N35° 48' 35"	学校長	80×70	中	2分	避難所隣接
		E140° 30' 42"					
旧高萩小学校	高萩 1100	N35° 48' 51"	社会福祉法人 人口ザリオの聖母会	70×50	中	7分	避難所隣接
		E140° 32' 10"					
旧沢小学校	沢 1813-1	N35° 48' 04"	教育長	30×30	小	7分	避難所隣接
		E140° 28' 48"					

## 【資料 17】 災害拠点病院

名称	所在地	電話番号	科目	病床数
千葉県立佐原病院	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231	総合	一般病床 237 結核病床 4
成田赤十字病院	成田市飯田町 90-1	0476-22-2311	総合	一般病床 662 精神病床 50 観戦病床 7
国保旭中央病院	旭市イの 1326	0479-63-8111	総合	一般病床 763 精神病床 220 観戦病床 6

## 【資料 18】 市内医療機関（医師会所属）

名 称	所 在 地	電話番号	科 目
あいざわクリニック	佐原イ 2403-1	55-8001	脳神経外科、外科、内科
浅野耳鼻咽喉科医院	北 3-12-13	55-1133	耳
安住耳鼻咽喉科医院	佐原イ 771	52-2765	耳
飯島ペインクリニック	佐原イ 573	55-0300	内、麻
石井内科医院	佐原イ 1700	55-1414	内、循、呼、脳外科
石橋医院	小見川 548	82-2203	内、小、皮
宇井整形外科	北 3-1-24	52-3131	整
おおくすの郷クリニック	府馬 3723	78-1155	内、整
小見川あすなろクリニック	野田 280-1	79-8683	整、リハ
小見川ひまわりクリニック	分郷 32-1	83-8800	眼、内、循、人工透析、 耳、整・リハビリテーシ ョン
香取医院	津宮 1295-1	50-5511	内、小、消
香取おみがわ医療センター	南原地新田 438-1	82-3161	内、外、小、眼、皮、耳、 泌、整形外科・脊椎脊髄 センター、脳神経外科
久保田医院	佐原イ 1,025	52-2377	
栗源病院	助沢 832-1	70-5121	内、リハ、皮
越川医院	佐原イ 753	52-5202	内、小
こしかわ眼科	佐原イ 756-14	55-8800	眼
越川クリニック	北 1-10-3	55-8030	内、消、小
榊原医院	佐原イ 750	52-2820	外、内、皮
坂本医院	佐原ロ 2028-43	52-3381	小、内、消
佐原眼科	佐原イ 3408	54-2961	眼
さわら心のクリニック&相談室	玉造 2-10-11	55-9550	精、心内
イムス佐原リハビリテーション 病院	佐原ロ 2121-1	55-1113	内、皮、リハ
佐原泌尿器クリニック	谷中 671-1	54-3390	泌、内
小見川診療所	三ノ分目 255-7	82-2588	内、皮、泌
島崎医院	北 3-4-8	55-1221	内、小、アレルギー科
鈴木眼科	佐原イ 158-2	52-2774	眼
たもつ内科小児科医院	北 2-14-8	55-8123	内、小
千葉県立佐原病院	佐原イ 2285	54-1231	内、外、小、眼、歯、泌、 婦、脳神経外科、神内、 整
東葉クリニック	北 2-14-5	55-8801	内、泌、人工透析外科
鵜田医院	岩部 1388	75-2008	内
中田内科医院	小見川 1051	82-3320	内

名 称	所 在 地	電話番号	科 目
中村眼科医院	佐原イ 3409	52-4353	眼
日新眼科	北 3-13-10	50-2500	眼
日新外科胃腸科医院	北 3-13-10	54-5977	外
根本医院	佐原イ 1693	54-2823	内、消化器内科・消化器外科
馬場医院	小見川 1393	82-2730	内、小
布施外科医院	佐原イ 66	52-4580	外、整、皮、泌、性、肛、胃、循、消
本多病院	本郷 772	82-3181	内、外、精、呼、整
まきの越川診療所	牧野 2070-2	79-0705	内、消
松浦医院	佐原イ 2907-1	52-2065	内、泌、皮、整、リウマチ、リハ
松浦医院 佐原分院	佐原イ 2684	79-6111	心、精、内、小
みはま香取クリニック	玉造 2-9-3	52-0011	泌、人工透析
宮内医院	府馬 2805	78-2447	内、小
みやうちクリニック	長岡 1304-7	70-8808	内、消
山野病院	佐原イ 3416	55-1225	内、消、腎、脳神経内科、脳外科、循

## 【資料 19】 市内歯科医療機関（歯科医師会所属）

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
石井歯科クリニック	北 1-2-7	79-7010	
石橋歯科医院	佐原口 2128	54-5435	
磯歯科医院	佐原イ 1904	55-1182	
大澤歯科医院	扇島 2281	56-3748	
おぐら歯科医院	玉造 2-9-8	52-1182	
片野歯科医院	佐原イ 4187-2	79-6911	
神田歯科医院	佐原口 2122-72	52-3624	
きたみ歯科医院	佐原ホ 1251-5	52-4188	
くさかべ歯科医院	観音 140-1	55-1355	
久保木歯科医院	津宮 4123	57-2117	
小林歯科医院	佐原イ 547-8	54-0640	
篠塚歯科医院	津宮 838	57-3315	
菅井歯科医院	佐原口 2129-15	54-1601	
高塚歯科医院	佐原イ 3191	52-2974	
塚原歯科医院	北 3-14-3	55-0068	
角田歯科医院	佐原イ 779	52-2554	
那須歯科医院	北 3-11-2	54-5693	
ひろ歯科ファミリークリニック	佐原イ 3913-1	79-9001	
平野歯科医院	北 1-11-6	55-1480	
堀井歯科医院	北 3-7-2	55-1855	
まつかわ歯科医院	佐原ホ 489-1	50-2100	
まりも歯科医院	佐原イ 591	52-4488	
むらまつ歯科	牧野 160	50-0180	
メイヨ歯科平山診療所	佐原イ 1710	52-2487	
いわせ歯科	本郷 1000	80-1133	
木内歯科医院	小見川 221	82-2541	
木村歯科	下小川 1465	83-6790	
とうごう歯科・口腔外科医院	小見川 592	82-3008	
中川歯科医院	小見川 4865-57	83-0039	
成毛歯科医院	小見川 295-5	82-3348	
西宮歯科	小見川 743	83-3308	

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
平野歯科クリニック	小見川 845	83-1309	
香取おみがわ医療センター	南原地新田 438-1	82-3161	
さの歯科医院	木内 86-1	82-5066	
根本歯科医院	府馬 2797	78-2006	
加瀬歯科医院	府馬 3001-2	70-7772	
スガイ歯科	岩部 1176	75-3100	

## 【資料 20】 市内医薬品等調達先（薬剤師会所属）

種別	名 称	所 在 地	電話番号
薬 局	(有) イシバシ薬局	佐原イ 515	55-1708
薬 局	(有) 今泉薬局	佐原イ 2588	52-5255
薬 局	入船橋薬局	佐原イ 773-15	52-3956
薬 局	ウエルシア薬局香取佐原店	佐原イ 4200	50-2020
薬 局	オガワ薬局	佐原イ 612	52-2570
薬 局	かとり薬局	津宮 1293-2	79-5522
薬 局	げんき調剤薬局	北 3-7-11	55-8810
薬 局	サクマ薬局	佐原イ 3393	52-3432
薬 局	サクマ薬局北口店	北 3-13-19	52-3886
薬 局	佐原中央薬局東店	佐原イ 2314	55-2525
薬 局	サン薬局佐原店	佐原イ 3838	55-9222
薬 局	セイミヤ薬局佐原店	玉造 2-1-3	55-0306
薬 局	ツカモト薬局	佐原イ 134	54-1397
薬 局	土谷薬局新宿店	佐原イ 457	52-4598
薬 局	ヤックスドラッグ佐原店	佐原イ 4196-1	52-5781
薬 局	インダ薬局ウイル店	小見川 942-1	83-1550
薬 局	ウエルシア薬局 香取小見川 2 号店	小見川 2243-1	80-0646
薬 局	回生堂本店	小見川 291	82-2031
薬 局	すがや薬局	小見川 765-1	82-2181
薬 局	ヤックスドラッグ小見川店	小見川 695-1	79-8500
薬 局	博進堂薬局	府馬 3004	78-2923
薬 局	フジキ薬局アピオ店	分郷 34-2	80-1021

## 【資料 21】 指定文化財一覧

### 【 佐 原 地 区 】

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
1	海獣葡萄鏡	国宝等	国宝有形	工芸品	S. 28. 3. 31	香取 香取神宮
2	伊能忠敬関係資料	国宝等	国宝有形	歴史資料	H. 22. 6. 29	佐原 伊能忠敬記念館
1	銅造十一面観音坐像 銅造地藏菩薩坐像 銅造釈迦如来坐像 銅造釈迦如来坐像	重文等	有形	工芸品	T. 2. 8. 20	牧野 観福寺
2	伊能忠敬旧宅	重文等	記念物	史跡	S. 5. 4. 25	佐原
3	古瀬戸黄釉狛犬	重文等	有形	工芸品	S. 28. 3. 31	香取 香取神宮
4	双竜鏡	重文等	有形	工芸品	S. 28. 11. 14	香取 香取神宮
5	木造十一面観音立像	重文等	有形	彫刻	S. 34. 6. 27	佐原 莊巖寺
6	香取神宮本殿・楼門	重文等	有形	建造物	S. 52. 6. 27 S. 58. 12. 26	香取 香取神宮
7	香取大禰宜家文書	重文等	有形	古文書	S. 60. 6. 6	香取
8	佐原の山車行事	重文等	民俗	無形民俗	H. 16. 2. 6	佐原
9	下総佐倉油田牧跡	重文等	記念物	史跡	R. 1. 10. 16	九美上・福田
1	香取市佐原伝統的建造物群保存地区	国選定	重伝建	—	H. 8. 12. 10	佐原
1	香雲閣	国登録	有形	建造物	H. 12. 2. 15	香取 香取神宮
2	香取神宮拝殿・幣殿・神饌所	国登録	有形	建造物	H. 13. 4. 24	香取 香取神宮
1	天真正伝香取神道流始祖飯篠長威斎墓	県	記念物	史跡	S. 18. 2. 19	香取
2	羅龍王面 納曾利面	県	有形	彫刻	S. 30. 12. 15	大戸 大戸神社
3	香取神宮古神宝類	県	有形	工芸品	S. 35. 2. 23 S. 54. 3. 2 S. 55. 2. 22 S. 61. 2. 28	香取 香取神宮
4	武術 天真正伝香取神道流	県	無形	—	S. 35. 6. 3	香取
5	おらんだ楽隊	県	民俗	無形民俗	S. 38. 5. 4	扇島
6	久保木竹窓遺跡	県	記念物	史跡	S. 45. 1. 30	津宮
7	久保木竹窓遺品	県	有形	歴史資料	S. 47. 9. 29	津宮
8	西坂神社本殿	県	有形	建造物	S. 48. 3. 2	西坂 西坂神社
9	正文堂書店店舗	県	有形	建造物	S. 49. 3. 19	佐原
10	小堀屋本店店舗	県	有形	建造物	S. 49. 3. 19	佐原
11	香取神宮の森	県	記念物	天然記念物	S. 49. 3. 19	香取 香取神宮

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
12	梵鐘(貞和五年在銘)	県	有形	工芸品	S. 50. 3. 28	大戸川 浄土寺
13	下小野貝塚	県	記念物	史跡	S. 53. 2. 28	下小野
14	大戸神社和鏡	県	有形	工芸品	S. 55. 2. 22	大戸 大戸神社
15	側高神社本殿	県	有形	建造物	S. 57. 4. 6	大倉 側高神社
16	光明院阿弥陀堂	県	有形	建造物	H. 1. 3. 10	多田 光明院
17	板碑 (正元元年九月三日在銘)	県	有形	考古資料	H. 2. 3. 16	佐原 惣持院 (大利根分館で展示中)
18	板碑 (正元元年九月在銘)	県	有形	考古資料	H. 2. 3. 16	大戸 地福寺
19	板碑 (正元元年十月廿五日在銘)	県	有形	考古資料	H. 2. 3. 16	大戸 地福寺
20	三菱銀行佐原支店旧本館	県	有形	建造物	H. 3. 2. 15	佐原
21	福新呉服店 店舗兼住宅・土蔵	県	有形	建造物	H. 4. 2. 28	佐原
22	中村屋乾物店 店舗・文庫蔵	県	有形	建造物	H. 4. 2. 28	佐原
23	正上醬油店 店舗・土蔵	県	有形	建造物	H. 4. 2. 28	佐原
24	旧油惣商店 店舗・土蔵	県	有形	建造物	H. 5. 2. 26	佐原
25	中村屋商店 店舗兼住宅・土蔵	県	有形	建造物	H. 5. 2. 26	佐原
26	香取分飯司家文書	県	有形	古文書	H. 5. 2. 26	香取
27	木造観音菩薩坐像	県	有形	彫刻	H. 16. 3. 30	西和田 梅林寺
28	利根川下流域の漁撈用具	県	民俗	有形民俗	H. 18. 3. 14	扇島 千葉県 (大利根分館で展示中)
29	香取神宮旧拝殿	県	有形	建造物	H. 19. 3. 16	香取 香取神宮
30	関峯崎3号横穴出土金銅製押出仏	県	有形	考古資料	H. 26. 3. 4	関 (文化財保存館で展示中)
1	尺時計	市	有形	工芸品	S. 37. 1. 5	佐原 伊能忠敬記念館
2	八坂神社旧神輿	市	民俗	有形民俗	S. 40. 2. 18	佐原 八坂神社
3	鶴崎貝塚	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	鶴崎
4	三郎作貝塚	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	新市場
5	大倉南貝塚	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	大倉
6	台畑貝塚	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	多田
7	片野新林古墳	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	片野
8	又見古墳	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	香取
9	本矢作城跡	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	本矢作
10	大崎城跡	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	大崎

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
11	伊能忠敬墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	牧野 観福寺
12	今泉恒丸墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	佐原 前原共同墓地
13	楫取魚彦墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	牧野 観福寺
14	松永吞舟墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	津宮 千仏寺
15	清宮秀堅墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	佐原 浄国寺
16	木造釈迦如来同脇侍像	市	有形	彫刻	S. 45. 5. 27	寺内 光福寺
17	木造阿弥陀如来坐像	市	有形	彫刻	S. 45. 5. 27	山之辺 西福寺 (大利根分館で展示中)
18	堂の下大ひいらぎ	市	記念物	天然記念物	S. 45. 5. 27	長山
19	多田の獅子舞	市	民俗	無形民俗	S. 47. 6. 29	多田
20	津宮河岸の常夜燈	市	有形	建造物	S. 52. 6. 1	津宮
21	大崎の大和神楽	市	民俗	無形民俗	S. 52. 6. 1	大崎
22	側高神社のひげなで祭	市	民俗	無形民俗	S. 52. 6. 1	大倉 側高神社
23	玉田神社の力石	市	民俗	有形民俗	S. 52. 6. 1	大倉丁子 玉田神社
24	神道山古墳群	市	記念物	史跡	S. 52. 6. 1	香取
25	頭白上人塚	市	記念物	史跡	S. 52. 6. 1	大根
26	伊能顥則墓	市	記念物	史跡	S. 52. 6. 1	牧野 観福寺
27	源満仲伝承地	市	記念物	史跡	S. 52. 6. 1	多田 光明院
28	絹本着色浄土曼陀羅 - 浄土変相図 -	市	有形	絵画	S. 53. 4. 1	佐原 法界寺
29	坂本桃淵遺作	市	有形	絵画	S. 53. 4. 1	佐原
30	肥前鹿島藩鍋島氏の遺跡	市	記念物	史跡	S. 59. 9. 1	上小川 円通寺
31	画像板石塔婆	市	有形	考古資料	S. 59. 9. 1	寺内
32	光福寺寺宝類	市	有形	工芸品	S. 59. 9. 1	寺内 光福寺
33	金泥板石塔婆	市	有形	考古資料	S. 59. 9. 1	与倉 大竜寺
34	新市場の神楽	市	民俗	無形民俗	S. 60. 6. 1	新市場 天宮神社
35	木造聖観世音菩薩立像・木造愛染 明王坐像	市	有形	彫刻	H. 3. 3. 1	牧野 観福寺
36	観福寺文書	市	有形	歴史資料	H. 3. 3. 1	牧野 観福寺
37	金銅牡丹唐草文華鬘	市	有形	工芸品	H. 3. 3. 1	牧野 観福寺
38	岩ヶ崎の森	市	記念物	天然記念物	H. 3. 3. 1	岩ヶ崎
39	阿弥陀文字画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	新寺 新寺区
40	阿弥陀文字画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	大戸 大戸区
41	阿弥陀文字画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	大戸川 浄土寺

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
42	種子不動明王画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	山之辺 西福寺
43	阿弥陀文字画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	与倉 大竜寺
44	阿弥陀文字画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	多田 分飯司堂
45	千体仏	市	有形	歴史資料	H. 3. 3. 1	津宮 千仏寺
46	種子板碑(正元元年在銘)	市	有形	考古資料	H. 4.10. 1	岩ヶ崎 密蔵寺
47	木造聖観世音菩薩立像	市	有形	彫刻	H. 4.10. 1	観音
48	両界曼陀羅	市	有形	絵画	H. 4.10. 1	牧野 観福寺
49	常光明会曼陀羅	市	有形	絵画	H. 4.10. 1	牧野 観福寺
50	釈迦三尊十六善神像	市	有形	絵画	H. 4.10. 1	牧野 観福寺
51	弥勒曼陀羅	市	有形	絵画	H. 4.10. 1	牧野 観福寺
52	神庫	市	有形	建造物	H. 6. 3. 1	香取 香取神宮
53	返田神社本殿	市	有形	建造物	H. 6. 3. 1	返田 返田神社
54	神徳館表門	市	有形	建造物	H. 7. 6. 1	香取 香取神宮
55	木造十一面観音菩薩坐像	市	有形	彫刻	H. 8. 7. 1	扇島 歓喜院
56	天真正伝香取神道流道場	市	有形	建造物	H. 8. 7. 1	香取
57	本矢作区の神楽	市	民俗	無形民俗	H. 8. 7. 1	本矢作 天宮神社
58	下小野神楽	市	民俗	無形民俗	H.14. 1. 4	下小野
59	下仲町区山車人形菅原道真	市	民俗	有形民俗	H.14. 1. 4	佐原
60	妙見菩薩立像	市	有形	彫刻	H.15. 3. 3	大崎 本命寺
61	男神坐像	市	有形	彫刻	H.15. 3. 3	大崎 本命寺
62	伊能忠敬関係資料	市	有形	歴史資料	H.18. 3. 1	佐原 伊能忠敬記念館
63	旧関戸町の猿田彦 頭部及び両手部	市	民俗	有形民俗	H.18. 3. 1	佐原 山車会館
64	大戸宮作1号墳出土品	市	有形	考古資料	H.19. 7. 3	佐原
65	大禰宜家所蔵資料	市	有形	歴史資料	H.28. 9. 6 H.29. 7.12	香取
66	牧野大神楽	市	民俗	無形民俗	H.31. 2. 1	牧野

【 小 見 川 地 区 】

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
1	良文具塚	重文等	記念物	史跡	S. 5. 2. 28	貝塚
2	阿玉台貝塚	重文等	記念物	史跡	S. 43. 5. 20	阿玉台
1	染織処 谷屋土蔵	国登録	登録有形	建造物	H. 11. 9. 7	小見川
1	佐藤尚中誕生地	県	記念物	史跡	S. 12. 3. 19	小見川 内浜公園
2	香炉形顔面付土器	県	有形	考古資料	S. 32. 10. 21	貝塚
3	木造阿弥陀如来坐像	県	有形	彫刻	S. 33. 4. 23	一ノ分目 善雄寺
4	木造十一面観世音菩薩立像	県	有形	彫刻	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
5	銅造薬師如来立像	県	有形	工芸品	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
6	銅造阿弥陀如来立像	県	有形	工芸品	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
7	銅造観世音菩薩立像	県	有形	工芸品	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
8	銅造十一面観世音菩薩立像	県	有形	工芸品	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
9	初代松本幸四郎墓	県	記念物	史跡	S. 40. 4. 27	小見川 善光寺
10	城山第 1 号古墳出土品	県	有形	考古資料	S. 44. 4. 18	小見川 (文化財保存館で展示中)
11	天正検地帳(下総国香取郡木内庄 木内郷野帳)	県	有形	古文書	S. 57. 4. 6	木内
12	天正検地帳(下総国香取郡岡飯田 村御水帳)	県	有形	古文書	S. 57. 4. 6	岡飯田
13	板碑 (正元元年八月廿二日在銘)	県	有形	考古資料	H. 2. 3. 16	上小堀 (文化財保存館で展示中)
14	浄福寺の鬼舞面	県	民俗	有形民俗	H. 15. 3. 28	下小堀 浄福寺
1	城山 4 号墳	市	記念物	史跡	S. 44. 4. 23	小見川
2	富田 1 号墳	市	記念物	史跡	S. 44. 4. 23	富田
3	森山城主東胤頼夫妻の墓	市	記念物	史跡	S. 51. 3. 17	岡飯田 芳泰寺
4	関家古文書	市	有形	古文書	S. 51. 3. 17	小見川
5	脇家古文書	市	有形	古文書	S. 51. 3. 17	小見川
6	谷本家古文書	市	有形	古文書	S. 51. 3. 17	岡飯田
7	樹林寺四季桜	市	記念物	天然記念物	S. 51. 3. 17	五郷内 樹林寺
8	油田神楽	市	民俗	無形民俗	S. 60. 2. 27	油田 大宮大神
9	木内神楽	市	民俗	無形民俗	S. 60. 2. 27	木内 木内大神
10	久保神社本殿	市	有形	建造物	H. 17. 12. 6	久保 久保神社
11	千葉親胤御影	市	有形	歴史資料	H. 17. 12. 6	久保 久保神社
12	久保神社御神幸絵図	市	有形	歴史資料	H. 17. 12. 6	久保 久保神社
13	祐天上人名号跡	市	有形	書跡・典籍	H. 17. 12. 6	久保 久保区
14	小見川藩主内田氏関連位碑	市	有形	歴史資料	H. 17. 12. 6	小見川 本願寺
15	三ノ分目大塚山古墳	市	記念物	史跡	H. 26. 6. 2	三ノ分目
16	来迎寺宝篋印塔	市	有形	建造物	H. 27. 7. 30	貝塚 来迎寺

【 山 田 地 区 】

No.	名 称	区 分		種 別	指定年月日	所在地
1	府馬の大クス	重文等	記念物	天然記念物	T. 15. 10. 20	府馬 宇賀神社
1	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	県	有形	彫刻	S. 42. 12. 22	府馬 修徳院
2	天正検地帳(下総国香取郡府馬領長岡村御縄打水帳)	県	有形	古文書	S. 57. 4. 6	長岡
3	山倉の鮭祭り	県	民俗	無形民俗	H. 17. 3. 29	山倉 山倉大神
1	大般若経文	市	有形	書籍・典籍	S. 42. 12. 22	神生 新福寺
2	薬師如来	市	有形	彫刻	S. 42. 12. 22	田部
3	十六羅漢像	市	有形	絵画	S. 42. 12. 22	小見 徳星寺
4	土井利勝植林指導地	市	記念物	史跡	S. 42. 12. 22	仁良
5	山倉の念仏塚	市	記念物	史跡	S. 48. 8. 20	山倉
6	安産大神	市	有形	建造物	S. 48. 8. 20	府馬 愛宕神社
7	橋堰	市	記念物	名勝	S. 53. 8. 20	仁良、田部
8	稲屋敷	市	記念物	史跡	S. 53. 8. 20	田部
9	向油田貝塚	市	記念物	史跡	S. 53. 8. 20	神生
10	土井の新堤	市	記念物	史跡	S. 53. 8. 20	田部
11	徳星寺本堂	市	有形	建造物	S. 53. 12. 22	小見 徳星寺
12	稲葉山神社本殿	市	有形	建造物	S. 53. 12. 22	長岡
13	阿弥陀如来一尊来迎絵図	市	有形	建造物	S. 53. 12. 22	田部
14	八幡神社板碑	市	有形	建造物	S. 54. 11. 10	志高 若宮八幡宮
15	寛治板碑	市	有形	建造物	S. 56. 6. 22	新里
16	長嘉板碑	市	有形	建造物	S. 56. 6. 22	新里 萬蔵院
17	白川流十二神楽	市	民俗	無形民俗	S. 56. 6. 22	新里 八重垣神社
18	虚無僧墓	市	記念物	史跡	S. 56. 9. 22	大角
19	山倉大神本殿	市	有形	建造物	S. 58. 9. 26	山倉 山倉大神
20	愛宕神社神楽	市	民俗	無形民俗	H. 10. 10. 21	府馬 愛宕神社
21	山倉大神 白川流十二座神楽	市	民俗	無形民俗	H. 10. 10. 21	山倉 山倉神社
22	熊野神社並びに若宮八幡宮等神幸祭宮前番所使者受諸役芸能	市	民俗	無形民俗	H. 12. 5. 19	志高 若宮八幡宮
23	府馬領主進藤家文書	市	有形	古文書	H. 15. 12. 3	志高
24	府馬領主依田家文書	市	有形	古文書	H. 15. 12. 3	志高
25	志高村延享二年水帳	市	有形	古文書	H. 15. 12. 3	志高
26	長岡 稲葉山神社神楽	市	民俗	無形民俗	H. 17. 11. 2	長岡 稲葉山神社
27	下総国香取郡府馬郷水帳	市	有形	古文書	H. 17. 11. 2	志高
28	竹内東白の事蹟(著書)	市	有形	古文書	H. 17. 11. 2	新里

【 栗 源 地 区 】

No.	名 称	区 分		種 別	指定年月日	所在地
1	安興寺大杉	市	記念物	天然記念物	S. 50. 11. 12	岩部 安興寺
2	杉板戸絵	市	有形	絵画	S. 51. 9. 17	岩部 大乘寺
3	子育地藏菩薩像	市	有形	彫刻	S. 51. 9. 17	高萩 薬王寺
4	真浄寺本堂	市	有形	建造物	S. 53. 5. 13	沢 真浄寺
5	実相寺山門	市	有形	建造物	S. 53. 5. 13	荻毛 実相寺
6	常葉談林	市	記念物	史跡	S. 57. 3. 16	荻毛 実相寺
7	宝篋印塔	市	有形	石造物	S. 57. 3. 16	沢
8	曼荼羅	市	有形	古文書	S. 57. 3. 16	岩部
9	検地帳	市	有形	古文書	S. 57. 3. 16	荻毛
10	検地帳	市	有形	古文書	S. 57. 3. 16	西田部
11	荒北郷御縄打之水帳	市	有形	古文書	H. 11. 10. 21	荒北
12	大乘寺仏涅槃図	市	有形	絵画	H. 11. 10. 21	岩部 大乘寺
13	安興寺仏涅槃図	市	有形	絵画	H. 11. 10. 21	岩部 安興寺
14	瓦当範	市	有形	考古資料	H. 13. 12. 18	岩部 (文化財保存館で展示中)

## 【資料 22】 消防力の現況

### 香取市消防団

区分 団	消防ポンプ 自動車 A2級	小型動力 ポンプ 付積載車	小型動力 ポンプ	その他の 自動車	計
香取市消防団	12	99	111	4	226

### 消防本部・署

区分 所属	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	はしご付消防自動車	救助艇	救急車	指揮車	広報車	事務連絡者	資材搬入車	人員輸送車	ボートトレーラー	支援車	計
消防本部								1	2	3				1	7
佐原消防署	1	2	1	1	1	1	1 (非)1		1	1	1	1	1		13 (非)1
小見川分署	1	(非)1	1	1		2	1		1		1	1	1		10 (非)1
山田分遣所	1	1					1		1						4
栗源分遣所		1					1			1					3
十六島出張所		1					1								2
多古分署	1		1				1			1					4
東庄分署	1	1					1		1						4
計	5	6 (非)1	3	2	1	3	7 (非)1	1	6	6	2	2	2	1	47 (非)2

## 消防水利施設

区分		署所別					
		佐原消防署	小見川消防署	山田分署	栗源分遣所	計	
合計 (ア) + (イ)		693	387	292	142	1,514	
消火栓	小計 (ア)	358	184	47	16	605	
	公設	352	184	47	16	599	
	私設	6				6	
防火水槽	小計	100 m <sup>3</sup> 以上	6	1	1	1	9
		60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	14	1	3	1	19
		40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	249	149	202	50	650
		(イ) 20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満	66	52	39	74	231
	公設	100 m <sup>3</sup> 以上	4	1	1	1	7
		60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	13	1	3	1	18
		40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	163	113	189	34	499
		20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満	60	52	39	73	224
	私設	100 m <sup>3</sup> 以上	2				2
		60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	1				1
		40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	86	36	13	14	149
		20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満	6			1	7
その他	小計	43	22	21	3	89	
	河川・溝等	19	1	4		24	
	プール	18	8	8	2	36	
	濠・池等	6	13	9	1	29	

【資料 23】 警察施設の状況

名 称	所 在 地	電話番号
香取警察署	北 2-1-1	54-0110
佐原駅前交番	佐原 174	55-0325
大倉駐在所	大倉 502	57-1410
大戸川駐在所	谷中 955-4	54-4581
大根駐在所	大根 952	59-1005
香取駐在所	香取 1770-1	57-1420
北佐原駐在所	佐原 1299	56-0084
九美上駐在所	九美上 138-1	59-2925
新島駐在所	扇島 769-7	56-1080
津宮駐在所	津宮 5944-1	57-1085
岩部駐在所	岩部 1560	75-2059
沢駐在所	沢 1818	75-2342
小見川幹部交番	小見川 1637	83-0110
森山駐在所	下飯田 1932-1	82-2117
神里駐在所	虫幡 452-3	82-5955
豊浦駐在所	富田 1017-10	82-3032
府馬駐在所	府馬 2997-7	78-2625
八都駐在所	小見 1025	78-2204
山倉駐在所	大角 1545-1	78-5371

## 【資料 24】 火葬場・葬祭事業者一覧

### 火葬場

名称	所在地	規模	処理能力	管理者	燃料
香取広域市町村圏 事務組合北総斎場	神崎町神崎神宿字 向野 1009-2	5基	1日25体	香取広域市町村圏 事務組合管理者	灯油
おみがわ聖苑	小見川 1797-1	2基 1基	1日10体 (動物用)	香取広域市町村圏 事務組合管理者	灯油

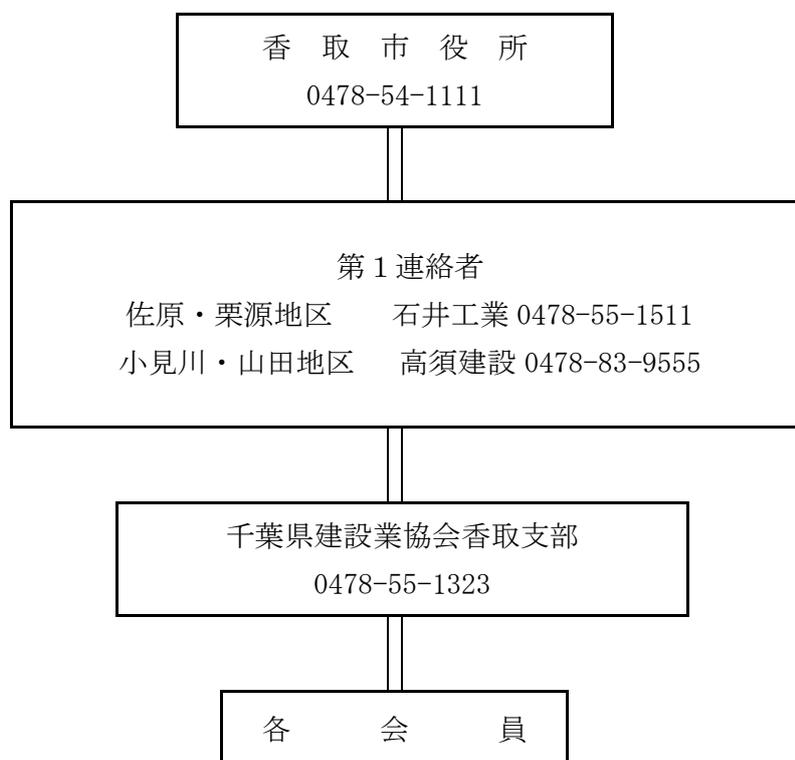
### 葬祭事業者

名 称	住 所	電話番号
小見川セレモニーホール	分郷58-1	82-0435
(有) 小見川博善社	本郷349-3	83-4444
佐原北口ホール	北2-6-7	54-4442
佐原葬祭センター	佐原口2114-3	54-1161
JA佐原-虹のホールさわら	佐原ホ1270-1	50-0983
JA葬祭虹のホール森山	阿玉川766-1	82-0983
JAライフ・千葉東総センター	新里977	70-7780
セレモニーきうち	堀之内955	52-4441
想月記	佐原口2010	52-2411
高橋式典ハナホール	佐原口2010-3	55-8700
ちば葬祭佐原ホール	山之辺1403-11	52-6575
(有) 那由多セレモニー	鳥羽424-4	58-4194
ナリコーセレモニー香取ホール	小見川1675-1	83-4194
はやしセレモニーかとり斎場	新里2037-1	70-7525

## 【資料 25】 電力施設

名称	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社 佐原変電所	香取市佐原イ 3, 111
東京電力パワーグリッド株式会社 新佐原変電所	香取市片野 167-8
東京電力パワーグリッド株式会社 小見川変電所	香取市虫幡 341

## 【資料 26】 千葉県建設業協会香取支部



## 【資料 27】 香取市防災会議委員名簿

会 長	職 名
	香取市長

条例第3条第5項の区分	職 名
第1号委員 指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長
第1号委員 指定地方行政機関	農林水産省関東農政局千葉県拠点地方参事官（千葉）
第2号委員 知事部内職員	千葉県香取地域振興事務所長
第2号委員 知事部内職員	千葉県香取健康福祉センター長
第2号委員 知事部内職員	千葉県香取土木事務所長
第2号委員 知事部内職員	千葉県香取農業事務所長
第3号委員 （県警察官）	香取警察署長
第4号委員 市長部内	香取市副市長
第4号委員 市長部内	香取市総務企画部長
第4号委員 市長部内	香取市生活経済部長
第4号委員 市長部内	香取市福祉健康部長
第4号委員 市長部内	香取市建設水道部長
第4号委員 市長部内	香取市生活経済部市民課長
第4号委員 市長部内	香取市福祉健康部高齢者福祉課長
第4号委員 市長部内	香取市総務企画部税務課長
第5号委員 （教育長）	香取市教育長
第6号委員 （消防機関）	香取広域市町村圏事務組合消防長
第6号委員 （消防機関）	香取広域市町村圏事務組合香取市消防団長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社佐原駅長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉支店長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社副支社長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	一般社団法人香取郡市医師会長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	一般社団法人香取匝瑳歯科医師会長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	香取郡市薬剤師会長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	一般社団法人千葉県トラック協会香取支部長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	一般社団法人千葉県エルピーガス協会香取支部長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便株式会社佐原郵便局長
第8号委員 自主防災組織又は学識経験者	自主防災組織代表者等
第9号委員 その他防災上必要と認める関係機関	千葉県立佐原病院長
第9号委員 その他防災上必要と認める関係機関	香取市病院事業管理者
第9号委員 その他防災上必要と認める関係機関	かとり農業協同組合代表理事組合長
第9号委員 その他防災上必要と認める関係機関	小見川無線クラブ会長

## 【資料 28】 災害対策関係機関一覧

	名 称	住 所	電話番号
県関係	千葉県庁	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2110 (代表)
	危機管理課	〃	043-223-2175
	防災計画課	〃	043-223-2176
	消防課	〃	043-223-2179
	香取地域振興事務所	香取市佐原イ 92-11	0478-54-1311
	香取健康福祉センター	香取市佐原イ 92-11	0478-52-9161
	香取農業事務所	香取市佐原イ 92-11	0478-52-9191
	香取土木事務所	香取市佐原イ 92-11	0478-52-5191
	教育庁北総教育事務所香取分室	香取市佐原イ 92-11	0478-54-1529
	香取警察署	香取市北 2-1-1	0478-54-0110
	千葉県立佐原病院	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231
	千葉県立水郷小見川少年自然の家	香取市小見川 5249-1	0478-82-1343
地方行政機関	国土交通省関東地方整備局		
	利根川下流河川事務所	香取市佐原イ 4149	0478-52-6368
	霞ヶ浦河川事務所	茨城県潮来市潮来 3510	0299-63-2411
	下館河川事務所	茨城県筑西市二木成 1753	0296-25-2161
	銚子地方气象台	千葉県銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
	佐原税務署	香取市北 1-4-1	0478-54-1331
	千葉地方法務局香取市局	香取市佐原口 2122-40	0478-52-3391
	千葉社会保険事務局佐原事務所	香取市佐原口 2116-1	0478-54-1442
佐原公共職業安定所	香取市北 1-3-2	0478-55-1132	
公共機関等	香取おみがわ医療センター	香取市南原地新田 438-1	0478-82-3161
	日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
	東日本電信電話(株)千葉支店	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652
	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	成田市花崎町 822-1	0476-22-2407
	東日本旅客鉄道(株)千葉支社佐原駅	香取市佐原イ 74	0478-54-3131
	成田国際空港(株)	成田市成田国際空港内 NAA ビル	0486-34-5569
	日本通運(株)千葉東支店佐原営業所	香取市与倉 872-1	0478-58-0707
	(一社)千葉県エルピーガス協会香取支部	香取市佐原イ 3389	0478-54-2248
	(一社)香取郡市医師会	香取市佐原口 2097-72	0478-54-3682
	(一社)香取匝瑳歯科医師会	香取郡東庄町小南 1266-1	0478-87-0821
	(一社)千葉県トラック協会香取支部	千葉県香取郡多古町南中 1593	0479-79-3088
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	千葉市花見川区三角町 180-1	043-250-5591
	日本放送協会千葉放送局	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0597
	佐原商工会議所	香取市佐原イ 525-1	0478-54-2244
	香取市商工会	香取市小見川 778-2	0478-82-3307
	水郷佐原観光協会	香取市佐原イ 81-31	0478-52-6675
水郷小見川観光協会	香取市小見川羽根川 38	0478-82-1117	
かとり農業協同組合	香取市小見 1098-1	0478-70-7711	
自衛隊	陸上自衛隊第 1 空挺団	船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141
	海上自衛隊教育航空集団	柏市藤ヶ谷 1614-1	04-7191-2321
	航空自衛隊第 1 補給処	木更津市岩根 1-4-1	0438-41-1111

	名 称	住 所	電話番号
他 市 町 村 災 害 対 策 主 管 課	旭市総務課	旭市二の 1920	0479-62-5311
	印西市総務部防災課	印西市大森 2364 - 2	0476-42-5111
	神崎町総務課	香取郡神崎町神崎本宿 163	0478-72-2111
	栄町消防防災課	印旛郡栄町生板鍋子新田乙 20-71	0476-95-0119
	山武市総務部総務課	山武市殿台 296	0475-80-1116
	酒々井町総務課	印旛郡酒々井町中央台 4-11	043-496-1171
	匝瑳市総務課	匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479-73-0084
	多古町総務課	香取郡多古町多古 584	0479-76-2611
	銚子市危機管理室	銚子市若宮町 1-1	0479-24-8193
	東庄町総務課	香取郡東庄町笹川い 4713-131	0478-86-6082
	富里市市民活動推進課	富里市七栄 652-1	0476-93-1114
	成田市総務部危機管理課	成田市花崎町 760	0476-20-1523
	横芝光町環境防災課	山武郡横芝光町宮川 11902	0479-84-1216
	茨城県潮来市総務部総務課	茨城県潮来市辻 626	0299-63-1111 (代表)
	茨城県稲敷市市民生活部生活環境課	茨城県稲敷市須賀津 208	029-892-2000 (代表)
茨城県神栖市生活環境部防災安全課	茨城県神栖市溝口 4991-5	0299-90-1149	

## 【資料 29】 市関係施設電話番号

名 称	電話番号	名 称	電話番号
香取市役所	54-1111	佐原幼稚園	52-3224
小見川支所	82-1111	津宮幼稚園	57-0818
山田支所	78-2111	伊地山幼稚園	59-2928
栗源支所	75-2111	佐原みどり幼稚園	52-2772
佐原保健センター	50-1235	白百合幼稚園	52-4080
小見川保健センター	78-1050	佐原小学校	52-2044
山田保健センター	82-1115	北佐原小学校	56-0403
佐原中央公民館	55-1151	東大戸小学校	54-2250
F A X	55-1240	寛成小学校	59-3842
山田公民館	78-4432	わらびが丘小学校	79-6655
小見川市民センター (いぶき館)	82-1123	香取小学校	57-3082
佐原文化会館	55-1161	瑞穂小学校	52-2042
伊能忠敬記念館	54-1118	湖東小学校	56-2014
F A X	54-3649	新島小学校	56-0903
佐原中央図書館	55-1343	津宮小学校	57-0239
F A X	55-1342	大倉小学校	57-0007
水郷佐原あやめパーク	56-0411	小見川中央小学校	82-2047
水郷佐原山車会館	52-4104	小見川東小学校	82-2391
佐原町並み交流館	52-1000	小見川西小学校	82-7124
小見川ふれあいセンター	83-2660	小見川北小学校	82-2692
道の駅佐原 水の郷さわら	50-1183	山田小学校	79-0065
道の駅佐原 紅小町の郷	70-5151	栗源小学校	75-2019
市民体育館	55-1290	佐原中学校	52-5157
小見川スポーツコミュニティセンター	83-0101	香取中学校	50-5000
小見川 B&G 海洋センター	82-1000	佐原第五中学校	55-2233
山田 B&G 海洋センター	78-3204	新島中学校	56-0702
栗源 B&G 海洋センター	75-3311	小見川中学校	82-3144
北総斎場	72-3166	山田中学校	78-4411
おみがわ聖苑	82-3293	栗源中学校	75-2034
玉造浄水場	54-4146	県立佐原高等学校	52-5131
城山第2浄水場	83-9396	県立白楊高等学校	52-5137
佐原浄化センター	54-3521	県立小見川高等学校	82-2146
小見川浄化センター	82-0500	千葉萌陽高等学校	52-2959
香取市社会福祉協議会	54-4410	大倉保育所	57-0643
小見川支所	83-7071	北佐原保育所	56-0919
山田支所	78-1056	香取保育所	57-3156
栗源支所	75-2118	佐原保育所	54-1259
佐原郵便局	52-3912	新島保育所	56-0100
小見川郵便局	83-1253	瑞穂保育所	55-0565
府馬郵便局	78-2640	おみがわこども園	82-3555
栗源郵便局	75-2001	小見川東保育所	82-3030
香取広域市町村圏事務組合	78-1181	栗源保育所	75-2446
F A X	78-1185	たまつくり保育園	54-1469
香取広域市町村圏事務組合消防本部		香西保育所	58-1656
指令課	83-0119	佐原めぐみこども園	52-4392

名 称	電話番号	名 称	電話番号
総務課	83-2244	まんまる保育園	59-3040
予防課	83-2245	あげひばり保育園	79-8383
警防課	83-2246	明照保育園	82-2643
佐原消防署	52-4111	清水こども園	82-5701
小見川分署	83-0119	山倉第二保育園	79-2228
山田分遣所	78-2814	山倉保育園	78-2804
栗源分遣所	75-2131	府馬保育園	78-2104
十六島出張所	56-1115	八都保育園	78-2320

# 法一 1 香取市防災会議条例

平成18年 3月27日 条例第19号  
改正 平成24年 9月26日 条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、香取市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香取市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び40人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 香取広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び香取市消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長の任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成24年9月26日 条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 法一 2 香取市災害対策本部条例

平成18年3月27日条例第20号  
改正

平成24年8月3日条例第27号

### 香取市災害対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、香取市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

#### 附 則（平成24年8月3日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香取市災害対策本部条例の規定は、平成24年6月27日から適用する。

## 法—3 香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程

平成23年3月24日訓令第3号

改正

平成24年7月5日訓令第10号

平成30年9月5日訓令第11号

令和2年9月1日訓令第18号

### 香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、水災、風災、地震その他の災害（以下「災害」という。）により被害を受けた建築物、家財その他の物件（以下「り災物件」という。）のり災証明書等の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類)

第2条 り災物件に係る証明書の種類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める証明書とする。

(1) 建築物の被害の程度（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の別）を証明する場合 り災証明書

(2) り災物件の被害の状況を証明する場合 被災証明書  
(被害状況の確認方法)

第3条 前条各号に規定する証明書を交付する場合は、それぞれ次の各号に掲げる方法により、り災物件の被害状況を確認するものとする。

(1) り災証明書 原則として、現地確認の方法によるものとする。ただし、被害の程度が、一部損壊に該当することが明らかな場合は、現地確認の方法に代えて、写真により被害状況を確認することができる。

(2) 被災証明書 原則として写真により被害状況を確認するものとする。ただし、止むを得ない理由により、写真によることができない場合は、被害を受けたことがわかる書類により確認することができる。

(証明書の申請)

第4条 第2条各号に規定する証明書は、それぞれ次の各号に掲げる書面に基づき申請するものとする。

(1) り災証明書 り災証明申請書（別記第1号様式）

(2) 被災証明書 被災証明申請書（別記第2号様式）

2 前項各号に規定する申請書には、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) り災証明申請書 第3条第1号ただし書による場合は、原則として被害状況の確認できる写真とし、止むを得ない理由により、写真の添付ができない場合は、その他被害を受けたことがわかる書類とする。

(2) 被災証明申請書 原則として被害状況の確認できる写真とし、止むを得ない理由により、写真の添付ができない場合は、その他被害を受けたことがわかる書類とする。

3 第1項各号の規定による申請は、被害を受けた日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、り災証明書（別記第3号様式）又は被災証明書（別記第4号様式）を申請者に交付するものとする。

(交付の特例)

第6条 市長は、り災者がり災物件に係る証明を別に指定する様式により申請したときは、第2条及び前条の規定にかかわらず、当該様式への証明をもって前条の規定による交付に代えることができる。この場合において、当該証明は、第2条各号の規定に準じて行うものとする。

(証明事項)

第7条 り災証明書及び被災証明書で証明する事項（前条の規定による証明を含む。）は、災害に

よるり災に関する事項とし、被害額については、証明しないものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年7月5日訓令第10号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年9月5日訓令第11号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日訓令第18号）

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程の規定は、この訓令の施行日以後に発生した災害に係るり災証明書等の交付について適用し、同日前に発生した災害に係るり災証明書等の交付については、なお従前の例による。

## 法一4 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱

平成18年3月27日告示第17号

改正

平成31年4月1日告示第109号

令和2年9月1日告示第182号

### 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害により被災した世帯に対し、災害見舞金及び災害弔慰金を支給することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発により生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯 市内に居住する者で構成する世帯で、災害により被害を受けたものをいう。
- (3) 住家 現に居住する者がある建物で、市内にあるものをいう。
- (4) 全焼、全壊又は流失 焼失、損壊若しくは流失部分の床面積がその住家の延床面積の7割以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が5割以上に達した程度のものをいう。
- (5) 大規模半壊又は大規模半流失 損壊若しくは流失部分がその住家の延床面積の5割以上7割未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が4割以上5割未満のものをいう。
- (6) 半焼、半壊又は半流失 焼失、損壊若しくは流失部分がその住家の延床面積の2割以上7割未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が2割以上5割未満のものをいう。
- (7) 床上浸水 浸水が住家の床上に達したものをいう。
- (8) 準半壊又は一部損壊 半焼、半壊又は半流失に至らない程度の住家の破損で、10万円以上の補修を必要とするものをいう。
- (9) 宅地の流失又は埋没 住家の敷地が災害により流失又は埋没し、その復旧に10万円以上の経費を要するものをいう。
- (10) 死亡 災害による死亡をいう。
- (11) 傷害 災害により負傷した場合で入院治療期間が3週間以上のものをいう。

2 前項第4号から第6号までの規定による被害程度の認定基準は、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成30年3月内閣府(防災担当))によるものとする。

(災害見舞金の支給)

第3条 市長は、前条の規定に該当する被災世帯に対し、次に定める災害見舞金を支給する。ただし、災害が重複して発生した場合は、見舞金の支給額の多い災害を支給対象とする。

- (1) 住家の全焼、全壊又は流失 10万円
- (2) 住家の大規模半壊又は大規模半流失 5万円
- (3) 住家の半焼、半壊又は半流失 5万円
- (4) 住家の床上浸水 1万円
- (5) 住家の準半壊又は一部損壊 1万円
- (6) 宅地の流失又は埋没 1万円
- (7) 傷害者 1万円

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、特に必要と認めるときは、災害見舞金を支給することができる。

(災害弔慰金の支給)

第4条 市長は、市内に居住する者が災害により死亡し、又は死亡したことが確実な場合には、1人につき20万円を災害弔慰金として支給するものとする。

(災害見舞金等の支給方法)

第5条 災害見舞金は、被災世帯の世帯主に支給するものとする。

2 災害弔慰金は、死亡した者の遺族又は葬祭を行う者に支給するものとする。

(災害見舞金等の支給の制限)

第6条 市長は、災害による被害が次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金及び災害弔慰金を支給しない。

(1) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)に基づく災害弔慰金の支給対象となった場合

(2) 世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失による場合

(被害状況の調査)

第7条 市長は、災害が発生したときは、被害状況調査書(別記様式)により速やかに被害状況を調査しなければならない。ただし、香取市災証明書等の交付に関する事務取扱規程(平成23年香取市訓令第3号)第5条の規定により災証明書が被災世帯に交付された場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐原市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱(平成4年佐原市告示第56号)又は小見川町災害見舞金等の支給に関する要綱(平成2年小見川町告示第3号)に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年4月1日告示第109号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年9月1日告示第182号)

この告示は、公示の日から施行する。

## 法—5 災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官  
改正

昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)の定めるところによるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号)に定める火災をいう。)を除いたものとする。

#### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

#### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

### 第 2 記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

## 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

## 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

## 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

## 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の可川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。

- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(様式 略)

## 法—6 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

平成 24 年 3 月 日消防応第 4 号  
改正

平成 25 年 3 月消防応第 14 号、  
平成 31 年 4 月消防応第 2 号

- 1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
  - 1 死者の扱いについて  
以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。
    - ア 死体を確認したもの(身元不明のものも含む。)
    - イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)(以下「母慰金法」という。)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)
  - 2 死者の計上場所について
    - 1 アのケースについては、原則、被災地(「本人が実際に害を受けた場所(市町村)」以下同じ。)で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。
      - ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合
        - ア 被災地が確定又は推定できる場合  
→被災地で計上
        - イ 被災地が不明かつ死体発見場所が確定又は推定できる場合(ただし、I の場合を除く。)  
→死体発見場所で計上
        - ウ 被災地も死体発見場所も不明な場合  
→死亡届に添付される「死亡診断書(死体検案書)」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」(記載が無い場合は、「死亡したところ」)に記載された市町村で計上
        - エ 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合  
→居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上
      - 1 イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。
  - 2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
    - 1 行方不明者の取扱いについて  
当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。  
なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。
      - ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
      - イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市長

村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣言がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条の規定に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

## 2 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

- ## 3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### 1 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したのものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

→重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給をうけたもの

→重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

### 2 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合→被災地で計上

イ 3 1 イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

## 4 その他

- ### 1 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

- ### 2 身元不明の死体については、行方不明者として計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。
- ### 3 支社等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは、困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

## 法—7 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村が負担する災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までの事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税込額×1に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の全体額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて、激甚法第2章の措置。</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設災害に係る地方債について、激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置。</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置。</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置。</p>
<p>3 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その当該市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、13条及び15条の措置。</p>

## 法—8 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第2章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額 × 100分の4 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額 × 100分の1.2かつ、次の要件のいずれかに該当する 都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当 該年度の標準税収入総額 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額 > 当 該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 0.25
法第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の 0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の 0.15かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あ るもの (1) 一の都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県 の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係 る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分 の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激 甚災害
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、 被害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じ て個別に考慮する (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の 0.15かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当 該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第12条、13条、15条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06、かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2。ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例的措置が講じられることがある。
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 法第19条 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。 (1) 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で200戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で400戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

## 協定 災害時協定一覧

令和2年10月31日

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
1	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内各水道事業管理者	平07.11.02	上下水道部	(1)応急給水作業 (2)応急復旧作業 (3)応急復旧用資器材の提供に相互応援する
2	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県 県内 56 市町村	平08.02.03	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
3	社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	千葉県内各水道事業管理者	平10.05.18	上下水道部	(1)他の県支部会員に対する応援要請 (2)都県支部長に対する応援要請 (3)他の地方支部長に対する応援要請
4	全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書	協定合意 34 団体	平12.04.26	商工観光課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
5	災害時の応急対策業務（米飯等提供の店）についての協定	佐原農業協同組合	平18.06.01	農政課	(1)給食に関する原材料の提供 (2)設備機器の提供を要請できる
6	災害時に接骨師の協力に関する協定	(社)千葉県接骨師会東部支部香取地区	平18.06.01	総務課	医師が行う医療救護活動への協力を要請できる
7	災害時の応急対策業務（米飯等提供の店）についての協定	株池田喜平商店	平18.06.01	農政課	(1)給食に関する原材料の提供 (2)設備機器の提供を要請できる
8	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	平18.06.01	総務課	食糧、医薬品等の物資の緊急輸送を要請できる
9	緊急輸送等の支援協力に関する協定	千葉県トラック協会香取支部	平19.07.26	総務課	救援物資、人員等の緊急輸送を要請できる。
10	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	千葉県エルピーガス協会香取支部	平19.08.31	総務課	応急生活物資（カセットコンロ、ボンベ、液化石油ガス）等の供給
11	アマチュア無線による災害時応援協定	小見川無線クラブ香取市佐原圏アマチュア無線非常通信ネット	平20.11.01	総務課	公衆電話網その他通常の方法手段による通信連絡が困難又は不可能な場合、情報の収集伝達について協力を要請できる
12	災害時における家屋被害認定	千葉県土地家屋調査士会	平23.04.01	総務課	災害時に認定調査等の実施について協力を要請することができる
13	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	千葉県石油商業組合香取支部	平24.01.17	総務課	災害時に応急・復旧対策を実施するうえで石油類燃料を必要とする場合は、供給について協力を要請できる
14	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	長島石油株式会社	平24.01.23	総務課	災害時に応急・復旧対策を実施するうえで石油類燃料を必要とする場合は、供給について協力を要請できる
15	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	千葉県石油商業組合佐原支部	平24.01.26	総務課	災害時に応急・復旧対策を実施するうえで石油類燃料を必要とする場合は、供給について協力を要請できる
16	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	平24.02.20	総務課	生活物資の供給について協力を要請できる
17	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村	平24.07.27	生涯学習課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
18	災害時の歯科医療救護活動についての協定	(社) 香取匝瑳歯科医師会	平 24. 10. 01	健康づくり課	医療救護活動を実施するにあたり、歯科医療救護班の編制派遣を要請できる ※医師会合併により H24. 10. 01 (社) 香取匝瑳歯科医師会発足。H18. 06. 01 に香取郡市歯科医師会と締結した協定内容を見直し、再締結
19	災害時相互応援協定	福島県喜多方市	平 24. 10. 13	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
20	愛知県安城市、千葉県香取市災害時相互応援協定	愛知県安城市	平 25. 02. 01	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
21	千葉県香取市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定	岩手県山田町	平 25. 03. 15	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
22	災害時における支援協力に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	平 25. 11. 14	総務課	(1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供 (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送を要請できる
23	災害時相互応援協定	兵庫県川西市	平 25. 11. 22	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
24	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人東総あやめ会 社会福祉法人江戸川豊生会 社会福祉法人福祉楽団 社会福祉法人国寿会 株式会社モデンナ・ケアサービス 社会福祉法人九十九里ホーム 医療法人社団志誠会 医療法人三省会 医療法人社団恵慈会 社会福祉法人阿育会 (R2. 4. 1) 社会福祉法人ロザリオの聖母会 社会福祉法人大泉旭出学園 社会福祉法人善隣会 社会福祉法人江戸川豊生会 (H30. 11. 1)	平 26. 03. 13	社会福祉課	福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができる
25	災害時における救援物資の提供に関する協定	キンキサイン株式会社	平 26. 04. 10	総務課	備蓄飲料水の提供

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平 26. 10. 08	総務課	(1) 備蓄用地図(住宅地図及び広域地図)の貸与 (2) 一定期間の複製利用許諾 (3) WEB用住宅地図の提供
27	茨城県潮来市及び千葉県香取市の飲料水兼用耐震性貯水槽共同設置に関する協定	茨城県潮来市	平 26. 11. 27	総務課	両市の市民の安心と安全の確保を図るため、貯水槽を共同して整備。設置に係る工事費用(委託料を含む)の負担割合については、世帯数による応分とする。なお、維持管理費用については、潮来市の全額負担とする。
28	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	平 27. 5. 27	社会福祉課	福祉用具等物資の供給について協力を要請できる
29	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平 28. 1. 27	総務課	(1) 物資の供給(食料品・飲料品・日用品など) (2) 店舗営業の継続又は早期営業再開を要請できる
30	災害時相互応援協定	佐賀県鹿島市	平 28. 4. 23	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
31	災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人 香取郡市医師会	平 28. 09. 13	総務課	医療救護活動を実施するにあたり、医療救護班の編成・派遣を要請できる ※H18. 06. 01 に締結した協定内容を見直し、再締結
32	災害時の医療救護活動等についての協定	香取郡薬剤師会	平 28. 09. 13	総務課	医療救護活動を実施するにあたり、医療救護活動への薬剤師の派遣を要請できる
33	災害発生時における香取市と日本郵便株式会社香取市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社香取市内郵便局代表日本郵便株式会社	平 28. 11. 1	総務課	(1) 緊急車両等としての車両の提供 (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した 避難先リスト等の情報の乙への相互提供 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項 (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項 ※同時に平常時の別協定「香取市と日本郵便株式会社香取市内郵便局との包括連携協定」あり ※H20. 10. 01 に締結した協定内容を見直し、再締結

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
34	大規模水害時における広域避難の連携に関する協定	茨城県潮来市、茨城県稲敷市、茨城県神栖市	平 29. 2. 7	総務課	利根川、霞ヶ浦及び常陸利根川沿川区域において大規模な水害が発生した場合または発生する恐れがある場合、協定市内の避難場所の利用にかかる相互援助を円滑に行う。 (1) 協定市内の指定避難場所の相互利用 (2) 避難場所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供 (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 (4) 援助物資の調達及び提供 (5) 前各号に定めるもののほか特に必要となる事項
35	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平 29. 3. 1	総務課	建設資材、金物・工具等の物資の供給について協力を要請できる
36	停電時における香取市防災行政用無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	平 29. 03. 16	総務課	防災無線を通じて停電情報の提供を行い、市民生活の安心・安全の確保および秩序の維持を図る
37	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定	一般社団法人千葉県建設業協会香取支部	平 29. 3. 30	総務課	香取市が管理する道路、河川、その他の公共土木施設及び農林水産業施設における損傷箇所等の被害状況の把握と甲への報告、及び応急措置・応急復旧工事
38	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	千葉県建築士会香取支部	平 29. 3. 31	都市整備課	(1) 香取市が災害対策本部の下に設置する被災建築物応急危険度判定に係る実施本部の判定コーディネーターによる支援 (2) 香取市が指定する防災拠点施設、医療施設、避難所及び社会福祉施設等の被災建築物応急危険度判定 (3) その他香取市が必要と認める施設及び家屋の被災建築物応急危険度判定
39	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合香取支部	平 29. 6. 27	総務課	避難所等での理容ボランティアの実施を要請できる。
40	災害等における公共施設等の復旧業務に関する協定	香取市管工事協同組合	平 29. 11. 6	総務課	香取市上下水道事業施設の機能を維持するとともに災害の発生及び被災に伴う被害の拡大を未然に防止し、また、被災した公共施設等の復旧を円滑に図る
41	災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定	千葉県電気工事工業組合佐原支部	平 29. 11. 6	総務課	{ 1 } 公共施設及び避難施設の電気設備等の復旧活動に関すること。 (2) 香取市内における電気にかかる事故防止に関すること。 (3) 活動中における二次災害等を見つけた場合には、関係機関に通報すること。 (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。 (5) その他、甲が必要と認める緊急復旧作業に関すること。

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
42	原子力災害時における県外広域避難に関する協定	茨城県大洗町と銚子市・旭市・匝瑳市・香取市・多古町・東庄町	平 30. 3. 27	総務課	東海第二原子力発電所から 30 km 圏内 (UPZ 圏内) に位置する大洗町が避難対象となった場合に、全町民 1 万 8 千人を香取・海浜地域 4 市 2 町で受け入れる。 指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を大洗町民の避難所として提供する。 避難受入市町が県外広域避難の受け入れをする場合の期間は、原則として 1 か月以内。
43	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令 1. 7. 25	総務課	市ホームページのキャッシュサイト作成。 「Yahoo!防災速報」による自治体からの緊急情報の配信。
44	災害時等における協力に関する基本協定	成田国際空港株式会社と香取市・成田市・富里市・山武市・栄町・神崎町・多古町・芝山町・横芝光町	令 2. 3. 25	企画政策課	成田空港周辺 9 市町に災害が発生した際に、成田国際空港株式会社の施設、食料及び資機材を提供する
45	香取市での災害等における調査研究・支援活動に関する協定	NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン	令 2. 4. 1	総務課	無人航空機 (ドローン) を活用した被災状況の調査、被災地図の作成
46	災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ダイワテック	令 2. 4. 1	総務課	災害時に資機材 (ソーラーハウス) のレンタルを要請できる
47	災害における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	令 2. 4. 1	総務課	災害時に協定内に規定する実施可能な行政書士業務を要請できる
48	災害時における資機材リースに関する協定	株式会社日乃本鹿嶋	令 2. 4. 1	総務課	災害時に資機材 (発電機) のリースを要請できる
49	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会	令 2. 7. 21	総務課	感染症の拡大を防ぎ市民生活の安定を回復するための防疫業務を要請できる
50	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セッツカートン株式会社	令 2. 7. 22	総務課	避難所の設営等に必要な物資を要請できる
51	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	令 2. 8. 17	総務課	長期停電の早期復旧及び事前対応並びに停電の未然防止 (他覚書 3 件有)

## 様式 自衛隊災害派遣要請書等

第 号

年 月 日

千葉県知事

様

香取市長

印

### 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

#### 記

#### 1. 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

#### 2. 派遣を希望する期間

年 月 日から災害応急対策の実施が終了するまでの間

#### 3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

#### 4. その他参考になるべき事項

(連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等)

第 号

年 月 日

千葉県知事

様

香取市長

印

自衛隊災害派遣撤収要請書（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼した自衛隊の出動について、下記  
のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収日時 年 月 日 時 分

2. 撤収理由

3. その他必要事項